

陸自教範 7-41

普 通 科 中 隊

308FM ~~本~~

山下用

陸 上 幕 僚 監 部

昭 和 43 年 11 月

陸上自衛隊教範第7—41号

教範 普通科中隊 を次のように定める。

41. 5. 27制定の陸上自衛隊教範第7—41号
普通科中隊は廃止する。

昭和43年11月29日

陸上幕僚長 陸将 山田正雄

配 布

別途通達により指示する。

陸自教範 7-41

普 通 科 中 隊

陸 上 幕 僚 監 部

昭 和 4 3 年 1 1 月

は し が き

第1. 目的

本書は、主として普通科幹部、特に普通科中隊長以下に対し、中隊以下の部隊の指揮実行上の原則及び手順を明らかにし、教育訓練に関する一般的準拠を与えることを目的とする。

第2. 本書使用上の注意事項

本書は、「陸上自衛隊編制」、教範「普通科連隊(群)」、「用語集」、連隊内各中隊教範、他職種運用教範、機能別及び特定作戦別教範等と関連して使用する必要がある。

第3. 改定意見の提出

本書の改定に関する意見は、随時、陸上幕僚長(第5部長気付)に提出するとともに、陸上自衛隊富士学校長に通報するものとする。

目 次

は し が き

第1編 普通科中隊

第1章 総 説

第1節 概 説	1
第2節 編制及び機能	2
第3節 指 揮	3
第4節 通 信	8
第5節 火力の運用及び調整	15
第6節 情報及び警戒	21
第7節 人 事	25
第8節 兵 站	
第1款 要 説	31
第2款 補 給	34
第3款 整備及び回収	37
第4款 衛 生	39

第2章 行進及び宿営

第1節 行 進	
第1款 要 説	42
第2款 行進一般の要領	43

第3款 行進間の警戒部隊	47
第2節 宿 営	
第1款 要 説	55
第2款 宿営地の占領	55
第3款 前 哨	58
第3章 攻 撃	
第1節 概 説	
第1款 要 説	63
第2款 普戦チーム	65
第2節 攻撃準備	
第1款 要 説	69
第2款 攻撃計画及び攻撃命令	73
第3款 戦闘展開の実施	105
第3節 攻撃実施	106
第4節 予備中隊	118
第5節 夜間攻撃	
第1款 要 説	119
第2款 強 襲	121
第3款 隠密攻撃	142
第6節 渡河攻撃	144
第7節 挺進行動	154
第4章 防 御	

第1節 概 説	156
第2節 防御準備	
第1款 要 説	160
第2款 防御計画及び防御命令	164
第3款 陣地占領	192
第3節 防御戦闘	193
第4節 反斜面防御及び円陣防御	
第1款 反斜面防御	199
第2款 円陣防御	201
第5節 夜間の防御	203
第6節 予備中隊	206
第7節 警戒任務	209
第5章 後退行動	
第1節 概 説	214
第2節 夜間離脱	215
第3節 昼間離脱	221
第6章 遅滞行動	228
第7章 ヘリボン行動	
第1節 ヘリボン攻撃	232
第2節 空中離脱	247
第2編 小銃小隊等	
第1章 小銃小隊	

第1節 概 説	253
第2節 行進及び宿営	
第1款 要 説	257
第2款 行進間の警戒部隊	257
第3款 宿営間の警戒	262
第3節 攻 撃	
第1款 要 説	263
第2款 攻撃準備	264
第3款 攻撃実施	275
第4款 予備小銃小隊	284
第4節 防 御	285
第2章 小銃班・分隊	
第1節 概 説	300
第2節 行進及び宿営	305
第3節 攻 撃	310
第4節 防 御	321
第3章 火器分隊、輕機分隊、迫撃砲分隊	
第1節 火器分隊	335
第2節 輕機分隊	339
第3節 迫撃砲分隊	341
第4章 無反動砲小・分隊	
第1節 概 説	342

第2節 行進及び宿営	345
第3節 攻 撃	346
第4節 防 御	358
第5章 迫撃砲小・分隊	
第1節 概 説	368
第2節 行進及び宿営	378
第3節 攻 撃	379
第4節 防 御	392
第5節 前進觀測班	402
第6章 火器 小隊	
第1節 概 説	408
第2節 機関銃班・分隊	409
第3節 無反動砲班・分隊	411
第4節 迫撃砲班・分隊	412
第7章 彈 藥 班	414
付録第1. 先任陸曹以下の主要な業務	419
第2. 中隊通信網の一例	423
第3. 各種補給品の取得及び配分 のための手続	426
第4. 戦闘(行進を含む)隊形	
第1節 小銃班(分隊)	428

第2節	迫撃砲分隊、無反動砲分隊、火器分 隊及び軽機分隊	431
第3節	小銃小隊、無反動砲小隊、迫撃砲小 隊及び火器小隊	435
第5. 信	号	446

第1編 普通科中隊

第1章 総 説

第1節 概 説

第1. 要 旨 ①

普通科中隊は、普通科連隊（群）における戦闘実行の基礎となる単位部隊であり、通常連隊（群）の一部として行動し、主として近接戦闘により敵を撃破又は捕捉（そく）し、あるいは地域を占領確保する。状況により増強されて独立的に行動する。

第2. 普通科中隊の特性

1. 普通科中隊は、中隊長を核心とする強固な団結を保持して、小隊等の有機的な活動により戦闘力を発揮し、普通科戦闘の惨烈な状態を克服して任務を達成する。
2. 普通科中隊は、強力な突撃力、対戦車能力及び迫撃砲火力をもって、靱（じん）強な戦闘を遂行することができる。
3. 普通科中隊は、主として徒歩で行動し、気象・地形及び時期のいかんを問わず戦闘を行なう。また自動車化

(装甲輸送車化)部隊、あるいはヘリボン部隊等として行動する。

4. 普通科中隊は、自隊の人事・兵站(たん)能力を有する最小の部隊である。

第2節 編制及び機能

第3. 普通科中隊の編制

1. 普通科連隊の中隊は、中隊本部、4個の小銃小隊、迫撃砲小隊及び無反動砲小隊(第7師団を除く。)から成る。

2. 普通科群の中隊は、中隊本部、4個の小銃小隊、火器小隊及び弾薬班から成る。

第4. 中隊本部及び各小隊等の機能

1. 中隊本部は、中隊の指揮活動及び人事・兵站活動を行なう。

2. 小銃小隊は、中隊の基幹部隊として、軽快かつ韌強な近接戦闘を行なう。

3. 迫撃砲小隊は、81mm迫撃砲をもって、小銃小隊の戦闘に密接かつ継続的に協力する。

4. 無反動砲小隊は、中隊の対戦車火力の骨幹として、106mm無反動砲をもって対戦車戦闘を行なう。

5. 火器小隊は、機関銃及び81mm迫撃砲をもって、小銃小隊の戦闘に密接かつ継続的に協力するとともに、106mm無反動砲をもって対戦車戦闘を行なう。

6. 弾薬班は、中隊弾薬交付所を開設・運営し、各小隊に対する弾薬補給を行なう。

第3節 指揮

第5. 中隊長の職責

中隊長は、中隊を指揮し、その行動について全責任を負う。

第6. 中隊長の資質

1. 中隊長は、高邁(まい)な徳性と豊富な識見を備え中隊団結の核心となるとともに、旺(おう)盛な責任観念と強力な実行力をもって、率先任務に邁進しなければならない。

2. 中隊長は、配属・協力・支援部隊の特性に通暁するとともに、これらの戦闘力を総合発揮する能力を保持することが必要である。

第7. 指揮の一般要領

1. 中隊長は、指揮下部隊を確実に掌握し、明確な企図のもとに適時適切な命令を与えてその行動を律するとと

もに、みずから陣頭に立って軽快機敏に中隊を指揮する。また、部下指揮官に対し、つとめて自主的行動の余地を与えることに留意する。

2. 中隊長は、配属・協力・支援部隊指揮官の専門的識能を活用して総合戦闘力の發揮に努める。また上級指揮官に対し意見を提出し、常に積極的に任務の遂行を図る。

3. 中隊長の指揮は、状況に即応し、時期を逸しないことが重要である。その指揮手順は、状況により変化し、一定の形式はないが、準備に使用できる時間の多少に応じ最良の手順を定める。

連隊命令受領後の指揮手順の一例は、次のとおりである。

- (1) 任務の分析及び腹案の作成
- (2) 関係部隊との調整及びその後の調整に関する打合わせ
- (3) 中隊の移動及び中隊命令下達のため必要な手配
- (4) 偵(てい)察の計画
- (5) 偵察の実施
- (6) 構想の決定
- (7) 計画の完成
- (8) 命令の作成及び下達
- (9) 命令実行の監督・指導

4. 中隊においては、計画及び命令を文書にすることは少なく、命令は通常現地につき口頭で下達する。

5. 中隊長は、指揮にあたり、副中隊長、運用訓練幹部等を活用し、その実行を補佐させる。

第8. 副中隊長、運用訓練幹部等

1. 副中隊長 副中隊長(化学係兼務)は、中隊長を助け、その意図に基づき適時適切に中隊本部の業務を調整して、本部活動の能率的な遂行を図るとともに、委任された恒例的事項あるいは方針に基づく細部事項を積極的に処理して、中隊長の軽快機敏な指揮を補佐する。

状況により一部の部隊の指揮を命ぜられることがある。また中隊長に事故があるとき又は欠けたときは、中隊長の職責を遂行する。

2. 運用訓練幹部 運用訓練幹部(第7師団、普通科群を除く。)は、編成、訓練、戦闘及び情報等の業務について、中隊長の指揮の実行を補佐する。

その主要な業務は、次のとおりである。

- (1) 情報、地図及び航空写真の取得・交付に関する計画、調整及び実施の監督について中隊長を補佐するとともに、中隊長、指揮下部隊、及び関係部隊に敵、気象及び地形についての情報並びに味方部隊の状況についての報告・通報に関する業務を行なう。

(2) 編成、訓練及び戦闘時に火力運用の調整等に関する事項の計画、調整及び実施の監督について中隊長を補佐する。

(3) 中隊内及び中隊と上級・配属・協力・支援・隣接部隊との通信組織の構成・維持・運営について、通信陸曹の業務を指導する。

3. 前任陸曹以下の業務については、付録第1参照。

第9. 中隊長の位置

中隊長は、中隊の行動全般を最もよく把(は)握し、かつ軽快、機敏な指揮を行なうため、指揮所又は監視所に位置し、あるいは戦況の進展に伴い適時戦闘の焦点に進出する。

指揮所を離れる場合は、無線通信手及び伝令を同行し、絶えず連隊長、中隊指揮所、各小隊長及び配属・協力・支援部隊との通信を確保する。

第10. 指揮所及び監視所

1. 指揮所

(1) 指揮所には、戦闘間通常、中隊長、副中隊長、運用訓練幹部、前任陸曹、伝令、その他の陸曹等及び通信機関等が位置する。

(2) 指揮所の位置は、中隊の指揮を容易にするようにつとめて前方に設ける。

位置の選定にあたっては、戦況、部隊配置、道路、通信上の要求、地積、隠・掩蔽(えんぺい)、警戒等に対機甲・対遊撃警戒等を考慮する。また必要に応じ、予備位置を選定する。

指揮所を決定した場合及び移転した場合は、すみやかに連隊長に報告するとともに関係部隊に通報する。

(3) 指揮所の移転は、中隊長の指揮を便にするため、軽快かつ適時に行なう。この際、特に連隊及び指揮下部隊との通信の中絶を防止することが必要である。

移転にあたっては、中隊長は、新指揮所の位置及び移転の時期・要領について副中隊長に示し、運用訓練幹部及び所要の通信要員を伴い先行することが多い。副中隊長は、残余の指揮所要員を指揮して旧指揮所を整理し、新指揮所に移転する。

(4) 中隊長は、指揮所の内部配置、勤務、直接警戒、偽装・分散、工事の実施等、指揮所の運営について所要の事項を定め、細部については、通常前任陸曹に行なわせる。

2. 監視所 中隊長は、戦闘間、監視所を設け、継続的に敵情を監視し、必要な情報資料を収集する。

中隊監視所の設定にあたっては、指揮所との間に通信連絡を確保するとともに連隊監視組織と調整する。

第4節 通信

第11. 要旨

1. 通信は、適時必要な命令、報告、通報等を伝達し、適切な指揮を行なうため不可欠の要素である。
2. 普通科中隊の通信の特色は、激烈な近接戦闘下に各種の気象・地形を克服して、通信組織を構成・維持・運営するとともに、諸職種協同のための中枢的機能を維持することにある。このため中隊長は、中隊の通信組織を適時に確立し、これを有効に運用して緊要な時期と場所における指揮・連絡を継続的に確保することが必要である。
3. 中隊長以下各幹部及び各班長等の通信に関する関心と識能は、中隊の通信能力にきわめて大きな影響を与える。中隊長以下各幹部等は、みずから通信に関する識能を向上し、通信手段、通信器材の特性・能力・限界を理解するとともに器材の操法、通話要領等に習熟することが必要である。また通話は、みずから直接行なうことを本則とする。
4. 中隊長は、常に通信に任ずる者の訓練及び補充に關し、着意するとともに、中隊の全員を有線通信手あるい

は伝令として、またつとめて多くの人員を無線通信手として使用できるように、必要な訓練を行ない、中隊の通信能力を増強する。

また中隊長は、絶えず通信器材の整備に留意し、その能力を最大限に発揮できるようにする必要がある。

第12. 通信計画及び通信に関する命令

1. 中隊長は、戦況、地形、中隊の通信能力等を考慮し、最も効率的な中隊の通信組織を構成・維持・運営するため、通信計画を定める。計画にあたっては、所要の事項を通信陸曹に示して細部の計画を担当させるとともに、必要な調整を行なわせる。

通信計画の内容は、次のとおりである。

- (1) 通信運用の構想、特に通信の確保を重視する時期と場所
 - (2) 構成する通信組織
 - ア. 有線・無線通信及び伝令通信
 - イ. 視覚・音響通信等
 - (3) 配属部隊との通信要領
 - (4) 上級・隣接・協力・支援部隊等との通信要領
 - (5) 通信に関する諸統制及び通信保全
 - (6) 通信補給及び整備に関する事項等
2. 中隊長は、通信計画のうち必要な事項を命令として

適時部下指揮官に下達する。この際作戦規定等を活用する。また中隊長は、通信規定中、無線の周波数、呼出符号等の通信運用上必要な事項についても示す。

第13. 中隊通信組織

1. 中隊長は、各種通信手段を総合的に運用して、通信組織の能力を最大限に発揮するとともに、通信実施の迅速・確実・安全を期さなければならない。

2. 中隊のおもな通信手段には、無線通信、有線通信及び伝令通信がある。その他の通信手段には、視覚通信、音響通信等がある。

第14. 無線通信

1. 無線通信は、中隊の主要な通信手段である。中隊長は、無線通信の運用上の重点を明らかにし、車両無線機及び携帯無線機をもって中隊の無線通信系を構成する。中隊の無線通信網の一例については、付録第2参照。

2. 中隊長は、無線通信の実施にあたっては、必要に応じ緊急重要な通信の速達を図るため、所要の統制を行ない、また通信保全のためつとめて秘匿略号、隠語等を使用する。

第15. 線通信

有線通信は、通信容量が大であり、かつ秘匿性と確実性とすぐれ、きわめて有利な手段である。

構成する有線通信網の規模は、有線通信の必要度と利用する期間、敵情、地形、構成のため使用できる人員・器材・時間等を考慮して定める。時間の余裕がある場合には、十分な有線通信網を構成することができるが、状況の進展が迅速な場合には、通常監視所、短距離の射撃指揮用回線等の構成に限定して構成する。

有線通信網の構成にあたっては、わが部隊特に戦車部隊の行動による損傷及び敵の砲撃等による損害を避けるように構成の経路・方法を適切に選定する。

中隊長は、必要に応じ通信要員以外の人員をもって有線通信手を増強する。

中隊の有線通信網の一例については、付録第2参照。

第16. 伝令通信

伝令通信は、中隊の通信手段として重要である。

伝令に対しては、伝達受領者、目的地、目的地到着時刻、経路、使用する手段、任務達成後の行動、警戒、保全等について示す。

第17. 視覚通信及び音響通信等

1. 視覚通信及び音響通信は、通常補足の通信手段として、近距離において命令、指示、連絡等を迅速に伝達するに便利であるが、通信保全上の必要から使用の制限を受けることがある。使用にあたっては、企図を秘匿し、

誤解を生じないようにし前に使用の方法を周知徹底するとともに、敵に傍受され、あるいは同一信号を慣用して敵に逆用されないように注意する。

(1) 視覚通信は、警告及び警報の伝達、射撃要求、射程延伸、位置の表示、目標の奪取の報告、その他の行動の統制・調整等のために使用する。中隊においては、対空布板、手旗、信号弾のほか、懐中電燈、発光器材、煙、手信号等を輕易に使用する。

(2) 音響通信は、主として警告及び警報を伝達する。中隊においては、らっば、笛、鐘、火器、車両の警笛、サイレン等を輕易に使用する。

2. 中隊は、軽飛行機から通信筒の投下を受け、またつり取りにより通信を行なうことがある。

第18. 協力・支援・配属部隊等との通信

1. 重迫撃砲中隊との通信は、連隊の各通信系を通ずるほか、中隊長は、中隊地域に派遣される前進観測幹部と連絡を維持し、また必要により中隊本部の無線機をもって重迫撃砲中隊の無線系に直接加入して行なう。配属及び直協任務の重迫撃砲小隊の小隊長は、通常中隊指揮系に加入し、また防御等においては相互に調整して全般任務あるいは直協任務の重迫撃砲小隊と中隊間に有線通信を構成することがある。

2. 直協任務の特科大隊との通信は、連隊指揮系によるほか、特科前進観測班を通じて行なう。

3. 戦車部隊との通信は、次のように行なう。

(1) 戦車部隊が中隊に配属された場合は、戦車部隊指揮官を中隊指揮系に加入させる。この場合小銃小隊長は、中隊指揮系を通じて戦車部隊指揮官と通信を行なう。状況により所要の戦車との直接通信を有利とすることがある。

(2) 普通科隊員と各戦車との通信は、戦車後部の車外電話装置によって行なうことができる。

(3) 伝令通信及び視覚通信等は、普戦間で有効に使用する。

4. 対戦車部隊が配属された場合は、中隊指揮系に加入させる。

5. 偵察隊の小隊が中隊に配属された場合は、中隊指揮系に加入させるほか、所要に応じ偵察小隊の通信能力を活用する。

6. 連隊に配属又は直接支援の施設中隊等との通信は、連隊指揮系を通じて行なう。施設小隊が中隊を支援する場合は、中隊長は、伝令通信を有効に活用するほか、中隊の携帯無線機を貸与するか、施設小隊指揮系に加入して通信を行なう。施設小隊が配属された場合は、中隊指

揮系に加入させる。

7. 中隊に装甲輸送部隊が配属された場合は、装甲輸送部隊の指揮官を中隊指揮系に加入させる。乗車間は、装甲輸送車の装備する車両無線機を中隊指揮系として使用する。

8. 中隊がヘリボン部隊として行動する場合においては、上級部隊との通信は、通常ヘリコプタの無線機を利用する。状況により上級部隊との間にFM系あるいはAM系又はこの両系を構成することがある。

9. 隣接部隊との通信は、連隊の無線系及び連隊交換所を通じて行なう。状況により直接有線通信を構成することがある。

第19. 通信組織の推進

中隊長は、状況の進展に応じ通信を確保するため、事前に通信組織の推進に関する十分な準備を整えることが必要である。

中隊通信組織の推進の要領は、状況によって異なるが、無線通信を最大限に活用し、伝令通信をもってこれを補い、可能な場合には、短距離の有線通信の構成又はかけ換えを行なわせる。この際中隊長は、通信の中絶を防止する着意が必要である。

第20. 通信組織運営上必要な統制

中隊は、部隊の企図・行動・所在を秘匿するため、しばしば電波の発射の制限又は封止を命ぜられることがある。電波管制に関する細部要領は、作戦規定で定められる。また中隊は、緊急重要な通信の速達を図るため、通信制限あるいは通話の統制を行なうことがある。

第21. 通信保全及び通信規律

中隊長は、通信保全のため秘匿略号、隠語、通信規定等の使用及び保管並びに切短な通話法等について適切な指導を行なう。また通信組織の効率性の発揮と通信保全のため、通信規律を高度に保持しなければならない。

第5節 火力の運用及び調整

第22. 要 旨

中隊長は、機微な普通科戦闘に即応し、小銃小隊等の戦闘に密接に協力させることを主眼として火力を運用する。このため中隊長は、自隊火力と上級部隊の火力とを調整総合し、小銃小隊等の行動に密接に結合させる。

第23. 火力の調整及び計画

1. 中隊長は、戦況、利用できる火力、調整及び計画のために利用できる時間等を考慮し、戦闘の各段階におけ

る火力運用を的確に計画する。計画は、融通性を保持し簡明で利用しやすいことが必要である。

2. 火力運用の調整及び計画の一般的手順は、次のとおりである。

(1) 中隊長は、連隊長の火力運用に関する全般的事項に基づき、所要の偵察を行ない、小銃小隊等の行動とよく調整して火力運用の要領を定め、これを戦闘計画作成の準拠として固有・配属の指揮官に示すとともに、連隊に対し必要な火力要求を行なう。

火力運用の要領には、中隊長の火力運用の方針、火器部隊の戦術的運用、概略の陣地地域及び射撃区域（地域）、戦闘の各段階における射撃の要領、弾薬の使用基準、陣地変換の時期及び方法、試射・修正射及び射撃開始の統制、共通の目標指示法等のうち必要な事項を含ませる。

(2) 中隊長は、連隊火力運用計画の作成と併行して、連隊火力運用計画のうち中隊の行動に直接関係のある重迫撃砲中隊（迫撃砲隊）、特科及び航空部隊等の予定火力と固有・配属の火器部隊の射撃計画を総合して、逐次中隊火力運用計画を完成する。

連隊長に対する火力要求には、目標の位置・種類・資料源、所望の射撃時期、要すれば要求する火器の種

類等を明らかにし、必要な場合は射撃の優先順位を含ませる。

3. 運用訓練幹部（第7師団においては迫撃砲小隊長、普通科群においては火器小隊長）は、中隊長の指示に基づき、特科及び重迫撃砲部隊の前進観測者、迫撃砲小隊長、無反動砲小隊長、配属及び直協任務の火器部隊指揮官等の意見を調整する。

第24. 火器部隊の戦術的運用

中隊長は、固有及び配属の火器部隊を直轄するか、あるいは小銃小隊等に配属して運用する。

直轄して運用する場合においては、全般任務か又は直協任務に使用する。

1. 全般任務においては、中隊長が火器部隊の射撃を統制し、中隊長の火力運用に融通性が得られる。したがって中隊長の統制により有効な射撃を行なうことができる場合は、全般任務を継続することが望ましい。

2. 直協任務においては、通常被協力小隊長の要求により射撃する。直協任務は、中隊長による有効な射撃の統制ができないか、又は特定の小銃小隊だけに協力させる必要がある場合等に用いる。

3. 全般任務及び直協任務における射撃の統制の基準は、次表のとおりである。

	射撃目標又は射撃区域	射撃陣地地域	射撃の実施	陣地変換
全般任務	中隊長の命令	同左	同左	同左
直協任務	被協力小銃小隊長の要求	中隊長の承認を得て小隊長みずから選定(ただし被協力小銃小隊長に通報)	被協力小銃小隊長の要求、中隊長の命令、小隊長の発意	小隊長の発意(ただし被協力小銃小隊長に通報)

4. 火器部隊の配属は、被配属部隊が主力から離れて独立的に戦闘する場合のように直轄して運用することが不可能であるか望ましくない場合に行なう。

中隊長は、被配属部隊指揮官の補給の責任の範囲を定める。

第25. 中隊に協力する火力戦闘部隊等

中隊長等は、中隊の戦闘行動に協力する火力戦闘部隊等の特性を認識し、その特性に応ずる射撃目標の選定を適例にするとともに、射撃の要求方法等に習熟して、効果的な戦闘を遂行する着意が必要である。

1. 重迫撃砲部隊

(1) 重迫撃砲部隊の射撃目標としては、次のようなものが適当である。

ア. 暴露又は遮(しゃ)蔽された小地域目標

イ. 位置の正確に判明している点目標(重火器、観測所等)

ウ. 煙幕の構成を要する目標

(2) 重迫撃砲部隊の前進観測班は、前進観測幹部及び前進観測陸曹の2名から成り、第一線中隊地域内で行動する。必要により第一線小隊と行動をともにする。前進観測幹部の業務については、本条第5項参照。

(3) 射撃要求は、普通科中隊の行動地域内において行動中の前進観測者に直接行なうか、又は指揮系統を通じて行なう。状況により重迫撃砲部隊と直接無線通信により行なうことができる。

2. 81mm 迫撃砲部隊 他の中隊の81mm 迫撃砲部隊の協力を受ける場合においては、これに与える射撃目標は、中隊固有の迫撃砲小隊に与えるものと同様である。

前進観測班は、通常中隊地域内で行動し、特に必要な場合は第一線小隊と同行する。

射撃の要求は、前進観測者を通ずるか、指揮系統を通じて行なう。また直通通信が設けられている場合には、射撃部隊に対し要求する。

3. 対戦車部隊

(1) 対戦車部隊は、戦車及び装甲輸送車両(以下「戦

車等」という。)を射撃する。

(2) 射撃の要求は、近傍の射撃部隊に直接行なうか、利用できる通信連絡手段により対戦車部隊指揮官に行なう。

4. 戦車部隊

(1) 戦車部隊の射撃目標としては、敵戦車等及び対戦車火器、自動火器等がある。

(2) 射撃の要求は、利用できる通信連絡手段により、戦車部隊指揮官又は必要な戦車に対して行なう。

5. 特科部隊

(1) 特科部隊の射撃目標としては、密集部隊、砲迫陣地、軽度の構築物、重火器及び煙幕の構成を要する目標等が適当である。

(2) 普通科中隊には、通常1個の前進観測班(長以下4名)が派遣される。射撃要求は、通常前進観測者を通じて行なう。

(3) 前進観測幹部は、次の業務を行なう。

ア. 普通科中隊長の特科に関する助言者として行動し、運用訓練幹部の行なう火力調整について援助する。

イ. 普通科中隊の計画、行動、位置及び状況を本属特科大隊に報告し、特科部隊の状況、能力等を普通

科中隊に通報する。

ウ. 特科部隊の射撃開始、中止、延伸等を本属特科大隊に要求する。

エ. 目標の偵察及び射撃の観測を行なう。

(4) 前進観測班と特科大隊射撃指揮官との間には、有線通信及び無線通信が構成される。

6. 近接航空支援 航空部隊の近接航空支援の要求は、連隊火力調整所(第3係補佐)に対して行なう。

計画要請は、通常火力調整所の系統を通じて、支援を必要とする日の前日の定められた時期までに要請するが、緊急要請は、必要とするそのつど要請する。

第6節 情報及び警戒

第26. 情報活動

1. 中隊長は、任務を基礎とし、中隊の能力、使用できる時間等を考慮し、戦機に即応し、かつ戦闘指導に直結した軽快な情報活動を行なう。

2. 中隊は、一般に夜暗及び気象・地形に影響されることが少なく、かつ敵と直接接触して詳細な情報資料を獲得することができる。

3. 情報活動の細部の要領については、「小部隊の作戦

情報」参照。

第27. 偵察

1. 中隊は、主として偵察によって情報資料を収集する。中隊長は、上級指揮官の命令により、あるいは自己の任務達成のため偵察を行なう。

偵察は、斥候、巡察、監視（観測）等によって行なうほか、必要に応じ各小隊に偵察区域又は監視区域を与えて実施する。

2. 偵察は、極力隠（おん）密に行なうが、状況により射撃による偵察又は威力偵察等により情報資料を入手するこの際、必要に応じ偵察拠点の設置あるいは協力火器の配置等の処置を講ずる。

3. 敵の砲爆撃を観測した者あるいはこれを受けた者はその状況をすみやかに直上指揮官に報告する。

第28. 警戒一般の要領

1. 警戒は、各種部隊行動間において、部隊の安全と行動の自由を確保するため欠くことのできない要件である。中隊長は、自隊の警戒を行なうほか、上級部隊の警戒に任ずる部隊として行動する。

2. 中隊長は、警戒にあたり、全般的な部隊配置の利用連隊等の警戒処置との調整のほか偵察・監視処置、警戒・通信処置、及びその他の処置（脅威の回避又は破砕、

隠・掩蔽、偽装、分散、築城、障害物の利用等）を行なう。

3. 中隊長は、前項の警戒処置のほか、秘密保全規律の確立、通信保全の厳守、秘密文書・装備品等の防護等によって部隊保全を適切にする。

4. 中隊の各種行動間の警戒及び警戒に任ずる部隊としての行動については、第2章以下に記述する。

第29. 対空警戒

1. 航空攻撃・偵察に対する警戒。中隊長は、敵に航空攻撃又は偵察の機会を与えないようにするとともに、すみやかに敵機を発見し、機を失せず対応の処置をとることができるよう準備する。このため中隊長以下各級指揮官は、航空機の識別及び対空射撃に関する訓練を行ない、かつ対空監視、部隊の隠・掩蔽、偽装、分散、警戒・警告処置等を適切にする。

対空監視は、通常一般の警戒員に兼ねさせる。また対空射撃は、連隊長の命令に基づいて実施する。

2. 空艇（てい）・ヘリボン攻撃に対する警戒。中隊長は、対空監視哨（しょう）に空艇・ヘリボン攻撃に対する監視を兼務させ、要すれば降下又は着陸適地あるいは予想される空艇攻撃目標等の付近に専任の監視哨を配置するとともに、斥候、巡察を派遣して、早期に

その攻撃の状況を偵知し、迅速な対策を講ずることができるようにする。

第30. 対遊撃及び対潜入警戒

遊撃・潜入部隊に対する警戒においては、継続的な偵察及び巡察、各部隊の自隊警戒の処置、側背及び内部に対する警戒処置等を行なう。この種の脅威を発見したならば、機を失せず対応行動をとり、機先を制してすみやかにこれを撃破するように努める。この場合、過度に戦闘力を分散したり、あるいは敵の陽動に牽(けん)制されないよう着意し、かつその地域にある車両、武器、資材等の保全について十分留意する。

第31. 特殊武器に対する警戒

1. 中隊長は、特殊武器に対する警戒にあたっては、部隊の指揮統制と分散防護との調和を図るとともに、上級部隊の指示に基づき、防護のための掩蔽部の構築、防護用被服及び装備品等の整備・補給、汚染地域の表示及びその地域からの退避、各個防護及び部隊防護と除染に関する訓練等の処置を行なう。

2. 中隊長は、自隊の人員をもって防護、検知等を行なうが、必要に応じ特に教育を受けた人員、資材等の援助を求める。

第7節 人事

第32. 要旨

1. 中隊長は、卓越した統御を行なうとともに、人事に関する諸業務を適切に実施して、部隊の人的戦闘力を最高度に発揮させ中隊の任務を達成する。
2. 中隊長は、配属部隊の隊員に関する補充及び補任等の業務について、本属の指揮官に対し所要の意見を提出し、あるいは助言する。
3. 人事に関する業務のおもなものは、勢力、補任、規律、士気、戦没者、捕虜、健康管理及び安全管理等である。

第33. 勢力

1. 中隊長は、常に部隊の勢力に関する現況を正確に把握するとともに、人事に関する記録を整備し、作戦規定に基づき適切な報告を行なう。

報告のおもなものは、人員要約日報、人事日報、損耗報告、勢力に関する特別報告等がある。

2. 補充

(1) 中隊長は、損耗発生のつどこれを充足するため損耗報告を行なう。この際緊急に必要な人員、特技区分

等補充に関する意見を述べる。

(2) 中隊長は、前任陸曹に補充員の直接の受入れ業務を実施させる。補充員の受入れに際しては、温情をもってこれを迎えるとともに、すみやかに補充員の身上性格、能力等を把握して、各小隊等に割り当てる。

中隊長は、補充員の戦闘能力をすみやかに、かつ最大限に発揮させるため、懇切な指導によって精神的不安を除き、適切な訓練によって戦場及び部隊の環境に慣熟させ、中隊の一員として中隊の団結に融合させる。

第34. 補 任

1. 中隊長は、適材を適所に配置し、部下の積極性を助長して絶えずその技能を向上させ、これによって各人の能力を最大限に発揮させるとともに、相互の理解と尊敬とを増進し、一体となって任務の達成に邁進できるようにする。

補任は、統御及び士気と密接な関係があり、特に士気とは一体不可分であり、また士気の高揚は適切な補任にまつところが多い。

2. 中隊長は、補任に関し次の事項を適正かつ効率的に行なう。

- (1) 中隊配置現況表の継続的な整備
- (2) 特技区分の付与又は変更の実施(上申)

(3) 補職又は補職換えの実施(上申)

(4) 昇任、表彰、栄典等の上申(実施)

第35. 規 律

中隊長は、中隊の戦闘能率を増進し、規律違反者の発生を防止するため常に規律を維持する。このため、平素から精強な部隊の練成に努めるとともに、みづから進んで規律を厳守し命令を遵奉して、部下指揮官以下に服従の範を示すことが必要である。また部隊の士気の状態、命令の実行状況等から中隊の規律の状態を常に把握・評価し、これに基づいて、使命の理解徹底、業務処理の公正、賞罰の適正、環境の改善等規律の維持・刷新のための諸施策を計画的に実施する。

第36. 士 気

1. 中隊長は、常に中隊の士気を振作し維持するように努める。このため、卓越した統御により部下の信望を得るとともに、部下に対し使命の自覚、任務遂行の確信をもたせるための教育訓練を不断に行ない、中隊の伝統的気風の確立に努める。

また中隊長は、中隊の規律、任務遂行に対する熱意、能力、体力に対する自信、各隊員の満足感の表われ等に絶えず留意し、士気の維持及び高揚を妨げる原因の除去に努める。

2. 士気を高揚するための具体的施策のおもなものは、前項のほか次のとおりである。

- (1) 戦況、世論の支持、国民の支援等に関する情報の付与
- (2) 補給、給養等の適切な実施
- (3) 迅速公正な昇任・昇給及び功績の上申、表彰等の実施
- (4) 敏活な郵便業務、適切な厚生・休養施設の利用
- (5) 個人的問題の解決指導
- (6) 流言に対する十分な知識の付与

第37. 戦没者

1. 適切な戦没者の取扱いは、隊員の士気の維持、遺族及び国民に与える影響、国際法規の尊重及び衛生の見地から重要である。戦没者の取扱いは、関係法規に準拠していちょうかつ確実に行なわなければならない。
2. 中隊長は、中隊の行動地域又は所命の地域を搜索して遺体・遺品を収容、識別し、所要の記録を行なった後すみやかに連隊遺体安置所へ後送するか、又は識別不能の遺体を除き、連隊統制下に火葬を行なう。遺体の後送にあたっては、遺体識別報告資料を作成し、できれば遺品及び着装装備品を明確にした記録を添え、遺品を遺体とともに後送する。この際秘密事項又は情報に関するも

のは回収し、すみやかに情報機関へ送付する。もし遺体を収容できない場合は、所要の表示を行ない連隊に報告する。

3. 状況により遺体を後送又は火葬することが困難な場合は、仮埋葬を行なうことがある。この際遺体に認識票をつけ、仮埋葬位置には確実に仮の墓標を立てるとともに、位置を記録し、連隊へ報告する。

4. 普通科群の中隊は、通常遺体を仮埋葬するか、又は団の遺体安置所に直接後送する。

5. 敵の遺体は、陸戦法規及び上級指揮官の定めるところにより、隊員の遺体に準じて取り扱うが、通常火葬にすることなく埋葬又は仮埋葬する。

第38. 捕虜

1. 中隊長は、捕虜に関する諸法規その他の定めるところにしたがい、捕虜に対する監督及び取扱いについて責任を負う。

また部下隊員に対して国際法その他の関係法規等について十分に理解させる。

2. 捕虜を捕えた個人又は部隊は、直ちに武装を解除し、秘匿武器、情報関係書類及び危険物を取り上げる。すべての書類には、それを所持していた捕虜名を記入し、捕虜の尋問に役だたせるため捕虜とともに後送する。

捕虜はすみやかに將校、准士官、下士官、兵、逃亡者、部外者、婦人等に分離し、連隊捕虜収集所へ後送する。担送を要する捕虜の治療・後送は衛生系統により行なう。

3. 捕虜に所持を許すものは、鉄帽、防護マスク、認識票又は札、被服、寝具、食器、水筒、勲章、記章、金銭、個人的写真、その他の個人用物品である。

捕虜に対しては、相互の談話を禁じ必要な規律を維持させる。また許可なく食物、水、たばこ等を与えてはならない。

4. 中隊は、捕獲した捕虜及び後送した捕虜について、人員要約日報により報告する。

第39. 健康管理

中隊長は、隊員の体力・気力の現況を把握するため、体力に関する記録及び健康診断の結果、給食、環境調査、疾病発生の状況、放射線の受線量の記録等を分析検討し、戦闘上の要求と給食及び休養との適切な調和を図り、疾病特に伝染病、凍傷、靴(か)傷等の予防処置を講じ、あるいは無益な体力の消耗を避ける等、管理上十分な処置を行なう。特に不規則な環境に置かれた隊員の健康に関しては、細心の注意を払う。

第40. 安全管理

1. 戦場においては、一般に精神的・肉体的に不利な条

件下に困難な行動が要求され、かつ危険物の取扱ひが多く、安全管理の適否は直接戦闘効率に大きな影響を与えるので、特に安全管理に意を用いなければならない。

2. 中隊長は、みずから安全管理に関する諸規定を熟知し、安全組織を確立し、一貫した計画のもとに総合した統制を行なうとともに、事故原因を分析・検討し、安全点検、安全教育、隊内広報等により常時監督指導を行なう。また部下隊員に対しても安全管理の重要性を認識させ、安全管理に関する規定の励行、隊規の確立、基礎訓練の徹底、安全補備教育の実施等により、安全意識の高揚に努め、習性となるように努力する。

第8節 兵 站

第1款 要 説

第41. 要 旨

1. 中隊の兵站活動は、迅速かつ軽快によく戦機に合致したものでなければならない。中隊は、その戦闘の特性上兵站の流れが中断しやすいことを考慮し、適切な前準備と臨機の処置を施し、戦闘力の維持増進を図ることが必要である。

2. 中隊の兵站活動のおもなものは、次のとおりである。

- (1) 部隊及び個人に対するすべての装備品等の補給
- (2) 車両、武器及びその他の装備品等の部隊整備
- (3) 回収、ろ獲品の処理
- (4) 人員、装備品等の輸送
- (5) 第一線救護、健康管理及び防疫
- (6) その他

第42. 中隊長の兵站責任

1. 中隊長は、連隊段列の支援を受け、自隊の兵站を実施する。このため中隊長は、中隊の兵站能力の限界を明らかにし、必要事項を連隊長に具申するとともに、連隊本部管理中隊等と連絡を密にして、中隊の兵站能力の不足の克服に努める。

また中隊本部の兵站関係要員に対し自己の企図を早期に知らせ、その活動に準拠を与える。

普通科群の中隊長は、群長から兵站上の所要の統制を受けるほか、直接空挺団段列の支援を受け、中隊の兵站を実施する。

2. 配属部隊に対する適切な兵站支援は、他職種部隊との協同の基礎である。中隊長は、連隊の兵站計画に基づき、配属部隊指揮官と連絡調整して兵站特に弾薬、燃料の補給、給食等の要領を明らかにし、必要に応じ連隊等

の援助を受け、固有の部隊に準じて必要な兵站支援を行なう。この際整備等特定の業務については、本属部隊の支援を受けさせ、その実施を確認する。

3. 中隊長は、装備品等の整備及び回収並びに補給品の愛護節用について、適切な訓練、検査及び指導を行なう。

第43. 中隊段列地域

1. 中隊長は、連隊段列地域内又はさらに前方に配置された連隊の兵站部隊・施設の支援を受けるとともに、中隊本部の兵站業務を実施する人員及び車両を中隊段列地域（一部を連隊段列地域に配置することもある。）に配置して兵站活動を行なう。

2. 中隊長は、中隊地域内又はその直後で、任務遂行の便宜性、分散の可能性及び警戒・防護の容易性を考慮して、中隊段列地域の概略地域を定め、部隊補給陸曹にその細部の位置を決定させる。

3. 中隊段列地域には、通常中隊弾薬交付所、状況に応じさらに中隊炊事所、整備地域等を設ける。

4. 中隊長は、部隊の全般的配置により中隊段列地域の警戒を行なうとともに、直接警戒について処置する。

第2款 補給

第44. 要旨

1. 中隊長は、中隊の戦闘力を最高度に発揮させるため必要な各種補給品を取得し、適時適切にこれを指揮下部隊に配分する。

また中隊長は、中隊の装備品等の現況を確認するとともに、特に戦況に即応した補給品を取得し、中隊の物的戦闘力を充足することが必要である。

2. 各種補給品の取得及び配分のための手続事項については、付録第3参照。

第45. 各種補給品

1. 第1種補給品は、糧食等である。糧食は、通常上級部隊からの追送によるが、状況により個人の携行する予備糧食によることがある。個人は、通常固有予備糧食として4食分の個人糧食を携行する。その使用については、連隊長の命令によるのを本則とする。

2. 第2種補給品は、編制表等によって定数又は定量が定められた装備品及び補給品である。

3. 第3種補給品は、液体燃料、潤滑油等である。

4. 第4種補給品は、露営用薪炭、築城材料等定数がな
いか、定数をこえる装備品及びその他の器資材である。

5. 第5種補給品は、あらゆる種類の弾薬、火工品、化学剤等である。

中隊は、定数弾薬を携行し、戦闘に際し通常まずこれを使用し、使用基準に基づいてすみやかに補給する。

第46. 給食

1. 中隊長は、給養陸曹に連隊段列地域（連隊統制下に炊事を行なう場合）又は中隊段列地域に炊事所を開設・運営させる。

連隊統制下に炊事を行なう場合には、状況により連隊において合同炊事を行なうことがある。また中隊の統制下に炊事を行なう場合には、飯ごう、現地炊具等により炊事を行なうことがある。

2. 配属部隊に対する給食について連隊から示されない場合は、中隊長はその方法に関し、配属部隊指揮官と調整する。

3. 給養陸曹は、中隊長の指示に基づき、炊事所及び食事所の位置、炊事実施の時刻、食事の前送等について計画するとともに、指定された炊事要員を指揮し、糧食の受領・仕分け・調理を行なう。

第47. 弾薬補給

1. 中隊長は、つとめて前方に中隊弾薬交付所の位置を選定し、部隊補給陸曹（普通科群にあっては弾薬班長）

に中隊弾薬交付所を開設・運営させる。この際、火器陸曹（係）及び操縦手等をもって、部隊補給陸曹の弾薬補給業務を援助させる。

また中隊弾薬車両及び状況により分派された連隊弾薬車両を通常中隊弾薬交付所に位置させる。

2. 小銃小隊に対する弾薬補給は、車両によるか又は第一線小隊の所要の人員をもって手搬送により行なう。中隊長は、必要に応じ予備小隊の所要の人員をもって、第一線小隊の手搬送を援助させることがある。

3. 迫撃砲（火器）小隊及び無反動砲小隊に対する弾薬補給は、通常各小隊の車両をもって行なう。

輸送路が限定され、あるいは他の小隊車両をもって弾薬輸送を行なう場合等においては、これらの小隊の車両の一部又は全部を中隊長の直接統制下におき、部隊補給陸曹に中隊弾薬交付所から小隊地域への間の弾薬輸送を統制させる。

車両が使用できない場合は、中隊長は、所要の人員をもって弾薬輸送を援助させる。

4. 装甲輸送車が配属された場合は、これを弾薬の前送に使用することができる。

5. 中隊長は、攻撃においては、戦闘の推移を至当に判断し、再補給を行なうことができるまでの必要な弾薬量

を見積もり、迫撃砲、無反動砲、機関銃等の弾薬の戦闘携行量と戦闘の各段階に応ずる弾薬使用の基準を示す。

防衛においては、通常各火器の陣地に所要の弾薬を分散して集積する。

6. 中隊弾薬交付所として望ましい条件は、次のとおりである。

- (1) 小隊に通ずる経路の分岐点又はその付近にある。
- (2) 敵の空地からの監視・観測から隠蔽している。
- (3) 敵の直接照準射撃に対し防護されている。
- (4) 位置の識別が容易である。
- (5) 車両の後方への移動が容易である。
- (6) 中隊指揮所との連絡が容易である。

第3款 整備及び回収

第48. 整備

1. 中隊長は、各個人、操縦手及び整備員の行なう装備品等の部隊整備について監督指導する。この際、特に予防整備を重視するとともに、中隊の能力をこえる高段階の整備は連隊及び師団整備部隊に依頼する。

2. 車両の整備

(1) 中隊における車両の部隊整備は、操縦手の行なう第1段階整備（A整備及びB整備）と装輪車整備手の

行なう第2段階整備(C整備)がある。中隊長以下各級指揮官は、これらの整備の実行を監督することが必要である。

(2) 中隊長は、装輪車整備手を通常中隊段列地域に位置させて整備作業を行なわせるが、連隊の統制下で整備作業を行なう場合は、連隊段列地域に位置させる。

(3) 中隊長は、戦闘間、できるかぎり整備手を現場に派遣して車両の故障を修理する。高段階整備を必要とする場合には、通常自走できるものは連隊車両整備所に後送し、その他のものはできるだけ故障現場において修理を受ける。

(4) 配属戦車及び装甲輸送車の整備にあたっては、つとめて十分な時間を与えるとともに、修理部品の補給に留意する。

3. その他の整備

(1) 車両以外の武器、通信器材、衛生資材等の装備品等は、定められた範囲内で部隊整備を行なう。

(2) 火器については、各個人が第1段階整備を行ない、中隊幹部及び火器陸曹(係)が第2段階整備を行なう。幹部は、みずから進んで第2段階整備を行ない、常に火器の性能の維持に努める。

(3) 通信器材については、使用者が第1段階整備を行

ない、中隊本部の通信整備手兼務の無線通信手が認可された範囲内の第2段階整備を行なう。

第49. 回収

1. 中隊は、本来の任務を妨げない範囲において回収を実施する。この際、認可された品目以外の回収品を保有してはならない。

2. 回収一般の要領

(1) 戦没者の装備品等は、すべて中隊において回収するが、傷病者の個人装備火器、弾薬等は、連隊收容所において回収される。回収品はそれぞれすみやかに補給系統に還元する。

(2) 回収品は、できるかぎり後方へ行く補給用車両等を使用して、連隊回収所へ後送する。

(3) 獲品は、回収に準じすみやかに収集し後送する。獲品は、情報資料源及び補給源として利用される。

獲品の取扱いに際しては、常に敵の謀略に対し警戒しなければならない。

第4款 衛生

第50. 要旨

中隊長は、中隊の第一線救護、健康管理及び防疫について責任を負う。第一線救護は、主として連隊本部管理中隊

の衛生小隊から中隊に配属された中隊救護員(通常3~名)によって行なう。中隊長は、予想する行動、配属された中隊救護員の人数等を考慮して、各小隊に対する中隊救護員の配属(配置)を決定する。

第51. 中隊救護員の業務

配属された中隊救護員の業務は、次のとおりである。

1. 傷病者の救急処置を行なう。
2. 患者の位置を表示する。
3. 患者を掩護された安全な場所に集結させる。
4. 後送を命ぜられた独歩患者には収容所位置又は患者集合点を示す。
5. 患者には必ず救急医療票を付ける。

第52. 治療及び後送

1. 第一線において発生した戦傷者は、傷者みずから又は命令により隊員相互によって救急処置を行なうか、中隊救護員等による救急処置を受けすみやかに任務に復する。

後送を必要とする患者は、指揮官の命令により、みずからあるいは担架班により、患者集合点又は後送路上に至り、救急車(1/4 トトラック)により又はみずから歩いて連隊収容所におもむく。

2. 患者集合点からの患者の後送は、通常連隊衛生小隊

が行なう。中隊長は、連隊長の命令により臨時に担架班を編成し、衛生小隊長の指揮に入れることがある。状況が許すときは、中隊長は患者集合点への患者の後送について所要の処置を行なう。

状況により患者の後送に装甲輸送車を使用することがある。

3. 患者集合点は、第一線中隊で発生した患者を連隊収容所へ収容するため、第一線中隊に近く設けられ、衛生小隊長が第一線普通科中隊長と調整して決定する。

中隊長は、患者集合点の選定に関し、中隊の行動地帯、患者の多発を予想する時期及び地域等につき意見を述べる。

第2章 行進及び宿営

第1節 行 進

第1款 要 説

第53. 要 旨

1. 行進は、通常敵の航空優勢下及び困難な気象・地
の条件下に行なわれることが多い。

中隊長は、周到な行進準備及び適切な行進指揮により
これらの諸条件を克服し、中隊を良好な状態で、所望の
時期に目的地に到着させる。

2. 中隊は、通常連隊内の一部として、本隊の一部とな
るか、又は警戒部隊として行進する。状況により独立
に行進することがある。連隊の本隊内の中隊は、通常
行進梯(てい)隊となって行進する。

本節においては、第2款に主として中隊が連隊の本隊
の一部として行進する場合について記述し、第3款に行
進間における連隊の警戒部隊としての行動について記述
する。

第2款 行進一般の要領

第54. 行進の準備

1. 行進に関する連隊命令には、通常行進目標、行進経
路、行進のための編成、行進実施の統制、警戒、通信、
休止、兵站支援等について示される。車両行進において
は、さらに配属又は支援車両の差出部隊、車両数、指揮
転移の時期・場所等が示される。

2. 中隊長は、行進に関する命令を受領したならば、そ
の目的、行進方法に応じ、所定の時期に整齊(せい)と
進を開始できるように行進のための編成、警戒、出発
の時期、隊形等所要の事項を示し、その実行を監督・指
導する。

第55. 行進実施の統制

中隊は、通常中隊の行進加入点・中間目標・統制線・統
制点・分進点とその通過又は到着時刻等を示され行進を統
制される。状況により行進加入点とその通過時刻及び行進
完了時刻を示されて、途中の行進は中隊ごとに行なうこと
がある。

第56. 警 戒

1. 連隊の本隊内における中隊の警戒は、連隊長の命令
に基づいて、各小隊の直接警戒の処置を定める。

2. 直接警戒のためには、行進間各小隊等に監視の方向、警戒に応ずる各隊の行動等をあらかじめ定め、特に対空、対機甲・対遊撃警戒に遺憾のないようにする。

3. 対空警戒のためには、隠蔽及び分散の処置を講ずるほか、重機関銃を車両に装着し、各車（各小隊）ごと所要の警戒員を設け、対空警戒を厳にし、敵機の攻撃を受けた場合は、積極的に敵機の撃墜を図る。

対機甲警戒のためには、その脅威に応じ無反動砲を縦隊内の適宜の位置に配置する。状況により無反動砲小隊の使用について連隊長から統制される。

対遊撃警戒のためには、錯雑地、市街地、橋及び隘（あい）路等敵遊撃部隊に乗ぜられやすい地点の通過にあたっては、必要に応じ行進経路付近の要点に小規模の警戒部隊を配置する等の処置を行なう。

4. 連隊内において中隊間に相当の距離（時間間隔）を置いて行進する場合は、前記のほか予想される脅威に対応できるように、所要の警戒部隊を配置するか、又は尖（せん）兵中隊に準ずる警戒配置をとる等の処置を行なう。

第57. 通 信

1. 行進間中隊は、連隊との通信を維持する。行進間の通信手段は、無線通信及び伝令通信を主とし、視覚通信

及び音響通信により補足する。

2. 無線通信は、企図秘匿のため統制線（点）、行進目標（中間目標）等に到達した場合に、簡単な信号により報告を行なう以外は使用を制限されることがある。また特定の無線機を警報等の受信態勢におき他は封止されることがある。

伝令通信は、つとめて車両（オートバイ）を利用する。特に無線機の使用を制限された場合はこの着意が必要である。

また視覚通信及び音響通信を受けるため、特定の監視員を指定することが必要な場合がある。

第58. 夜間の行進における考慮

1. 夜間の行進においては、準備を周到にするとともに一般に行動を秘匿し、統制の困難を克服し、警戒の手段を強化し、行進のそご及び渋滞を防止することが重要である。

2. 企図の秘匿のためには、日没前の行動を最小限にする。また無線通信の使用を制限又は封止し、燈火規律の維持、騒音の防止等の処置を講ずる。

3. 統制の困難を克服するためには、経路の偵察・表示及び誘導の処置を周到に行ない、部隊間隔、車両間隔及び行進速度を適切にし、また行進間の規律、通信連絡、

隊の警戒部隊としての中隊について記述する。

2. 警戒部隊の行動は、主力の行動を準拠としてこれを律する。部隊間の連絡に必要な処置事項は、主力が警戒部隊（ただし尖兵及び側衛にあつてはその出された部隊）に対して行なうが、連絡の保持が困難な場合は、各部隊は手段を尽くして相互に連絡の保持に努める。

第62. 前衛としての中隊

前衛としての中隊（以下尖兵中隊という）は、必要に応じ他部隊の配属若しくは支援を受けて、本隊の前方示された位置を行進し、1個小銃小隊を基幹とした尖兵を前方に派遣し、必要な場合は側方警戒のため側衛を設ける。

第63. 尖兵中隊の任務及び編組

1. 尖兵中隊の一般的任務は、次のとおりである。

- (1) 敵の奇襲と地上偵察に対して本隊の前面を掩護する。
- (2) 行進進路上の障害及び敵の抵抗を排除して、本隊の前進の遅滞と過早の展開を防止する。
- (3) 本隊が戦闘のための展開を行なうのに必要な時間と地域を与える。

2. 尖兵中隊は、必要に応じ重迫撃砲中隊等の1個小隊、作業小隊の一部、所要の戦車部隊及び対戦車部隊、特科及び重迫の前進観測班、所要の対戦車資材等をもって増

強される。状況により情報小隊の一部あるいは全部が配属されることがある。

第64. 尖兵中隊の警戒配置及び隊形

1. 尖兵中隊長は、行進に先立ち、任務を基礎とし、敵情特に予想される敵の機甲戦力、地形、航空状況、わが戦闘力、明暗の度、彼我の離隔度等を考慮して尖兵中隊の警戒配置及び隊形を決定する。この際、敵機甲戦力の脅威が大きい場合は、その突進を阻止することを重視する。

2. 尖兵は、小銃小隊を基幹とし、通常迫撃砲小隊の前進観測班を同行させる。状況に応じ無反動砲小隊の一部を配属又は同行させ、また戦車部隊の一部を同行させることがある。時として特科及び重迫の前進観測班及び支援部隊の偵察員を同行させる。尖兵は、1個小銃班を路上斥候として前方に派遣する。

3. 尖兵中隊主力は、通常予想する使用を考慮して部隊を配置する。

(1) 無反動砲小隊、配属戦車部隊及び対戦車部隊は、対戦車戦闘に有利な位置を前進させるか、又は躍進させる。

(2) 迫撃砲小隊及び配属された重迫撃砲小隊は、中隊の後方を前進させるか、又は躍進させる。

(3) 作業小隊の一部は、通常尖兵中隊主力とともに前進させるが、これらの偵察要員は尖兵に同行させる。

4. 中隊長は、測方警戒のため必要な場合は小銃班を基幹とした側衛を側方（通常400～600m）に派遣する。

側衛に対しては、進路又は行動の準拠、行進目標、通信手段等を示し、車両化することが望ましい。

5. 車両化尖兵中隊において、尖兵が路上斥候を派遣するか否かは、主として敵の抵抗及び路上斥候のために使用できる車両の有無により尖兵中隊長が決定する。

6. 尖兵と尖兵中隊主力間の距離は、敵と接触した場合に、尖兵中隊主力が重大な支障なしに展開できるだけの十分な距離であるとともに、尖兵中隊主力が尖兵を迅速に支援するのを妨げるほど速くはならない。その距離は、昼間行進において通常約400m（車両化された場合は、約5分の時間間隔）である。

第65. 尖兵中隊の前進要領

1. 中隊長は、尖兵により前方警戒を実施するとともに、前方を行動する情報小隊等から情報資料を入手する。また必要は応じ側衛、斥候の派遣等の警戒処置を講ずる。中隊長は、示された進路及び行進速度を維持するため、尖兵長に適宜指示を与え、必要に応じ連絡員の配置について統制する。

2. 中隊長は、尖兵中隊主力内の各小隊に警戒方向を指定する。各小銃小隊は、各人間の距離約2歩の行進縦隊をもって道路の両側を前進する。指揮、通信及び偵察用の車両は、尖兵中隊主力内又はその後方を同行又は躍進させ、その他の車両は、尖兵中隊主力の後方を統行又は躍進させる。

3. 戦車部隊及び対戦車部隊は、状況に応じ対戦車射撃に適した地点から地点へ躍進的に前進させることがある。この際戦車、無反動砲及び対戦車誘導弾の特性を考慮し、これらを総合して継続的に要点に対する十分な対戦車戦闘準備を行ないつつ前進することが必要である。

4. 迫撃砲は、状況に応じ所要の砲を射撃位置につけ、警戒上の要点に対し直ちに射撃できるように準備させることがある。

5. 休止する場合は、尖兵中隊は行進間の関係位置を保ったまま停止し、尖兵をもって前方を警戒させるとともに、側方警戒の処置を講ずる。また必要な場合は敵戦車の主要接近経路に対し、戦車及び対戦車火器を配置することがある。

6. 車両化された場合は、行進速度が大きいので、不意に停止した場合の密集を防止するため、尖兵との緊密な連絡を維持することが必要である。

尖兵中隊の車両間隔及び各隊間の距離は、地形及び予想する敵の行動等により異なる。

7. 尖兵中隊長は、通常尖兵中隊主力の先頭又はその付近を行進するが、部隊の状況を最もよく把握し、かつこれを適切に指揮するため随時適宜の場所へ移動する。尖兵中隊長は、迫撃砲小隊長、特科及び重迫の前進観測者並びに中隊長が指定した配属・協力・支援の指揮官等を通常同行する。

第66. 尖兵中隊の対敵行動

1. 敵との接触の切迫につれて、尖兵中隊長は、前方を行動する情報小隊等から情報を入手するとともに、みずから斥候を派遣して逐次状況を明らかにし、連隊長に報告する。この際特に敵機甲部隊の状況を明らかにすることに努める。

尖兵中隊長は、地形を分析して敵と不意に接触した場合においても、すみやかにこれに対応できるよう戦闘要領を絶えず考慮しつつ前進する。この間必要に応じ各部隊に敵と接触時における行動の準拠を示す。

2. 尖兵中隊は、別命なければ敵を駆逐して前進する。尖兵中隊長は、尖兵をもって当面の敵を攻撃させるとともに必要に応じ火力をもって尖兵の戦闘に協力させるか、あるいはまず尖兵をもって敵の突進の阻止又は要点の占

領等を行なわせるとともに、直ちに尖兵中隊主力を展開して攻撃を行なう。この際尖兵中隊長は、いたずらに敵情の判明をまち時機を失しないように留意する。敵戦車に対しては、尖兵中隊長は、戦車・対戦車火器の先制射撃迅速な対戦車地雷の設置等により敵戦車の突進を阻止し、すみやかに撃破することに努める。

敵を撃破した場合は、すみやかに所要の処置を行ない前進を続行する。

3. 敵の抵抗を排除できない場合は、必要な要点を獲得し、火力をもって敵を拘束し、敵情特にその翼側の偵知に努める。

第67. 上級部隊の側衛としての中隊

1. 側衛としての中隊（以下「側衛中隊」という。）の一般的任務は、敵の奇襲と地上偵察に対して行進中の本隊の側面を掩護し、側方からの敵の攻撃に対して本隊が戦闘のため展開を行なうのに必要な時間と地域を確保する。

側衛中隊は、必要に応じ尖兵中隊に準じ所要の部隊をもって増強される。

2. 側衛中隊の警戒配置、隊形及び前進要領は、地形、並行進路の有無、予期する敵の行動、移動方法等を考慮して決定する。側衛中隊は、本隊と同一速度で前進する

か、又は本隊が通過するまで予想する敵の接近経路を制する要点に逐次に陣地を占領しつつ躍進する。側衛中隊は、道路を閉塞（そく）し、障害を設けることがある。

第68. 後衛としての中隊

1. 後衛としての中隊（以下「後衛尖兵中隊」という。）の一般的任務は、後方からの敵の攻撃、観測及び妨害に対して本隊を掩護する。

本条においては、主として後退行動における後衛尖兵中隊について記述する。

2. 後衛尖兵中隊の警戒配置、隊形及び前進要領は、敵との接触の度合、本隊の行動、地形等を考慮して決定する。本隊との距離及び隊形は前衛の場合に準ずるが、隊形が逆になっている点異なる。後衛尖兵中隊は、通常本隊の後方を続行又は躍進し、増強した後衛尖兵を後方に派遣するとともに、必要な場合は側衛を出して側方を警戒する。敵との距離が離れている場合は、行進隊形をもって行進する。

3. 敵が後方に近迫している場合は、火力を最高度に發揮して、敵を過早に展開させるとともに、敵の迂回行動に対して警戒し、本隊の行進又は陣地占領を掩護する。

敵と接触した場合は、後衛尖兵中隊長は、後衛尖兵の戦闘を適切に指導して、その離脱を掩護する。後衛尖兵

で敵の突進を阻止できない場合は、自隊の交互の掩護により離脱させるとともに必要に応じ主力をもって反撃又は陣地を占領して敵の攻撃を阻止する。

第2節 宿 営

第1款 要 説

第69. 要 旨

1. 宿営は、部隊の戦闘力の充実を図り、じ後の行動を準備するために行なう。宿営にあたり中隊長は、戦術上の要求と休養のため考慮すべき程度との節調を図り、その準備及び実施を適切に指導する。
2. 本節においては、第2款に中隊が連隊内の一部として宿営地を占領する要領について記述し、第3款に宿営間、連隊の警戒部隊としての行動について記述する。

第2款 宿営地の占領

第70. 行進から宿営への転移

1. 宿営地の占領にあたっては、連隊長から宿営地、宿営法、警戒、通信、道路使用の統制、兵站事項等について示される。中隊長は、宿営について所要の事項を命令

するとともに、連隊の先行班に中隊の先行員を差し出す。

2. 中隊は、分進点に到着したならば、先行員の誘導により、渋滞することなく宿营地に進入する。

進入にあたっては、警戒掩護の処置を講じて敵の奇襲を防止するとともに、後続部隊のため道路を閉塞しないように留意する。

第71. 宿营地の配当

中隊長は、各小隊に次の条件を考慮して宿营地を割り当てる。この際通常小銃小隊を外側に配置し、内側に指揮所、火器部隊、車両その他を配置する。

1. 指揮・掌握が容易である。
2. 人員・車両・施設の分散のため十分な地積がある。
3. 車両のため適当な出入口があり、地盤が堅固である。
4. 行進経路になるべく近い。
5. 露営材料を近傍に求めやすい。
6. 空地の敵に対し隠・掩蔽している。
7. 天然の障害により掩護され、また警戒に便である。
8. 給水に便である。
9. 伝染病及び汚染のおそれが少ない。

第72. 宿营地内の警戒

1. 宿营地にある中隊は、連隊の内部警戒の一部を担任する。中隊長は、中隊の直後警戒のほか、通常与えられ

た警戒区域内に斥候、巡察、歩哨、対空監視所（通常歩哨に兼ねさせる。）等を配置して警戒を行なう。警戒の程度は、脅威の度合いにより前記のものから、中隊の主力が戦闘準備を整え、おおむね防御の態勢に準ずるものに至るまで各種ある。

中隊長は、宿営間特に規律の維持及び部隊保全に留意する。このため、必要に応じ諸勤務を駐とんに準じて設け、規律違反を防止する。

中隊長は、宿营地内に通常緊急集合場を設ける。

2. 対空警戒は、通常歩哨をもって兼ねさせ、これに所要の通信手段を付与する。また各小隊及び車両等を十分に隠蔽・分散させ、昼間における車両の運行を制限し、炊煙の処置、燈火管制、防護用掩体の構築、待避所の選定、火災のための処置等を適切に行なう。中隊の対空自衛戦闘については連隊長から示される。

3. 対機甲警戒のためには、つとめて自然の障害を利用して各小隊を配置するとともに、対戦車火器をもって対応の処置がとりうるように準備を命ずる。また連隊長の許可を得て自衛のため地雷を設置することがある。

4. 対遊撃警戒のためには、各小隊の自衛警戒の手段を強化するとともに宿营地内の車両、武器、資材等の防護について十分留意する。

5. 対特殊武器警戒のためには、ガスの滞留のおそれが少なく、特殊武器による損害を局限し、水源が毒物・細菌による汚染のおそれのないこと等を考慮して宿営地の選定を適切にする。早期に敵の特殊武器による攻撃の兆候を察知するため、連隊の情報を早期に入手し、あるいはあらかじめ検知班等を準備し、機を失せず対応行動を行ないうるようにする。また予備宿営地をあらかじめ指定された場合は必要に応じ移動できるように準備する。

第73. 通信

宿営地の通信は、敵情、宿営期間の長短等により異なるが、通常伝令通信を有効に使用する。

第74. 宿営から行進への転移

中隊長は、次の行進に関し、できるかぎりすみやかに部下指揮官に示し、準備の余裕を与える。中隊は、示された時刻に行進加入点を通過できるように宿営地を出発する。この際連隊の統制にしたがい整斉と行進発起を行なうとともに、敵に企図を察知されないように宿営地の整理、清掃に留意する。

第3款 前哨

第75. 要旨

1. 宿営間中隊は特定の正面を与えられて宿営地にある

連隊の前哨となるか、又は宿営地内において連隊長から各中隊ごとにそれぞれ警戒区域を与えられて前哨を配置し警戒に任ずる。

本款においては、主として特定の正面を与えられて連隊の前哨となることを命ぜられた中隊の行動について記述する。

2. 前哨は、敵地上部隊による奇襲、偵察に対して主力を防護する。前哨は、外哨を配置し、かつ斥候・巡察を派遣して警戒区域内の警戒を行ない、敵襲に際しては、前哨抵抗線で防御する。

3. 前哨には連隊命令により確保すべき概略の線(前哨抵抗線)、警戒区域(要すれば前哨監視線を含む。)、戦備の度、敵襲に際しての行動、その他の偵察及び警戒任務等について示される。

警戒区域を与えられて前哨を配置するように命ぜられた場合は、その勢力及び前哨抵抗線等について示される。

第76. 前哨の配備の要領

命令を受領した前哨長は、迅速に警戒区域の警戒組織を確立することを主眼とし、おおむね防御の要領に準じ、要すれば斥候を一時前方の要点に派遣し、偵察を行ない、計画を定め、部隊の配置等を行なう。計画には、外哨の配置、前哨抵抗線の防御編成、予備隊・配属部隊の任務及び配置、

斥候・巡察の派遣、戦備の度、敵襲に際しての行動、工事の要領、通信（警報を含む。）等に関する事項を含む。部隊の配置間は、特に警戒を厳重にし、秘密に努める。

1. 外哨の配置 外哨は、昼間は長距離の視・射界が得られ、夜間は敵の接近経路を制することができる重要地点に配置する。外哨は、通常1個小銃班以下とし、左から右に一連の番号の名称を与える。外哨と前哨抵抗線の距離は、敵情・地形等により異なるが、通常500m以内とする。

前哨長は、特定の小隊又は各小隊に外哨の差出しを命じ、外哨を通常直接指揮する。

外哨の配置は、前哨長みずから行なうか、又は小隊長に所要の事項を示して配置させる。

外哨は、通常24時間以内に交代させる。

外哨の配置の要領については、教範「外哨及び斥候」参照。

2. 前哨抵抗線の防御編成 前哨長は、示された前哨抵抗線に防御陣地を編成する。陣地の編成は、状況によって異なるが、警戒区域内の敵の接近経路を制するように編成する。

(1) 主要火器には、なるべく広くかつ長距離の射界を与え、強度の抵抗を行なう場合は突撃破砕射撃を計画

する。

(2) 対戦車防御のためには、無反動砲を敵戦車の接近経路を制する障地に配置する。また必要に応じ道路阻絶を行なう。戦車部隊が配属された場合は、敵戦車の主要接近経路を制する障地に配置するか、集結して控置する。対戦車部隊が配属された場合は、無反動砲及び戦車の配置と調整して、通常前哨抵抗線付近に配置する。

(3) 迫撃砲小隊は、敵の主要な接近経路を火制できるように配置し、強度の抵抗を行なう場合は、弾幕を準備する。

(4) 情報小隊の近距離レーダを配属された場合は、夜間等視度不良時に活用する。

3. 予備隊 予備隊は、必要に応じ設け前哨抵抗線の部隊の増援、逆襲、斥候・巡察の派遣及び外哨の差出し等に使用する。

4. 戦備の度 前哨抵抗線の部隊、外哨等の休養時における武装、仮眠人員の比率、天幕の使用、採援、対空・対特殊武器警戒等について必要な事項を示す。

5. 斥候・巡察の派遣 前哨抵抗線と外哨及び外哨間の連絡を維持し、警戒区域内の敵の活動を発見するため斥候及び巡察を派遣する。斥候及び巡察は、昼間は外哨の

第1編 普通科中隊

視界外の要域を監視し、夜間又は視度不良時は、外哨の間隙(げき)を補足する。前哨長は、これら斥候・巡察の派遣を小隊に命ずるか、又はみずから派遣する。

6. 通信 前哨内及び連隊との通信は、無線・有線・伝令通信等によって行なうが、無線通信はできるかぎり使用を制限することが望ましい。緊急の警告及び警報のため視覚及び音響通信を準備する。

第77. 前哨の行動

1. 外哨は、敵と近接戦闘を交える前に離脱させる。離脱の時期は、前哨長が命令する。離脱する外哨は、前哨抵抗線の部隊の掩護により後退し、部隊に復帰する。
2. 前哨抵抗線の部隊は、敵襲に際しては、すみやかに配置につき、前哨抵抗線で敵の攻撃を阻止する。この際敵の迂回行動に注意する。

第3章 攻 撃

第1節 概 説

第1款 要 説

第78. 要 旨

1. 攻撃における中隊は、連隊内の主要な機動に任ずる部隊として敵の撃破又は主要な目標の奪取に任ずる。状況により所要の部隊を増強されて独立的に各種攻撃行動を行なう。

中隊はまた、装甲輸送車化部隊あるいはヘリボン部隊として攻撃を行なうことがある。

2. 中隊は、任務を迅速かつ確実に達成し、しかも損害を最少限にとどめるため、あらゆる戦闘力を総合調整し、特に機動と火力を密接に結合させ、かつ気象・地形を最大限に利用し、有利な態勢をもって敵を圧倒できるように時間の許すかぎり周到な攻撃準備を行なう。

3. 中隊は、攻撃を開始したならば、各種の障害を克服し、あらゆる敵の抵抗を排除するとともに、戦闘力を逐次要点に集中発揮しつつ目標に向かって前進し、突撃によってこれを奪取する。この間、中隊長は、戦闘の全過

程を通じ、積極的に情報を入力し、気象・地形の最大限の利用、敵の弱点に対する攻撃あるいは一部による包囲、迂回又は挺進行動の併用等戦機に応ずる的確軽快な指揮を行ない、旺盛な企図心と追隨を許さない創意をもって終始主動的に戦闘を指導する。

4. 浮動状況等機動の余地が大きい状況においては、中隊が装甲輸送車化されることがある。

中隊が装甲輸送車化された場合においては、中隊長は、地形及び敵の対戦車能力等を考慮し、装甲輸送車の特性特に機動力を十分に駆使し、中隊の戦闘力を適時要点に集中発揮することが重要である。この際敵の弱点に乗じて奇襲的に攻撃するとともに、状況に応ずる乗・下車戦闘を軽快適切に行なう。

中隊長は、装甲輸送車化中隊の運用にあたっては、通信の確保と装甲輸送車の能力の限界を認識することが重要である。

5. 本章においては、攻撃に任ずる連隊内の第一線中隊を主体に記述し、独立的に行動する中隊の攻撃については、特異事項を付記する。

第2款 普戦チーム

第79. 要旨

1. 戦車中隊又は小隊を配属された普通科中隊あるいは普通科部隊を配属された戦車中隊は、普戦相互に他の短所を補い、長所を助長して有機的に結合した戦闘部隊として戦闘する。このような普戦の有機的な結合形態が普戦チームである。

第80. 普戦チームの攻撃の方法

1. 中隊長は、任務を基礎とし、戦車・装甲輸送車の勢力、敵情、地形、障害の状況等を考慮して、戦車部隊の機動力、火力及び衝撃力を最大限に利用して普戦の総合された戦闘力を目標に対して有効に発揮できるように、普戦チームの攻撃の方法を決定する。

一般に普戦チームの攻撃方法には、普戦の同軸あるいは異軸による攻撃の方法がある。同軸による攻撃は、普戦がおおむね同軸上を攻撃する方法であり、異軸による攻撃は、普戦が同一目標に通ずる二つの接近経路を別々に前進し、それぞれの方向から攻撃する方法である。

地形特に障害が戦車部隊の目標への近接を防げる場合等においては、戦車部隊が射撃だけで攻撃に協力することがある。この方法は戦車部隊の特色を十分発揮すること

とができないので望ましくない方法である。この場合においては、戦車部隊の射撃を砲迫等の射撃と密接に調整し、それらによる射撃が困難な目標あるいは直ちに撲滅を要する臨機目標等に限定する。

普戦チームの攻撃にあたっては、戦況の変化するにしたがって、これらの方法を適宜組み合わせる使用することが多い。したがって攻撃の進展に伴い、ある方法から他の方法に輕易に変換できなければならない。

2. 同軸による攻撃は、目標への接近経路が両者の機動に適している場合に適用する。この方法は、普戦の総合戦闘力の発揮及び突撃の調整が比較的容易である。

異軸による攻撃は、普戦のそれぞれに適する接近経路が別々にある場合等に適用する。この方法は、普戦の能力を十分発揮でき、かつ敵に2正面の戦闘を余儀なくさせることができるが、普戦の攻撃の連携については、特に留意することが必要である。

3. 普戦チームの攻撃前進は、通常次の要領により行なう。

(1) 戦車部隊は、当初必要に応じ射撃によって第一線小隊の前進に協力したのち、突撃に際しては迅速に前進して第一線小隊に追及する。

この要領は、第一線小隊が地形を利用して敵に近迫

することができ、かつ戦車部隊が超過又は間隙射撃を有効に行なうことができる場合等に用いる。

(2) 第一線小隊と戦車部隊がおおむね同速度で相互支援しながら前進する。

この要領は、中隊が装甲輸送車化された場合、あるいは徒歩による攻撃において祝・射界及び戦車部隊の機動が制限されるか又は敵情が不明な森林、山地、市街地等における攻撃等普戦の密接な相互支援が必要である場合に用いる。前進にあたっては、地形及び敵情により、小銃小隊は、戦車部隊の前後あるいは戦車部隊の間を前進する。

徒歩による攻撃において、迅速に前進する必要がある場合には、小銃小隊が戦車に跨乗することがある。この場合においては、戦車部隊の機動力と火力の発揮を阻害しないようにし、また機に応じ迅速に徒歩戦闘へ移行できるようにする。

4. 普戦チームの突撃の要領 普戦チームの突撃には、同軸あるいは異軸による攻撃のいずれにおいても、通常普戦の同時突入と戦車の先導突入の要領がある。

そのいずれを適用するかは、わが戦車・装甲輸送車の勢力、地形、障害、敵情等を考慮して決定する。

(1) 普戦の同時突入 敵陣地を、砲迫等の曳(えい)

火射撃によって制圧できない場合あるいは戦車の速度が制限される場合等においては、戦車部隊と第一線小隊は突撃支援射撃の延伸と同時に普戦が一体となって突撃する。この際第一線小隊は、戦車部隊の火力及び衝撃力の発揮を妨げず、かつ戦車部隊による最大の防護を確保するとともに、戦車部隊を敵の対戦車接近戦闘から防護できるように激烈な突撃射撃を行ない、また戦車部隊は必要に応じ、対側防専任の戦車を指定して第一線小隊及び戦車を防護する等密接な相互支援を保持して突入する。

(2) 戦車の先導突入 敵陣地に掩蓋(がい)等が少なく、砲迫の曳火射撃等によって敵を制圧できる場合、敵の対戦車火器の配備が比較的薄弱な場合あるいはこれを制圧又は撲滅した場合等においては、戦車部隊は突撃発起位置にある第一線小隊を超越して突撃支援射撃下に目標に突入する。戦車部隊が目標に到達したならば、突撃支援射撃を延伸しこれと同時に第一線小隊は突撃を発起してできるかぎり、すみやかに目標に突入し戦車部隊と合体する。

(3) 装甲輸送車化中隊の乗車突撃においては、普戦の同時突入の要領によることが多く、装甲輸送車化第一線小隊は、突撃支援射撃下に戦車部隊と一体となり、

濃密な火網を構成しつつ突入することができる。この場合においては、突撃支援射撃を、突入と同時に延伸するようにする。

第2節 攻撃準備

第1款 要 説

第81. 攻撃準備一般の要領

1. 中隊は、通常、連隊集結地に集結して、情報を獲得し、協力・支援部隊等と調整し、攻撃計画を定め、命令を下達する等所要の戦闘準備を周到に行ない、部隊を戦闘展開して最終準備を完成する。

また遭遇戦等においては、集結地を占領することなく、行進に引き続き迅速に攻撃準備を完成することがある。

2. 中隊長は、できるかぎり調整された攻撃を準備し、火力の威力を最高度に発揮して第一線小隊を迅速に機動させる。また部下指揮官に逐次必要な命令を下達して準備の余裕を与えることが必要である。

第82. 集結地の占領

1. 中隊の集結地への移動及び占領に関しては、一般に行進間の宿営地の占領の要領に準ずる。

中隊の集結地の占領完了時期、分進点、集結地への前

進路(地帯)及び前進要領、偵察、警戒の処置等については、通常連隊長から示される。

2. 連隊集結地の前方に中隊の集結地を指定された場合、あるいは中隊に行動地帯が与えられて中隊の集結地の位置の決定を中隊長に委任された場合においても、中隊の集結地への移動に関しては、通常連隊長の統制を受ける。

前方に集結地を設ける場合は、通常中隊長は、みづから先行班を編成し、偵察及び誘導等にあたらせる。前方の集結地の位置は状況特に攻撃開始線との離隔度、敵の防御火力組織、地形、期待できる火力、奇襲の効果等を考慮し、つとめて攻撃開始線に近接させる。攻撃開始線との距離は、徒歩で1時間をこえない場所に選定できれば有利である。

装甲輸送車化された中隊の集結地は、企図の秘匿のため、敵から比較的遠い地域に示されることが多い。

第83. 集結地における戦闘準備

集結地における重要な行動は戦闘準備である。中隊長は、通常連隊の統制下に指揮下部隊の戦闘準備を適切に指導する。この際つとめて部隊を休養させ、戦意の充実を図ることに留意する。

集結地における戦闘準備の具体的事項は、通常次のとおりである。

1. 偵察を実施し、諸計画を定め、調整を続行し、かつ状況及び命令等を徹底する。
2. 配属部隊を指揮下に入れ、また協力・支援部隊の状況を把握し、必要に応じ、戦闘に應ずる編成替え(臨時編成を含む。)を行なう。
3. 装備品等の追加、再補給及び整備を実施する。
4. 予期する戦闘に不必要な装備品等を残置する。
5. 連隊の統制を解かれた車両を掌握する。
6. できるかぎり予行を行なう。

第84. 掩護部隊等との調整

中隊長は、示された行動地域内に掩護部隊等が位置している場合は、すみやかにその指揮官と連絡し、敵との接触状況を承知するとともに、自己の企図及び中隊の行動を通報し、かつ通信連絡の手段を講ずる。また警戒の処置、情報活動、戦闘展開等に関し密接に調整する。

第85. 掩護部隊等との交代

掩護部隊等との交代にあたり、超越交代を行なうか、その場交代を行なうかは連隊長から示されるが、通常超越交代による場合が多い。いずれの場合においても、中隊長は、掩護部隊等の指揮官と周到に調整する。

中隊長が、被交代部隊の指揮官と調整する事項は、通常次のとおりである。

1. 被交代部隊の配置する誘導員
2. 道路その他の経路の使用
3. 被交代部隊の火力協力並びに、その火器の撤退の時期及び条件
4. 被交代部隊の行なり警戒
5. 諸施設の引き継ぎ等のための協定

第86. 偵 察

1. 中隊長は、連隊の命令に基づき、すみやかに攻撃計画を定めるために必要な情報資料を収集する。偵察を計画するにあたっては、地図を研究し、現地を観察して、偵察事項、偵察方法、偵察に要する時間等を定め、必要とする情報資料を適時に収集できるようにする。掩護部隊等が所在する場合には、これらの部隊の情報資料を利用することに努めるとともに、偵察に関しあらかじめ十分調整する。偵察は、中隊長みずから実施するほか、斥候、監視所等により実施する。

遭遇戦等においては、すみやかに所要の部隊等を先行させて敵との接触を維持させるとともに、できれば要点にあらかじめ所要の斥候等を派遣して、主動的に戦闘を指導するために必要な情報資料を収集する着意が重要である。

2. 収集すべき資料には、気象、地形等のほか、敵警戒

部隊の位置及び兵力、敵第一線部隊の位置特に翼側及び兵力、戦車、対戦車火器及び自動火器の位置・数・種類、障害の種類・強度特に地雷原の位置・規模・方式、築城の素質、予備隊の位置及び兵力、砲迫の位置並びに監視所・指揮所・通信所の位置等がある。

第2款 攻撃計画及び攻撃命令

第87. 要 旨

1. 中隊長は、任務を基礎とし、地域特性、彼我の状況、敵の可能行動、攻撃準備に使用できる時間等を考慮し、必要な時期と場所に中隊の戦闘力を遺憾なく発揮して、すみやかに所命の任務を達成できるよう中隊の攻撃を計画する。

遭遇戦等においては、中隊長は、すみやかに企図を確立し、短時間に所要の調整を行ない、早期に戦場を支配する要点を獲得するとともに、先制火力の発揮及び迅速な機動によって戦況が固定しないうちに有利な態勢を占め、戦勢を支配できるようにする。この際いたずらに敵情の判明をまち時機を失わないように留意する。

2. 中隊長は、攻撃計画のうち必要な事項を、攻撃命令として適時部下指揮官に下達する。

第88. 攻撃計画の内容及び攻撃の構想

1. 中隊の攻撃計画には、一般に攻撃の構想と、これを具体化した機動に任ずる部隊の運用に関する計画（以下「機動計画」という）、火力運用計画、並びに情報、兵站及び人事、通信等の諸計画を含む。

2. 攻撃の構想は、機動と火力を密接に吻合し、その戦闘力を要点に集中発揮することを主眼として決定し、通常、攻撃目標、攻撃開始時期、各小銃小隊等の運用、火力運用の要領等を明らかにする。

3. 各計画は、並行的に定め、予想する戦闘の重要段階特に陣前の障害処理、敵第一線に対する突撃、敵の逆襲阻止、目標奪取後の行動等については的確に定める必要がある。なかんずく敵の第一線に対する突撃は、中隊の戦闘においてきわめて重要な行動であり、戦闘全般の奏功を左右し、中隊の任務達成の成否を決定する。

4. 中隊長は、攻撃計画を定めるにあたり、隣接及び火力戦闘部隊と十分に調整する。隣接部隊指揮官と調整する事項は、通常その部隊の攻撃計画及び両部隊間の接触維持の方法であり、火力戦闘部隊指揮官と調整する事項は、火器の陣地地域、射撃目標、射撃要領等である。

第89. 機動計画

中隊長は、機動計画において、固有の小銃小隊、配属装甲輸送部隊及び配属戦車部隊の効果的な運用を定める。こ

の際、各部隊を計画的に運用することに努めるが、状況の変化に即応できる融通性を保持することに留意する。

この計画には、攻撃目標、各小銃小隊の運用、配属装甲輸送部隊の運用、配属戦車部隊の運用、攻撃発起位置、攻撃開始線、攻撃開始時期、攻撃方向、行動地帯、下車地域（装甲輸送車化された場合）、障害の処理、突撃の統制に関する事項、中隊の目標奪取後の行動、戦闘展開に関する事項、警戒等を含める。

第90. 攻撃目標

1. 中隊の攻撃目標は、通常連隊長から明示されるが、中隊が独立的に攻撃する場合は、通常それを奪取することにより敵の組織的抵抗を瓦（が）解できる緊要地形を中隊の攻撃目標に選定する。

2. 中隊長は、中隊の攻撃目標の奪取を迅速かつ効果的にするために、攻撃目標に至るまでの敵陣地の縦深・配備・強度、攻撃部隊の能力、協力火力の状況、地形等を考慮して、必要に応じ重要な段階を画する重要地形を適宜中間目標として定める。中間目標は、追撃砲小隊の当初の陣地から有効な射撃が実施できる範囲でつとめて深くし、かつ攻撃発起位置付近から視察できることが望ましい。中間目標は過度に多く選定し、攻撃速度を低下させないように注意する。

中間目標を選定した場合においては、通常これを第一線小隊の目標として与える。

第91. 各小銃小隊の運用

1. 中隊長は、状況に応ずる的確軽快な指揮をもって各小銃小隊を運用して、中隊の攻撃目標を奪取する。運用にあたっては、融通性を保持し、攻撃衝力を持続し、迅速に敵の弱点に乗ずるとともに、運用が定形化しないように注意する。

2. 中隊長は、任務を基礎とし、行動地帯の幅、地形、状況判明の度、敵の対抗策等を考慮して、各小隊を通常第一線小隊と予備隊に区分する。

3. 攻撃開始線を通過する際の小銃小隊の隊形の一例は、次のとおりであるが、中隊長は、状況に即応させ、運用の柔軟性を失なわないように留意する。

(1) 1個小隊を第一線に、3個小隊を予備とする。

この要領は、行動地帯が非常に狭い場合、暴露翼で行動する場合、敵情が不明な場合、縦深目標を攻撃する場合等に用いる。予備の小隊は、第一線小隊の後方に縦隊となるか、暴露した側方に対して第一線小隊の後方に梯次となるか、あるいは第一線小隊の後方にV形又は傘(かさ)形となる。

(2) 2個小隊を第一線に、2個小隊を予備とする。

この要領は、比較的状況が不明であるか、又は当初の目標奪取後迅速に攻撃を続行する等強力な予備が必要な場合等に用いる。予備の小隊が2個小隊の場合は、第一線小隊の後方に縦長あるいは横広となるか、暴露した側方に対して第一線小隊の後方に梯次となり、あるいは両翼が暴露している場合は、各第一線小隊の斜後方に小隊ごとに梯次となる。

(3) 3個小隊を第一線に、1個小隊を予備とする。

この要領は、敵情が比較的詳細に判明している場合、大きな予備を持つ必要がない場合、又は比較的広い地域を迅速に奪取することが望ましい場合等に用いる。

(4) 4個小隊を第一線とする。

この要領は、中隊の行動地帯が広く、かつ敵情が判明している限定目標の攻撃の場合、あるいは夜間攻撃、渡河攻撃のように予備の使用が制限されている場合等にまれに用いることがある。

4. 中隊長は、予備隊を次のような目的に使用する。

(1) 第一線小隊を阻止している敵の側面の攻撃

(2) 第一線小隊と交代し攻撃の続行

(3) 第一線小隊に射撃をもって協力

(4) 戦果の拡張

(5) 障害の処理作業の実施

- (6) 側面の警戒
- (7) 隣接部隊との連絡の維持
- (8) 第一線小隊の奪取した敵陣地の掃討
- (9) 敵の逆襲に対する第一線小隊の防護

中隊長は、攻撃命令において、予備隊の勢力・編組、攻撃開始時の位置、要すればその後の前進予定位置、以後の行動の準備等を示す。

予備隊の位置は、予期する使用方向、警戒、掌握、隠蔽等を考慮して定め、第一線小隊と適宜離隔させる。

第92. 配属装甲輸送部隊及び装甲輸送車化小隊の運用

1. 中隊長は、配属装甲輸送部隊を通常さらに小銃小隊等に配属して運用する。
2. 中隊長は、装甲輸送車化小隊を配属戦車部隊と密接な相互支援を維持させて一体的に運用し、その戦闘力を適時要点に集中発揮する。この際、敵特に戦車及び対戦車火器を制圧し、あるいは迅速に障害を排除するとともに、状況に応ずる乗・下車戦闘を適切軽快に行なわせる。
3. 中隊長は、敵情特に敵戦車及び対戦車火器の状況、地形、障害、配属戦車部隊の勢力、利用できる火力等の状況を考慮し、必要に応じ随時下車戦闘に移行できるようにあらかじめ下車地域を選定する。下車後の小銃小隊の運用については前条による。この際下車後の装甲輸送

車の処置についてあらかじめ計画する必要がある。

第93. 配属戦車部隊の運用

中隊長は、配属戦車部隊を通常直轄し、地形、敵陣地の強度特に対戦車火器・対戦車障害の状況、敵戦車の兵力及び配置、わが戦車の勢力、装甲輸送車の有無等を考慮し、戦車の機動力、火力、衝撃力を最大限に利用し、普戦チームの戦闘力を最も効果的に発揮できるように運用する。この際状況の変化に応ずる融通性を保持することが重要である。

普戦チームの攻撃の方法については、第3章第1節第2款参照。

第94. 攻撃発起位置

1. 第一線中隊の攻撃発起位置は、通常中隊長が連隊長から指定された行動地帯及び攻撃開始線に基づき、地形及び自己の攻撃計画に応じて決定する。攻撃発起の態勢を確実にするために統制・調整を強化する必要がある場合、攻撃開始線により攻撃開始を規正できない場合、れい明を利用して突撃を行なう場合等においては、連隊長から第一線中隊の攻撃発起位置が指定されることがある。
2. 攻撃発起位置として望ましい条件は、次のとおりである。

- (1) 攻撃開始線に近く、かつこれに至る良好な接近経

路がある。できれば攻撃発起位置の前線を攻撃開始線と一致させることが望ましい。

- (2) 空地の敵に対して隠蔽している。
 - (3) 敵の直接照準射撃に対して掩蔽している。
 - (4) 攻撃開始線通過のための展開隊形をとることができ十分の広さがある。
 - (5) 地域内又はその近くに四周を視察できる地点がある。
3. 中隊長は、第一線小隊の攻撃発起位置、迫撃砲小隊・無反動砲小隊・配属火器の射撃陣地地域、配属戦車部隊の射撃陣地又は攻撃発起位置及び予備隊の当初の位置を示す。

第95. 攻撃開始線及び攻撃開始時期

1. 連隊命令により攻撃開始線及び攻撃開始時期が示される。中隊が独立的に攻撃する場合は、中隊長は次の条件を考慮して攻撃開始線を選定する。

- (1) わが支配下の地域で、各小隊等がその位置に到着するまでは戦闘を行なう必要がなく、かつできるだけ敵に近い。
- (2) 識別容易かつ隠・掩蔽良好である。
- (3) 攻撃方向に対してほぼ直角である。

2. 攻撃開始時期は、通常攻撃開始線通過の時刻をもつ

て指定されるが、状況により特定の行動に引き続き攻撃を開始するように示されることがある。中隊長は、所命の時刻に第一線小隊の先頭が攻撃開始線を通過できるように、第一線小隊に攻撃発起位置から前進を開始する時刻をあらかじめ示し、号令又は信号をもって攻撃発起を命ずる。

中隊が独立的に攻撃を行なう場合は、中隊長は、任務を基礎とし、彼我の状況、気象・地形等を考慮し、先制奇襲の利を収めるとともに、攻撃準備に必要な時間を得ることを主眼として攻撃開始時期を決定する。

れい明時期は、わが企図を秘匿して奇襲を容易にし、薄暮時期は、わが行動を隠蔽できる。

第96. 行動地帯

1. 第一線中隊の行動地帯は、通常境界をもって示される。中隊に与えられる行動地帯の正面幅は、通常約400～1,000mであり、その縦深は、中隊の攻撃目標の占領及び確保に必要な火力を調整できる範囲から攻撃準備に必要な地積までが含まれる。中隊長は、隣接部隊の行動地帯を通過する必要がある場合はその指揮官と調整する。

2. 中隊長は、第一線小隊に攻撃発起位置と攻撃目標の左右の限界及び攻撃方向を示して行動させる。第一線小

第1編 普通科中隊

隊の正面幅は、目標の大きさ、目標上の敵の兵力、協力火力の程度等により異なるが、小隊の戦闘力を展開させるに必要な機動の余地を与えるためには、通常約200~400mを必要とする。状況により境界をもって小隊に行動地帯を示すことがある。

3. 状況により連隊長から行動地帯の残敵の掃討を特に命ぜられることがある。

第97. 攻撃方向

1. 中隊長は、示された行動地帯内において、敵情、地形、第一線小隊の相互の機動、火力の指向の難易等を考慮して第一線小隊の攻撃方向を指定する。小隊の攻撃方向は、前進経路、連続した目標あるいはこれらの併用等によって指定する。

2. 中隊に前進軸が示された場合は、通常基準小隊の攻撃方向と中隊の攻撃隊形を示して中隊の攻撃の方向を統制するが、状況により各小隊に攻撃方向を指定することがある。

第98. 下車地域

装甲輸送車化中隊をもって攻撃する場合は、中隊長は、必要に応じ各小隊の下車地域及び予備の下車地域を指定する。下車地域は敵情特に敵の戦車、対戦車火器、対装甲車火器及び砲迫の射撃並びに障害、地形、わが配属戦車の

第3章 攻撃

勢力、わが砲迫の射撃、隠・掩蔽等を考慮し、できるかぎり前方に設けることが望ましい。予備の下車地域は、下車地域の手前又は遠方に数個指定する。

敵の対戦車火器等がわが火力によって十分に制圧でき、かつ地形が有利な場合には、目標上に下車地域を選定することがある。

第99. 障害の処理

1. 中隊は、通常行動地帯内の障害は、みずからこれを処理するが、障害特に地雷の程度が大となるにしたがい連隊の処理作業隊によって処理される。

中隊長は、障害の処理にあたり、早期に障害に関する情報資料を入手し、準備を周到に行ない、処理の要領を機動特に突撃と密接に調整するとともに火力運用を適切にし、かつ不測の事態に応ずる予備手段を準備して、処理の必成を期する。

中隊は、障害の程度により、必要に応じ作業小隊、施設科部隊の援助を受けるとともに、所要の火力及び資材等を連隊に要求する。

2. 障害処理の計画には、通常、処理の担任及び処理作業隊の編成、処理の時期・方法・要領、処理作業の行動、作業拠点の処置、資材の推進、作業の掩護特殊導爆索の発射陣地、開設する通路の数・概略の位置・種類等に関

する事項を含める。

地雷原を含む障害の処理は、通常予備隊をもって処理作業隊を編成して処理するが、軽易な障害は、第一線小隊に所要の人員及び資材を与えて処理させる。

3. 障害処理には、次のような方法がある。

(1) 地雷 爆破(特殊導爆索、破壊筒、集団装薬等)、特殊装備をもつ車両・機具、手探り法等

地雷処理の細部については、訓練資料「地雷作業」参照。

(2) 鉄条網その他 戦車、装甲輸送車、爆破、切断、掩覆、引倒し等

4. 障害処理の時期を攻撃開始前又は攻撃開始後のいずれにするか、また処理の要領を隠密処理又は強行処理あるいはこれらの併用によるかは、攻撃の構想に基づき、障害及びこれを掩護する敵の火器の状態、地形、攻撃準備に使用できる時間、使用できる処理の方法、火力、配属戦車・装甲輸送車部隊の運用等を考慮して定める。この際隠密処理を実施できれば有利である。

5. 隠密処理にあたっては、なるべく早期かつ隠密に前進拠点を占領して処理に当らせる。この際、欺騙のための処置あるいは予想される敵の各種の行動の封殺等隠密処理のための対策をあらかじめ準備する。また必要に応

じ強行処理の手段をあらかじめ別に準備しておくことが必要である。

6. 強行処理においては、人員用と戦車用通路を逐次に開設するか、又は一挙に開設する。

(1) 逐次に開設する場合は、あらかじめ処理作業隊に障害帯に近く作業拠点を設けさせ(特殊導爆索を使用する場合は、射程に適合した位置に発射陣地を占領させ)、まず人員用通路を開設して、徒歩部隊をもって障害帯の前方に地歩を獲得し、その掩護下に戦車用及びその他の車両用通路を開設する。これらの処理準備は、夜間等視度不良時を利用して隠密に完了できれば有利である。

(2) 一挙に開設する場合は、第一線部隊の突撃に先立ち、通常まず人員用通路を開設し、引き続き迅速にこれを戦車用に拡張する。通路の開設の要領は、逐次開設する要領に準ずるが、特殊導爆索をもって当初人員用通路を開設する場合においても、あらかじめ作業拠点を設け、戦車用通路の迅速な開設を容易にする。

7. 通路の数は、人員用として第一線小隊に対し少なくとも1条、戦車用として戦車小隊に少なくとも1条を必要とする。

車両用通路は、できれば戦車用通路を利用し、必要に

応じ別に設けるが、第一線中隊に対し少なくとも1条を設ける。

8. 軽易な障害物に対しては、できるかぎり迂回するように努めるが、これができないときは、攻撃間強行処理する。攻撃間の強行処理にあたっては、戦車部隊等が配属されているときは、これらの能力を活用するように努める。

第100. 突撃の統制

1. 中隊長は、通常連隊長から突撃の支援要領等を示され、突撃発起位置及び突撃発起時期等の決定を任せられる。

敵陣地の強度が大で、かつわが火力が不十分な場合等においては、これらの決定を連隊長みずから行なうことがある。

中隊長は、現地につき綿密な偵察を行なって突撃の要領を確定し、連隊長に対し必要な火力、その他に関し積極的に意見を提出するとともに、指揮下部隊の突撃に関し所要の統制を行なう等、突撃準備を攻撃開始前から十分着意して計画的に実施する。攻撃開始線から直接突撃を行なう場合、あるいは攻撃開始後間もなく突撃に移る場合等においては、攻撃開始に先立ち突撃準備を完成する。

2. 中隊長は、火力戦闘部隊等と調整し、通常突撃発起の時期及びその概略の位置を決定し、これを第一線小隊に示す。この際突撃発起の正確な位置は、小隊長に決定させる。

突撃発起の時期は、通常突撃支援射撃の射程延伸の時期をもって指定する。状況により突撃発起の時期の決定を第一線小隊長に任せる場合がある。この場合においても中隊長は、火力戦闘部隊等と調整し、第一線小隊長が好機を看破して自主積極的に突撃を実施できるようその動機を作為する。

連隊長が、突撃発起の時期・位置等を統制する場合は、中隊長はあらかじめ必要事項について意見を提出するとともに、連隊長の企図を十分に部下に徹底しておき、統制にしたがって突撃を発起する。

3. 突撃発起位置は、火力の衝撃的効果を最大限に利用でき、かつ火力による損害を被らない範囲において、つとめて敵陣地に接近させる。突撃発起位置と目標との距離は、地形、わが火力の状況、障害の位置・通路等の状況によって異なるが、通常150m以内である。

4. 普戦チームの突撃においては、普戦のそれぞれの衝撃力を最大限に発揮させることを主眼とし、突撃の要領を決定する。一般に普戦チームの突撃要領には、戦車の

先導突入による要領と、普戦の同時突入による要領があるが、いずれの場合においても、突撃支援射撃と調整するとともに、戦車部隊の発進の時期を適切に定めることが重要である。

突撃の要領については、第3章第1節第2款参照。

5. 装甲輸送車化中隊の突撃においては、あらかじめ選定した下車地域において下車して突撃するか、あるいは乗車したまま突撃するか。下車突撃又は乗車突撃のいずれによるかは地形、敵の対戦車能力によって決定する。

下車突撃においては、下車したのちの突撃は、徒歩による攻撃における突撃の要領による。この際つとめて装甲輸送車の火力を使用するとともに、下車後の装甲輸送車の行動について明らかにする。

乗車突撃においては、通常攻撃前進に引き続き停止することなく突撃支援射撃を利用して目標に近迫し、戦車・装甲輸送車の火力と衝撃力を最高度に発揮して突入する。乗車突撃を計画した場合においても、状況により下車突撃を実施する場合があることを考慮し、突撃発起位置の概略の位置及び突撃の要領を定めるとともに、戦車、装甲輸送車の行動特に火力の発揮及び防護等についてあらかじめ計画する。

第101. 目標奪取後の行動

中隊長は、中隊目標奪取後の目標確保、再編成、及びその後の行動に関しあらかじめ計画する。

目標の確保については、一般に敵と接触中の防御の要領（第187条参照）に準じ概略の陣地編成、迅速な陣地構築、警戒特に対逆襲警戒、隣接部隊との連絡の維持、状況により目標前方の要点の占領等について計画する。このほか火力運用計画、敵との接触維持のための偵察、人事、兵站特に弾薬補給、通信等迅速な戦闘力と秩序の回復の処置について計画する。

中隊の目標奪取後において、敵陣内の破たんに乗じ、引き続き攻撃続行を命ぜられることが予期される場合は、迅速に次の行動に移ることができるようにあらかじめ準備する。

第102. 戦闘展開

1. 中隊長は、敵に近接して攻撃発起の態勢を確実かつ有利にするため、指揮下部隊を集結地又は行進間から攻撃発起位置及び射撃陣地へつとめて企図を秘匿しながら整齊かつ迅速に移動させるように計画する。
2. 連隊集結地から直接戦闘展開する場合は、通常連隊長から統制されるが、連隊集結地の前方に中隊集結地が設けられた場合には、その位置からの戦闘展開は、通常中隊長が統制する。戦車部隊が配属された場合において

第1編 普通科中隊

は、所望の時期に攻撃発起位置又は射撃陣地に整齊と進入できるようにする。

3. 戦闘展開に関しては、通常展開の開始及び完了の時期、第一線小隊及び戦車部隊の攻撃発起位置、火器部隊等の射撃陣地、予備隊の当初の位置並びにこれらに至る経路、前進間の時間規正、道路使用に関する統制、先遣する部隊に関する制限、警戒に関する事項等のうち所要の事項を示す。

4. 行進間から集結地を設けることなく展開を行なう場合は、上記のうち必要な事項を、通常各別に下達して迅速な展開を図る。

5. 装甲輸送車化中隊においては、集結地あるいは行進中から各小隊ごとに攻撃発起位置へ分進させることがある。また攻撃発起位置の占領時間はつとめて最小限にする。状況により攻撃発起位置を占領することなく、集結地から直ちに攻撃を行なうのを有利とすることがある。この際、奇襲効果と攻撃準備との調和を図ることが必要である。

第103. 警戒

1. 中隊長は、攻撃間を通じ翼側の警戒及び対空警戒を行なう。

2. 隣接部隊に対する通視が維持できないか、あるいは

第3章 攻撃

接触が失われるおそれのある場合は、連絡班をもって連絡を維持させ、その翼の位置を定期的に報告させるとともに翼側の警戒を行なわせる。

また翼側の警戒のために予備隊の位置をこれに適応するよう選定するとともに、必要に応じ斥候を派遣する。

3. 中隊長は、第一線小隊及び予備隊等を隠・掩蔽の良好な地域を利用して行動させるとともに、所要に応じ対空射撃を準備する。

第104. 火力運用計画

1. 中隊長は、中隊の機動を最も有効に実施するため、攻撃の構想に基づき、火力運用計画を時間の許すかぎり綿密に作成する。この際特に障害処理の支援、敵の第一線に対する射撃、逆襲阻止の掩護の射撃、突撃時における中隊の目標奪取後の射撃等重要な段階に応ずる火力運用を周到に計画する。

2. 突撃支援射撃については、突撃に関する企図に基づき、必要な意見を連隊長に提出し、突撃支援射撃の要領を確実に承知し、現地について突撃と支援射撃との関係、射撃開始及び延伸の要領等を明らかにする。

3. 火力運用計画作成の手順については、第1章第5節参照。

第105. 障害処理における火力運用

1. 中隊長は、障害処理に任ずる処理作業隊又は第一線小隊の処理行動を緊密に支援するよう火力運用を周到に計画する。この際、障害と連携する敵の火器を制圧し、かつ火力運用を処理の要領に適合させることが重要である。
2. 障害を隠密に処理する場合においても、通常火力を準備し、不時の要求を即応させる。
3. 障害を強行処理する場合は、砲迫等の上級部隊の火力と中隊の固有の火器並びに配属の戦車及びその他の火器の射撃を周到に調整して、これらの火力が処理作業間に最も効果的に発揚できるようにする。このため中隊長は、中隊の固有の火器又は配属の戦車及び対戦車火器をもって、通常攻撃開始線付近に陣地を占領させるとともに、処理作業隊に機関銃等を増加配属するか、あるいは処理支援のための部隊を作業拠点近くに配置して処理作業隊の行動を掩護させる。この際、各陣地にはあらかじめ工事を行なわせる。処理にあたっては、煙の使用を有利とする場合がある。

障害の処理を攻撃開始直前に行なう場合は、中隊長は、上級指揮官の計画する攻撃準備射撃と密接に調整する。

障害の処理を攻撃開始後に行なう場合は、障害処理の掩護の射撃と通常引き続き予想される突撃時における敵の

第一線に対する射撃との関連を的確にするよう留意し、必要な意見を連隊長に提出する。

第106. 突撃における火力運用

1. 中隊長は、突撃における火力運用を突撃と緊密に調整し、周到に計画する。

中隊長は、通常砲迫等による突撃支援射撃及び連隊の直轄戦車の射撃を要求するとともに、中隊の固有及び配属火器による射撃を計画し、これらの火力を突撃時に最高度に発揚させる。

2. 中隊長が突撃発起を統制する場合は、射撃目標、支援射撃の開始及び延伸の要領並びに射撃の継続時間及び要求要領等について、火力戦闘部隊等と周到に調整し、所要の事項を第一線小隊に示す。
3. 突撃支援射撃の基本的要領は、次のとおりである。

(1) 激烈かつ急襲的で、つとめて精密に調整された火力の集中によって、突撃目標の敵及びその側方・後方から突撃を妨害する敵を制圧して、第一線小隊等の突撃発起の動機を作為する。

(2) 第一線小隊等の突撃発起に伴い、突撃目標に近くその側方及び後方において突撃を妨害する敵に射程を延伸して、第一線小隊等の突撃前進及び突入を掩護する。

4. 突撃支援射撃の開始の時期は、通常要求によるが、時刻によって決める場合、又はある特定行動を基準とする場合等があり、射程延伸には、射撃時間表により決められた時間による場合又は要求による場合等がある。いずれにするかは、状況に適応し、かつ確実なものを選定する。

5. 突撃発起後中隊長は、先頭部隊に危害を及ぼさない範囲において、上級部隊の火力及びみずから使用できる迫撃砲小隊、配属戦車等の火力をもって、突入点の制圧、側防火器の処理、突撃射撃の増加等の手段を講じ、密接に第一線小隊の突撃に協力させる。状況が許し、かつ地形が有利な場合は、予備隊に射撃を行なわせることがある。また所要の機関銃、無反動砲等をもって障害処理支援のための部隊の陣地等を利用して突撃に協力させることがある。

6. 装甲輸送車化中隊が、乗車突撃する場合は、要すれば曳火射撃下に突入し、目標上に到達と同時に射撃を延伸するよう連隊長と調整する。また風向が有利な場合においては、煙を利用して突撃することがある。下車突撃する場合は、装甲輸送車の火力をもって突撃に協力させることが望ましい。

7. れい明攻撃における突撃のための火力運用について

は、夜間攻撃における火力運用の要領に準ずる。

第107. 迫撃砲小隊の運用

中隊長は、迫撃砲小隊を通常全般任務として使用し、特科部隊、重迫撃砲部隊、その他の協力火器の射撃と密接に調整して運用する。迫撃砲小隊は、通常小隊単位で運用する。

1. 中隊長は、迫撃砲小隊に対し、戦術任務、陣地地域、主線の方向、射撃区域、射撃目標、陣地進入及び陣地変換、試射の実施に関する統制、射撃開始の時期等のうち必要な事項を示して、その行動を統制する。

(1) 小隊陣地地域は、遮蔽し、かつつとめて第一線に近く、できれば中隊の目標奪取まで陣地変換を必要としないことが望ましい。また陣地地域内又はその近くまで車両により容易に移動できることが望ましい。

中隊長は、地形、戦闘の推移等を判断して、機動に最もよく吻合できるようにあらかじめ陣地変換を計画する。陣地変換は、通常梯次に実施するが、小隊の射撃任務が他の火力戦闘部隊等によって引き継がれる場合には、小隊同時の陣地変換を計画する。

陣地変換は、できるかぎり車両を利用するが、状況特に地形、敵火の状態等により手搬送の必要が予想される場合は、中隊長は、迫撃砲小隊長の要請により、

必要な人員を小銃小隊から差し出し援助させる。

(2) 攻撃開始前における射撃は、試射及び修正射のほか、射撃目標、発射弾数、射撃開始時刻等を示して攻撃開始直前に短時間行なわせることがある。

2. 攻撃前進及び突撃時においては、第一線小隊の前進及び突撃を直接妨害する敵特に不意に現出する自動火器、対戦車火器、わが砲迫等の射撃から免れて抵抗を続ける敵陣地等に対する射撃を行なわせる。特に突撃の支援においては、中隊長は、突撃を妨害する敵側防火器等の位置を判断して、あらかじめ制圧又は煙覆させることが重要である。

突撃時の射撃のためには、射撃地域、射撃開始の条件、射撃継続時間又は発射弾数、射程延伸、目標変換等に関して事前に計画する。

中隊目標奪取後の射撃のためには、射撃陣地及び火力の編成を陣地確保に適するように計画し、特に逆襲に対する射撃を重視して準備する。

第108. 無反動砲小隊の運用

無反動砲小隊は、主として敵戦車、状況によりその他の装甲車両を射撃する。時として敵の自動火器、側防火器等を射撃することがある。

中隊長は、無反動砲小隊を通常直轄し、戦車部隊、戦闘

車部隊及びその他の対戦車火器の射撃と総合して運用する。

中隊が広正面にわたって行動し、中隊長の統制が困難な場合、あるいは特定の小銃小隊が中隊主力と離れて行動する場合等においては、無反動砲小隊の一部又は全部を小銃小隊に配属することがある。

1. 無反動砲小隊を直轄する場合には、陣地地域、当初（必要に応じ将来）の射撃目標又は射撃区域、特に射撃を準備すべき地域、陣地変換に関する事項、当初の陣地地域への進入の時期、射撃開始の時期・条件、警戒等に関する必要な事項を示し、小隊の行動を統制する。

(1) 無反動砲の陣地は、敵戦車等の接近経路に対し所望の視・射界があり、地形及びわが部隊の配置等による掩護が得られ、かつ後方爆風により味方部隊に危害を与えないことが必要である。またつとめて車上射撃の可能な陣地であることが望ましい。

(2) 中隊長は、機動計画に基づき、地形、敵戦車等の可能行動等を考慮し、戦闘の推移を判断してあらかじめ陣地変換を計画する。陣地変換は、できるかぎり車両によるが、地形、敵火の状態により手搬送を行なう必要がある場合には、必要な人員をもって出し援助させる。

2. 中隊長は、攻撃開始前における敵戦車の出撃等を考

慮し、その接近経路に対する対戦車防護について計画する。

攻撃前進及び突撃間の射撃については、射撃開始の時期・条件及び状況の進展に応じて特に射撃を準備すべき重要地域等を小隊長に示す。また第一線部隊の突入直後の対逆襲戦闘等のため、無反動砲を機を失せず推進できるように計画する。

3. 無反動砲小隊の一部又は全部を小銃小隊に配属する場合は、中隊長は、被配属小銃小隊、配属すべき勢力、配属・復帰の時期等を示し、弾薬補給及びその他の必要な事項に関し処置する。

第109. 火器小隊の運用

火器小隊は、第一線小隊の攻撃に密接かつ継続的に協力するとともに、対戦車射撃を行なう。

中隊長は、通常火器小隊を直轄し、他の火力と密接に調整して運用する。状況により各班(分隊)を小銃小隊に配属することがある。

1. 機関銃班は、第一線小銃小隊の前進を阻止している敵、わが砲迫の射撃を免れている敵、突撃間に現出する側防火器等を射撃させる。また中隊目標奪取後においては、すみやかに敵の逆襲に対処させる。

2. 迫撃砲班の運用については、迫撃砲小隊の運用に準

ずる。

3. 無反動砲班の運用については、無反動砲小隊の運用に準ずる。

第110. 重迫撃砲部隊の協力

1. 重迫撃砲部隊は、通常連隊の全般任務として使用されるが、連隊正面が比較的大なる場合等においては、重迫撃砲小隊が中隊の直協任務にあてられることがある。また中隊が独立的に行動する場合は、重迫撃砲小隊が中隊に配属されることがある。

重迫撃砲部隊は、連隊の任務達成に最も重大な脅威を与え、かつ特科部隊より効果的に射撃できる目標を制圧、時として破壊し、あるいは煙幕の構成を行なう。

2. 攻撃間においては、前進観測幹部が通常被協力中隊長の近傍に位置し、中隊長と緊密な連絡のもとに射撃を要求し観測する。

第111. 戦車部隊の射撃

中隊長は、時として、連隊長の計画による戦車部隊の射撃による協力を受け、あるいは配属戦車部隊を射撃任務に使用することがある。

中隊長は、戦車を射撃任務に使用する場合は、第一線小隊の行動とよく調整するとともに、砲迫等では射撃できない目標あるいは直ちに撲滅する必要のある臨機目標等を射

第1編 普通科中隊

撃させる。この際必要に応じ増加弾薬を準備する。陣地地域は、隠・掩蔽が良好で、できるかぎり長く超過射撃又は間隙射撃ができるように選定する。

第112. 特科部隊の協力

中隊には直協任務の特科大隊から前進観測班が派遣される。中隊長は、前進観測班長を通じ射撃を要求する。

第113. 配属対戦車部隊の運用

中隊に対戦車部隊が配属された場合は、中隊長は、通常これを直轄し、敵情特に敵戦車の脅威の大きい時期・場所、地形、対戦車部隊の勢力及び運動の可能性等を考慮し、他の対戦車火器及び配属戦車部隊と調整して総合的に運用する。

第114. 配属重迫撃砲小隊の運用

中隊に重迫撃砲小隊が配属された場合は、中隊長は、これを全般任務に使用し、射撃区域、射撃目標、概略の陣地地域、試射及び修正射の統制、要すれば陣地変換の要領等を示してその行動を統制する。

第115. 煙の使用

1. 煙は、攻撃部隊の機動及び味方部隊の行動・施設を隠蔽し、あるいは欺騙するために使用する。煙は、また航空攻撃の目標及び爆撃線の表示にも使用することがある。

2. 中隊が保有する発煙手段には、81mm 迫撃砲、89

第3章 攻撃

mm ロケット弾、手榴(りゆう)弾、小銃擲(てき)弾、各種の発煙筒がある。黄磷発煙弾は、殺傷効力及び焼夷効果を併有する。

3. 中隊長は、煙の使用にあたっては、他部隊と調整し、その戦闘に支障を及ぼさないようにし、また指揮下部隊の発煙に関し所要の統制を行なう。

4. 重迫撃砲の煙弾射撃及び発煙機は、連隊固有の最も効果的な発煙手段である。また化学科部隊、特科部隊、戦術航空部隊等によって煙幕が構成されることがある。

中隊が発煙機による発煙を行なう場合の行動については、教範「普通科連隊本部管理中隊」作業小隊参照。

5. 煙幕構成を計画する場合は、気象特に風向・風速を考慮し、味方部隊の監視・観測及び機動が煙によって妨害されないようにする。

第116. 攻撃間の情報

中隊長は、攻撃計画作成のための情報活動に引き続き、その後の情報活動特に戦闘間の情報資料の収集について計画する。

戦闘間の偵察は、中隊長の特に必要とする情報資料を確実に入手することができるようにするとともに、報告・通報を迅速にする。

中隊長は、敵情の継続的な監視の処置を講じ、また適時

斥候を潜入させる等、絶えず積極的な偵察活動を行なう。
収集した情報資料は、すみやかに連隊長に報告するとともに、必要なものは指揮下部隊に通報する。

細部については、訓練資料「小部隊の作戦情報」参照。

第117. 兵站及び人事

1. 兵 站

(1) 中隊長は、攻撃間の兵站について、次の事項を計画する。この際特に配属部隊の兵站支援に関し、綿密に調整することが必要である。

ア. 給食計画（特に個人携行糧食に留意する。）

イ. 障害処理資材の取得・配分

ウ. 燃料補給

エ. 弾薬補給（中隊弾薬交付所の位置及びその前進路、増加携行弾薬、弾薬補給車両の統制、現地運搬資材の活用、その他弾薬補給に関する特別指示を含む。）

オ. 交通上の制限（道路使用の統制、燈火の制限、車両の前進限界等を含む。）

カ. 救護員の配置、担架班の編成等治療後送に関する事項

キ. 整備に関する事項

ク. 中隊段列地域及び中隊輸送機関の位置

(2) 細部に関しては、本編第1章参照。

2. 人事 中隊長は、十分な体力及び気力の維持増進並びに士気特に攻撃精神の高揚に留意するとともに、戦闘惨烈の極所においてもこれを維持するように努める。

細部に関しては、本編第1章参照。

第118. 指揮及び通信

1. 攻撃における中隊の通信は、特に迅速機敏を必要とする。このため中隊長は、戦闘の経過に応ずる周到な計画と準備を行なう。この際、配属・支援部隊との間に的確な通信系を確立することが重要である。

攻撃準備間においては、企図の秘匿上無線の使用を制限されることが多い。

2. 攻撃間、中隊長は、無線通信及び伝令通信並びに連隊から有線通信が構成される場合にはこれを使用して連隊との通信を維持する。中隊長が下車して行動する場合には、携帯無線機を携行し絶えず連隊長との直接通信を維持することに努める。中隊長と隣接部隊と通信は、直接又は連隊指揮所を経由して無線通信、伝令通信、可能な場合は有線通信等によって行なう。

3. 中隊長は、中隊指揮所及び部下指揮官と主として無線通信及び伝令通信により通信を維持し、状況が許す場合には、中隊監視所と中隊指揮所間に有線通信を構成す

ることがある。また視覚・音響通信等をもってこれを補足する。

4. 中隊の指揮所は、つとめて第一線に近く位置し、中隊の前進に伴って適時移動する。

通信組織の推進の細部に関しては、第19条参照。

第119. 攻撃命令

1. 中隊長は、所要の部下指揮官に対し攻撃命令を下達する。命令は、つとめて中隊の行動に関係のある重要な地形を現地につき指示できる場所で与える。この際隠蔽及び分散に留意し、著明な地形・地物を避け、敵眼及び敵火に暴露する時間を最少限にする。命令を現地について下達できない場合は、地図、航空写真、要図、写景図、砂盤等を利用する。

敵と交戦中の部隊の指揮官に対しては、招致することなく無線通信又は伝令により、あるいはみずから現地に行き下達するか、運用訓練幹部等を派遣して伝達させる。

2. 命令の下達にあたっては、部下指揮官に対し、攻撃準備のためできるかぎり時間の余裕を与えることに着意する。このため命令の内容及び下達の要領を部隊の配置、状況の緩急等に適応させる。

第3款 戦闘展開の実施

第120. 攻撃発起位置の占領

1. 中隊長は、集結地又は行進間から第一線小隊等を攻撃発起位置に、予備隊を指定した当初の位置に、火器部隊を射撃陣地地域にそれぞれ進入させる。移動にあたっては、直接警戒の処置を講ずるとともに、必要に応じ所要の人員を交通上の要点に派遣して誘導にあたらせる。また各部隊がそれぞれの位置に到着するに先だち、警戒の処置を行ない、できるかぎり隠・掩蔽して同地を占領し戦闘展開を完了する。この際火器部隊（射撃に任ずる戦車部隊を含む。）の陣地は、あらかじめ工事及び偽装を十分に行なわせる。

2. 装甲輸送車化中隊の場合には、攻撃発起位置の占領時間を最少限にするため、あらかじめ誘導、表示等について十分準備するとともに、掩護部隊等が所在する場合には、これとの調整を周到に行なう。

3. れい明攻撃においては、夜間攻撃に準じて、敵に企図を秘匿して攻撃発起位置等を占領する。

第121. 攻撃開始前における指導

中隊長は、第一線小隊の攻撃発起位置発進の時期までに、掩護部隊等との交代又は交代準備を完了するとともに、現

地について攻撃命令を補足し、指揮下部隊の攻撃準備の状況を点検・指導し、すべての攻撃準備を完成し、連隊長に報告する。

第3節 攻撃実施

第122. 戦闘指導の一般要領

1. 中隊長は、第一線小隊の先頭が所命の攻撃開始時期に攻撃開始線を通してできるように、第一線小隊の攻撃発起位置からの発進を命令して攻撃を開始する。攻撃を開始した中隊長は、火力の効果及び地形を利用し、極力敵火による損害を避けつつすみやかに前進する。この間中隊長は、適時直接指揮している火器の射撃開始を命ずる。第一線小隊の射撃開始は、通常小隊長に任せるが、要すれば中隊長が統制することがある。

中隊長は、最も重要な正面が十分観察できるところの要点から要点へ前進し、常に指揮下部隊、火力戦闘部隊、及び連隊長との通信を確保する。

2. 中隊長は、絶えず前方及び側方の情報の獲得に努め、逐次判明する敵情、地形に応じ、第一線小隊の前進を指導し、必要に応じ砲迫等の火力を適切に運用し、極力地形を利用し、敵の弱点に乗じて局部的な包囲に努める等各種の手段を尽くして迅速な攻撃の進展を図る。

3. 敵に接近したならば、中隊長は、特科及び重迫の前進観測者と密接に連絡し、火力を発揚して敵陣地を制圧するとともに、第一線小隊及び配属戦車部隊等に突撃に関しさらに的確な命令を与え、また不意に現出する側防火器の処理の準備、障害の処理等の突撃準備を逐次完成する。

突撃にあたっては、中隊長は、あらかじめ定めた統制・調整に基づき、砲迫火力と連携し、第一線小隊に突撃を命ずるが、あるいは第一線小隊長の自主的な突撃発起を指導し中隊の全能力を尽くして突撃を行なう。

4. 陣内の攻撃においては、中隊長は、よく指揮下部隊を掌握し、敵陣地の破たんの機に乗じ、各小銃小隊、配属戦車及び火力を軽快に運用して攻撃を続行し、目標に奪取する。目標を奪取したならば同地を確保するとともに、じ後の攻撃を準備する。この際すみやかに敵の逆襲に備えるとともに、敵の弱点あるいは後退の徴候の発見に努め、その状況を連隊長に報告する。

第123. 小銃小隊の運用

中隊長は、小銃小隊を計画に基づき、軽快機敏に運用するように努めるが、状況の変化に応じ当初の計画を修正又は変更して迅速な攻撃の進点を図る。

1. 中隊長は、火力を要点に集中して第一線小隊の攻撃

を促進する。敵の射撃により阻止されていない小隊は、一意前進させ、極力包囲又は迂回によって全般の態勢を有利にする。この際、第一線小隊の前進方向を必要に応じ修正し、またそれらの相互支援についての確に指導する。

2. 中隊長は、予備隊を警戒、隠・掩蔽等を考慮して、使用に便な位置に逐次前進させるとともに、予備隊使用の腹案を絶えず検討し、その使用の目的・時期・方向の決定を適切にする。予備隊の使用にあたっては、つとめて敵の弱点特に側背に対し、第一線小隊の戦果を機を失せず拡張して中隊の任務達成を容易にする目標を奪取させることが重要である。また、好機を発見するか、あるいは第一線部隊の前進が不可能になる前にも、ためらうことなく予備隊を使用する。

中隊長は、予備隊を使用するときは、攻撃目標のほか、通常攻撃発起位置と攻撃方向を指定するとともに、予備隊の行動と第一線小隊の行動を調整し、必要に応じて予備隊を援助するため射撃の目標を交換する。

中隊長は、予備隊の使用を決定したときは、なるべく早い機会に新しい予備隊を設ける。

第124. 配属戦車部隊の運用

攻撃開始後中隊長は、配属戦車部隊を、あらかじめ計画したところに基づきあるいは状況の変化に即応して、普戦

チームの戦闘力を最も効果的に発揮できるように運用する。このため、逐次判明する敵情、地形に基づき新たな任務を与え、又は普戦チームの攻撃の方法に修正を加え、第一線小隊の前進を阻止する敵陣地の要点に対し、その戦闘力を軽快、短切に集中発揮させる。この際中隊長は、戦車部隊指揮官に対し、撃破すべき目標、行動地域又は前進経路、前進時期、小銃小隊の行動、じ後の行動要領等について具体的かつ的確に命令することが重要である。また中隊長は、戦車部隊の支援及び掩護のため、わが対戦車火器及び砲迫による対戦車火器の制圧・煙覆・対戦車障害物の排除等について処置することが必要である。

第125. 火力運用

1. 攻撃間、中隊長は、常に各小隊の前進と直接照準火器及び間接照準火器の射撃とを緊密に調整し、第一線小隊の前進を阻止すると予想される敵陣地、対戦車火器、敵の砲迫に対し、機先を制して急襲的な火力を指向し、戦闘の終始を通じて、その制圧を持続する。

火力が不十分な場合においては、局所における火力の優勢を図り第一線小隊の前進を促進する。

2. 戦闘間、中隊長は、継続的な射撃を可能にするため、直轄の火器部隊等の陣地変換を、第一線小隊の行動及び上級部隊の火力の指向状況等を考慮して行なう。

第126. 突撃準備

中隊長は、早期に突撃の要領を確定し、これを関係指揮官に示して計画的に突撃準備を行ない、突撃発起までにこれを完了し、突撃発起位置においては、つとめて停止することなく突撃できるようにする。

突撃準備のためには、敵戦力を減殺し、障害及び側防火器を処理し、突撃部隊等の配置を適切にすることが重要である。

1. 敵戦力の減殺 突撃にあたり、自隊の火力、上級部隊の火力等利用できる全火力を発揚し、敵の抵抗を制圧し、小隊が自己の突撃射撃をもって突撃できるように突撃に先だてて敵戦力を減殺する。
2. 障害の処理 中隊長が統制して処理する場合は、突撃の要領に適応するように開設する通路の位置を定め、処理作業隊に対する掩護の処置を講ずる。軽易な障害は第一線小隊に資材を与えて処理させ、状況が許す場合は戦車によって処理する。障害の通路の開設は第一線小隊が突撃発起位置に到着する前に完了することが望ましい。
3. 側防火器の処理 突撃に先だち、既知又は予想される敵側防火器は、砲迫等をもってあらかじめ十分に煙覆又は制圧し、できれば撲滅する。不意に現出する側防火器を機を失せず処理するため、第一線小隊には警戒すべ

き方向を示し、煙を準備し、必要に応じ予備隊の機関銃、所要の配属戦車、時として無反動砲等に対側防火器専任の任務を与える。状況により破壊班を編成し、携帯放射機あるいは爆薬をもって攻撃を行なうことが有利な場合がある。

4. 突撃部隊等の配置 中隊長は、敵配備の状況、地形等により当初示した突撃発起位置が不適当な場合は修正する。この際、火力との関係を特に考慮することが必要である。また当初突撃発起位置を示し得なかった場合は、攻撃開始後なるべくすみやかにその位置を示す。

中隊長は、各小隊の配置、隣接部隊及び協力火器の状況、突入する敵陣地、障害及び側防火器の状態を考慮し、つとめて有利な態勢をもって突撃ができるようにする。このため中隊長は、第一線小隊の配置及び突入方向を指導し、かつ予備隊の配置を適切にする。特に障害を強行処理して行なう突撃においては、通路開設の状況に応じ適切に突撃部隊等の配置を修正する着意が必要である。

第127. 突 撃

1. 突撃を成功させるためには、周到な準備、積極果敢な攻撃精神並びに好機に投ずる最高度の衝撃効果の発揚が重要であり、特に中隊長以下各級指揮官の率先的行動は欠くことのできない要素である。突撃にあたっては、

中隊長は、第一線小隊が容易に突撃を発起できるように突撃の動機を作為し、好機に投ずるよう突撃を命ずるか、あるいは第一線小隊に自主積極的に突撃を発起させる。

2. 突撃発起と突撃支援射撃との連携は、次の要領による。

(1) 突撃支援射撃の開始に伴う行動

ア. 突撃支援射撃が要求によって開始される場合は、第一線小隊が突撃発起位置付近に前進したならば、中隊長は、前進観測者に対し突撃支援射撃の要求について予告し、突撃開始の態勢をとるや機を失せず突撃発起ができるように射撃の継続時間等を考慮して射撃の開始を要求する。

イ. 突撃支援射撃が定められた時刻により開始される場合は、中隊長は、その時期に適合するよう突撃発起位置への前進を指導する。

ウ. 突撃支援射撃が開始されたならば第一線小隊は、その効果を利用して引き続き前進を続行し、できるかぎり、集中砲弾の濃密部に近迫する。

(2) 突撃支援射撃の延伸に伴う行動

ア. 要求により射撃延伸を行なう場合は、中隊長みずから射撃の効果を判断し、第一線小隊の状況を確認し、射撃の延伸について第一線小隊に徹底し、適

時前進観測者に要求して射程を延伸して突撃発起を命ずる。

第一線小隊長から自発的に射程延伸の要求があった場合においては、中隊長は、全般の状況を判断し、第一線小隊の行動を助長するように射程延伸を要求する。

1. 時間表によって射程を延伸する場合は、中隊長は、第一線小隊の前進を適切に指導し、十分突撃の態勢を整え突入する敵陣地に対する最終弾の弾着とともに突撃を発起させる。

3. 普戦チームで突撃する場合の要領については、第2款普戦チーム参照。

4. 上級部隊の突撃の支援火力が不十分な場合においても、中隊長は迫撃砲小隊による射撃等あらゆる手段を講じ、利用できる火力を集中し、局所における火力の優越を図り突撃を行なう。

迫撃砲小隊による射撃に連携して突撃する場合は、中隊長は、射撃目標及び射撃の要領を定め、特定の小隊の正面に火力を指向させる。射撃の開始及び延伸の要求は、中隊長がみずから行なうが、あるいは所要の事項を示して小隊長に行なわせる。

5. 突撃発起後中隊長は、第一線小隊に危害を及ぼさな

い範囲において、配属戦車・装甲輸送車の火力をもって、突入点の制圧、側防火器の処理、突撃射撃の増加等の手段を講じ、密接に第一線小隊の突撃に協力させる。状況が許し、かつ地形が有利な場合には、予備隊に射撃を行なわせることがある。

中隊長は、第一線小隊が突入したならば、機を失せずじ後の戦闘を最もよく指導できる地点に進出する。

6. 突撃がとん挫(ご)した場合は、中隊長は、すみやかに突撃を阻止する原因を排除し、百方手段を尽くし突撃の復行に努める。

第128. 陣内線

陣内線においては、中隊長は、敵陣地の破たんと戦勢の浮動化に乘じ、戦闘力を要点に集中發揮して攻撃を続行し、すみやかに所命の目標を奪取する。このため中隊長は、敵陣地に突入したならば引き続き第一線小隊、配属戦車部隊等をもって前進を阻止する敵を撃破するとともに、火力を集中して敵を制圧し、すみやかに第一線小隊にその目標を奪取させる。中隊長は、予備隊、無反動砲小隊、配属対戦車部隊、要すれば迫撃砲小隊を推進し、特科及び重迫の火力を所望の地点に集中し、状況の進展に応じ的確軽快に中隊を指揮して中隊目標を奪取する。この際、攻撃の成功した方面には予備隊及び戦車部隊を使用して深く突進させる

か、あるいは敵の側背を攻撃させる等すみやかに戦果を拡張する。たとえ隣接部隊が阻止された状況においても一意前面の敵を攻撃する。また、中隊長は、監視所を推進し、翼側に警戒部隊を派遣し、あるいは潜入斥候を派遣して積極的に敵情を偵察し、特に敵の逆襲の兆候を早期に発見する。敵の逆襲に対しては、機を失せず砲迫の火力を集中してその初動を制するとともに、配属戦車・対戦車誘導弾、無反動砲等の火力を指向して敵戦車を撃破する。

第129. 目標奪取後の行動

中隊目標を奪取したならば、中隊長は、すみやかに敵の砲爆撃に対する処置を講ずるとともに、連隊長に報告し、必要な偵察の処置を講じ、陣地を確保して再編成を行ない、あわせてじ後の行動を準備する。

陣地確保にあたっては、当初すみやかに敵の逆襲に対抗できるようにし、ついで状況に応じて漸次修正するとともに、火器部隊を推進して、敵の接近経路を火制できるようにする。この際上級部隊の火力と必要な調整を実施する。

再編成においては、現在員及び死傷者の点検、死傷した指揮官の交代の指名、特技者の再配置、火器・弾薬の再配分及び再補給、死傷者の後送、通信組織の補修・改良等を行なう。

第130. 攻撃実施間の警戒

中隊長は、攻撃の全期間を通じ、あらかじめ計画した警戒処置を行ない、要すれば隣接部隊との間隙に連絡班を新たに派遣し、あるいは予備隊の位置の修正・対戦車火器の配置の修正、対空及び対特殊武器警報の処置等を行ない、敵の行動特に逆襲に対し警戒する。

第131. 追撃

追撃においては、中隊は直接圧迫に任ずる部隊の一部あるいは迂回に任ずる部隊の一部として行動する。

1. 中隊が直接圧迫に任ずる部隊の一部として行動する場合

(1) 攻撃の進ちょくに伴い、中隊長は、敵の後退の兆候の発見に努め、その状況を機を失せず連隊長に報告するとともに、随時追撃に移行できるよう諸準備を整え、追撃の初動を有利にする。重要な地域への前進の進ちょく、重要な目標の奪取、捕虜・遺棄死体等の増加、砲迫火力及びその他対抗手段の減衰等は、敵が陣地保持の能力を喪失したことを示す重要な兆候である。特に夜間における後退の兆候の発見と圧迫の持続は重要である。

(2) 中隊長は、連隊長から追撃命令を受けたならば、機を失せず追撃を敢行し敗敵に追尾する。追撃の開始

にあたっては、目標、前進方向(攻撃方向)等について迅速に命令を下達し、すみやかに追撃に移る。追撃においては、中隊長は、極力放胆果敢に行動し、全力をあげて敵を急追し、敗敵を捕捉することに努め、状況不明のために果敢な突進をちゅうちょしたり、あるいは部下に対する目前の愛情にとらわれてはならない。もし敵と地上接触を失ったときは、中隊は一般に接触が接迫した場合の尖兵中隊に準じて行動する。

(3) 追撃間、中隊長は、退却の掩護に任ずる敵の機甲部隊に遭遇することを予期し、あらゆる対戦車手段を準備し、配属戦車部隊を突撃及び対機甲防護のため前方に配置して突進を継続する。

中隊長は、この間敵の小抵抗に対しては、つとめてこれをろ過して前進するとともに、砲迫との連絡を密に維持し、その行動等についてよく承知し適時要点に火力を迅速に集中させて制圧し、一意中隊の前進を継続する。

2. 迂回に任ずる部隊の一部としての行動 迂回に任ずる中隊は、車両又はヘリコプターを使用することが多く、自動車、装甲輸送車又は戦車を最大限に活用して所命目標に向かい突進する。先頭中隊の隊形及び行動は車両化尖兵中隊に準ずる。

第4節 予備中隊

第132. 予備中隊の任務

予備中隊には、次の1又はそれ以上の任務が付与される。

1. 敵の抵抗が弱化したある地点に対する戦果の拡張
2. 第一線部隊を阻止している敵の包囲
3. 第一線部隊と交代
4. 敵の逆襲の撃退又は阻止
5. 連隊の側背の警戒
6. 火器特に迫撃砲による第一線部隊に対する火力による協力
7. 隣接部隊との接触維持
8. 残存又は孤立した敵陣地の掃討

第133. 予備中隊の位置及び行動

1. 予備中隊の位置及び行動の準拠は、連隊長から示される。

中隊長は、次の予備中隊の位置及びそれに至る経路を偵察し、連隊長に所要の意見を提出する。予備中隊の位置は、敵の監視・観測に隠蔽し、空中及び機甲攻撃に対して防護でき、四周に対する警戒に便であり、予想する使用正面に迅速に移動できる場所が望ましい。

2. 攻撃間、中隊長は、連隊長と同一地にいるか、又は中隊とともに行動する。連隊長と離れて行動する場合は、連隊長との通信を確保し、要すれば連絡者を派遣する。

中隊長は、常に連隊全般の状況、敵情、隣接部隊の行動等を承知し、中隊を随時戦闘に加入できる態勢に保持する。

第134. 予備中隊の戦闘加入

中隊長は、連隊長から予備中隊が攻撃に使用される場合は、攻撃目標、攻撃方向、使用の時期、火力運用等について示される。中隊長は、連隊長の命令に基づき、中隊が戦闘加入する場合の計画を定め連隊長に報告する。

中隊が戦闘加入するときは、中隊長は、第一線部隊及び火力戦闘部隊との連絡を密にし、所命のとおり中隊を展開し攻撃を開始する。

第5節 夜間攻撃

第1款 要 説

第135. 要 旨

1. 夜間攻撃においては、中隊長は準備を周到にし、簡明な計画と堅確な意志をもって攻撃の必成を期するとと

②

③ ④ ⑤ ⑥
 もに、企図の秘匿及び奇襲、敵情・地形の通曉、適切な統制・調整、欺騙、訓練の周到及び団結の強化に着意する。
 ⑦ ⑧ ⑨

中隊が独立的に夜間攻撃を実施する場合においては、中隊長は、つとめて早期に決心し、指揮下部隊に対し、準備のため十分な時間の余裕を与える。

2. 夜間攻撃は、指揮・統制及び各部隊の協同連携が困難であって、ややもすれば錯誤を生じやすいが、企図を秘匿し、損害を避け、航空及び機甲戦闘力の劣勢を補って敵を攻撃できる利点がある。

3. 夜間攻撃は、通常次のような場合に実施される。

(1) 昼間獲得した成果の完成又は拡張あるいは敵に対する圧迫の持続

(2) 翌日の攻撃を容易にするため、敵陣地における一部の要点の奪取

(3) 欺騙、牽制・抑留、襲撃又は攘(じょう)乱

第136. 夜間攻撃の区分

1. 夜間攻撃の方式には、強襲と隠密攻撃とがある。

強襲は、わが企図及び行動を秘匿して敵陣地に近迫した後あらかじめ準備した火力を計画的に使用する攻撃であるが、状況により攻撃の当初から火力を使用することがある。

— 隠密攻撃は、攻撃の終始を通じ火力を伴わない攻撃である。

2. 夜間攻撃にあたり、いかなる方式を用いるかは、連隊長から示されるが、中隊が独立的に夜間攻撃を行なう場合には、夜間攻撃の目的、敵情、地形、明暗の度、及び指揮下部隊の状態・装備・能力等を考慮して定め、状況に即応し、最も適切な攻撃の方法を決定する必要がある。

3. 本章においては、連隊の一部として強襲を行なう中隊を主として記述し、独立的に行動する中隊並びに隠密攻撃については、特異事項を記述する。なお小隊長以下の行動についても、本章に記述する。

第2款 強襲

第137. 偵察

① ②
 夜間攻撃のためには、できるかぎり全指揮官が昼間、薄暮、及び夜間の偵察を行なうことが必要であり、また前地の地形を暗識することが望ましい。特に地形が複雑な場合及び暗夜等においては、その必要性が増大する。中隊長は、みずからの偵察のほか、監視所等による継続的監視、上級隣接部隊からの情報入手、斥候の派遣、航空写真の研究等により情報資料を入手する。状況により中隊長は、前進

第1編 普通科中隊

拠点占領部隊を派遣して偵察を行なう場合がある。偵察は、

- ① 連隊長の統制にしたがうとともに ② 指揮下部隊の偵察を統制して総合的かつ計画的に行なう。 この際、特に企図の秘匿に留意する。このため敵陣地付近に対する昼間の偵察は、通常味方第一線からの目視偵察にとどめ、詳細な情報資料の入手を夜間の斥候に限定することがある。

第138. 攻撃計画

1. 中隊長は、任務を基礎とし、敵情特に陣地の強度、^① 障害の状態、^② 地形、^③ 明暗の度、^④ 期待できる火力及び照明、^⑤ 部隊の経験・練度、^⑥ 士気、^⑦ 使用できる夜間資材等を考慮して、簡明かつ具体的に攻撃を計画する。
2. 攻撃計画は昼間の攻撃に準ずるほか、^① 必要に応じ、^② 照明及び識別に関する事項等を含め、かつ予想されるあらゆる事態に対する対応処置を準備する。^③
3. 中隊が独立的に夜間攻撃を実施する場合において、火力を使用する時期又は地点を決定するにあたっては、隠密に前進できる限界を至当に判断することが重要である。

第139. 機動計画

1. 中隊長は、機動計画において、企図の秘匿に留意するとともに、^① 統制・調整を強化して実施の確実を期する。この際、特に第一線小隊を隠密、整斉と火力使用の統制

第3章 攻 撃

線へ前進させ、計画的に火力を使用できるようにする。火力を使用したのちは、照明の程度が大となるにしたい、その機動の要領は逐次昼間の要領に準ずる。

攻撃の当初から火力を使用する場合は、攻撃目標、攻撃開始時期、攻撃方向等を適切にし、つとめて奇襲的効果を収めることが必要である。

2. 機動計画には、^① 昼間の機動計画に含める事項のほか、^② 通常各小銃小隊の隊形、^③ 前進間の統制事項（前進経路、前進速度・分進点・統制線等）、^④ 前進拠点の占領、^⑤ 進出限界等を定める。また昼間の機動計画に含める事項についても、特別の考慮を必要とするものが多く、特に縦深にある目標の攻撃要領は、あらかじめ周到に計画する。

第140. 攻撃目標

1. 中隊長は、連隊長から示された攻撃目標を奪取するため、^① 敵情、^② 地形、^③ 火力使用の時期・地点等を考慮し、小隊に対し^④ 夜間識別容易で、かつ^⑤ 小隊が1回の突撃で奪取できる攻撃目標を与える。
2. 中隊長は、状況により中間目標を選定した場合は、後方の目標をあらかじめ予備隊に付与し、所要の準備を行なわせる。
3. 攻撃前において、目標奪取後各小隊の確保すべき地域を示すことができる場合は、できるかぎり詳細に示す。

4. 中隊が独立的に夜間攻撃を実施する場合においては、
①敵情、②地形、③明暗の度、④指揮下部隊の状況等を考慮して、
識別容易で奪取可能な目標を選定する。

第141. 小銃小隊の運用及び隊形

1. 中隊長は、昼間の攻撃に準じ、中隊の攻撃目標の大きさ及び目標に至る縦深に応じ、通常2~3個小隊を第一線小隊とし、かつその攻撃発起時の隊形を指定する。この際、特に突撃及び突入後の戦闘を重視して十分な突撃兵力を指向することが重要であり、かつ巧妙な運用はつとめて避ける。

2. 中隊長は、通常少なくとも1個小銃小隊を予備隊とし、奪取した目標の確保に使用するか、あるいは縦深にある目標の攻撃に使用する。いずれに使用するかをあらかじめ決めておき、前進要領及び使用時の行動要領を明確にする。① ②

予備隊は、通常第一線小隊と混交しない範囲において適宜後方を続行させるが、攻撃開始線から攻撃目標までの距離が短い場合等においては、目標奪取まで攻撃開始線の後方に残置することがある。

予備隊を目標奪取に使用する場合は、第一線小隊と混交を避けるためつとめてその翼側から使用する。また中隊長は、予備隊の一部を使用して突撃部隊の後方に残存

している敵を掃討させることがある。

3. 中隊が攻撃開始線(点)を通過する際の前進隊形は、機動計画に基づき、指揮掌握の難易を考慮して定める。中隊の前進隊形は、①通常小隊縦隊を縦に連ねるが、②小隊縦隊を横に並列するが、視界が比較的良好な場合、攻撃目標が攻撃開始線に近い場合、あるいは敵と早期に接触が予想される場合等においては、小隊縦隊を横に間隔を開いて並列するか又は縦横に広く配置する。いずれの場合においても、中隊長は前方、側方及び後方に警戒員を配置し、また手もとに排撃部隊を保持する。火力使用の統制線通過後は、敵の火力及び照明度が大きとなるにしがって昼間に準じた隊形及び前進要領を採用する。

4. 小銃小隊は、火力使用の統制線通過後は、通常全小銃班を第一線に展開させるが、状況により第一線小銃班と予備班とに区分することがある。小銃班の隊形は、①地形、②明暗の度、③敵火の状況等に適応させる。

小銃小隊の攻撃隊形は、地形及び陰影を利用し、指揮掌握を確実にするため、班及び各人の疎開度を昼間に比し小さくする。

第142. 配属戦車部隊の運用

中隊長は、配属戦車部隊を通常直轄し、目標奪取、目標奪取のための射撃あるいは奪取した目標の確保に使用する。① ② ③

る。

目標奪取に使用する場合において、照明が期待できる場合には、中隊長は、①普戦チームにより昼間に準じた運用を実施する②場合があるが、③照明が少なく地形及び障害の影響の大きな場合は、小銃小隊と戦車小隊を結合させることがある。

目標奪取のための射撃に使用する場合は、①戦車部隊の陣地進入を砲迫の射撃間を実施する等その②秘匿に努めるとともに、③じ前に射撃目標、射撃開始の時期等について示し、周到に準備させる。また④第一線小隊の表示を適切にして相撃を避け、⑤普戦の通信連絡を確保し、必要に応じすみやかに目標奪取後の陣地確保のために追及できるようにする。

奪取した目標の確保に使用する場合は、①戦車部隊の発進の②時期を適切にするとともに、③誘導特に障害物の通過の誘導に留意する。

第143. 攻撃発起位置

攻撃発起位置は、①通常連隊長から示される。中隊長が選定する場合は、中隊の②攻撃開始線(点)の直後で、③所要の地積を有し、かつ夜間において識別容易な④ところを選定する。攻撃発起位置への⑤移動を確実にし、かつ企図を秘匿するため、⑥誘導員の配置、⑦明確な経路の選定、⑧表示手段の実施等を適切にする。攻撃発起位置に到着した中隊長は、この

①位置において前進の隊形をとり、②統制法及び前進方向を確認し、③警戒員を配置する。また攻撃発起位置の占領は、つとめて短い時間とする。

第144. 攻撃開始線(点)及び攻撃開始時期

1. 攻撃開始線又は攻撃開始点及び攻撃開始時期は、連隊長から示される。
2. 独立的に行動する場合においては、中隊長は、攻撃開始線又は攻撃開始点を夜間容易に識別できる地形・地物に選定する。攻撃開始時期は、任務を基礎とし、攻撃準備の状況、攻撃実施に必要なとする時間等を考慮し、つとめて奇襲の利を収め、敵の警戒の虚に乗ずるよう選定する。

第145. 攻撃方向

1. 攻撃方向は、前進が容易であり、敵の照明及び電波等による探知を避けて敵を奇襲できるようつとめて攻撃目標の側面又は背後に指向することが望ましいが、巧妙を避け部隊の相撃を防止するように留意する。視度不良な状況においては、明りよな地形・地物に沿った前進経路を選定するが、道路や著明な接近経路には敵の配置や射撃が準備されていることに注意する。
2. 中隊長は、統制線に至るまでは、通常基準小隊とその前進経路を示し、みずからその先頭付近にあって攻撃

第1編 普通科中隊

方向を維持する。

第146. 火力使用の統制線

1. 統制線の位置及び通過の時期は、通常あらかじめ連隊長から示される。中隊長は、この線を現地につき指揮下部隊に明示する。このために地形・地物が利用できない場合においては、通常中隊から派遣する前進拠点占領部隊等に表示させる。
2. 独立的に行動する場合は、中隊長は、統制線を敵情特に警戒部隊の配置、小火器火網及び暗視・探知器材の配置・性能、地形、視度等を考慮し、隠密前進のできる範囲内であるべく敵に近づける。統制線通過の時期は、あらかじめ時刻又は特定の行動を基準として指定するかあるいは別命する。

第147. 前進間の統制

1. 前進間の統制を維持するために、中隊長は、通常明確な識別手段、前進経路・前進速度、分進点、統制線の位置・通過時刻等を指定する。
2. 前進速度は、統制線に至るまでは、一般に隠密行動を主眼とし、速度よりも企図の秘匿を重視する。この際過度の警戒にとらわれ時間を空費しないよう各時期における速度の選定を適切にする。統制線通過後においては、速度が主体となり、中隊は昼間攻撃の要領に準じて果敢

第3章 攻 撃

に前進する。ただし、照明下にあっても地形・地物を利用して極力行動を秘匿する。

3. 前進経路を示すには、道路・水流又はその他の地形・地物あるいは通信線、曳光弾、磁針方位等を活用する。また赤外線装置及びレーダ等の使用を有利とすることがある。また必要に応じ、斥候あるいは前進拠点占領部隊によりあらかじめ表示する。
4. 分進点は、中(小)隊長が、小隊(班)長に統制を委任する地点であり、小隊(班)分進点は、中(小)隊長が指定する。分進点は、通常攻撃開始線と統制線との間に設ける。中隊が攻撃発起位置から各小隊縦隊を横に間隔を開いて並列した隊形で前進する場合は、攻撃発起位置において統制を委任する。

分進点は、展開のための地積があり、統制線において整齊確実に展開できることを主眼として、なるべく前方に選定し、また自然の地物によって識別できることが望ましい。適当な地物がない場合は、前進拠点占領部隊等によって表示させる。

5. 攻撃の当初から火力を使用する場合は、通常昼間に準じて展開し、おおむね昼間の要領で前進する。

第148. 前進拠点

1. 前進拠点占領部隊は、次の目的を達成するために派

遣されるが、中隊長が前進拠点占領部隊を派遣する場合は、通常連隊長からその任務、勢力・編組、派遣の時期、前進要領等が示され、その行動が統制される。

- (1) 情報資料の収集
- (2) 障害の隠密処理の実施又は強行処理の準備
- (3) 敵の暗視装置及びその他の候敵資材の排除
- (4) 突撃発起位置付近及び統制線付近を確保して、主力の前進間の警戒及び誘導

2. 中隊が独立的に行動する場合は、中隊長は、必要に応じ前進拠点占領部隊をみずから派遣する。前進拠点占領部隊の勢力・編組は、隠密行動の可能性、警戒の必要度、付与する任務等を考慮して定めるが、その勢力は必要最少限にとどめる。

中隊が前進拠点占領部隊をもって障害を処理する場合は、通常障害の偵察及び処理のための部隊又は技術要員並びに警戒又は收容に任ずる部隊をもって編成し、必要に応じ迫撃砲等の前進観測者等を含める。

前進拠点占領部隊の派遣の時期は、企図秘匿上支障のない範囲においてつとめて早期とし、できれば薄暮時期、所要の偵察ができるように所望の地点を確保させる。

前進要領は、暮暮、地形、煙等を利用して隠密に前進させる。前進間は通常前進経路の表示を行なわせると

もに通常中隊指揮所との間に有線網を構成させる。

3. 前進拠点占領部隊の指揮官は、任務を基礎として、明確な任務分担を定め、前進拠点を占領して隠密裡(り)に所要の工事を実施する。また、主力の前進間の警戒及び誘導に任ずる場合は、分進点に所要の誘導員を配置し、到達した部隊の誘導に任ずる。攻撃部隊が拠点を通過したならば、あらかじめ示されたところに基づき、所属部隊に復帰する。

第149. 障害の処理

1. 障害の処理の要領は、昼間の攻撃の要領に準ずるが、中隊長は、できるかぎり攻撃開始前に障害を処理する。障害の処理にあたり、強行処理するかあるいは隠密に処理するか等は、障害の状況、攻撃の要領、時間の余裕等を考慮して定める。

2. 中隊長は、軽易な障害に対しては、通常中隊から派遣する前進拠点占領部隊をもって隠密に処理させるが、状況により第一線小隊にみずから攻撃開始前に隠密処理させるか、あるいは攻撃間強行処理させる。

第150. 突撃の統制

1. 突撃発起の時期及び位置等は、通常攻撃開始に先立ち連隊長から示されるが、敵陣地の強度、地形、照明及び火力の状況等によりそれらの決定を委任されることが

ある。

2. 突撃発起の時期及び位置等の決定を委任された場合、あるいは独立的に行動する場合は、中隊長は、敵陣地の状況、敵の対応行動、地形、明暗の度等を考慮して突撃発起位置を定め、この位置を地形・地物により指揮下部隊に明示する。地形・地物が利用できない場合においては、中隊から派遣する前進拠点占領部隊等に表示させる。突撃発起位置は、夜間行なう突撃支援射撃の危害を避けるため一般に昼間以上に陣地から離す。突撃発起の時期は、突撃支援射撃の射程延伸の時期をもって指定するか又は時刻により指定し、あるいは別命により突撃するよりに定める。

3. 突撃支援射撃の開始及び延伸は、通常中隊長みずからこれを要求して中隊の突撃発起を命ずる。このため中隊長は、火力戦闘部隊の前進観測者と密に連絡を維持するとともに、所要の第一線表示の手段を講ずる。また第一線小隊の砲弾に膚接する突撃の困難性及び障害地帯を通過する場合の突撃の弱点の形成を除去するため、砲迫の火力を適切に指向し、第一線小隊の機関銃をなるべく前に推進させる。また配属戦車部隊による射撃をもって敵陣地を制圧することができれば有利である。

第151. 目標奪取後の行動

中隊長は、目標奪取後の確保要領をあらかじめ計画する。この計画には、確保時の各部隊の配置、警戒部隊の配置、目標確保のための射撃、予備隊の推進、工事の実施、障害の設置等を含ませる。特に第一線部隊の突入後の統制を確実にするため、それぞれの確保すべき地域を明確に示す。このため基準小隊を指定し、基準部隊との関係位置を保つことにより部隊の態勢を整理できるように着意する。この際、各指揮官の位置を明確にすることが重要である。

第152. 進出限界

攻撃部隊の前進を統制しわが射撃による損害を防止するため、攻撃目標の遠方及び両側方に進出限界が連隊長から示される。

中隊が独立的に行動する場合は、中隊長は、目標確保のための射撃、警戒部隊の配置、斥候の派遣、予備隊の攻撃要領等を考慮してみずから進出限界を定め、夜間において識別容易な地形・地物をもってこれを示す。識別困難な地形においては、目標又は識別できる著明な地点からの距離等で示す。進出限界を越えて斥候等を派遣する場合はあらかじめ十分調整する。

第153. 照明及び暗視・探知装置の利用

1. 中隊長は、照明及び暗視・探知装置を有効に使用し

て敵情を偵察し、火力の発場を確実にし、攻撃部隊の機動を容易にする。またこれらを欺騙のためにも使用することがある。

2. 照明手段には、照明弾、手榴弾、手投照明弾、照明地雷、発射照明筒、地上照明筒、その他の応用資材の利用等があり、連隊長から示された範囲において、これらの手段を目的に適合させて選定し、その特性を巧みに組み合わせ使用して使用する。

3. 突撃前後の局地照明の実施については、必要に応じ権限を連隊長から中隊長に委任される。中隊長は、この時期に各種照明手段を集中して突撃を容易にする。このため中隊長直轄の照明班を編成して照明を行なうか、あるいは第一線小隊に所要の照明手段を付与して照明を行なわせる。気象状況が有利な場合においては、照明と煙と併用することによりさらに効果を増大することができるが、その実施についてあらかじめ関係部隊等と十分に調整する。

第154. 警戒

1. 中隊長は、攻撃開始に先立ち、重要な地点でできれば突撃発起位置付近に、連隊長の統制下に警戒部隊を派遣する。状況により前進拠点占領部隊にこれを兼ねさせる場合がある。

2. 中隊長は、前進間、前方及び側方要すれば後方の警戒を確保するため、直接警戒員をそれぞれの方向の目視距離内に配置する。

3. 目標奪取後は、前方及び側方の適宜の位置に警戒員を配置し、敵の逆襲等を警戒する。

第155. 火力運用計画

1. 夜間攻撃における火力戦闘は、一般に昼間に比し正確かつ有効な火力の發揮は困難となり、通常あらかじめ標定した重要な目標に対する射撃を行なう。臨機の目標に対する射撃は昼間に比し制限される。

火力運用計画の作成手順は、昼間のものに準ずるが、実行の確実と相撃を防止するため機動計画及び照明計画と綿密・周到に調整して計画し、特に火力を使用する時期及び地点については、必要な意見を連隊長に提出することが重要である。また第一線小隊が統制線に至るまでの射撃についても準備し、不時の要求に即応できるようにする。

2. 中隊長は、突撃時及び目標奪取後の射撃、照明等について積極的に要求を行ない、かつ射撃の要領を指揮下部隊に徹底する。この際、突撃における火力運用は、巧妙を避け確実を主眼とし、また第一線小隊の表示法について火力戦闘部隊と調整する。

目標の確保のための射撃については、進出限界の位置と的確に調整する。

第156. 迫撃砲小隊及び無反動砲小隊の運用

1. 迫撃砲小隊の運用 迫撃砲小隊は、全般任務とし、攻撃開始に先だち射撃陣地を占領させて攻撃間第一線小隊の攻撃に協力させ、引き続き目標奪取後の陣地確保に協力させる。当初の射撃陣地は、通常目標奪取後の射撃もできるよう十分前方に選定し、射撃陣地及び射撃目標の決定、射撃諸元の算定、射撃要領の決定等は昼間のうちに準備を終わることが必要である。照明弾射撃を行なう場合は、連隊の計画の一環として計画する。

2. 無反動砲小隊の運用 無反動砲小隊は、予想する敵戦車の可能行動、視界の良否、地形等を考慮して運用するが、通常直轄して目標奪取後の陣地確保に使用する。必要に応じ、突撃時に使用することがある。目標奪取後の陣地確保に使用する場合は、通常車両により一挙に前進させるが、突撃間の使用を予期して攻撃開始線(点)の前方に陣地を占領させる場合、あるいは地形等により手搬送を必要とする場合は、あらかじめ編成替えを行なう。

無反動砲小隊は、射撃陣地、射撃目標又は射撃区域、特に射撃を準備すべき地域、陣地地域への進入、射撃開

始の時期・条件、警戒等について必要な事項を示す。

第157. 火器小隊の運用

中隊長は、通常火器小隊を直轄して運用し、各班(分隊)の運用については、中隊長が決定する。

1. 機関銃班の運用 機関銃班は、目標奪取後の陣地確保に使用するが、必要に応じ攻撃間に使用することがある。運用にあたっては、予想する敵の可能行動、視界の良否、地形、攻撃発起位置と目標との距離等を考慮する。

機関銃班を目標奪取後の陣地確保に使用する場合は、第一線小隊に続行させるか、あるいは攻撃開始線(点)付近に残置して目標奪取に伴い誘導員の誘導によりすみやかに追及させる。この場合、中隊長は、追及の時期・要領、奪取した目標の確保に必要な射撃区域、概略の射撃陣地地域等を示して班の行動を統制する。

目標奪取までの攻撃間、第一線小隊の側面の掩護、突撃時における射撃等に使用する場合は、攻撃開始線(点)付近に射撃陣地を占領し、じ後必要に応じ逐次陣地を推進して第一線小隊に協力させる。この場合、中隊長は、射撃目標又は射撃区域、射撃陣地及び陣地進入、射撃開始の時期・条件、目標奪取後の追及要領等について計画するが、特に突撃前後の第一線小隊に対する協力要領等については綿密に計画することが必要である。

2. 迫撃砲班及び無反動砲班の運用。迫撃砲班及び無動砲班の運用については、第156条を準用する。

第158. 通 信

中隊長は、夜間攻撃のため使用する通信特に射撃の要求（延伸）等を含む信号弾（筒）の使用について指揮下部隊に徹底しておくことが重要である。無線通信及び信号弾（筒）は、第一線小隊が統制線を発進するまでは、通常その使用を禁止する。

目標奪取後は、通常中隊本部と各小隊との間に有線通信網を構成する。

第159. 攻撃命令

中隊長は、攻撃計画のうち所要事項を攻撃命令として部下指揮官に下達する。命令は、現地について明確に示すとともに、各種の予想される事態に備え、昼間攻撃の命令よりもさらに具体的に示すことが必要である。また命令は、早期に下達し、時間の余裕を与える。

第160. 予 行

夜間攻撃成功のためには、攻撃実施時における計画を基準として、準備の期間に次の事項について、できるかぎり予行を実施する。

1. 指揮連絡法（記号指揮、運伝）
2. 企図の秘匿（防音装置、せき、くしゃみの止め方、

歩き方）

3. 警戒（目の位置を低くする）
4. 隊 形
5. 対敵動作（小部隊の敵に対する排撃部隊の使用）
6. 対射撃、対照明、対煙動作
7. 分進点における行動
8. 突撃発起位置における行動
9. 突 撃
10. 奪取目標の確保、再編成

第161. 攻撃の実施

1. 攻撃前進 中隊長は、第一線小隊を確実に掌握し、静粛に統制線へ前進させる。前進間の方向維持は特に重要であり、中（小）隊長は、部隊の先頭を前進し、絶えずその位置を確認する。この際、標定した方向に前進しつつ前進距離を点検してその位置を確認し、あるいは前進拠点占領部隊等との有線を利用する等各種の手段を併用して前進方向を確実に維持する。各指揮官は、記号により無声指揮を行なう。また夜光剤等を用い、あるいは小銃班に連絡網を使用させることがある。前進間中（小）隊長は、必要に応じ適宜監視員及び連絡員を増設し、その位置を適切にして警戒及び指揮連絡を確実にする。

前進間敵の小部隊、斥候、犬等に遭遇した場合は、通

常排撃部隊をもって隠密に排除し、部隊の前進遅滞を防止する。敵の照明を受けた場合は、隊形及び姿勢の選択、地形及び陰影の利用等によって企図の秘匿に努める。

統制線に到達するまでに敵の妨害火力を受けた場合においても、各部隊は巧みな地形の利用、適切な隊形の選択等により、損害を回避するとともに、あくまでも前進のための態勢を整え統制線に向かい前進する。

攻撃の当初から火力を使用する場合は、明暗の度、相対的火力、地形等に応じ、その前進要領に差があるが、一般に昼間の攻撃に準じ火力協力のもとに迅速に前進する。しかしながら、照明下においても昼間の攻撃に比し行動の秘匿が容易であるので、隊形の選定を適切にするとともに地形・陰影等を利用して敵に近迫する着意が必要である。

2. 障害の強行処理 攻撃間軽易な障害を強行処理する場合は、おおむね昼間の要領に準ずるが、中隊長は、処理作業隊の掩護の処置を確実にし、完全な通路を開通させることが必要である。

3. 突撃 中隊長は、第一線小隊の状況を確認し、突撃準備が進展して第一線小隊が突撃発起位置に前進し、突撃が開始できるまでの時間を判断し、突撃支援射撃を要求してその掩護下に第一線小隊を突撃発起位置に前進さ

せる。小隊長及び班長は、突撃発起位置において部隊の状況を確認し、いっせいに突撃発起ができるように態勢を整え、突入する敵陣地に対する最終弾の落達と同時に突撃を命ずる。突撃にあたっては、通常第一線小隊は突撃射撃を実施する。この際中隊長又は小隊長は、突撃射撃を有効にするため必要に応じ敵に先んじて局地照明を行ない、また敵の監視・観測及び射撃を無効にするため、状況が有利な場合は煙を使用することがある。また、中隊長は、戦車部隊、無反動砲及び機関銃をすみやかに推進して陣地を占領し、砲迫の射撃に連携して至近距離から敵陣地を制圧して突撃又は突入後の戦闘に協力させることがある。

陣内において縦深の目標を奪取する場合は、中隊長は、あらかじめ予備隊にその攻撃目標、使用の時期、要領等を示して周到な準備を整えさせ、計画的に攻撃を実施させる。

中隊長は、各部隊を確実に掌握し、適時戦車及び対戦車火器を推進し、砲迫との連絡を確保して攻撃を妨害する敵を制圧するとともにその反撃に備える。

4. 目標奪取後の行動 目標を奪取したならば、小隊長はすみやかに中隊長に報告するとともに近傍の小銃班を掌握し、小銃手をもって前方・側方の警戒にあたらせ、

じ後逐次他の班を予定の位置につかせ秩序を回復する。
またすみやかに工事を行なわせて敵の反撃に備え、かつ敵の砲迫の集中射撃による損害の減少を図る。

中隊長は、すみやかに各小隊を掌握し、警戒部隊を配置し、目標確保の態勢を整える。

中隊長は、れい明の開始までに各小隊等を所定の配置につけ、れい明時期を利用して防御配備特に火力戦闘の準備及び必要に応じ障害の構成を完成するか又はじ後の行動の準備を完了する。

第3款 隠密攻撃

第162. 要 旨

1. 隠密攻撃については、中隊長は、厳に企図を秘匿して諸準備を周到に行ない、火力及び照明を用いることなく、夜暗を利用して通常密集した隊形をもって隠密に前進し、突撃発起位置において突撃準備を完了し、奇襲的に突撃を開始する。この際、突撃発起位置をできるかぎり敵の第一線に近げる着意が必要である。

突入後は、すみやかに統制を回復し、目標を確保する。

2. 隠密攻撃においては、困難な地形、悪天候等を利用して敵の警戒の虚に乗ずることにより成功を収めることができる。特に独立的に行動する中隊長以下の部隊にあ

っては、隠密攻撃の利点に活用する着意が必要である。

3. 夜間攻撃の一般的要領については、第2款参照。本款においては、隠密攻撃の特点を記述する。

第163. 火力運用

隠密攻撃においては、攻撃準備間及び攻撃間の射撃は実施しないが、不測の事態に対処し、あるいは目標奪取後の火力戦闘に即応できるように所要の火力を準備する。この際、砲迫の協力が準備される場合は、これとの連絡要領を的確に定める。

第164. 迫撃砲小隊及び無反動砲小隊の運用

1. 迫撃砲小隊は、全般任務として攻撃開始前つとめて前方に陣地を占領させ、不測の事態に対処させる。
2. 無反動砲小隊は、通常直轄し、攻撃目標奪取後の陣地確保に使用する。運用の細部については、強襲に準ずる。

第165. 攻撃の実施

1. 攻撃前進 中隊長は、第一線小隊を確実に掌握し、厳に企図を秘匿して攻撃開始線(点)から突撃発起位置に前進する。前進の要領は、強襲における統制線までの前進の要領に準ずる。

攻撃前進間敵の妨害火力を受けた場合においても各部隊は巧みな地形、適切な隊形の選択等によりあくまで突

第1編 普通科中隊

撃発起位置への前進を継続する。この際第一線小隊が既に敵前至近の距離にあり、かつおおむね展開を完了している段階においては、断固として突撃するのを有利とすることがある。

2. 突撃 中隊長は、計画に基づき、第一線小隊を整齊と突撃発起位置に展開させて、突撃発起の態勢を整え、**奇襲的に突撃を開始する。**突撃にあたっては、各級指揮官の積極果敢な率先陣頭指揮が特に重要である。

突撃に際し突撃射撃あるいは予備隊等の機関銃による射撃等を実施するか否かは、敵の勢力、わが企図の秘匿の程度、視界の良否、地形、照明の有無等を考慮して中隊長が決定する。突撃準備完了後も企図を完全に秘匿することができ、さらにこれを維持できる場合等においては、銃剣を重視した突撃を行なうことがある。

第6節 渡河攻撃

第166. 要 旨

1. 渡河攻撃においては、あらゆる手段を尽くして河川に向かう前進間に渡河準備を整え、迅速に行なう応急渡河と、これができないか又は不利な場合に、近岸を占領して周到な準備を整え、総合戦闘力を発揮して渡河する

周密渡河がある。

2. 渡河攻撃成功のためには、奇襲が重要である。このため中隊長は、適切な情報の獲得、企図の秘匿、準備の周到、迅速果敢な渡河に努める。

3. 本節においては、主として周密渡河を実施する連隊内の第一線中隊長が、制式渡河器材を用いて渡河攻撃を行なう要領について、一般の攻撃との特異点を記述する。

また、小隊以下の行動についても、本節に記述する。

第167. 偵 察

周密渡河においては、通常早期に準備に関する命令が下達される。中隊長は、これに基づき、つとめて施設科部隊指揮官（できれば各小隊長を含む。）とともに、連隊長から示された統制の範囲において、次の事項について偵察を実施し、所要の調整を行なう。

1. 敵部隊の兵力・編組及び配置特に火器の位置、配備がないか又は薄弱な地域、障害の位置及び状態
2. 予定渡河地点における川幅、深さ、流水状態及び川底と両岸の状態
3. 連隊集結地から中隊長攻撃発起位置までの経路
4. ポート受領位置
5. 攻撃発起位置及び渡河地点
6. 攻撃発起位置から渡河地点までの経路

7. 速岸の地形及び攻撃方向の指標となる適当な地形・地物

8. 支援施設科部隊の配置

第168. 渡河攻撃計画

1. 中隊長は、連隊の命令及び偵察によって得た情報資料に基づき、中隊の渡河攻撃を計画する。

2. 中隊の計画は、一般の攻撃計画に準ずるほか、特に渡河のための編成、攻撃発起位置及びポート受領位置、行動地帯及び乗船地点、障害の処理、火力運用、警戒、兵站、指揮・通信について詳細に計画する。

第169. 攻撃目標

当初の攻撃目標として中隊は、連隊の当初の目標の一部を与えられる。この目標は、通常第1次目標線付近の地形・地物であり、その奪取により渡河地域に対する敵小火器の有効な射撃が排除され、施設科部隊の渡航並びに徒橋及び門橋による渡河を容易にするような地域である。中隊長は、中隊の攻撃目標までの間に必要な場合には、中間目標を設け、これを小隊に示す。小隊長は、小隊の攻撃目標を各ポートチームごとに分割して与えるか、又は通常の攻撃のように各小銃班に攻撃目標を示す。

第170. 渡河のための編成

1. 第一線中隊は、通常4個小銃小隊を第一線に並列し

て渡河する。中隊の渡河のための編成の一例は、第1図のとおりである。

(1) 第1波 障害処理作業隊、第一線小隊、迫撃砲小隊の前進観測班

(2) 第2波 中隊指揮機関、迫撃砲小隊長、特科及び重迫の前進観測班と偵察要員並びに無反動砲小隊

(3) 後続波 迫撃砲小隊

(4) 後続部隊 中隊の装輪・装軌車両（門橋及び浮橋による。）

2. 中隊長は、配当された渡河器材に基づき、小銃小隊を基幹としてポート団及びポートチームを編成する。乗船の区分は、上陸後の攻撃を有利にするよう考慮するとともに、人員及び装備等を重量的におおむね等分し、指揮系統を保持し、かつボートの運搬及び漕（そう）渡に便利なように定める。

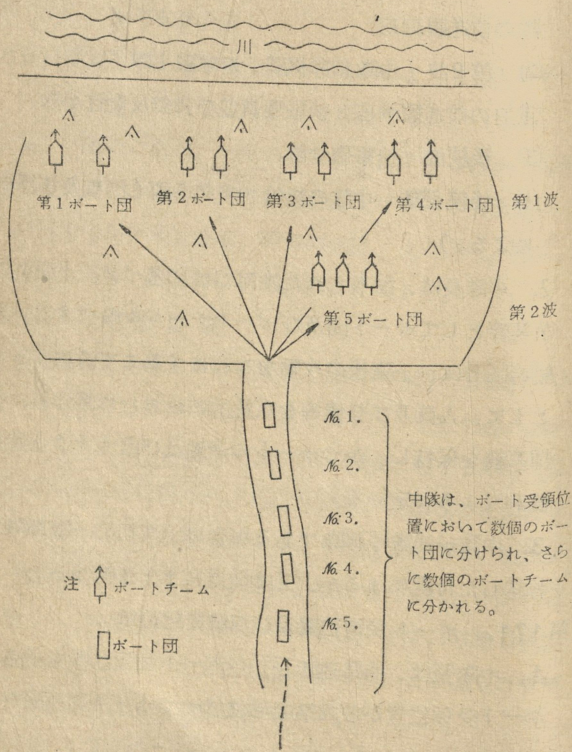
3. 中隊が連隊予備隊である場合は、当初第一線部隊を輸送した舟艇によるか、又は徒橋により渡河する。

第171. ポート受領位置及び攻撃発起位置

1. 中隊長は、通常連隊長からポート受領位置を示され、ポート受領位置から攻撃発起位置までボートの運搬を行なう。

2. 攻撃発起位置は、一般の攻撃に準じて最終調整を行

第1図 渡河のための編成の一例



なうほか、ボートの配置、組立及び点検を行ない、かつ渡河地点とそれに通ずる経路を確認して渡河準備を完了する位置であり、通常連隊長から指定される。

3. 中隊長は、連隊長から示された攻撃発起位置及び集結地からの移動要領に基づき、各小隊（ボート団）の攻撃発起位置、集結地からの経路、出発の時期及びその他の統制事項を示す。

第172. 行動地帯及び乗船地点

1. 第一線中隊の行動地帯及び渡河地点は、通常連隊長から示される。渡河正面幅は、一般の攻撃の場合と同様である。

2. 中隊長は、各第一線小隊の行動地帯、小隊（ボート団）ごとの乗船地点及びこれに至る経路を指定する。小隊の行動地帯は、一般の攻撃の場合に準ずるが、渡河後の機動計画に基づき、渡河実施中に予想される敵の抵抗、兩岸の状態、河川の幅・深さ、流速、流水の方向、使用できる渡河器材の種類・量等を考慮して定める。

3. 渡河中の分散及び上陸後の展開を容易にするため、各ボート団の乗船地点は、通常遠岸における各小隊の行動地帯を考慮して決定する。この際ボート団内のボートの間隔は、小隊長の指揮統制が困難となるほど開いてはならない。

第173. 障害の処理

渡河攻撃における遠岸の障害の処理は、一般の攻撃に準ずる。中隊は、遠岸における障害の処理のため、施設科部隊又は作業小隊の一部の直接支援又は配属を受けることがある。

中隊長は、通常これらの部隊の指揮官と十分調整し、障害処理に関し周到に計画する。

第174. 火力運用

1. 航空部隊、特科、重迫の火力運用は、一般の攻撃に準じて計画される。中隊長は、必要な火力を連隊に要求するとともに、自隊の火力を含め利用できる火力をあらかじめ綿密に調整する。

2. 迫撃砲小隊は、当初近岸において全般任務として使用し、前進観測班は、第一線小隊とともに行動させる。渡河後の用法は、一般の攻撃に準ずる。

3. 昼間渡河を行なう場合は、通常重迫撃砲中隊、特科部隊、化学科部隊及び迫撃砲小隊の構成する煙幕の隠蔽下に渡河し、また夜間渡河を行なう場合においても、視界の程度、遠岸の敵の配備の状況等に応じ煙を使用する。

4. 夜間に渡河を行なう場合の火力運用は、夜間攻撃の火力運用に準じて計画する。

第175. 警 戒

渡河準備及び渡河実施間は、つとめて上空に対し隠蔽することが必要である。昼間渡河においては、必要に応じ対空監視哨を渡河地域付近に配置して警戒するとともに、低空からの敵機の攻撃に対しては、所要の機関銃等をもって積極的に対空射撃を行なう。

第176. 兵 站

1. 遠岸における当初の行動に必要な弾薬は各隊員に携行させるが、ロケット発射筒、機関銃及び無反動砲のための増加弾薬は、弾薬手以外の隊員に携行させることがある。中隊は、連隊弾薬交付所が遠岸に開設されるまでは、前方弾薬交付所あるいは特別の弾薬搬送班（ヘリコプタによる場合もある。）から弾薬を受領する。

2. 近岸において生じた傷病者は、付近の收容所に後送り、渡河中に生じた傷病者はそのままボートに残置して近岸に送り返さず。遠岸において生じた傷病者は、車両の通過が可能になるまでは、帰還ボート及び徒橋等によって後送する。

3. 中隊の車両は、通常連隊の統制下で渡河し、その後中隊に分進する。

第177. 指揮及び通信

1. 渡河攻撃における通信は、一般の攻撃における通信

に準ずる。渡河準備間は、通常有線通信及び伝令通信を主要通信手段とし、無線通信及び視覚通信は、第一線部隊が渡河を開始するまで、あるいは攻撃が発見されるまで制限される。夜間隠密に渡河する場合は、敵に渡河を発見されるまでは、通常無線通信は禁止される。

2. 中隊の指揮所は、通常当初河川に近く位置し、ついで第2波として渡河する。

第178. 命令

中隊長は、早期に渡河準備に関して命令を下達し、小隊長以下の偵察及び計画のための最大限の時間的余裕を与える。

第179. 集結地における戦闘準備

集結地における戦闘準備は、一般の攻撃の場合に準ずるが、特に支援施設科部隊等と調整を綿密にし、ボート団及びボートチームの編成を準備し、乗船区分を決定する。また行動の秘匿に支障のないようにつとめて予行を行なう。

第180. 河川への移動

1. 中隊は、通常連隊の統制下で集結地から攻撃発起位置へ移動する。この間中隊は、渡河のために編成したボート団の区分により、ボート受領位置から施設科部隊の乗組員の誘導により攻撃発起位置へボートを運搬する。

2. 攻撃発起位置に到着したならば、中隊は、ボートの配置、組立及び点検を行ない、渡河地点とそれに通ずる

経路を確認する。中隊長は、命ぜられた攻撃開始時期に攻撃開始線を通してできるように第1波となるボート団に攻撃発起位置からの前進を開始する時刻を示す。攻撃発起位置を発進した第1波のボート団は、それぞれのボートの施設科部隊の乗組員に誘導され、自己のボートを運搬してあらかじめ示された経路により乗船地点へ移動する。この際水際において停止することなく第1波の各ボートが同時に離岸できるようにする。第2波には、第1波と混交することなく、第1波に引き続き発進できるように適宜の時間間隔をおいて発進させる。

第181. 渡河の実施

1. 第1波は、乗船地点に到着したならば、直ちに乗船し発進する。この際ボートチームの長は、ボートの進行方向及び遠岸の到着地点を舟長に示し、すみやかに遠岸に向かって航行する。

2. 第2波は、第1波に引き続き発進し、第1波に準じて遠岸に向かい前進する。

3. ボートからの射撃は、通常行なわない。夜間隠密に渡河する場合は、漕渡により前進することがある。

遠岸に到着した第一線部隊は、迅速に下船して展開し、当初の目標を攻撃する。施設科部隊乗組員は、直ちにボートを回漕する。

第182. 渡河後の攻撃

第1波の各第一線小隊は、ボートチームごとか、又は小隊ごとになすみやかに河岸を解放し、直ちに攻撃を行なう。この間中隊長は、つとめて迅速に各第一線小隊を掌握し、一般の攻撃に準じて目標を奪取する。

第7節 挺進行動

第183. 要 旨

1. 挺進行動の特色は、主力の行動に連携し敵線内に潜入し、又は潜在して独立的に襲撃等を行なうことがある。
2. 中隊が挺進行動を行なう場合には、通常連隊命令等により襲撃目標、挺進部隊の勢力・編組、行動期間、襲撃時期、潜入時期・地点・経路、行動要領、火力運用、通信及び兵站事項、要すれば離脱に関する事項等が示される。
3. 挺進行動は、任務、敵情、わが部隊の状況、気象・地形、行動予定地域の住民の動向等によってその方法が異なり一定の形式はない。したがって挺進行動においては、中隊長は、その行動を状況に適応させ、綿密周到な準備のもとに厳に企図を秘匿し、あらゆる気象・地形を克服して追隨を許さない創意をもって敵の意表に出て勇

猛果敢に襲撃等を行ない、万難を排して任務の完遂に努めることが重要である。

4. 挺進行動の細部については、訓練資料「挺進行動」参照。

第4章 防 御

第1節 概 説

第184. 要 旨

1. 防御における中隊は、通常連隊内の一部として行動し、陣地防御においては戦闘陣地の第一線部隊又は予備部隊となり、機動防御においては前方防御区域の拠点守備部隊となり、あるいは機動打撃部隊となる。また各種の防御において中隊の全部又は一部をもって警戒部隊となることがある。状況により所要の部隊を増強されて独立的に行動する。

2. 防御においては、地形を自由に選択利用し、敵に先だち戦闘準備を完成し、その戦闘力を強化する。しかしながら防者は一般に消極受動に陥り行動の自由を失いやすい。このため中隊長は迅速確実な敵情の入手及び陣地等の秘匿に特に留意するとともに、中隊長以下靱強な戦闘意志を堅持し、創意工夫に努め積極主動的に戦闘し、最後の一人に至るまでおのおの与えられた任務を完遂する。

3. 防御においては、対機甲防御はきわめて重要である。このため陣前、陣内の縦深にわたり対機甲防御組織を整

第4章 防 御

え、敵機甲車両を撃破する。

4. 第一線部隊となった中隊は、他の支援火器と相まって火力により敵を戦闘陣地の前方に撃破することに努め、敵が陣地に到達したならば、最大限の火力を発揮して敵の突撃を破砕し、敵が陣地に侵入した場合においても、あくまで陣地を確保し敵を破砕する。

5. 本章においては、陣地防御における連隊内の第一線中隊をおもな対象として記述する。

中隊が機動防御において、拠点守備部隊として行動する場合については、本章第4節円陣防御を参照。拠点守備部隊の一部として行動する場合については、陣地防御における中隊の行動に準ずる。また機動打撃部隊としての中隊の行動は攻撃に準ずる。

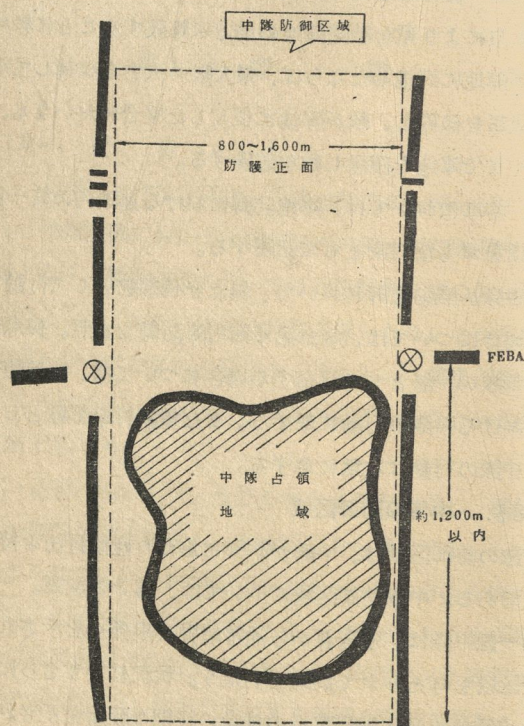
第185. 中隊の防御区域

中隊の防御区域は、中隊が防御にあたり直接責任を持つ区域である。中隊防御区域については、第2図参照。

第一線中隊は、連隊長から通常境界と限界点を示され、防御区域を与えられて防御を行なう。状況によりさらに概略の占領地域又は戦闘陣地の前縁の詳細な経始を示されることがある。

第一線部隊地域の縦深を増加するための重畳に配置される中隊は、通常防御区域又は占領地域が示される。

第2図 中隊防御区域



注 上記の数値は、中間中隊として組織的な陣地を編成する場合の一例である。

第4章 防 御

1. 境界 境界は、防御区域の責任を示すとともに陣地直前の射撃を調整し、かつ警戒・偵察の責任を明確にするために示される。敵の遊撃・潜入及び空挺・ヘリボン攻撃等の顧慮が多い場合、あるいは中隊を縦深に配置される場合には、中隊の後方境界が示されることがある。

2. 防御正面 中隊の防御区域の正面（防御正面）は、その戦術的重要度、同正面に指向を予想される敵の戦力及び地形の強度並びにわが戦闘力等により左右される。中間中隊として組織的な陣地を編成する場合は、おおむね800~1,600mの正面が与えられる。また陣地前の障害（沼、河川等）が地形上防御に有利な場合においては、中隊は1,600m以上の正面を与えられることがある。

3. 縦深 防御区域の前端は、連隊長が戦闘前哨を直接指揮する場合は、戦闘前哨の後端まで、第一線中隊長が戦闘前哨を指揮する場合は、戦闘前哨から地上観測のできる範囲まで延伸される。

防御区域の後端は、戦闘陣地の前縁から通常約1,200m以内である。指揮下部隊及び施設は、通常中隊防御区域内に配置する。

4. 限界点 限界点は、戦闘陣地の前縁及び戦闘前哨線（第一線中隊長が戦闘前哨を指揮する場合）の概略の経

第1編 普通科中隊

始を示すとともに隣接部隊との調整を確実にするため、中隊間の境界上に示される。

隣接部隊との調整は、部隊の配置及び射撃計画等について行ない、必要がある場合には限界点の位置の小修正について連隊長に意見を述べる。限界点は、実際に占領する必要はない。

第2節 防 御 準 備

第1款 要 説

第186. 防 御 準 備 一 般 の 要 領

1. 防御は、行進又は集結に引き続き、あるいは攻撃の途中から防御に移す等各種行動に連続して行なわれる。中隊は、通常上級部隊の配置する警戒部隊の掩護下に陣地を占領し、防御準備を行なう。
2. 防御準備の要領は状況により異なる。すなわち敵との接触が切迫していない場合は、当初から計画的に綿密な防御準備を行なうが、これに反して現に接触し、あるいは接触の機が切迫している場合は、まず防御戦闘に即応できるようにし、そのうち逐次にこれを補備する。

中隊長は、防御準備の手順及び精粗を敵との接触の度

合及び準備に使用できる時間等を考慮して決定する。この際指揮下部隊にすみやかに陣地を占領させて、築城等のために十分な時間を与えることが必要である。

3. 中隊長は、連隊長の防御命令受領後、できるかぎり詳細な地形偵察を行ない、防御の構想を決定し、これを具体化して防御計画を定め、命令を下達し、その実施を監督する。

第187. 敵と接触の機が切迫している場合、あるいは敵と接触中における防御準備の要領

1. 敵との接触の機が切迫している場合は、まず警戒の処置を講じ、各小隊に要すれば火器を配属して陣地につけ、応急的な防御の態勢を整える。そのうち時間の余裕を得るにしたがって各部隊の配置、火力運用計画等を逐次完全なものとする。
2. 中隊は、しばしば強力な敵と接触して陣地を占領しなければならないことがある。この場合はおおむね前項に準じて行動するが、さらに次の事項について留意する。
 - (1) 防御準備中においても随時戦闘に即応できる態勢にある。この際特に対戦車戦闘あるいは対ヘリボン戦闘等に留意する。
 - (2) 敵の観測・射撃を避けあるいは排除しつつ、迅速な築城を行なう必要がある。

(3) 状況により必要な重要地形を獲得するため、攻撃を必要とすることがある。

(4) 戦闘陣地の前線の極度の凹凸(おうとつ)を避けるため、あるいはさらに有利な地形を利用して陣地の強度を大きくするため、小隊又は中隊の配置の一部を修正する必要がある。

第188. 地形偵察

1. 中隊長は、運用訓練幹部等所要の人員を同行し、あるいは偵察任務を与えて各別に行動させ、命ぜられた防衛区域に先行して地形偵察を行なう。

中隊長は、まず戦闘陣地の前線の概略の経始、境界、限界点等を観察して中隊防衛区域を確認し、次いで防衛区域内を偵察する。

2. 中隊長は、戦闘陣地の前方の偵察において主として次の事項を判断する。

- (1) 敵の機甲部隊及び徒歩部隊の主要な接近経路
- (2) 自然の障害及び敵が通過しなければならない暴露地形
- (3) 敵の監視・観測に有利な地形及びわが防衛地域内で敵の監視・観測に暴露する地域
- (4) 陣地前方に配置された上級部隊の火力配置の確認及び必要な火力を要求する地域

(5) 局地警戒部隊の配置に適する地形・戦闘前哨を指揮する場合はその配置に適する地形

(6) 第一線小隊の機関銃の突撃破砕線、及び火力急襲を行なう地点

(7) 81 mm 迫撃砲の弾幕の位置、火力集中点の位置

(8) 特科及び重迫撃砲の弾幕の細部位置

(9) 第一線小隊の射撃区域

(10) 対戦車火器の主射撃方向及び射撃区域

(11) 隣接部隊との相互支援を必要とする地域

3. 中隊長は、戦闘陣地内の偵察において、主として次のことを判断する。

- (1) 小銃小隊の占領地域及び射撃区域
- (2) 必要な機関銃の概略の陣地及び突撃破砕線(主射撃方向)
- (3) 迫撃砲小隊の射撃陣地及び射撃区域
- (4) 無反動砲、配属戦車及び対戦車火器の陣地地域
- (5) 通信及び補給・後送の経路
- (6) 中隊監視所の位置
- (7) 中隊指揮所の位置
- (8) 中隊段列地域の位置

4 時間が制限されている場合は、概略の偵察により、まず所要の命令を下達して、すみやかに部隊に行動を開

第1編 普通科中隊

始させ、そのうち綿密な偵察を行ない所要の修正を行なう。

第2款 防御計画及び防御命令

第189. 要旨

中隊長は、任務を基礎とし、敵情、敵の可能行動、地域
の特性、わが部隊の戦闘力及び防御準備のための時間の余
裕等を考慮し、防御計画を定める。次いで必要な事項を適
時部下指揮官に命令する。

第190. 防御計画の内容及び防御の構想

1. 防御計画には、防御の構想とこれを具体化した陣地
の編成及び戦闘力の配分、火力の編成、築城の編成、警
戒、人事、兵站、通信等に関する事項を含める。
2. 防御の構想では、概略の小隊占領地域、小銃小隊等
の運用、戦闘の各段階に応ずる火力運用特に対戦車戦闘
の要領、築城の要領、防御準備概成の時期等を明らかに
する。
3. 防御計画の精粗は、防御準備の時間の余裕等により
異なる。計画の主要な事項は、相互に密接な関連を有す
るので、総合的に検討する。

第191. 陣地の編成及び戦闘力の配分

1. 中隊長は、防御区域の特性特に地形の強度及び天然

第4章 防 御

の障害、防御正面及び縦深、敵を阻止する緊要地形、敵
の可能行動、わが戦闘力特に対戦車能力及び利用できる
火力等を考慮し、小銃小隊を基幹とした部隊の陣地を組
織的に配置し、縦深にわたる靱強な抵抗により敵の攻撃
を破碎するように陣地を編成するとともに、これに必要な
戦闘力を充当して任務を付与し、支援関係を律する。

2. 陣地の編成にあたっては、陣前及び陣内にわたり対
戦車防御に有利な地形を利用するとともに、各種の火力
を最大限に発揮でき、かつ各陣地の相互支援により、敵
の攻撃を破碎できるようにする。このため戦闘陣地の前
縁及び各陣地の選定を適切にすることが重要である。陣
地の間隙は、火力及び障害によって閉塞し、各小隊防御
地域は独立性を保持させるとともに戦闘の推移に応じ中
隊占領地域の全周に対し防御できるようにする。
3. 連隊が広い正面を防御する場合、中隊はしばしば重
要な地形・地物を割り当てられて防御を行なう。各陣地
間ではできるかぎり密接な相互支援を保持し、かつ戦況の
推移に応じ敵が侵入したのちも、なお抵抗を継続するた
め全周防御ができるようにあらかじめ四周に対し陣地を
準備する。

さらに正面が大となり連隊が拠点的な防御を行なう場
合は、中隊は通常円陣防御の要領（本章第4節参照）に

第1編 普通科中隊

より陣地を編成する。また連隊が線状の防御を行なう場合は、中隊は通常遲滞陣地（本編第7章参照）に準じて陣地を編成するが、小隊占領地域内の小銃班及び各隊員の間隔は広げない。

第192. 戦闘陣地の前縁

1. 戦闘陣地の前縁は、火力の発揚、相互支援、対戦車障害の利用、部隊の縦深配置、陣地の秘匿及び欺騙等に有利なように選定する。

戦闘陣地の前縁として望ましい条件は、次のとおりである。

- (1) 前方及び側方に対して監視・観測が良好である。
- (2) 天然の障害特に対戦車障害が利用できる。
- (3) 対戦車火器により有効な相互支援ができる。
- (4) 自動火器の接地射撃及び斜射・側射のため良好な射界がある。
- (5) 空地の敵に対して隠蔽している。

2. 戦闘陣地の前縁は、十分な視・射界を得るため一般に敵方斜面が有利であるが、状況により戦闘陣地の前縁の全部又は一部を反斜面に選定することがある（本章第4節参照）。

第193. 小隊占領地域の配置

1. 中隊は、通常小銃小隊を基幹とした占領地域を2～

3線にわたり配置する。

2. 各小隊の占領地域は、敵の接近経路を火制し、小銃・機関銃の相互支援、特に対戦車火力・特科及び迫撃砲火力との緊密な相互支援によって堅固に保有するように選定する。地形が錯雑している場合、又は対戦車火器の分置を必要とする場合等にあつては、小銃班の陣地を独立させて配置することがある。

小隊占領地域の広さは、任務、地形、障害、配置される協力・支援部隊の勢力、指揮の便等を考慮して決定するが、通常その正面幅は、約260～360m、縦深は200m以内である。

3. 縦深に配置する小隊の占領地域は、縦深の抵抗に適する地形を利用し、一般に前方の小隊占領地域への小銃の有効な射距離内で、かつ対戦車火器による相互支援を重視して選定する。この際前方の小隊占領地域に指向される敵砲迫等による損害を避けるため、これとの距離を少くとも1.50m離隔させることが必要である。また必要に応じ、中隊占領地域の側方及び後方に対しても防衛できるように補足陣地を準備する。

第194. 小銃小隊等の運用

1. 中隊長は、通常数個の小銃小隊を第一線、じ余の小銃小隊を縦深に配置する小隊として運用する。中隊が開

第1編 普通科中隊

放翼、あるいは広い正面に配置された場合、又は独立的に行動する場合等には、必要に応じ予備隊を設ける。

第一線小隊及び縦深に配置する小隊には、通常その概略の占領地域及び射撃区域等を示し、それぞれの地域を堅固に保持させる。また重要な補足陣地については、その規模及び準備の程度等について明示する。

独立的に陣地を占領する小銃班の運用はこれに準ずる。

2. 第一線小隊には、敵を陣地の前方で射撃によって撃破し、敵が陣地に侵入したならば近接戦闘によってこれを撃退して陣地を確保させる。

3. 縦深に配置する小隊には、主として射撃により前方の陣地の間隙及び第一線小隊占領地域を火制し、中隊占領地域の縦深を増加するとともに、側背の防護を担当させる。また必要に応じ予備隊の任務の全部又は一部を付与することができる。

4. 必要に応じ予備隊を設けた場合は、隣接部隊との間隙の閉塞、第一線部隊の補填、警戒部隊の差し出し、敵の駆逐等に使用する。予備隊は、通常当初から陣地を占領させるが、状況により当初その一部又は主力を集結して控置することができる。

第195. 配属部隊の運用

1. 戦車部隊を配属された場合は、通常直轄して対戦車

戦闘に使用する。中隊が敵を駆逐する場合は、状況によりこれに参加させる。

2. 対戦車部隊を配属された場合は、通常直轄して対戦車戦闘に使用する。

3. 装甲輸送部隊を配属された場合は、戦況、装甲輸送車の数、地形等を考慮して運用するが、通常小銃小隊に配属して一般火力の増加に使用する。また中隊長が戦闘前哨を指揮する場合は、これに配属して使用する。時として敵弾下における補給・後送等に使用する。

第196. 火力の編成

1. 火力は陣地防御における主要な戦闘力である。

中隊の火力の編成にあたっては、各第一線小隊、縦深に配置する小隊の陣地相互間に特科及び迫撃砲を含むすべての対人、対戦車火器をもって、相互支援を重視して、一体的組織火力を編成することがきわめて重要である。

中隊長は、地形を巧みに利用し、部隊の配置及び障害等とよく調整し、上級部隊の火力、中隊長の直接統制下の火力、小銃小隊の火力を総合し、かつ火力の統制組織を確立し、各火器の特性を最大限に発揮させるように周到に火力を編成する。この際特に対戦車戦闘を重視する。

2. 中隊は、つとめて早期に敵を火制下におき、敵がわが戦闘陣地に近接するにしたがい、各種の火力をますます

第1編 普通科中隊

す発揚し、敵の突撃にあたっては、戦闘陣地直前における組織的火力によりこれを破砕する。また陣地に侵入した敵に対しては、対戦車火力を含む直射火力の相互支援及び砲迫火力の指向等あらかじめ準備した火力を発揮して、敵の侵入を破砕し、あるいは上級部隊の逆襲に協力する。また緊要な時期まで火力組織を維持し、かつ奇襲的效果を発揮するため当初秘匿を主とし、好機に乗じて一挙に急襲的火力を発揮するのを有利とする場合が少なくない。

3. 対戦車火力の編成にあたっては、連隊の対戦車防御組織との関連を緊密にし、地形、対戦車障害、一般火力と緊密に連携し、敵戦車の接近経路を火制できるように周到に編成する。

中隊長は、無反動砲並びに配属戦車部隊及び対戦車部隊を主体とし、ロケット発射筒及び小銃擲弾等の対戦車接近戦闘火器をもってこれを増強又は補足しおのおのその特性を考慮して組織的に対戦車火力を配置する。この際敵戦車を陣地前で撃破するに努めるが陣内縦深にわたり対戦車戦闘を継続できるようにする。陣内の対戦車戦闘のためには、各陣地相互間における戦車、無反動砲の斜射・側射・背射による相互支援火力並びに縦深に対戦車誘導弾の火力を編成するとともに対戦車接近戦闘を準備

する。

中隊の対戦車火器は、射撃開始の時期あるいは陣地地域を連隊長から統制されることがある。

4. 防御の全期間を通じて適時正確な射撃を行なうため、各小隊監視所、特科及び迫撃砲の各前進観測班の位置並びに監視・観測区域の担任に関し周到に調整する。中隊長は、監視（観測）所を縦深横広に配置して、重複した監視・観測ができるようにし、かつ最も公算の多い敵の接近経路に対し最大の観測を確保し、また敵の侵入に際しても監視が中絶しないように留意する。小隊陣地間の監視の相互支援についても的確に示す。

第197. 火力に関する計画の作成

1. 中隊長は、火力運用の要領を定め、これを小銃小隊長、固有及び配属の火器部隊指揮官、特科前進観測者に示し、小銃小隊の火力の編成及び火器部隊の射撃計画を作成させるとともに連隊に対し火力要求を提出する。
2. 中隊の火力運用計画は、連隊から配布された火力運用計画の火力集中心オーバーレイ等にあわせて作成するか、又は別に作成する。これは通常火力集中心、弹幕、迫撃砲小隊の陣地地域、機関銃の位置とその突撃破砕線（主射撃方向）、火力急襲点、戦車・対戦車火器の位置と主射撃方向等をオーバーレイ上に記入する。

3. 射撃計画においては、時間の許すかぎり射撃諸元の測定と試射・修正射を精密に行ない、視度のいかにかわからず有効な射撃ができるようにする。またつとめて前地に標識を設け広範囲に射撃を準備する。

第198. 前地の火力戦闘

中隊長が戦闘前哨を指揮するか、又は連隊長から命ぜられた場合は、連隊の計画に基づき、通常戦闘陣地内の迫撃砲及び戦闘前哨の位置にある全火力をもって敵の前進を遅滞させる。この際連隊長から戦車・対戦車誘導弾等による対戦車射撃を命ぜられた場合は、あらかじめ戦闘陣地の前縁付近に戦車・対戦車誘導弾等を配置して、敵戦車等の漸減を図ることがある。これらの火器は、つとめて遠くから射撃を開始する。

戦闘前哨の離脱にあたり、離脱部隊が隠蔽を利用できない場合においては、連隊長の統制の範囲内で迫撃砲小隊等の発煙を計画することがある。この場合中隊長は、隣接部隊と調整し、かつ指揮下部隊の発煙を統制する。

第199. 戦闘陣地前の火力戦闘

1. 中隊長は、敵が戦闘陣地を観測できる地域、予想される敵の攻撃発起位置及び接近経路等を考慮し、各種火器をもって陣前に濃密な火力を指向できるようにする。
2. 間接照準火器の射撃は、優先的に隠蔽地域に指向す

る。また視度不良時にも射撃が継続できるように射撃諸元をあらかじめ準備する。また敵の観測を妨害するため所要の地点に煙弾の集中射撃を計画する。

3. 小火器の有効射距離内において、監視・観測上の要点あるいは接近経路等敵が必ず集まると予想される要点に対し、間接照準火器による集中射撃のほか、直接照準火器の集中射撃をも計画し、敵の現出に際し、一挙に急襲的な火力を浴びせるのを有利とすることがある(火力急襲)。中隊長は、必要な第一線小隊の機関銃、要すれば一部の小銃の射撃と迫撃砲小隊等の射撃とを総合統制し、短時間に目的を達成するように激烈な火力を準備する。この射撃はできれば同時弾着射撃を計画する。

4. 第一戦小隊には、小火器の有効射距離内を最も濃密に射撃できるように、射撃区域及び必要に応じ火力急襲点と火力急襲に参加する火器を示す。射撃区域は、その前縁をも含め、地形・地物をもって明確に示す。各小隊の射撃区域は必要な範囲を互に重複させる。

5. 中隊長は、小銃小隊間の相互支援のため、必要に応じ機関銃及び一部の小銃の射撃方向を指定する。

また中隊監視所付近において有効な射界が得られる場合には、中隊長は、所要の狙(そ)撃手を直轄して使用することがある。

6. 射撃開始に関しては、連隊長から通常第一線小隊の射撃区域の前縁（約400m以内）に敵が近接した場合に開始するかあるいは第一線小隊の必要な火器に対し、所望の時期まで射撃を控え敵を十分に引きつけて、近距離から急襲的に射撃を開始するように示される。

中隊長は、各小隊、戦車、対戦車火器、迫撃砲、狙撃手等にその射撃開始の条件を示す。

中隊長は、連隊長の統制にしたがって、迫撃砲等の試射・修正射の時期を示し、警戒部隊の安全について処置する。

第200. 突撃の破砕

中隊長は、戦闘陣地の前縁の直前に使用できるあらゆる火器の火力を集中して、敵の突撃を破砕する。

このため戦車及び対戦車火器により主として敵戦車、装甲輸送車を撃破するとともに、突撃破砕射撃により主として敵徒歩部隊を撃破する。

突撃破砕射撃を実施しない直接照準火器は臨機目標を射撃し、間接照準火器は脅威を受けている地域の正面に火力を集中して突撃部隊の縦深戦力を破砕する。

第201. 突撃破砕射撃

1. 突撃破砕射撃は、敵の徒歩突撃部隊を撃破することを目的とし、視度不良時に重要である。

この射撃は、視界のいかにかわらぬ実施できるように準備された機関銃の突撃破砕線に対する射撃と特科及び迫撃砲の弾幕射撃とから成る。機関銃の突撃破砕線に対する射撃は、視度良好な場合は観測・修正射撃により有効な射撃を加え、視度不良な場合はあらかじめ計画したところにより通常固定した射撃を行なう。

2. 中隊長は、連隊長の計画に基づき、突撃破砕射撃を計画する。計画にあたっては、防御正面の広さ、地形、利用できる火器等の状況を考慮し、全正面に設けることができない場合は、特に重要な地域に限定して設ける。

中隊長は、第一線小隊に対し、小隊間の相互支援に必要な機関銃の突撃破砕線とその概略の陣地地域を指定し、かつ連隊長から指定された概略位置に基づく特科及び重迫撃砲の弾幕の細部位置、並びに中隊の迫撃砲の弾幕の位置を決定する。この際隣接部隊と調整して相互に機関銃の突撃破砕線を交叉し、要すれば隣接部隊との境界上に弾幕を配置する。中隊長は、突撃破砕射撃の射撃速度及び継続時間並びに突撃破砕射撃要求権限者を定める。また中隊正面同時に突撃破砕射撃を行なう必要のない場合を考慮し、小隊正面ごとに区分して突撃破砕射撃を行なうようにその要領を示す。

3. 機関銃の突撃破砕線は、敵の手榴弾の投擲距離外で、

かつ敵が一躍進で陣地に突入する前に阻止できるように陣地から約50m以上前方に対し計画する。機関銃の突撃破砕線の間隙は、小銃及びその他の火器により閉塞する。

また中隊長は、敵を陣地直前で奇襲しようとする場合あるいは地形が有利な場合等には特定の機関銃に対し、突撃破砕線と狭小な射撃区域を与え、当初敵眼・敵火に秘匿し、敵の突撃時期に不意急襲的に火力を発揚させることがある。

中隊長は、機関銃が敵火により破壊された場合を考慮し、対使用の小銃により突撃破砕射撃を維持できるようにあらかじめ示す。

4. 弾幕は、できるかぎり戦闘陣地の前縁に近く通常戦闘陣地の前縁の前方約100～200mの距離に設定する。特科及び重迫撃砲の弾幕は、危険な接近経路を制するように配置する。迫撃砲小隊の弾幕は、特科及び重迫撃砲の弾幕並びに機関銃の突撃破砕線を考慮し、分隊ごと又は小隊として配置する。

5. 中隊長は、中隊占領地域の各接近経路が少なくとも1名の突撃破砕射撃要求権限者で監視できるようにこの権限者を定める。

通常中隊長はみずから要求権限者となるが、中隊正面

の各接近経路を監視できない場合は、小隊長に要求権限を委任する。

また隣接部隊に協力するための突撃破砕射撃は、隣接部隊の要求によって開始する。

射撃の要求及び中止のための通信手段は、信号にのみたよることなく、有・無線通信その他あらゆる通信手段を併用して迅速な伝達方法を明確に規定する。

6. 突撃破砕射撃の射撃速度及び継続時間は、弾薬の集積状況及び補給を考慮して決定する。突撃破砕射撃は、要求によりその正面に自動的に開始し、これを要求した地区から中止の要請があるまで、あるいは中隊命令に規定した射撃時間が終わるまで継続する。1回の継続時間は、火器の性能維持と弾薬の浪費を防ぐためつとめて短時間とし、必要なときはそれを反復する。

視覚による信号及び継続時間は、敵が信号を模倣し又は射撃要領を察知することを防ぐためしばしば変更する。

第202 陣内の火力戦闘

1. 敵が陣地に侵入した場合は、利用できるすべての火器をもってその侵入を制限し、敵の増援を阻止し侵入した地域の敵を撃破する。この際陣内の要部に対しては、突撃破砕射撃に準ずる射撃を計画する。敵戦車に対しては、障害と接続し縦深に配置した戦車及び無反動砲等の

対戦車相互支援火力あるいはロケット発射筒等の対戦車接近戦闘により撃滅を図る。また状況これを許せば小隊陣地内に進入した敵に対して特科及び迫撃砲の曳火射撃等によりこれを破碎する。

2. 中隊長は、縦深に配置する小隊に対し射撃区域を示し、必要に応じ小隊の機関銃の主射撃方向又は陣内の要部に対する突撃破碎線を示す。迫撃砲小隊には、陣内縦深にわたり射撃が継続できるように準備させ、陣内の要部に対し、突撃破碎射撃に準じて射撃を計画する場合は、これに参加させる。

第203. 対戦車接近戦闘

対戦車接近戦闘は、秘匿した陣地からロケット発射筒、小銃擲弾の好機に乗ずる至近距離の射撃により敵戦車を撃破する。必要に応じ爆薬、対戦車地雷、火炎放射機等をもって攻撃することがある。いずれの場合においても、歩戦分離を図ることが重要である。

1. ロケット発射筒、小銃擲弾は、地形、対戦車障害、他の対戦車火器の射撃等を考慮し、あらかじめ準備した秘匿陣地に配置する。各級指揮官はあらゆる火器をもって歩戦分離を図り、状況許せば煙の使用又は対戦車地雷の布置等により積極的に好機を作為する。攻撃は、歩戦分離、障害等による敵戦車の速度の低下等の好機に乗り、

至近距離から敵戦車の側面又は背面に対し、必中の射撃を行ない敵戦車を撃破する。

2. 爆薬等をもって攻撃する場合は、掩壕(ごう)又は地形地物を利用して潜伏し、敵戦車の近迫を待ち、要すれば煙を利用する等好機に乗り敵戦車の死角内に突進し車体に装着し、あるいは履帯下にそう入し、敵戦車を撃破する。

第204. 無反動砲小隊の運用

無反動砲小隊は、通常中隊長が直轄し、主として敵戦車、状況によりその他の装甲車両を射撃させる。

1. 無反動砲は、中隊占領地域に縦深横広に配置し、敵の正面観測に対し隠蔽された陣地から斜射、側射、又は背射によって相互支援できるようにする。この際2個分隊を同一接近経路に集中できれば有利である。無反動砲の射撃は、車上射撃又は卸(しゃ)下射撃を行なう。

卸下射撃の場合は、陣地変換のための増加人員等について処置する。

2. 中隊命令には、各砲の陣地地域、射撃区域、主射撃方向、射撃開始の時期及び他の対戦車火器との協同要領等について示す。

第205. 迫撃砲小隊の運用

迫撃砲小隊は、通常全般任務として使用し、接近経路上

の要点に対する射撃及び死角の消滅等の射撃を行なわせる。

1. 小隊陣地は敵の縦深にわたる侵入に対して射撃を継続するため、小銃小隊占領地域内又はその近傍で、地形を利用し、掩護良好でかつ隠蔽された場所に所望の射撃が得られるように選定する。戦闘前哨の戦闘のため、当初戦闘陣地の前縁付近に配置することがある。陣内の射撃のためには、継続した射撃ができるように予備の陣地を準備する。

陣地は、射撃の統制及び兵站上の便宜のためできるかぎり小隊単位として配置するが、地形及び戦況によっては、小隊を二つに分割して配置することがある。

2. 中隊命令には、戦術任務、陣地地域、主線の方向、射撃区域、弾幕、試射・修正射の実施に関する統制、射撃開始時期、補足陣地への移動に関する事項等を示す。

第206. 火器小隊の運用

火器小隊は、通常中隊長が直轄し、第一線小隊等の戦闘に密接に協力させるとともに対戦車戦闘を行なわせる。

状況により各班(分隊)を小銃小隊等に配属することがある。

1. 機関銃班は、通常第一線小隊の陣地又はその付近に配置して戦闘陣地前の火力戦闘に使用する。状況により当初から陣内要部に対する射撃を準備させることがある。

中隊命令には、機関銃班の各機関銃の概略の陣地地域、射撃区域及び突撃破砕線等を示す。

2. 無反動砲班の運用は、無反動小隊の運用に準ずる。

3. 迫撃砲班の運用は、迫撃砲小隊の運用に準ずる。

第207. 配属戦車部隊の運用

中隊長は、通常配属戦車部隊を直轄し、縦深横広に配置して、防御全域にわたって敵戦車に対し継続的に射撃を行なわせる。

1. 戦車は、通常敵戦車が有効射程にはいったならば射撃させるが、敵を奇襲するため特定の戦車の射撃を控えさせることがある。戦車を配置につけるには、当初から各戦車をその主陣地あるいはその近くに位置させるか、あるいは当初適宜の部隊ごとに集結し、必要な時期にあらかじめ準備した陣地につかせる。対戦車組織構成のため配属戦車の陣地及び主射撃方向等について連隊長から統制されることがある。

2. 中隊命令には、各戦車の主陣地、主射撃方向、射撃開始時期、他の対戦車火器との協同要領等について示す。

第208. 配属対戦車部隊の運用及び対戦車部隊の協力

中隊長は、対戦車部隊(無反動砲)が配属された場合は、通常これを直轄して使用する。細部の運用については、無反動砲小隊の運用に準ずる。

対戦車部隊（対戦車誘導弾）が中隊の直協任務に任ずる場合は、中隊長は、射撃目標又は射撃区域、射撃の実施について要求するとともに、陣地地域、陣地変換等について十分調整する。陣地地域の調整にあたっては、十分な射界を有し、他の対戦車火器と相互に死角を補うように縦深横広に配置する。

第209. 重迫撃砲中隊の協力

重迫撃砲中隊は、通常連隊の全般任務に使用される。戦闘前哨の協力のためには、当初戦闘陣地の前縁付近に陣地を準備することがある。突撃破碎射撃においては、通常重迫撃砲小隊ごとに戦闘陣地の前縁の前方に弾幕1個を担任する。重迫撃砲小隊長又は前進観測幹部は、弾幕の細部位置の決定等について普通科中隊長に意見を述べ、かつ弾幕射撃の開始時期、連絡方法等について緊密に調整する。

第210. 特科部隊の協力

直協任務の特科大隊は、連隊長から戦闘の各時期に応ずる火力運用の構想等を示され協力する。突撃破碎射撃には、通常直協任務の特科大隊、専任増援の特科大隊、必要に応じ全般任務兼増援の特科大隊が参加し、特科中隊ごとに1個の弾幕を担任する。前進観測幹部は、弾幕の細部位置の決定等について、普通科中隊長に意見を述べ、かつ弾幕射撃の開始時期、連絡方法等について緊密に調整する。

第211. 防御正面が広い場合の火力の編成

1. 中隊の防御正面が広い場合は、中隊長は、中隊の火力が重要な地域に対してすみやかに指向できるようにする。この際隣接部隊との間隙閉塞の火力を十分準備するとともに、特に中隊内各小隊の相互支援を密にするため隣接小隊の側背に対しても火力を指向することに着意する。

火力運用の計画及び調整にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 状況の変化に応じうる融通性を保持するように計画する。
- (2) 迫撃砲は、陣地間の間隙に対して十分な火力を指向できるように多数の集中射撃を計画し、必要に応じ補足陣地を増加する等の処置を講ずる。
- (3) 突撃破碎射撃は、特に重要な地域を防御できるように計画する。
- (4) 機関銃には、広い射撃区域を与えると同時に突撃破碎射撃についても計画する。
- (5) 火力運用のため、通信の補助手段を十分準備する。
- (6) 対戦車火器は、多数の補足陣地を縦深にわたり配置するとともに各陣地はつとめて四周に対し射撃できるようにする。

第1編 普通科中隊

2. 連隊が拠点的な防御を編成する場合の中隊の火力の編成は、円陣防御に準ずる（本章第4節参照）。

第212. 錯雑地における火力の編成

1. 錯雑地等の防御において視・射界が制限される場合は、射撃陣地を秘匿し、監視組織を整え、敵を誘致、欺騙する手段を講じて、敵を近距離から不意急襲することとに努める。敵の奇襲を防止するためには、隠蔽地等に対する監視及び火力準備を周到にして死角を消滅するとともに、障害物を活用して、射撃機会及び射撃効果の増大を図る。また戦闘の経過が迅速でいったん射撃を開始した火器の陣地変換は、機を失すおそれがあるので、各種火器の縦深配置と移動設備の準備に留意する。

2. 火力の編成にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 迫撃砲は陣前、陣内の死角に対し火力を指向できるように多数の集中射撃を計画し、必要に応じ補足陣地を増加する等の処置を講ずる。
- (2) 対戦車火器は、各種火器の特性に応じた射界と陣地を与え、かつ多数の補足陣地を準備するとともに移動設備に留意する。またロケット発射筒を主体とする対戦車接近戦闘の活用に着意する。
- (3) 突撃破碎射撃は、主要な接近経路に限定して設ける。

(4) 機関銃は、重要正面の防御ができるように射撃区域を重視する。

第213. 築城の編成

1. 築城は、敵の優勢な火力及び機甲戦力に対抗し、靱強な戦闘を遂行するためきわめて重要である。

中隊長は防御区域内の天然の地形及び障害を活用するとともに、火力と密に調整し、時間、労力及び資材の許すかぎり堅固な築城を編成する。

2. 中隊長は、連隊の命令に基づき、各作業の開始及び概（完）成の日時、作業の割当、器具及び資材の割当等について計画する。この際要すれば作業工程表、資材交付表を作成する。

3. 築城作業には、陣地の構築（各種掩体の構築、射界の清掃、交通壕の構築等）、障害の構築、偽装及び欺騙、通信施設の防護、交通作業等がある。

各作業の着手の順序及び重要度は、敵情、地形、時間の余裕等により異なる。

第214. 陣地の構築

1. 掩体は、できるかぎり堅固に構築し、特に監視用、及び機関銃・無反動砲等の火器用の掩体には、つとめて掩蓋を設ける。また迫撃砲の掩体にも対戦車防護等のためつとめて掩蓋を設ける。

2. 射界の清掃にあたっては、陣地の隠蔽に支障のないように注意する。大規模の射界の清掃を必要とする場合は連隊で統制される。

3. 陣地の要部には通常交通壕を構築する。また敵が突入したのちも、あくまで靱強な戦闘を継続するため所要の交通壕にはできるかぎり掩蓋を設ける。

第215. 障害の構築

1. 中隊は、連隊の計画に基づき障害の構築作業を担任するとともに、みずから必要な障害を構築する。

時間の余裕のない場合等においては、障害設置の責任が中隊長に委任され、障害計画をみずから作成、実施することがある。この場合中隊長は、支援(配属)施設科指揮官又は作業小隊長等と調整し、火力の編成、連隊の逆襲計画及び警戒部隊等の離脱計画等と密に連携し、かつ使用できる作業力、資材及び戦術上の要求等を考慮し、障害を構築し、所要の記録・報告を行なう。

2. 陣地・自衛・補足鉄条網は、通常中隊において構成するが、状況により連隊長により統制されることがある。資材が少ない場合は、重要な敵の接近経路に対する陣地鉄条網を優先して構築する。また資材の状況が許すならば、陣前及び陣内にわたって数線に構築する。

3. 対戦車防材、壕、断崖(がい)、鹿砦(ろくさい)等

の構築及び氾濫(はんらん)、道路阻絶等は、中隊において資材及び状況の許すかぎり実施するが、大規模な氾濫、道路阻絶等の実施は連隊長により統制される。

4. 自衛地雷原は、通常中隊において構成するが、状況により連隊長により統制されることがある。自衛地雷原は、敵の襲撃あるいは潜入による奇襲を防止するため、各陣地の近くに中隊で統一して敷設する。

わが陣地に近接して敷設する地雷原は、危害予防のため通常陣地から50m以上離隔させ、敵に察知されないように標識を設け、通路には警戒員を配置する。

中隊長は、連隊長が計画する陣地地雷原の位置に関して必要な意見を提出する。陣地地雷原は、弾幕と重ねないように留意し、通常弾幕等と陣地の中間、弾幕の前方又は弾幕等をはさんでその前後に敷設する。

地雷原の敷設の細部については、訓練資料「地雷作業」参照。

第216. 偽装及び欺騙

1. 陣地等の構築作業間は、空地の敵に対し最も暴露しやすい。中隊長は偽装作業の統制を行なうとともに、必要に応じ夜間を利用して築城作業を実施させる。

2. 偽陣地は、連隊の計画に基づき構築する。偽陣地は、真陣地に近似させ、当然陣地があると予想される位置に

設け、要すれば小部隊を配置する。また偽陣地は、これに指向される火力により真陣地に損害を及ぼさないように、真陣地と少なくとも150m以上離隔させる。火器掩体のような小規模の偽陣地は中隊において適宜構築する。

第217. 通信施設の防護

通信施設の防護のためには、地形を利用するとともに、工事を十分実施する。特に通信線は、埋設するかあるいは交通壕を利用して敷設し、その防護を図る。

第218. 警戒

中隊長は、監視所による監視のほか局地警戒部隊を配置し、斥候・巡察を派遣し、かつ警報組織を確立するとともに、指揮下部隊の警戒手段を統制する。また連隊長から命ぜられた場合は戦闘前哨を配置し、これを指揮する。戦闘前哨については、第7節参照。

第219. 局地警戒部隊及び直接警戒

1. 局地警戒部隊 中隊長は、戦闘陣地の前縁の前面に局地警戒部隊を配置し、これを直轄して警戒を行なわせる。局地警戒部隊は、通常戦闘陣地の前縁の前方400m以内で、中隊前面の監視ができる地形・地物上に2～4名の歩哨数個を配置し、占領地域内の火器により掩護する。

中隊長は、局地警戒部隊に対し、昼・夜間における哨所の位置、勢力、行動の準拠、通信要領等を示す。

中隊長は、近接戦闘に先だち歩哨の離脱を命ずる。

2. 直接警戒 中隊長は、通常各小隊占領地域の直接警戒について統制する。

3. 陣地にある部隊は、移動の統制、偽装、隠蔽、夜間における燈火、音響の制限等を行なう。

第220. 偵 察

中隊長は、連隊の計画に基づく偵察任務のほか、自隊の斥候及び巡察による偵察を計画して局地警戒を補足する。特に戦闘前哨の離脱後は、敵との接触を密にし情報資料の獲得に努め、必要な場合は潜入による偵察を命ずる。

第221. 監視・観測所

1. 中隊長は、連隊の計画に基づき、戦況のいかんにかかわらず中隊防御区域の監視・観測が十分できるように監視・観測所の位置を調整する。特に視界が制限される地形では、必要に応じ監視・観測所の勢力を増強する。またこれらの監視・観測所の通信施設は統一性を保持することに努める。

2. 中隊監視所は、中隊防御区域に十分な視界が得られる地点に配置することが望ましい、視界が制限される場合は、最も危険な敵の接近経路を監視できる所に選定し、

さらに予備位置を設けるとともに各小隊監視所と調整し、敵の接近経路をいずれかの監視所で監視できるようにする。

第222. 兵站及び人事

中隊長は、連隊の計画に基づき、早期に兵站、人事に関する準備に着手するとともに他の諸計画と調整し、防衛準備特に築城の実施及び防衛戦闘に万全を期することが重要である。

1. 兵 站

- (1) 当初の築城資材の取得・配分を適切に行なうとともに、補修用の築城資材を陣地に集積する。
- (2) 弾薬の使用量を見積もり、これに基づき弾薬を各火器の陣地に分散・集積する。陣地に集積した弾薬は、敵火に対し掩護の処置を講ずる。
- (3) 戦闘間の補給は、戦闘の小康時あるいは夜暗等を利用して実施する。
- (4) 給食は、通常連隊統制下で実施する。築城作業間は増加給食に努める。

2. 人事 中隊長は、特に戦闘惨烈の極所においても、中隊長を核心とし、守備隊員の旺盛な戦闘意欲と各陣地間の緊密な協力一致によって中隊の団結を強固に保持することが重要である。このため中隊長は、一隊員に至る

まで任務を徹底的に理解させ、命令の実行状況を直接確認するとともに防衛戦闘開始までに十分な体力、気力を維持増進し士気を高揚しかつこれを防衛戦闘の終始を通じ維持するに努める。

第223. 通 信

1. 防衛においては、有線通信網を広範囲に構成し、所要の掩護の処置を行ない、また各種の通信手段を併用して、いかなる場合においても通信を確保する。また突撃破砕射撃等の重要な通信は、連隊の計画に基づき十分な準備を行なうとともに予行を実施する。通信施設の防護については第217条を参照。
2. 有線通信は、中隊指揮所から各小隊及び中隊監視所の間、可能な場合は局地警戒部隊に対しても構成する。
中隊長が戦闘前哨を指揮する場合には、これに対して有線を構成する。この回線は、戦闘前哨の撤退時、戦闘陣地の前方の部分は撤収又は破棄し、陣内の部分は他に転用する。

迫撃砲小隊は、射撃指揮のために必要な有線通信網を構成する。

無線通信は、いつでも使用できるように常に準備しておく。伝令通信は、有・無線通信と併用し、また視覚通信は、射撃のための信号等に有効に使用される。

中隊指揮所は、通常縦深に配置した小隊の占領地域内か、又はその近くで隠・掩蔽された位置に選定する。また各小隊及び連隊指揮所との通信連絡を容易にするため、前方及び後方への隠・掩蔽された経路を有することが望ましい。

第225. 命令の下达

中隊長は、防衛計画に基づき必要な事項を部下指揮官に命令する。命令は通常、中隊防衛区域を観察できる地点において下达するが、細部は各陣地において下达するが多い。

時間に余裕のない場合には、各別の命令を下达するか、あるいは命令の要旨等を下达してすみやかに防衛準備に着手させる。

第3款 陣地占領

第226. 陣地占領

中隊は、通常上級部隊の配置する警戒部隊の掩護下に陣地を占領する。中隊長は、斥候及び巡察の派遣等必要な警戒の処置を講じ、指揮下部隊を防衛区域に招致し、陣地を占領させる。陣地占領にあたっては、特に行動・配置の秘匿に留意し、必要な対空警戒の処置を講ずる。

第227. 陣地占領後の指導

陣地占領後中隊長は、警戒を厳にし、火力戦闘、築城等に関する諸準備を監督・指導し、また時間の許すかぎり訓練及び予行を実施して、防衛戦闘の準備を完了する。

1. 中隊長は、組織的な火力の發揮及び各小隊占領地域の相互支援特に対戦車火力を重視して、火力戦闘の準備を指導する。
2. 築城作業中隊長は、各構築物の地形及び目的に対する適合性、偽装の状態、作業の進行程度、資材の補給及び交付の状況、中隊の士気及び作業規律等に留意して指導する。この際火力發揮のための重要な構築物、対戦車障害の構築、掩蓋の設置等を重視するとともに必要に応じ、作業割当等を修正する。
3. 中隊長は、各小隊間の相互支援、昼夜間の配備の変更、火力戦闘特に火力急襲、突撃破砕射撃、対戦車戦闘の要領、通信連絡等について反復訓練する。

第3節 防 御 戦 闘

第228. 要 旨

1. 中隊長は、敵の攻撃に対して指揮下部隊及び協力・支援部隊の戦闘力を調整して、これを最大限に發揮し、

第1編 普通科中隊

主動積極かつ韌強な戦闘を指導する。

2. 中隊長は、あらゆる手段を尽くして敵情を入手し、敵の接近に伴いますます火力を発揚し、敵を陣地前に撃破することに努め、敵が陣地に侵入した場合においても、破迫を含む相互支援の火力と築城設備とを利用して、あくまで頑強に陣地を固守する。

第229. 戦闘前哨付近の戦闘

1. 中隊長は、戦闘前哨等の警戒部隊及び監視組織を活用し、連続不斷に敵情を監視するほか、斥候・巡察を派遣して敵との接触を維持し、詳細かつ適切な情報資料の入手に努める。特に夜間においては、監視の不利を補い、敵の移動等を偵知するため偵察活動を強化する。

2. 敵が接近して戦闘前哨の監視下にはいったならば、中隊長は、計画に基づき、迫撃砲・戦車・対戦車誘導弾等の射撃を開始させ、重迫撃砲及び特科部隊とともに敵の前進を遅滞させる。

第230. 戦闘陣地前の戦闘

1. 戦闘前哨の離脱後は、局地警戒部隊及び斥候等により敵との接触をますます密にする。中隊長は、敵情を絶えず把握し、連隊長に報告し、適時局地警戒部隊の離脱を命ずる。

2. 中隊長は、敵戦車をできるかぎり陣地前に撃破する

ことに努める。戦車及び対戦車火器は、射撃計画に基づき、対戦車障害と連携し、必中の火力を奇襲的に加える。この際敵戦車かわが対戦車火力の有効射距離に入るまでその火力を封じ、あるいは目つぶしするため煙を利用すれば有利なことがある。中隊長は、好機に乘じ火力急襲を命じ、また適時各小隊に射撃開始を命ずる。

3. 敵の障害処理の準備を察知したならば、火力を集中してこれを妨害し、特に処理資材の破壊と処理拠点の覆滅を図る。敵が障害処理を開始したならば、直ちに使用可能な全火力を敵の処理部隊に集中する。敵が通路開設に成功した場合、その通過時の弱点を捕捉して猛烈な火力を集中できるように準備する。

4. 敵が陣地前に近迫したならば、中隊長は、みずから敵情を監視するとともに小隊長等から絶えず報告を入手する。

中隊長又は突撃破砕射撃要求の権限を委任された小隊長は、敵の突撃の兆候を看破し、敵が突撃を発起したとき、その初動を制して突撃破砕射撃を開始できるように、突撃破砕射撃を要求する。要求に際しては、つとめて予告を行ない好機を失しないように着意する。また敵の欺騙行動に注意し、乱用に陥らないようにする。中隊長は、小隊長に要求権限を委任している場合は必要に応じその

第1編 普通科中隊

実施を指導する。

中隊長は、突撃破砕射撃とともに、中隊の全火力を最大限に発揮し、敵の突撃を破砕することに努める。

第231. 陣内の戦闘

1. 敵がわが陣地に侵入したならば、中隊長はあくまで各陣地を固守させるとともに、全火力を発揚して敵侵入部隊を撃滅する。

2. 中隊長は、敵の侵入を隣接及び縦深に配置した小隊地域からの射撃によって阻止し、かつ砲迫の射撃を要求し、敵の増援を阻止する。また上級部隊の逆襲を火力をもって支援する。

中隊長は、各小隊陣地を固守させるため、障害と連携した戦車・対戦車火器の斜射、側射及び背射による相互支援火力及び好機に乗ずる対戦車接近戦闘により敵戦車等を撃破するとともに侵入をうけた陣地の守備隊員にわが砲迫の火力を掩蓋上に誘導させて、侵入した敵徒歩部隊を破砕する等靱強な陣内戦闘を遂行する。

3. もし小さな敵部隊が侵入した場合は、中隊長は、縦深に配置する小隊あるいは予備隊に敵部隊の駆逐を命ずる場合がある。この駆逐は、突撃及び掃討によってその目的を達成する。中隊が敵を駆逐する場合は、抽出可能な配属戦車をこれに参加させる。

第232. 交代

1. 防御が長期にわたるか、あるいは敵の攻撃により多くの損害を生じた場合は、その戦闘力を維持回復するため部隊の交代が行なわれる。第一線中隊は、連隊の予備中隊又は他の連隊の中隊あるいは他の勢力・編成の異なった部隊等により交代される。

交代は、通常夜暗を利用し、天明に先だち交代部隊が陣地占領を完了し、被交代部隊が所命の地域に入ることができるよう実施される。交代にあたっては、準備を周到にするとともに交代の終始を通じてその行動を秘匿し、敵の奇襲を防止することに努める。

2. 連隊命令により、交代の開始と完了の時期、中隊集結地、移動経路と隊形、火器の配置、誘導、装備品等の交換に関する事項、交代実施間の報告等が示される。

3. 交代計画は、詳細に計画し、迅速かつ整齊と交代できるようにする。交代部隊の中隊長及び小隊長は、通常昼間のうちに先行して敵情、敵の予想接近経路、移動経路、集結地等を偵察するとともに、被交代部隊の防御編成及び統制・調整事項について承知し、交代要領を被交代部隊に通報し、要すれば所要の人員を残置して状況の変化に応ずるように処置する。

4. 陣地にある被交代部隊は、交代部隊を誘導するため

及び自隊のための経路を偵察、標示し、誘導員を配置する。

また交代後も所要の人員を残置して交代部隊を援助する。

5. 交代部隊は、集結地から誘導員により誘導され各小隊占領地域に至る。被交代部隊は、小隊ごとに集結し、誘導員により中隊集結地に誘導される。この移動間においては、小隊占領地域に配置された火器部隊を通常小隊に配属する。

6. 装備品等（個人の装備品を除く）は、必要に応じ相互に引継ぎ又は交換することがある。

被交代部隊の通信器材及び築城資材等の特殊装備、糧食、所要の弾薬等は、通常陣地に残置する。

7. 交代の実施は、通常被交代部隊の指揮官の統制下に行なわれる。指揮・統制責任の転移の時期は、連隊長から示される。被交代部隊の中隊長は、通常交代部隊が陣地につき、かつその指揮特に通信が確保されるまで防衛区域の責任を負う。

交代部隊の中隊長が配備変更を企図する場合は、指揮・統制責任の転移の後に実施する。

第4節 反斜面防御及び円陣防御

第1款 反斜面防御

第233. 要 旨

反斜面陣地は、敵の地上観測射撃の弾薬となるのを避ける場合、地形上反斜面が直接照準火器にさらに良好な射界を与える場合、前縁の判定を誤らせ奇襲効果を収めようとする場合、あるいは危険な凹角や凸角を回避する必要がある場合等において占領することがある。

反斜面防御においては、戦闘陣地の第一線部隊が、敵の地上観測と直接照準火器から防護されているが、反面、戦闘陣地前縁の保持は、前方の頂界線を制する手段を失った場合きわめて困難となり、また敵機甲部隊等により一挙に突破されるおそれがあることを考慮する必要がある。

第234. 反斜面防御の編成

反斜面防御の編成にあたっては、防御一般の原則を適用するとともに、さらに次の事項に留意する。

1. 反斜面陣地は、敵方斜面を他の方面から監視し、かつ火制できるとともに、頂界線を通過する敵に急襲火力を浴びせられるように選定する。頂界線と戦闘陣地の前

縁との距離は、200m以上とすることが望ましい。

2. 縦深に配置する小隊の陣地は、つとめてわが方斜面が有効に射撃できるように選定する。この際第一線小隊の後方の防界線が占領できれば有利である。

3. 頂界線付近には、戦闘陣地の前縁の秘匿等のため、当初つとめて所要の部隊を配置することが必要である。

この部隊には、頂界線前方に対する監視・観測のため前進観測班等を付する。また状況により敵戦車の漸減を図るため戦車及び対戦車火器を配置することがある。

通常この部隊は、縦深に配置する小隊から差し出し、夜間においては敵の侵入、奇襲等を防止するため適宜増強する。

4. 火力は、敵が頂界線を越えようとするとき、急襲的に集中し、敵の攻撃を破砕できるように編成する。また利用できるあらゆる火力をもって敵方斜面を火制し、敵を孤立させるように準備する。

5. 障害は主としてわが方斜面に構築する。また頂界線付近に配置する部隊を防護し、あるいは戦闘陣地の前縁を欺騙するため敵方斜面にも設けることがある。

陣地の前縁が頂界線に近い場合は、敵戦車等により一挙に突破されないように特に着意して障害を設置する。

第235. 反斜面防御の実施

反斜面防御の実施は、一般の防御の場合に準ずるほか、次の事項に留意する。

1. 頂界線付近に配置した部隊は、敵の近接を警報し、また長距離から射撃を開始して敵を遅滞・混乱させる。中隊長は、この部隊に適宜離脱を命ずる。
2. 間接照準火器は、敵方斜面に集中射撃を行ない敵戦力の破砕に努める。戦闘陣地内の直接照準火器は、適当な目標が現われるまで射撃をさし控える。
3. 敵が頂界線を越えて攻撃して来た場合は、機を失せず突撃破砕射撃を含む最大限の火力を発揚して敵を撃破する。
4. 敵が陣地に侵入し、上級部隊の逆襲が行なわれる場合は、その逆襲は戦闘陣地の前縁を越えて頂界線まで続行される。

第2款 円陣防御

第236. 要 旨

中隊あるいはさらに小さな部隊が独立的に行動する場合、山地・錯雑地等で行動する場合、あるいは機動防御における拠点守備部隊として行動する場合等において円陣防御を行なうことがある。また連隊の一部として行動する場合でも、戦況の進展に応じ円陣防御に転移して防御を行なうこ

とがある。

本款においては、中隊が円陣を構成して防御を実施する場合について記述する。

第237. 円陣防御の編成

円陣防御を行なう場合は、同時にあらゆる方向からの敵の攻撃に対処できるように計画する。

1. 陣地は、通常外円と内円の陣地に区分して編成する。

外円の陣地は、相互支援できるように配置した第一線小隊占領地域を接続し、内円の陣地は、外円の陣地を支援できるように配置する。

敵の攻撃方向が予想される場合にはその正面を特に強力にし、また地形の障害を利用できる場合はその正面の勢力を減じ、錯雑地等においては外円上の小隊の間隙を少なくする等、状況、地形に適應するように編成する。円陣防御の円周は、敵火力による損害を減少し、かつ防御の柔軟性を保持するためつとめて大きくする。

中隊は、通常3～4個小隊を第一線とし外円に使用する。内円は、各小銃小隊から必要な勢力を差し出させるか、あるいは1個小隊の主力又は一部をもって編成するが、最小限1個小銃班程度の勢力を保持する。

2. 錯雑地においては、内円の部隊の機関銃を外円に配置し、その火力を強化することがある。

開濶(かつ)地においては、機関銃を内外円を通じて縦深に配置し、相互支援の火力を重視して編成する。

中隊長は、全周の防御を効果的にするように火力を編成し、重要な正面に突撃破砕射撃を計画する。

迫撃砲は、通常内円に配置し、特に全周に対して射撃できるように準備し、かつ観測者の配置を適切にする。

他の占領地域に配置された長射程の火器の協力を期待できる場合は、この火器の観測について詳細な調整を行なう。防御陣地が上級部隊の火器の有効射程外にある場合は、重迫撃砲小隊等が中隊に配置されることがある。

3. 円陣防御においては、敵情をできるだけ早期に入手できるように情報活動を積極的に行なう。このため中隊長は予想接近経路又は展望点に外哨を配置するとともに候敵資材・仕掛地雷等を設置する。

第5節 夜間の防御

第238. 要 旨

1. 夜間は視界を制限されるため、火力の發揮及び指揮掌握が困難となり、敵の奇襲実施を容易にする。また防者は心理的に悪影響を受けやすい。夜間の防御においては、これらの欠点を防止し、わが戦闘力を發揮するため

第1編 普通科中隊

特別の考慮を必要とする。

2. 中隊長は、連隊の計画に基づき、昼間偵察を実施して夜間の防衛計画を定める。計画には警戒、配備の変更、照明の利用、候敵器材・障害物の設置等を含ませる。

3. 夜間は、照明・暗視装置等を活用し、つとめて早期に敵を発見し、砲迫を含む急襲火力を浴びせてその企図を破碎することが重要である。中隊占領地域に近距離レーダーが配置された場合は、これとの連絡を密にし、成果の活用に努めるとともに、敵の照明・暗視装置・レーダー等に対し十分留意する必要がある。

第239. 警 戒

夜間の警戒のためには、局地警戒部隊の勢力を増強し、あるいは位置を変更し、斥候・巡察及び陣地の直接警戒を強化し、その他連隊の統制にしたがい照明装置、候敵資材、及び障害物を設置し、味方の識別について部下に徹底する。

第240. 夜間の配備

1. 夜間における配備の変更は、敵の攻撃に対して奇襲的效果を収め、視・射界を補い、あるいは夜間の特質に適合した地形を利用する等のため実施する。

2. 第一線中隊は、次のように配備を変更する。

(1) 突撃破碎射撃を重視し戦闘陣地の前縁の直前における火力を最大限に発揚するため、縦深に配置した小

隊の機関銃等の陣地をできるかぎり前方に配置する。

(2) 夜間予想される敵の接近経路に対して火力を増強し、また必要な火器の配置を修正して火力の間隙を閉塞し、あるいは小隊の射撃区域及び射撃開始の条件を変更する等の処置を講ずる。

(3) 敵の潜入を防止するため、警戒を強化するほか、小隊占領地域の間隙に部隊を配置し、縦深に配置した小隊の位置を変更し、あるいは小隊占領地域の翼を延伸する等の処置を行なう。また掩護不十分な火器、戦車等は掩護された位置に移動させる。

3. 配備の変更は、昼間から周到に準備し、企図の秘匿に努め、また敵に乗ぜられないように留意する。敵の攻撃開始後、にわかに配備を変更することは、かえって混乱を増大することが多い。このためたとえ予期しない方向から攻撃された場合でも、当初はつとめて現態勢をもって対処し、じ後状況の判明に伴い配備を変更し、混乱を起こさぬように留意することが必要である。

第241. 夜間の戦闘

1. 夜間敵の攻撃の企図を察知した場合は、機を失せずまず砲迫の火力をもってこれを急襲するとともに、さらに敵情の偵察に努め、敵が陣地に近接したならば必要に応じ照明を利用し、近距離において火力を急襲的に発揚

第1編 普通科中隊

し、敵の突撃を破砕する。突撃破砕射撃の要求にあつては、よく状況を確認して行なうことが必要である。

2. 敵が陣地に侵入したならば、その状況の偵知に努めるとともにすみやかに連隊長に報告する。また要すれば一部を移動させて敵を阻止し、火力をもって敵の増援及び組織化を防止し、連隊の実施する逆襲を有利にするように戦闘を指導する。

第242. 煙霧中の処置

煙霧中における防御は夜間に準ずる。中隊長は、減少した視界の状況に適応させるため、射撃あるいは配備の変更を実施する。煙霧は晴れる時期及びおおわれる時期が予測できないので、このための配備の変更は、機を失せず実施できるように準備しておくことが必要である。

第6節 予備中隊

第243. 任務

予備中隊は、敵の突破の阻止、局地逆襲、第一線部隊の増強、対遊撃・対潜入及び対空挺・対ヘリボン戦闘等のために使用される。

第244. 陣地の編成

各小隊の主陣地、補足陣地の位置は連隊命令により示さ

第4章 防御

れる。これらの陣地は、第一線中隊に準じて編成し、連隊の火器の射撃及びそれらの陣地等と密接に調整する。

第245. 火力の編成

1. 予備中隊の火力の編成は、第一線中隊に準じて行なう。無反動砲及び迫撃砲小隊の射撃陣地は、一般に中隊の占領地域が広いので多数の補足陣地を準備する。中隊長は、要すれば突撃破砕射撃に準じた射撃を計画する。

2. 時として連隊命令により、迫撃砲小隊及び無反動砲小隊の全部又は一部を特定第一線中隊等に配属しあるいは迫撃砲小隊の全部又は一部を特定第一線中隊迫撃砲小隊に増援させる場合がある。この際予備中隊長は、連隊命令に示された増援・配属の期間内における弾薬の計画的な使用及び本来の任務達成のための戦闘準備等について具体的に計画する必要がある。

第246. 築城の編成

予備中隊の陣地構築の優先順位は連隊長から示される。予備中隊は自隊の陣地構築のほか、第一線部隊の陣地構築の援助、障害の構築あるいは偽陣地の構築等の作業を担当する。予備中隊の築城作業は、広地域に分散して行なわれることが多いので、中隊長は、作業の計画及び指揮を適切にし、作業が効率的かつ円滑に実施されるように着意する。

第247. 逆襲

1. 予備中隊は、連隊の逆襲においておもな機動部隊となる。連隊の行なう逆襲は、敵の侵入に対し戦闘陣地を保持するために行なう。このため敵の突入時の混乱又は再編成の未完に乗り、機敏に逆襲を行ない重要な陣地を奪回する。

2. 中隊長は、連隊の逆襲計画及びその優先順位にしたがい中隊の逆襲計画を定め、連隊長に報告する。

第248. 予備中隊の配置

1. 予備中隊は、重要な陣地は通常当初から占領するが、状況により当初一部又は主力を集結して控置される場合がある。当初集結して控置される場合は、中隊は小隊ごと分散し、所要の施設を構築して敵火から掩蔽する。この集結位置は、遮蔽・分散のため十分な地積を有し、準備した陣地への移動あるいは逆襲のため隠蔽された経路を有し、かつ対戦車防護のための障害を利用できることが望ましい。

2. 指揮所は、予備中隊の主陣地の地域又は集結位置に設ける。

3. 中隊長は、中隊の配置完了後は、通常新任務が付与されるまで連隊長と同一地に位置する。

第249. 防 御 戦 闘

1. 敵が戦闘陣地に近接するに伴い、中隊長は、連隊長の予備中隊運用の計画に基づき、中隊を陣地に配置するか又は集結し、戦闘準備を完成する。中隊長は、状況の把握に努め、中隊の運用に関し必要な意見を連隊長に述べる。

2. 陣地を占領して防御するように命ぜられた場合は、その防御の実施は第一線中隊の防御戦闘に準ずる。

3. 逆襲を命ぜられた場合は、計画に基づき、あるいは所要の修正を行なって迅速に行動を開始し、戦機に適合するように必成の攻撃を行なう。

第7節 警 戒 任 務

第250. 要 旨

中隊は、その全部又は一部が全般前哨（掩護部隊）の一部となり、あるいは戦闘前哨又は偵察警戒部隊等として警戒に任ずることがある。

本節においては、中隊の全部又は一部が、戦闘前哨又は偵察警戒部隊として警戒に任ずる場合の行動について記述する。

第251. 戦闘前哨の任務

戦闘前哨は、敵の攻撃を警告するとともに敵の偵察、地上観測射撃及び直接照準射撃に対し戦闘陣地を秘匿、掩護する。

第252. 戦闘前哨の勢力及び配置

1. 戦闘前哨の概略の位置、指揮統制に関する事項、勢力・編組、差出し部隊、行動に関し必要な事項等については連隊長から示される。

戦闘前哨は、連隊長により直接指揮されるか、又は第一線中隊長によって指揮される。その勢力は、第一線中隊又は予備中隊等から差し出される。

戦闘前哨を指揮する指揮官は、戦闘前哨長に対し、各外哨の概略の位置・勢力・編組、戦闘要領、離脱要領等を示す。

2. 戦闘前哨の勢力は、通常1個小銃小隊から1個普通科中隊以下の勢力を基幹とし、所要の戦車・対戦車・装甲輸送部隊等をもって増強される。また特科及び重迫撃砲の部隊は通常戦闘前哨に前進観測班を配置して協力する。

第一線中隊長が戦闘前哨を指揮する場合の勢力は、中隊正面におおむね増強1個小隊以下とするのを通常とし、自隊の勢力を使用するか、又は予備中隊の勢力を配属さ

れて使用する。自隊の勢力を使用する場合は通常縦深に配置した小隊から差し出す。

3. 戦闘前哨の位置は、敵のわが戦闘陣地に対する直接照準火器の射撃を妨げ、地上観測を制限し、わが方に長距離の視・射界を与え、かつ戦闘陣地等からの連隊の火力が指向できる範囲で、できるかぎり戦闘陣地の前縁を欺騙できるように選定する。

4. 戦闘前哨は、戦闘前哨線に通常半個小銃班から1個小銃小隊までの数個の外哨を配置し、一連の監視線を構成する。夜間あるいは視度不良時は、斥候・巡察等の派遣を強化するためその勢力を増強することがある。

第253. 戦闘前哨線の編成及び離脱要領

1. 戦闘前哨長は、前哨における外哨配置の要領に準じて外哨を配置し、戦闘前哨を編成する。

一般に宿営間の前哨と異なる点は、次のとおりである。

- (1) 全力をもって外哨を配置し、別に前哨抵抗線を設けない。外哨は通常堅固に陣地を構築する。
- (2) 通常配属の火器は外哨の位置に配置する。
- (3) 外哨の一部の勢力を使用して巡察・斥候を派遣する。
- (4) 一定時間陣地を確保する等の遅滞任務を付与されることがある。

2. 戦闘前哨長は、離脱のため離脱開始の要領、集結地、離脱経路等について計画する。離脱にあたっては、通常適宜の部隊ごとに集結して一挙に戦闘陣地内の所命の地域に離脱する。

(1) 離脱開始の要領は、任務、地形等によって異なるが、通常最も交戦度の少ない部隊から離脱させる。

(2) 集結地は、外哨の後方で、敵の直射火器から掩護された位置に通常小隊程度の勢力ごとに設ける。地形によっては昼間は設けない場合もある。夜間はなるべく外哨の近くに設けることが望ましい。

(3) 離脱経路は、隠蔽され戦闘陣地からの射撃を妨害することなく、かつ戦闘陣地の位置を欺騙するように選定する。

全部隊が同一の離脱経路を使用するか、又は集結した各部隊ごとに離脱経路を与えるかは、地形等の状況により異なる。

離脱経路は、戦闘陣地前に設置された障害物の通過の位置を考慮する必要がある。

第254. 戦闘前哨の戦闘要領

1. 戦闘前哨の前方に味方の警戒部隊がない場合は、斥候により敵との接触を維持する。戦闘前哨の全火器は、他の火器の射撃と相まって敵に最大限の損害を与えて遅

滞混乱させるため、長距離から射撃を開始する。敵の前進に伴い、逐次多量の射撃を加えるとともに、絶えず状況を報告する。

2. 敵が前進を続け、接近するかあるいは包囲の脅威を受けるようになったならば、離脱を命ぜられる。離脱は、連隊長（戦闘前哨を第一線中隊長が指揮している場合は、その中隊長）の命令によって開始する。

離脱を開始した戦闘前哨は、計画に基づき所命の地域に離脱する。

第255. 偵察警戒部隊

1. 偵察警戒部隊は、敵との接触の維持、外哨・巡察・斥候による偵察、警戒あるいは敵の遅滞等に任ずる。

偵察警戒部隊には、通常予備中隊が使用され、所要の部隊をもって増強される。

2. 偵察警戒部隊の指揮官は、地形上の要点及び敵の主要接近経路に一連の外哨を配置し、道路閉塞、斥候・巡察等により、また遅滞戦闘等によって任務を達成する。

第5章 後退行動

第1節 概 説

第256. 要 旨

1. 中隊の後退行動は、任務を基礎とし、戦闘を中止して新たな企図に応ずるため、すみやかに敵から遠ざかる場合に行なう。
2. 中隊は、連隊長の命により後退行動を行なう。このため残置又は収容部隊を配置し、その掩護下に離脱し、敵との接触を断ったのち集結地において部隊の再編成を行ない、縦隊を編成し、警戒の処置を講じ、離隔を行なう。
3. 離脱は、昼間実施する場合と夜間実施する場合がある。昼間の離脱は、通常甚(じん)大な損害と混乱を生じやすいので、できるかぎり夜間を利用して実施される。離脱は、離脱前の戦闘が激烈であればあるほど、また敵との接触が大であればあるほど困難となる。

中隊長は、離脱にあたっては周到な準備と的確な指揮等に着意するとともに、特に部隊の士気及び厳正な規律の維持に留意する。

4. 本章においては、中隊が連隊の一部として、陣地防衛の態勢から後退行動を行なう場合をおもな対象とし、第2節には、夜間離脱において企図を秘匿して離脱する要領について、第3節には、昼間離脱において敵の強圧下に離脱する要領についてそれぞれ記述する。

第2節 夜間離脱

第257. 要 旨

1. 第一線中隊は、夜間離脱においては、通常一部を残置部隊として陣地に残置し、その掩護下に中隊の主力はいっせいに離脱する。
2. 夜間離脱の成否は、主として企図の秘匿、欺騙及び的確な指揮統制の良否に左右される。

夜暗は一般に秘匿と欺騙に有利であるが、敵の暗視装置及び照明等により、わが企図を暴露しやすく、また指揮統制は困難である。このため中隊長は、周到な準備、積極的な秘匿・欺騙の処置を行なうことが必要である。

第258. 偵 察

各級指揮官、誘導員等の必要な人員は、できるかぎり昼間に集結地への経路を偵察する。離脱に引き続き後方に陣地を占領する場合は、偵察のため幹部及び所要の隊員の差

第1編 普通科中隊

出しを命ぜられることがある。屋間の偵察は、通常その勢力及び行動を連隊長により統制される。

第259. 離脱命令

1. 中隊離脱命令は、通常直接部下指揮官に各別に口頭で下達する。この際命令下達のため交戦中の小隊長を集合させることは避け、運用訓練幹部等を派遣して伝達させる。また各部隊に準備の時間を十分に与えるように着意する。

2. 中隊の離脱命令には、次の事項を含ませる。

- (1) 中隊全般に必要な調整のための事項（中隊の離脱開始時刻、中隊の集結地等）
- (2) 中隊の残置部隊の編組、位置及び行動
- (3) 各小銃小隊、無反動砲小隊、迫撃砲小隊、配属戦車その他の配属部隊の任務及び行動
- (4) 各小隊の集結地及び離脱経路（予備の経路を含む。）
- (5) 警戒、識別、秘匿及び欺騙等に関する事項
- (6) 輸送及び補給に関する事項
- (7) 無線通信及び信号弾の制限、現在及び将来の指揮所の位置と開閉の時期並びに中隊長の位置

第260. 統制

1. 夜間離脱の統制のため、連隊長から通常中隊集結地、離脱経路、連隊集結地等が示される。

第5章 後退行動

中隊集結地は、通常縦深に配置する小隊の直後に示される。離脱経路は、中隊が集結した後の離脱する経路について通常各中隊ごと各別に配当されるが、同一経路を2個以上の部隊が使用する場合は、行進加入点とその通過時刻が示される。

2. 中隊長は、通常各小隊の集結地、離脱経路及び中隊集結地等を示し、経路等を表示し誘導員を配置する。

(1) 各小隊の集結地は、各小隊の陣地直後で小隊が迅速に集結することができる位置に選定する。この位置は、夜間識別容易で不必要な移動を避けることができ、かつ遮蔽していることが望ましい。

(2) 離脱経路は、不必要な横方向の移動を避けるように着意し、通常各小隊ごとに選定する。

第261. 中隊の残置部隊

1. 残置部隊は一般に主力の離脱を容易にするため、企図の秘匿、欺騙及び警戒を行なう。状況により主力の行動を掩護する。

このため残置部隊は、つとめて敵に変化を認められないように警戒、配備、射撃、通信等を行なうとともに、積極的に行動して敵を欺騙する。また警戒を厳にして敵の偵察を封止するとともに、敵の攻撃に対しては、火力をもって抵抗し、障害物特に地雷により敵を遅滞する。

第1編 普通科中隊

2. 中隊の残置部隊は、通常所要の小銃部隊及び火器部隊等をもって編成する。その勢力・編組の概略の基準は、連隊長から示される。

3. 中隊長は、残置部隊指揮官を指名する。指揮転移の時刻は通常中隊の離脱開始時刻とする。

4. 中隊長は、連隊長の命令に基づき、中隊の残置部隊を通常次のように配置して行動させる。

(1) 第一線小隊の占領地域には、通常その1個小銃班を残置する。残置される小銃班は、あらかじめ十分偵察を行ない、残置される火器の掩護等について調整する。小隊が離脱する前に、小隊占領地域内で敵が最も近接しそうな所を掩護できるように班を適宜の組に編成して配置する。この班は、敵の攻撃に抵抗し、かつ通常の陣地の占領を装うように射撃を行なう。

(2) 縦深に配置する小隊の占領地域には、通常その1個小銃班を残置する。この班は、侵入する敵斥候の駆逐、局地の斥候・巡察等に使用する。

(3) 中隊占領地域には、通常迫撃砲及び無反動砲を1ないし2門残置する。

戦車部隊は、条件が有利な場合は残置されることがある。また必要に応じロケット発射筒を陣地に残置する。残置された火器は、残置部隊の戦闘に協力する。

戦車及び対戦車火器は、緊要な敵戦車の接近経路に対する防御を増強するために使用する。

5. 残置部隊指揮官は、命令受領後、早期に必要な偵察・調整を実施し、残置部隊を確実に掌握するとともに連隊残置部隊指揮官との連絡調整を密にし、主力の離脱開始までに所要の配備変更を完了する。

第262. 警戒

離脱当初の警戒は、残置部隊及び各小隊ごとの直接警戒により行なう。敵と接触を断ったのちは、後衛尖兵及び側衛等によって警戒するが、その勢力・編組は、隣接部隊の位置、上級指揮官の行なう警戒配置及び敵の活動状況等によって決定する。警戒にあたっては、敵の潜入、擾乱行動機甲部隊の突進又は迂回行動、対空・対空挺警戒に特に留意する。

第263. 補給及び輸送

1. 離脱にあたり中隊は、部隊の行動の自由を保持するため不必要な補給品等を通常主力の離脱に先だち後送する。後送不能の補給品等は、連隊長の命令によって破壊する。

中隊長は、離脱開始前必要最小限の補給品を各部隊に交付する。弾薬は、各部隊の予期する戦闘に応じ、適当な弾薬量をあらかじめ補給する。

中隊の死傷者は、離脱開始前に利用できるすべての輸送機関及び担架を使用して後送する。

2. 人員又は武器を輸送するための車両は、できるかぎり前方まで使用する。車両の前進限界は、連隊長から示される。車両は、單車及び小群をもって無燈火で移動する。残置部隊には、火器等を輸送するため、十分な車両を残置する。

第264. 指揮及び通信

1. 夜間離脱においては、中隊本部の一部を残置して残置部隊のための指揮所を運営させる。中隊が離脱を開始したのち中隊集結地を出発するまでは、旧中隊指揮所を利用して、その機能が遂行できるように考慮する。中隊は、離脱間既設の有線通信網を使用し、新たな構成はつとめて避ける。

2. 残置部隊は、既設の有線通信網を使用し、また旧中隊指揮所を残置部隊の指揮所として使用する。欺騙のため残置部隊は、平常どおり無線通信量の維持に努める。残置部隊が離脱する場合は、できるだけ多くの通信線を撤収するが、撤収できない通信線は切断又は破棄する。

第265. 離脱の実施

1. 中隊長は、連隊命令に基づき、指揮下部隊に離脱に命ずる。

残置部隊を除く中隊の各部隊は、命ぜられた時刻にいっせいに離脱を開始する。各班員は班ごとに集結し、各班は小隊集結地に移動する。この際各指揮官は、確実に部下を掌握するとともに企図の秘匿に留意し、かつ直接警戒の処置を行なう。

2. 残置部隊は、ますます警戒を厳にし、敵斥候、巡察等の潜入を妨げ、かつあらゆる手段を尽くして敵を欺騙する。

敵の攻撃に際しては、火力及び障害物により敵の前進を阻止する。残置部隊は、連隊残置部隊指揮官の命により通常同時に離脱を開始する。

第3節 昼間離脱

第266. 要旨

1. 第一線中隊は、昼間離脱において通常連隊収容部隊によって収容される。第一線小隊の離脱は中隊自隊で収容する。

2. 昼間離脱においては、好機の捕捉、的確な指揮、迅速かつ整齊とした行動及び空地の脅威に対する掩護の処置がきわめて重要である。昼間離脱において、特にわが企図及び行動を秘匿するため中隊長は気象・地形を活用

し、かつ積極的な秘匿・欺騙の処置を行なうことが必要である。

第267. 偵 察

昼間離脱においては敵と交戦中の場合が多いので、中隊長は、通常副中隊長又は運用訓練幹部に離脱地帯（又は経路）、必要な場合は集結地あるいは示された統制線の偵察を命ずる。状況により後方の陣地の偵察のため幹部及び所要の隊員の差出しを命ぜられることがある。

第268. 離脱命令

中隊命令の下達の要領は、夜間の場合に準ずる。中隊命令には次の事項を含ませる。

1. 中隊全般に必要な調整のための事項（離脱地帯、連隊から示された統制線又は中隊集結地、連隊の収容部隊の位置・行動等）
2. 中隊の収容部隊の編組、位置及び行動
3. 第一線小隊、無反動砲小隊、迫撃砲小隊、配属戦車、その他の配属部隊の任務及び行動
4. 各部隊の離脱時刻又は時期、離脱方向又は離脱経路、必要な場合は小隊集結地、統制線等
5. 警戒、識別、秘匿及び欺騙に関する事項
6. 輸送及び補給等に関する事項
7. 無線通信及び信号弾の制限、現在及び将来の指揮所の位置と開設の時期並びに中隊長の位置

第269. 統 制

1. 昼間離脱の統制のためには、連隊長から通常離脱地帯又は離脱経路、連隊集結地、必要な場合は中隊集結地あるいは統制線が示される。

離脱地帯は、通常連隊集結地又は連隊の統制線まで境界を延伸して示される。統制線は、敵の遅滞及び連隊の交互の収容に有利な地形に必要に応じ示される。

2. 中隊長は、中隊集結地を設け、これに至る各小隊の離脱方向又は離脱経路、必要な場合は小隊集結地あるいは統制線を示す。

- (1) 中隊集結地は、通常連隊収容部隊の後方で、後方に通ずる経路に沿い、かつ掩護されている位置に選定する。
- (2) 離脱方向は、離脱する小隊相互、及び中隊収容部隊の掩護との関係を統制するため、小隊が戦闘隊形で行動する方向を示す。
- (3) 離脱経路は、指揮所、迫撃砲小隊等の展開して交戦することなく離脱できる部隊又は交戦を避けて集結できる部隊に示す。
- (4) 小隊集結地は、中隊の収容部隊の後方で、敵の観察と直射火器に対し掩護されている位置に必要に応じ示す。

(5) 統制線は、各小隊の離脱方向又は離脱経路上の行動を統制するため必要に応じ示す。

第270. 中隊收容部隊

中隊長は、第一線小隊を收容するため、通常縦深に配置した小隊を増強して收容部隊とする。中隊收容部隊は、通常現在の防衛地域をそのまま占領し、長距離の射撃により敵の攻撃を阻止し、第一線小隊の離脱を掩護する。

第271. 協力・支援部隊及び配属部隊の運用

1. 中隊地域にある協力火器部隊及び対戦車部隊は、離脱にあたり通常中隊に配属される。中隊長は、配属された火器を通常全般任務に使用する。配属戦車部隊は所在の小隊と密接に協同させる。中隊長は、これらの一部を中隊收容部隊に配置し離脱を掩護させることがある。

2. 中隊は、絶えず特科及び重迫撃砲部隊と連絡を維持し、一般の要領に準じて火力を要求する。

3. 施設科部隊が中隊に配属され又は直接支援する場合は、破壊、地雷及び対戦車障害物の設置、後送不能の装備品等の破壊援助等の作業を担当して中隊を支援する。

第272. 離脱の実施

1. 中隊長は、連隊命令に基づき、まず第一線小隊に離脱を命ずる。離脱を開始した中隊は、火力の効果、気象、地形等を巧みに利用して損害を減少するとともに敵に乗

ぜられないように迅速に行動する。特に敵との接触の度合いが大きい場合は、火力を最大限に発揮し、適切な收容部隊の掩護、要すれば煙の使用等により敵を遅滞させて離脱することに努める。この際敵機甲部隊の突進をうけた場合は、戦車及び対戦車火器の先制射撃、急速な対戦車地雷の設置等によりその突進を阻止する。

2. 第一線小隊は、中隊收容部隊の掩護下に逐次その戦線を間引くことにより離脱する。第一線小隊占領地域の機関銃及び戦車は、陣地正面に最大限の火力を発揚し、最後の部隊とともに離脱する。離脱した第一線小隊は、離脱方向に沿い戦闘隊形をもって移動しつつ小隊集結地に集合するか、あるいは直接中隊集結地に集合する。この際小隊長(班長)は部下を逐次確実に掌握する。

3. 中隊收容部隊は、第一線小隊の離脱終了後、連隊收容部隊の掩護下に、第一線小隊と同じ要領で離脱し、中隊に復帰する。

4. 連隊收容部隊までの距離が大である場合は、先に離脱した第一線小隊を適当な陣地に配置し、中隊收容部隊の離脱を收容させ、その後これを交互に繰り返す等の要領により連隊收容部隊の收容下に入る。

5. 中隊集結地に集結した中隊は、連隊集結地(又は最初の統制線)に移動する。状況により離脱した中隊は、

統制線又はさらに後方の陣地において、連隊收容部隊の離脱を掩護することがある。

6. 独立して行動する場合は、前記の要領により敵との接触を絶って安全な地域に到着するまで、みづから交互收容の処置によって離脱する。

7. 迫撃砲小隊は、特科及び重迫撃砲とともに離脱開始時期に最大限に火力を発揮し、間隙に侵入した敵あるいは包囲行動を行なう敵の行動を阻止し、中隊の離脱を掩護した後離脱する。

無反動砲小隊は、第一線小隊の離脱を掩護した後離脱する。状況により一部を中隊收容部隊に配属することがある。

第273. 連隊の收容部隊としての中隊

中隊が連隊の收容部隊として行動する場合は、その最初の陣地とその陣地を保持する期間が示される。

中隊は、通常重迫撃砲部隊、戦車部隊、施設科部隊、作業小隊、情報小隊等によって増強され、特科部隊の協力を受ける。

中隊は、遅滞陣地の編成の要領に準じて收容陣地を編成し、定められた期間これを防御し、前方にある部隊の離脱を掩護する。

中隊の予備隊は、側面からの包囲の脅威に対応させ、ま

た敵の突破を阻止し、逆襲を実施し、收容部隊の抵抗線についている部隊の離脱を掩護するため使用する。

また前方部隊の離脱を可能にするため限定目標の攻撃を行なうことがある。

第6章 遅滞行動

第274. 要 旨

1. 遅滞行動にあたっては、適切な情報収集及び警戒の処置を行ない、つとめて遠距離から火力を発揚して、敵に展開と戦闘を強要するとともに、地域の障害を活用し、あるいは挺進部隊等を敵中に残置して敵を擾乱する等により、敵の移動を妨害することに努める。この際わが部隊の戦闘力を増強するため、戦車部隊及び装甲輸送部隊の配属を受ければ有利である。

2. 中隊は、通常遅滞行動を行なう連隊の一部として遅滞陣地における警戒部隊、抵抗部隊、予備隊あるいは挺進部隊として使用される。状況により独立的に遅滞行動を行なうことがある。

3. 本章においては、中隊が遅滞行動を行なう連隊の一部として、遅滞陣地の抵抗部隊として使用される場合について記述する。防御の編成及び離脱等の基本的事項に関しては、第4及び第5章参照。

第275. 遅滞計画

1. 遅滞陣地の抵抗部隊として使用される中隊は、一般の防御の場合と同様に陣地を構成する地域及びその編成

要領の概要が示されるほか、離脱のため統制事項及び後方の遅滞陣地について必要な事項が示される。

2. 中隊長は、与えられた任務を基礎とし、抵抗陣地の編成、戦闘の要領、離脱及び後方の遅滞陣地の編成要領について計画する。計画にあたっては、特に天然の地形及び障害並びに地雷等を活用して敵の遅滞に努めるとともに広範囲にわたって敵情の偵知に努め、特に翼側の警戒を厳にして敵の迂回行動及びヘリボン等による空中からの退路遮断に対処することが重要である。

第276. 抵抗陣地の編成と戦闘力の配分

1. 抵抗陣地の編成は、主として企図する抵抗の度合いによって左右されるが、一般に広い正面が与えられ、縦深を犠牲にして編成することが多い。

抵抗陣地の前縁は、長距離の射撃ができ、かつ離脱が容易なように通常頂界線付近に選定する。この際敵戦車の接近を有効に阻止するための地形を特に重視することが必要である。

中隊は、小銃小隊間の間隙を射撃による相互支援が可能な範囲で広くし、広正面を占領する。第一線小隊の陣地の編成要領は状況により異なるが、一般の防御の場合と同様に編成するものから、火器の火力発揮を主体として各隊員及び小銃班の間隙を広げるものまで各種のもの

がある。

2. 中隊は、一般につとめて第一線の勢力を多くし、予備隊の勢力は最小限にとどめる。予備隊は、一般の防御における運用に準ずるほか、昼間離脱における収容部隊として使用する。

3. 抵抗部隊としての中隊に警戒部隊の設置を命ぜられた場合は、戦闘前哨設置の要領に準じて外哨を配置する。

第277. 火力の編成

1. 抵抗陣地の火力の編成にあたっては、できるかぎり遠距離において敵の前進を遅滞混乱させるとともに、警戒部隊等の離脱を適切に掩護するように計画する。各火器は、できるかぎり統一してその火力を適時適所に集中できるようにする。小銃小隊とともに離脱する火器は、正面が広くかつ地形が錯雑している場合は、その小隊に当初から配属することがある。

2. 突撃破砕射撃は、強度の抵抗を予定する場合のほか、は通常計画しない。

3. 迫撃砲及び無反動砲の運用は、一般の防御の場合に準ずるが、次のような着意をもって配置する。

(1) 迫撃砲の陣地は、抵抗陣地の前線に近く選定する。

(2) 無反動砲は、長距離の射撃が可能な頂界線付近に陣地を選定する。

4. 中隊に配属された戦車は、主として対戦車防御のため敵戦車の接近経路を火制するように陣地に配置するが、この際反撃のための進出について考慮する必要がある。

5. 中隊に直協任務の対戦車誘導弾は、長距離の対戦車射撃ができるように陣地地域について調整する。

6. 重迫撃砲部隊が配属された場合は、射界の許す範囲で十分前方に当初の陣地を選定する。

第278. 防御戦闘の実施

抵抗陣地にある各火器は、遠距離から射撃を開始し、火力により敵に損害を与え、展開を強要し、その前進を遅滞させる。中隊は、通常敵の主力部隊が展開し、決定的な攻撃を開始する前に離脱する。離脱開始は連隊長から命ぜられる。配属戦車部隊は、敵の突進の阻止あるいは離脱の掩護に有効に使用する。

第279. 離脱の実施

1. 中隊の離脱の実施要領は、第5章を準用する。

2. 遅滞陣地を離脱した中隊は、必要な警戒手段を講じ、次の遅滞陣地に移動する。中隊長は、後方の遅滞陣地にあらかじめ運用訓練幹部等を派遣して、偵察、連絡、部隊の誘導、陣地配備の指導等にあたらせる。

第7章 ヘリボン行動

第1節 ヘリボン攻撃

第280. 要旨

1. ヘリボン攻撃の主眼は、空中機動により敵の弱点を急襲し、あるいはすみやかに地形上の要点を占領確保して、主力の地上戦闘に寄与するにある。

2. 中隊は、各種戦術行動において、次の目的等を達成するため、連隊の一部として、あるいは上級部隊指揮官の指揮下に所要の兵力を増強されて独立的にヘリボン攻撃を行なう。

- (1) 戦果拡張等における敵の退路遮断及び増援の阻止
- (2) 敵後方の重要目標に対する攻撃又は襲撃
- (3) 主力の進出又は展開掩護あるいは側背掩護
- (4) 偵察、警戒及び対遊撃戦闘における敵の撃破
- (5) 対空挺・対ヘリボン戦闘における機動打撃による敵の撃破

3. 中隊は、ヘリボン攻撃にあたっては、企図を秘匿して周到な攻撃準備を行なうことが必要である。また降着後における小部隊ごとの自主積極的な行動、敵配備の弱

点に乗ずる包圍及び迂回行動並びに状況の変化に即応した融通性ある行動は、ヘリボン攻撃成功のため特に重要である。

4. 本節においては、主として中隊が上級部隊指揮官の指揮下に単独にヘリボン攻撃を行なう場合について、一般の地上攻撃との特異事項について記述する。

ヘリボン攻撃の細部については、訓練資料「小部隊のヘリボン行動」参照。

第281. 上級部隊の命令

中隊がヘリボン攻撃を行なう場合は、通常次の事項のうち必要な事項が上級部隊指揮官から示される。

1. 情報
2. 中隊攻撃目標
3. 実施時期（通常着陸時期、状況により搭（とう）地域離陸時刻）
4. 戦闘のための編成
5. 概略の搭載地域
6. 概略の飛行経路
7. 着陸地域、行動地帯又は攻撃方向
8. 目標奪取後の行動の準拠（提携要領又は空中離脱要領を含む。）
9. 火力協力及び航空支援（空中機動及び地上戦闘間）

10. 兵站及び人事、特に弾薬・糧食の補給並びに傷病者の後送等に関する事項
11. 指揮通信特に空中機動及び地上戦闘間の無線通信に関する事項
12. その他の統制事項

第282. 攻撃準備の一般要領

集結地におけるヘリボン攻撃の準備の要領は、一般の地上戦闘の場合に準じて実施する。

中隊長は、攻撃命令を受領したならば、通常集結地において、情報の獲得、ヘリボン攻撃のための編成、搭載統制班（上級部隊によって処置されない場合）の派遣、関係部隊との調整、攻撃計画・搭載計画必要な場合は提携計画の作成、指定された搭載地域及び移動経路の偵察、命令の到達、補備訓練及び予行等を行なう。この際特に企図の秘匿に努めるとともに、協同するヘリコプタ部隊指揮官と綿密な調整を行なうことが重要である。

第283. ヘリボン攻撃のための編成

1. 中隊長は、任務を基礎とし、目標付近の敵情、地形、配属部隊の勢力・編組、配当されたヘリコプタの機種・機数、利用できる火力等を考慮して攻撃のための編成を行なう。

編成にあたっては、残置部隊、携行装備火器の決定等

所要の編成替えを行ない、搭載統制班等を臨時に編成するとともに必要な通信機の増加携行並びに火力戦闘部隊の前進観測班あるいは前進航空統制者等の同行について上級部隊に要請する。

2. 折返し空中機動を行なう場合は、第1波攻撃部隊の戦力発揮を重視し、第2波攻撃部隊の到着しない場合においても戦闘ができるようにその勢力・編組を定める。

状況により中隊長は、一部の人員装備等を残置し、攻撃部隊の搭載援助あるいは搭載統制員として使用することがある。

3. 中隊長は、編成替えをした部隊あるいは臨時に編成した部隊等の団結強化に留意する。このため、配属部隊等を確実に掌握するとともに、つとめて早期にヘリボン攻撃のための編成を完結する。

第284. 搭載計画

1. 中隊長は、着陸後の攻撃計画及び飛行計画に基づき、中隊の搭載計画を作成する。搭載計画は戦闘上の要求と技術的な可能性特にヘリコプタの有償搭載量との調和を図ることが必要である。

2. 搭載計画は、搭載表及び搭載準備計画から成る。

(1) 搭載表は、飛行梯（編）隊区分、ヘリボン部隊の搭載区分、搭載人員・装備とその重量、搭載地域（点）、

着陸地域(点)等から成る。

(2) 搭載準備計画は、ヘリボン部隊の集結地における搭載準備、搭載地域の選定及びその地域内の配置の決定、搭載地域諸施設の設置、集結地から搭載地域への移動、搭載の開始及び終了の時期、警戒・統制に関する事項、補備訓練・予行等から成る。

3. 搭載区分の決定にあたり着意すべき事項

- (1) 各小銃小隊ごとの独立性を確保するためつとめて建制を保持し、かつ小銃小隊及び必要な火器部隊を1個梯(編)隊ごとに搭乗させる。
- (2) 中隊は、不測の事態に際しても任務を達成できるように必要な基幹人員(指揮官、重要特技者)を梯(編)隊内に分散配置する。
- (3) 中隊が折返し空中機動を行なう場合は、第1波攻撃部隊の任務(運用)を基礎とし、ヘリコプタの損耗、状況の変化等に即応できるよう融通性を保持して、第1波及び第2波攻撃部隊の搭載区分を定める。

4. 中隊長は、各機ごとの搭乗員、搭載装備品の重量等の明細を必要とする場合は、搭載明細表を作成し、これを搭乗長に所持させることがある。

第285. 搭載統制班

上級部隊指揮官あるいは中隊長は、通常搭載統制班を編

成し、搭載地域において中隊主力の到着に先だって搭載の準備を行なわせる。

搭載統制班は、梯(編)隊区分、各機の搭載点の設定標示、ヘリコプタ部隊の搭載地域、着陸及び離陸時刻、通信及び警戒に関する事項等について、ヘリコプタ部隊と現地における細部を調整し、必要に応じ搭載表の補備・修正を行なうとともに、中隊主力の搭載位置を選定表示して、部隊誘導の準備を行なう。

ヘリボン攻撃に任ずる連隊内の中隊として行動する場合は、中隊長は、連隊命令に基づき、必要な搭載統制班の要員を差し出し、連隊搭載統制幹部の指揮下に入れる。

第286. 着陸誘導班

上級部隊指揮官、状況によりヘリコプタ部隊指揮官は、着陸誘導班を編成し、派遣の時期・場所・要領等を明示する。

着陸誘導班は、空中移動によるか、又は地上から潜行して着陸地域に先遣され、ヘリコプタ部隊の誘導幹部の指揮又は統制を受けて着陸誘導に任ずる。

第287. 補備訓練及び予行

中隊長は、利用できる時間、部隊の練度等に応じヘリコプタ部隊と協同して車両及び重装備の搭載・卸下及び機内における通信・連絡要領等必要な補備訓練を実施するとともに、最新の情報に基づき着陸後の地上戦闘の予行を行な

う。

時間の余裕がない場合においても、地図、砂盤等を利用して、一隊員に至るまで中隊長の企図を徹底させる。

第288. 着陸後の攻撃計画

1. 要旨

(1) 中隊長は、上級部隊指揮官の命令に基づき、敵の反撃に先だち迅速に目標を攻撃することを主眼として着陸後の攻撃を計画する。

(2) 着陸後の攻撃計画は、実行の確実を期するため簡明にするとともに不測の事態に即応できる融通性を保持する。

目標奪取後は、すみやかにじ後の行動に移動できるように計画する。

(3) 中隊が折返し空中機動を行なう場合、第2波攻撃部隊を第1波攻撃部隊の戦闘に逐次加入させるか、又は第1波攻撃部隊とともにその戦闘力を統合して攻撃するか、あるいはまた第1波攻撃部隊の攻撃と連携した別個の目標を攻撃させるかは目標付近の敵情、地形等を考慮して定める。

2. 機動計画 中隊の機動計画には、通常攻撃目標、着陸地域、要すれば攻撃発起位置、各小銃小隊の運用、攻撃方向又は行動地帯及び警戒に関する事項等を含ませる。

(1) 攻撃目標 中隊の攻撃目標は、通常上級部隊指揮官から明示される。中隊長は、中隊の攻撃目標の一部を各第一線小隊に付与し、同時に又は逐次にこれを攻撃するように計画する。昼間敵の配備がないか、又は薄弱な場合は同時に攻撃することが望ましい。

(2) 着陸地域 中隊長は、あらかじめ着陸誘導班と調整し、中隊の着陸地域を区分して各梯隊に割り当てるか、あるいは各梯隊が同一の着陸地域を逐次に使用できるように計画する。この際、特に第一線小隊が安全かつ奇襲的に着陸し最も有利な態勢をもって攻撃を開始できるようにする。このため地形、敵火の影響度、対機甲戦闘の難易及びヘリコプタ部隊の技術的可能性等を考慮し、つとめて第一線小隊が同時に着陸できるように選定する。

また敵情及び気象状況の変化に即応するため予備の着陸地域が示されるか、状況によりみずから選定することがある。

(3) 小銃小隊の運用 小銃小隊の運用は、一般の攻撃の場合に準ずるが、着陸直後の奇襲効果を最大限に利用し迅速に攻撃の目的を達成するため、通常攻撃当初における第一線の勢力をつとめて多くする。じ後戦況の進展に応じ逐次第一線部隊の勢力を抽出し予備とする。

第1編 普通科中隊

また各第一線小隊の独立的な戦闘能力を強化するため、無反動砲小隊及び迫撃砲小隊の一部をこれに配属することがある。

(4) 攻撃方向及び行動地帯 中隊長は、各第一線小隊に対し着陸地域又は攻撃発起位置と攻撃目標及び攻撃方向を示して行動させる。

各第一線小隊の着陸地域が目標の周辺に選定され、数方向から集中的かつ同時に攻撃する場合は、特に味方部隊の相撃を避けるため、境界により各第一線小隊の行動地帯を示すことがある。

夜間及び視度不良時においては、各小隊の攻撃方向を並行させることが望ましい。

3. 火力運用計画

(1) 中隊長は、中隊固有の火力及び利用できる上級部隊の火力をもって各小銃小隊の攻撃に協力させる。

(2) 中隊長は、着陸後直ちに迫撃砲及び無反動砲の火力を発揮できるように搭載区分を定めるとともに、当初つとめてその一部を第一線小隊に配属するが、攻撃の進展に伴ない、早期にこれらの火力を統一し、融通性ある火力の運用を図る。

第289. 提携計画

1. 提携計画には、通常指揮関係、通信連絡、相互識別、

機動及び火力の調整等を含む。

2. 中隊と提携部隊との指揮関係及び指揮転移の時期は、上級部隊から明示される。

中隊は、通常提携時をもって提携部隊に配属されるが、状況により引き続き上級部隊の指揮下にとどまる場合がある。

3. 提携のための通信連絡を確実にするため、通信開始の時期、通信諸元、識別符号、共通する暗号・秘匿略号・隠語・地図符号、発信統制及び通信制限等についてあらかじめ関係部隊と調整する。

また相互識別のため、布板、信号弾、標識、燈火、手信号及び合言葉等の各手段の利用について調整し、詳細に規定する。

4. 機動の調整は、通常、提携点、境界、統制線及び統制点等について必要な事項が上級部隊から示される。

5. 火力の調整は、上級部隊の火力運用計画に基づき、通常火力集中点及び集中群の位置、共通の目標指示法、射撃要求の系統、観測の方法等について調整し、提携部隊の火力協力を受けられるように計画する。

提携のための火力調整にあたっては、通常中隊と提携部隊との間に射撃調整線及び爆撃線、状況により射撃制限線を設ける。

第1編 普通科中隊
第290. 攻撃命令

1. 中隊の攻撃命令は、一般の地上攻撃に準ずるほか、通常次の事項を明らかにする。

- (1) 各部隊の搭載区分
- (2) 搭載地域への移動及び搭載要領
- (3) 空中機動間の警戒、通信連絡及び緊急時の行動の準拠
- (4) 各部隊の着陸地域及び戦闘加入の要領
- (5) 着陸後の補給、後送等に関する事項
- (6) 迫撃砲小隊及び無反動砲小隊の運用特に着陸当初における火力戦闘の要領
- (7) 目標奪取後の行動

2. 中隊の攻撃命令を下達するにあたっては、特に次の事項に留意する。

- (1) 通常地図、航空写真、要図、写景図、砂盤等を利用してあらかじめ集結地において下達し、着陸後すみやかに現地について必要な事項を補足する。
- (2) できるかぎり部下指揮官に対し攻撃準備に必要な時間の余裕を与える。
- (3) 直接協同するヘリコプタ部隊の指揮官の立会を得られれば有利である。
- (4) 状況の変化に際しても、各部隊が自主的に戦闘が

第7章 ヘリボン行動

できるように、中隊長の企図及び各部隊の任務を明確に示す。

第291. 搭載地域への移動及び搭載

1. 中隊は、通常上級部隊から指定された経路を搭載地域へ移動し、搭載統制班の誘導を受け待機位置に進入する。

中隊長は、待機位置において必要な命令の補備・修正を行なうとともに、各部隊を搭載区分にしたがい各機ごとに区分し、搭乗長の指揮下に入れ搭載準備を完了する。

2. 中隊長は、ヘリコプタ部隊が搭載位置に到着したならば、直ちに搭載の開始を命令する。各部隊は、各機ごとすみやかに搭載位置（搭載点）に分進し搭載を行なう。

搭載は、通常搭乗長の統制下に各機ごとに行なう。

3. 搭乗長は、通常待機位置進入後、直ちに搭載人員・装備等を確実に掌握するとともに搭載にあたっては、ヘリコプタ操縦士との連絡を密にして搭載を指導する。この際、ヘリコプタの損傷防止、安全管理に着意するとともにヘリコプタ部隊の地上勤務員との緊密な協同について指導する。

4. 折返し空中機動を行なう場合、中隊長は、状況により又は上級指揮官の命令により、第2波攻撃部隊の搭載区分の変更あるいは予備機への搭載を行なうことがある。

第292. 空中機動

1. ヘリコプタ部隊は、上級部隊指揮官から特別の要請又は指示のないかぎり所定の離陸時刻に梯(編)隊又は単機ごとに離陸し、所定の時刻に航進発起点を通過し、梯隊又は編隊ごとに飛行計画にしたがい着陸地域へ航進する。

航進にあたっては、気象・地形等を利用してその行動を秘匿するとともに敵の地上火器あるいは敵機に捕捉されないように努める。

2. 空中機動間、同一機に搭乗している中隊及びヘリコプタ部隊の各級指揮官は相互に密接な連絡を保持する。特に中隊長は、梯(編)隊長と目標付近の気象・地形及び敵情等に関し必要な情報の交換を行なうとともに全般状況の把握に努める。

搭乗長は、機長との連絡を保持し、飛行間における自己の位置を確認してこれを搭乗隊員に徹底するとともに機内規律を維持する。

敵の航空攻撃を回避するためヘリコプタが緊急の対応行動をとる場合等においては、搭乗隊員は機長の指示にしたがう。

3. 空中機動間の警戒は、ヘリコプタ部隊の行なう警戒処置のほか、通常搭乗隊員をもって直接警戒を行なう。

4. 敵の航空攻撃に対しては、あらかじめ選定した退避地域に着陸するか又は空中回避するか、あるいは状況により一時着陸可能な地域に緊急着陸することがある。敵の地上射撃に対しては、地形の利用、隊形の変更、高度の増加、飛行経路の変更等により火制地域外に離脱する。

5. 空中機動間における中隊内及び上級部隊との通信は、通常ヘリコプタ部隊の通信組織を利用して行なう。

折返し空中機動を行なう場合、着陸後の第1波攻撃部隊と第2波攻撃部隊との緊急通信についてあらかじめヘリコプタ部隊と調整し周到に計画する。

6. 敵情及び気象等予期しない状況の急変等による攻撃の中止又は計画の変更は、通常上級部隊指揮官の命令により行なう。

第293. 着陸及び卸下

1. 着陸地域に到着したヘリコプタ部隊は、先遣された着陸誘導班又は先行機等の誘導により、(折返し空中機動を行なう場合は時として第1波攻撃部隊の誘導により)通常編隊ごと又は単機ごとに連続して着陸する。

2. 着陸したならば各機ごとにすみやかに卸下を行ない着陸点付近を開放し地上戦闘に移行する。

卸下にあたっては、敵火による混乱とヘリコプタの損害を減少するため、各級指揮官の軽快な指揮及び各部隊

の迅速な行動はきわめて重要である。

3. 中隊長は、各部隊の着陸・卸下及び当面の敵情特に敵の反撃状況を上級部隊指揮官に報告する。

第294. 着陸後の攻撃実施

1. 中隊長は、着陸後の戦闘指導にあたっては、奇襲効果を利用して迅速に攻撃を開始し、所在の敵を撃破してすみやかに攻撃目標を奪取する。このため同時に着陸した部隊（通常編隊）ごとに現地における必要な補足命令を与えて逐次戦闘に加入させるとともに、中隊固有の火力を最大限に発揮して第一線小隊の攻撃に密接に協力させる。状況により一部をもって着陸地域周辺の要点を確保し、ヘリコプタの防護あるいは敵の反撃に対する主力の戦闘加入を容易にすることがある。

この間中隊長は、浮動する戦況を的確に把握し、後続梯（編）隊の着陸状況及び攻撃の進展に即応して、逐次各部隊の行動を統制して早期に調整ある攻撃に移行する。

2. 着陸した第一線小隊は、通常それぞれの着陸地域から直ちに所命の目標に向って攻撃を開始し、敵配備の間隙又は弱点に乗じて迅速に目標を奪取する。

3. 中隊長は、敵の強力な抵抗により攻撃が予期のとおり進展しない場合は、できるかぎりの火力を指向するとともに、必要に応じ予備隊を使用し、機を失せず上級部

隊に必要な火力を要求する。

敵の強力な反撃に対しては、第一線小隊をもってすでに奪取した地域の確保を命ずるとともに、予備隊及び利用できる全火力を使用して、これを撃退することに努める。状況により又は上級部隊指揮官の命令により、地形及び応急障害物等を利用して逐次靱強な防御戦闘に転移することがある。

4. 迫撃砲小隊は、通常着陸地域付近に当初の射撃陣地を占領し、第一線小隊の攻撃に密接に協力する。

無反動砲小隊及び配属対戦車部隊は、通常敵戦車の接近経路を火制できるように陣地を占領し、第一線小隊を防護する。状況により中隊長は、対戦車部隊を集結配置し、敵の反撃に対しすみやかに射撃陣地を占領させることがある。

第2節 空中離脱

第295. 要旨

1. 中隊は、上級部隊の統制下に各種状況下において通常地上離脱に引き続きヘリコプタにより離脱を行なう。空中離脱にあたっては、企図の秘匿、ヘリコプタ部隊との緊密な協同及び強力な統制が重要である。

2. 本節においては、中隊が上級部隊の統制下に独立的に空中離脱を行なう場合の行動について、地上離脱との特異事項を記述する。

第296. 上級部隊の命令

中隊が空中離脱を行なう場合には、通常次の事項のうち必要な事項が上級部隊指揮官から示される。

1. ヘリコプタの数及び機種
2. 概略の搭載地域
3. ヘリコプタ部隊が搭載地域へ着陸する時期及び要領
4. 空中離脱後の到着地及び後の行動の準拠
5. 火力協力
6. 傷病者の後送及び装備品等の後送・破壊等に関する事項
7. 空中離脱間の無線通信に関する事項

第297. 空中離脱の計画

1. 中隊長は、上級部隊の統制に基づき、できるかぎり協同するヘリコプタ部隊と調整して地上離脱及びヘリコプタへの搭載に関して計画する。計画にあたっては、予期しない状況の変化を考慮して計画の融通性を保持するとともに、搭載地域における混乱を防止するため特に搭載統制について着意することが必要である。

2. 中隊長は、上級部隊の命令に基づき、任務、地上離

脱の難易、ヘリコプタ部隊の夜間行動の可能性等を考慮して、搭載地域及び必要により着陸時期を定める。この際、つとめて敵と離隔し、かつ夜間又は視度不良時を利用する。

3. 地上離脱の計画

(1) 中隊長は、敵の主要接近経路に沿う地域に少数の監視哨あるいは必要最小限の警戒部隊を残置し、主力の離脱を掩護させる。また所要の部隊をもって搭載地域付近に陣地を占領し、搭載地域の防護及び警戒部隊等に対する火力運用を計画する。

(2) 中隊長は、上級部隊あるいはみずから定めたヘリコプタ部隊の搭載地域及び着陸時期を基準として、逆行的に各小隊の搭載地域への移動その他中隊の地上離脱を計画する。この際、特に敵の追尾攻撃に対するヘリコプタの防護及び搭載の混乱防止に着意する。

4. 搭載区分

(1) 中隊長は、離脱後直ちに戦闘を予期しない場合は、建制の保持よりも輸送効率の発揮を重視して搭載地域に到着する部隊を逐次搭載できるように搭載区分を定める。

(2) 中隊長は、地上離脱の計画に基づき、ヘリコプタ部隊の技術的可能性、敵火の影響度、小隊の移動経路

等を考慮して各小隊等に搭載の時期及び地域を割り当てる。

第298. 離脱準備のための行動

1. 中隊は、離脱の準備にあたりあらかじめ搭載地域、地上離脱経路又は離脱地帯、統制点等の偵察・表示、誘導員の配置、搭載統制班の設置等の必要な離脱準備を行なうとともに、できれば協同するヘリコプタ部隊と現地について調整する。

2. 中隊長は、敵の圧迫及び我の状況等に応じ、地上離脱の開始に先立ち警戒部隊等を配置するとともに、中隊の離脱要領特に各小隊の離脱順序及び搭載地域等を指揮下部隊に徹底する。

第299. 離脱の実施

1. 中隊は、所定の時刻に地上離脱を開始し、搭載地域へ移動する。敵の追尾攻撃に対しては、通常昼間離脱の要領に準じ、警戒部隊の掩護下に交戦度の少ない部隊から逐次敵との接触を解き、各小隊ごと交互に収容陣地を占領しつつ搭載地域へ移動する。この際、中隊長は、搭載地域を防護する収容陣地を確実に保持し、主力の搭載を容易にするように戦闘を指導する。

敵の圧迫が緩であるか、あるいは視度不良時等においては、一般の夜間離脱の要領により、通常いっせいに搭

載地域へ移動する。

いずれの場合においても搭載地域における強力な搭載統制が必要である。

2. 各部隊は、搭載地域に到着後、搭載統制班の的確な誘導により待機位置に進出し、搭載区分にしたがい搭載点に移動し、所定のヘリコプタに迅速に搭載する。搭載を完了したヘリコプタは通常各機ごとに離陸する。

3. 警戒部隊は、敵と離隔した後方の搭載地域まで、小部隊ごとに分散潜行して空中離脱するか、又は地上から脱出する。

第2編 小銃小隊等

第1章 小銃小隊

第1節 概 説

第300. 要 旨

1. 小隊の編成

(1) 小隊は、小隊長、小隊陸曹、無線通信手、ロケット射手、ロケット副射手から成る小隊本部と、機関銃、小銃を主装備とする3個の小銃班とから成る。

(2) 第7師団の小隊は、小隊長、小隊陸曹、伝令から成る小隊本部と、機関銃、小銃を主装備とする3個の小銃分隊、及び60mm迫撃砲、ロケット発射筒を装備する火器分隊とから成る。

(3) 普通科群の小隊は、小隊長、小隊陸曹、通信陸曹、ロケット射手、副ロケット射手、伝令から成る小隊本部と小銃を主装備とする3個の小銃分隊、機関銃を主装備とする軽機分隊、及び60mm迫撃砲を装備する迫撃砲分隊とから成る。

2. 小隊は、普通科中隊の基幹として戦闘し、攻撃においては、突撃に任ずる部隊として中隊の主要な目標を占

領し、防御においては、主として中隊占領地域内の主要な陣地を占領する。またその他の偵察、警戒等の任務を遂行することがある。

小隊が戦闘任務を遂行するにあたっては、戦車、対戦車、迫撃砲、施設等の部隊と協同することが多い。

3. 本章において、小銃班とあるは、小銃分隊を含んで記述する。

第301. 小隊長の職責

小隊長は、常に小隊戦闘力を充実することに努めるとともに、小隊を指揮して任務を遂行し、その行動について責任を負う。指揮にあたっては、配属・協力・支援部隊等の特性、能力等をも熟知し、これらと密接に協同して戦闘することが必要である。

第302. 小隊本部員の職責

1. 小隊陸曹は、小隊長の指揮を補佐する。このため最もよく補佐できる所に位置する。また弾薬の受領及び配分を行なう。小隊長不在の場合は、小隊を指揮し、また状況により小隊の一部の指揮を命ぜられることがある。

2. 無線通信手（普通科群の小隊においては通信陸曹）は、中隊指揮通信系内にある携帯無線機1号を操作するとともに無線機の整備を行なう。無線通信手は、特に無線通話法に熟達し、かつ通信保全に留意することが必要

である。

3. ロケット射手は、ロケット発射筒を操作し、小隊長の命ずるところにしたがって射撃を行なう。

4. ロケット副射手は、射撃にあたっては、装填及び射弾の修正、小隊長の号令又は信号の伝達等を行ない、射撃の援助する。

ロケット副射手は、また増加装備のロケット発射筒を携行し、必要に応じ所要の人員を増加されてロケット射手となる。

5. 伝令は、小隊長の指示にしたがって行動し、主として連絡業務に任ずる。また命ぜられて小隊陸曹の行なう補給業務を援助する。普通科群の小隊の伝令は、無線通信手及び化学係を兼務する。

6. 配属された中隊救護員は、小隊員の救急処置を行なう。

第303. 指揮

1. 小隊長は、班を確実に掌握し、自己の企図を明確に示し、適時適切な命令又は号令により、軽快機敏、率先陣頭に立って小隊を指揮する。また絶えず状況を判断し、好機を看破して敵の弱点に乗ずる等適切に戦闘を指導する。

小隊長は、各種行動間、常に警戒に留意し、取得した

情報を機を失せず中隊長に報告するとともに小隊に徹底する。また小隊の状況等を絶えず中隊長に報告し、要すれば協力・支援・隣接部隊に通報する。

2. 小隊長は、任務を基礎とし、敵情、地形等を考慮して、上級部隊の火力と小隊の火力を調整し、適時適所にこれを發揮できるように各班の射撃を指揮する。射撃にあたっては、射撃開始の時期又は条件を適切にして奇襲的に射撃を行ない、重要な目標に対しては、期を失せず小隊の全火力を指向することが重要である。

3. 小隊長は、攻撃開始前又は防御等の場合監視所を設ける。

4. 小隊の指揮は、無線通信、号令、手信号により行なう。

中隊長及び配属部隊との通信は、通常無線通信、伝令通信、視覚通信等をもって行ない、状況により有線通信を使用することがある。

第304. 弾薬補給

増加弾薬等は、戦闘前、通常集結地で交付される。戦闘間、小隊及びその配属部隊は、中隊弾薬交付所又は指定された中隊車両から弾薬を受領する。状況により小隊は、手搬送により弾薬を前送することがある。小隊長は、弾薬補給に関して所要に応じ中隊長に援助を要求する。小隊長は

通常小隊陸曹に弾薬の受領及び配分について補佐させる。

第2節 行進及び宿営

第1款 要 説

第305. 要 旨

徒步行進間、小隊は、通常道路の両側に各1列縦隊の隊形で行進する（行進縦隊隊形については、付録第4参照）。

車両行進においては、配当された車両に分乗して行進する。

宿営のための集結地の占領にあたっては、中隊長から与えられた地域を各班に割り当てるとともに、中隊長の統制にしたがい警戒の処置を講ずる。

第2款 行進間の警戒部隊

第306. 要 旨

行進間小隊は、尖兵、側衛又は後衛尖兵となり警戒に任ずることがある。

本款においては、主として尖兵について記述し、その他については特異事項を記述する。

第307. 尖兵の任務

尖兵は、尖兵中隊の前方に派遣され、示された進路を維持し、路上斥候によって進路上を警戒し、小部隊の敵は撃破して前進する。また必要な場合は、尖兵中隊主力の展開のための時間と地域を確保する。

第308. 尖兵の編組及び隊形

1. 尖兵には、通常迫撃砲小隊の前進観測班が同行する。状況により戦車部隊の一部が同行し、無反動砲が配属されるか又は同行する。時として特科及び重迫の前進観測班及び協力・支援部隊の偵察員が同行することがある。また尖兵には対戦車資材等を付与される。

尖兵は、小銃1個班を路上斥候として前方に派遣する。

2. 尖兵主力の隊形は、通常行進縦隊とし、各班は道路の両側に1列縦隊となり、各員の距離は5歩以内とする。

尖兵長は、通常尖兵主力の先頭又は路上斥候と尖兵主力との中間を行進するが、必要な場合は現地をよく観察でき、かつ指揮の容易な所に位置する。前進観測班等は、尖兵主力と同行させ、配属された火器は、任務遂行に便利な所に位置させるとともに、防護の処置を講ずる。車両は、尖兵主力の後方を躍進しつつ続行させる。

尖兵主力と路上斥候間の距離は、状況により異なるが、昼間行進においては通常約200mである。尖兵は、路

上斥候及び尖兵中隊主力間に、必要に応じ連絡員を配置し、これらと連絡を維持する。

第309. 尖兵の前進要領

1. 尖兵長は、行進に先だち敵情、気象、地形等を判断して前進要領を定める。尖兵長は、路上斥候に進路上の警戒を命ずるとともに、尖兵主力内の各班に、警戒方向を割り当て、主として前進方向あわせて側方を警戒させる。必要な場合は、進路上の要点に警戒員を派遣して偵察を行なわせることがある。側方にある警戒を要する危険な箇所は尖兵中隊長に報告する。

2. 尖兵長は、路上斥候に対し、行進経路又は行進方向、行進速度、警戒要領、尖兵との距離等を示し、かつ通信手段について処置する。

連絡員を配置する場合は、所要の班に連絡員を配置する間隔、連絡先等を示す。連絡員を配置する間隔は、敵情、地形、視度等を考慮して定める。

第310. 尖兵の対敵行動

1. 尖兵長は、絶えず地形を判断して敵と遭遇したときの攻撃要領を考慮しつつ前進する。

敵と遭遇した場合は、尖兵中隊長に報告するとともに直ちに主力を展開して積極的に攻撃を開始し、尖兵中隊主力の前進遅滞を防止する。

2. 尖兵長は、敵情の細部が不明な場合においても、ちゅうちょすることなく要すれば当初の攻撃方向を示し、逐次判明する敵情に基づき射撃目標あるいは攻撃目標を示して火力を適切に指向し、小隊の戦闘力を集中して先制の利を得るに努める。

敵機甲部隊に遭遇した場合は、尖兵長は、対戦車火器の先制射撃、迅速な対戦車地雷の設置等によりこれを阻止することが重要である。

敵を撃破したならば、すみやかに行進を再開する。

3. 尖兵が敵の抵抗を排除することが困難な場合は、射撃により敵を拘束するとともに、当面の敵情及びその翼側の位置を確めることが必要である。

第311. 車両化された尖兵

尖兵長は、尖兵中隊長から路上斥候の派遣を命ぜられた場合は、路上斥候に車両を配当し、かつ連絡維持の処置を講ずる。路上斥候は、通常2分の時間間隔で先行するが、この間隔は、状況によって変化する。

尖兵長は行動間、隊形及び前進法を適切に選定し、軽快機敏な乗下車により要点における短切な視察を実施し、速度と警戒の調和を図りつつ任務を達成する。

敵と遭遇した場合は、すみやかに下車して徒歩の場合に準じて行動するとともに、車両の分散、隠蔽に留意する。

装甲輸送車化された尖兵の行動は、前項に準ずるが、特に全周及び対空監視を確実に実施するとともに、橋等の補修能力を増加する必要がある。敵と遭遇した場合においては、乗車のまま攻撃するか、下車して攻撃するかは状況によって決定する。

第312. 側衛

行進縦隊の側衛として行動する小隊の行動は、側衛としての中隊の行動に準ずる。

第313. 後衛尖兵

1. 後衛尖兵は、後衛尖兵中隊から後方に派遣された警戒部隊である。後衛尖兵中隊主力との距離及び隊形は、前衛の場合に準ずるが、隊形は逆となっている点が異なる。本条は、主として後退行動における後衛尖兵について記述する。

後衛尖兵は、後衛尖兵中隊主力に続行して後方を警戒しつつ行進し、敵を遅滞又は阻止し、後衛尖兵中隊主力の行動を掩護する。

後衛尖兵は、必要に応じて戦車、無反動砲等により増強される。

後衛尖兵は、後方に後衛路上斥候を派遣する。

後衛尖兵長は、通常後衛尖兵主力の後尾を前進する。

2. 敵の追尾を受けた場合後衛尖兵長は、指揮に最も便

利な所に位置し、後衛尖兵の戦闘を指揮する。この場合止まって敵を阻止すべきか、あるいは行進を続行すべきかを判断し所要の処置を講ずる。止まって敵を阻止する場合は、戦車、機関銃等の火力を最高度に発揮して、敵を過早に展開させるように努めるとともに、敵の迂回行動に対して特に警戒する。

第3款 宿営間の警戒

第314. 要 旨

1. 宿営間小隊は、中隊が宿営地内において警戒区域を与えられた場合は、中隊長の命令及び統制にしたがい、直接警戒の処置を講ずるほか歩哨の設置、斥候・巡察の派遣を命ぜられることがある。
2. 中隊が前哨となった場合、小隊は前哨抵抗線の部隊となるか又は予備隊となる。また小隊は外哨の差出し、斥候・巡察の派遣を命ぜられる。前哨抵抗線の陣地占領を命ぜられた小隊は、防御に準じて行動する。外哨の配置を命ぜられた小隊長の行動については、訓練資料「外哨及び斥候」参照。
3. 時として小隊が前哨となることを命ぜられることがある。この場合の行動は中隊に準ずる。

第3節 攻 撃

第1款 要 説

第315. 要 旨

1. 攻撃における小隊は、通常中隊の一部として戦闘する。小隊は、小隊長の軽快な指揮により自隊の戦闘力及び火力を利用して敵を制圧し、その効果と地形を利用して敵に近接し、突撃をもって敵の抵抗を撃破し、中隊の主要な目標を奪取する。
2. 装甲輸送車化された場合には、通常戦車部隊と協同し、密接な相互支援を維持し、戦闘力を要点に集中發揮する。この際状況に応ずる乗・下車戦闘を適切軽快に行なう。
3. 小隊は、中隊命令により第一線小隊又は予備隊となり、かつ配属・協力及び支援部隊について示される。小隊が第一線小隊となった場合には、攻撃目標、攻撃発起位置、攻撃方向、攻撃開始時期、必要に応じ下車地域（装甲輸送車化された場合）、突撃の統制・調整、火力運用、要すれば行動地帯及びその他必要な事項が示される。

第2款 攻撃準備

第316. 要旨

1. 小隊長は、通常無線通信手及び伝令等所要の人員を同行し、中隊長から示された時期、地点において中隊命令を受領する。以後適切な手順により、時間を効果的に使用し、最大限の準備を行なう。

2. 小隊長は、最小限の時間と損害をもって任務を達成するため、自隊の戦闘力と火力とを密接に吻合させ、これを適時適所に集中發揮できるように攻撃方法を決定する。小隊長は、各小銃班の攻撃目標及び運用、配属装甲輸送部隊の運用、戦車部隊との協同、攻撃方向、攻撃発起位置、障害の処理及び通過、突撃の統制・調整、目標奪取後の行動、警戒等について決定する。

また固有及び配属火器の運用について決定するとともに、小隊に直協任務の火器部隊の指揮官と調整し、射撃について所要の要求を行なう。

第317. 集結地における戦闘準備

1. 集結地到着後、小隊長は割り当てられた地域に小隊を分散させるとともに、直接警戒の処置を行なう。

2. 小隊長は、中隊命令を受領したならば、所要の偵察を行なって攻撃方法を決定し、小隊命令を下達する。

3. 小隊長は、次の事項を実施するとともに、その状況を中隊長に報告する。集結地においては、戦闘準備、警戒等に支障のない範囲でつとめて小隊員を休養させ、戦意の充実を図ることに留意する。

- (1) 彼我の状況及び各班の任務を徹底し、かつこれに基づいて各班に偵察及び調整を行なわせる。
- (2) 火器及びその他の装備品等の機能を点検する。
- (3) 示された装備品等を残置する。
- (4) 弾薬、糧食、特殊装備品等を受領し、配分する。
- (5) 協力・支援部隊と調整し、配属部隊を掌握する。
- (6) 示された場合は、予行を実施する。

4. 装甲輸送部隊を配属された場合は、各装甲輸送車及び乗員の状況特に整備の状況、車載火器及び無線機の状態、弾薬・燃料等を点検してその戦闘準備を確認するとともに、乗車区分を定めて小隊と結合して一体とするとともに乗・下車訓練を行なう。

第318. 攻撃目標

小隊長は与えられた攻撃目標に対して、小隊の総合した戦闘力を發揮できるように小銃班に攻撃目標を与える。連続した2個以上の攻撃目標が与えられた場合は、まず最も近い攻撃目標を特定の小銃班の攻撃目標とし、後方の目標に対する各班の攻撃目標は、通常腹案にとどめる。班の攻

第2編 小銃小隊等

撃目標は、通常目視できる地形・地物をもって示す。この際でできれば攻撃目標の前縁及び後縁も示す。前縁を示す場合は左右の限界を明示する。

浮動した状況等においては、展開して前進中に逐次各班に攻撃目標を与えることがある。

第319. 小銃班の運用

1. 小隊長は、3個の小銃班を軽快に運用して目標を奪取する。小隊長は、小銃班を必要に応じ第一線班と予備班に区分し、第一線班には攻撃目標、攻撃方向、目標奪取後の行動、要すれば射撃目標等を示し、予備班には当初の位置、前進経路等を示す。予備班は、通常有利な方向から第一線の戦闘力を増加するために使用し、必要に応じ射撃をもって第一線班の攻撃に協力させる。
2. 状況により小隊長は、小銃班の機関銃を直接指揮し、戦闘の機微に応じた射撃に使用することがある。

第320. 配属装甲輸送部隊の運用、乗車区分及び装甲輸送車化小銃班の運用

1. 小隊に装甲輸送部隊（分隊）が配属された場合は、小隊長は、通常これを直轄して運用し、小隊本部及び各班にそれぞれ1両の装甲輸送車を配当する。この際小隊本部は、装甲輸送部隊の分隊長車に乗車し、小隊陸曹は、通常小隊長と別の装甲輸送車に乗車する。迫撃砲等の前

進観測者は、通常小隊本部の装甲輸送車に乗車する。小隊が乗車している間は、小隊長、小隊陸曹及び班長がそれぞれ乗車している装甲輸送車の指揮をとり、下車している場合は、通常装甲輸送部隊の分隊長に装甲輸送車の指揮をとらせる。装甲輸送車の車載機関銃をもって射撃させる場合等には、小隊陸曹に指揮させることがある。

2. 装甲輸送車化小隊は、通常戦車部隊と協同して戦闘する。小隊長は、乗車攻撃間は、状況に応じて各種の隊形をとり、戦車部隊との間及び小隊内の密接な相互支援を確保しつつ、適時適所に戦闘力を発揮して、攻撃速度を持続し、迅速に目標を奪取する。この際、状況に応ずる適切軽快な乗・下車戦闘によって、困難な地形等を克服するとともに、敵の射撃から損害を回避する。

小隊長は、攻撃間、装甲輸送車の車載火器の効果的な運用、特に下車戦闘時における射撃の実施及び装甲輸送車の防護について着意する必要がある。

第321. 戦車部隊との協同

1. 小隊長は、普戦相互の調和を図り、長短相補い戦闘力を集中発揮することに努める。普戦チーム内で攻撃する場合においては、その攻撃の方法が中隊長から示される。
2. 小隊長は、小隊の攻撃方法と戦車部隊の行動を吻合

させるため、戦車部隊と調整を行ない協同戦闘の要領を部下に周知徹底させる。小隊長は、戦車部隊指揮官との調整にあたっては、できるかぎり現地について前進要領、超越要領、障害物通過要領、誘導要領、目標の指示、信号及び標識、目標奪取後の行動について細部協定する必要がある。この際戦車部隊の火力発揮を容易にし、突撃における衝撃力を最大にするとともに戦車の防護に留意する。

第322. 攻撃方向

小隊長は、班の攻撃方向を、視・射界、隠・掩蔽、班の相互支援等を考慮して、各班の戦闘力を攻撃目標に有効に発揮できるように決定する。この際特に隠・掩蔽して敵に接近できる方向を選定するよう努める。

第323. 障害の処理及び通過

1. 小隊は、行動地帯内の軽易な障害は通常みずからこれを排除する。

攻撃前に障害に関する情報を入手したならば、処理のため必要とする資材、火力等について中隊長に要求するとともに関係指揮官と調整する。

小隊みずから障害を処理して突撃する場合は、地形、障害物の種類・強度、敵特に自動火器の配置、小隊の突撃部隊の配置等を考慮してあらかじめ直轄の作業隊を編

成し、処理すべき位置、処理の時期、作業の要領、支援の方法等を定める。また各班の通過地点、通過順序、及び火力・煙等による掩護の処置を定めるとともに予備の手段を準備する。

2. 通路は、通常突撃開始までに開設する。開設の方法・時期・場所は、攻撃方法、障害の種類、程度、使用できる資材等によって異なるが、軽易な障害は、班ごとに所要の資材を携行させ、突撃と同時に処理させることがある。

突撃直前に一挙に開設する場合は、敵の障地と障害との関係位置、障害の程度等により突撃発起位置の選定を適切にするとともに突撃発起と障害処理の行動を調和させる。

3. 障害特に地雷の規模が大きい場合は、通常上級部隊によって処理された通路を通過して攻撃する。この場合、小隊長は処理に任ずる指揮官と通路の位置・表示、誘導、支援等について調整し、各班の通路、通過順序等を決定する。

第324. 突撃の統制

1. 突撃の統制は、次の要領による。

(1) 中隊命令により、突撃支援射撃の射撃目標、射撃の開始及び延伸の要領、射撃の継続時間並びに突撃発

起の位置及び時期が示された場合は、小隊長は、必成を期するため、突撃支援射撃の要領と小隊の行動とを密接に吻合させ、各班の突撃発起位置、突撃方向、突撃要領、突撃時における固有及び配属火器の用法等を決定して小隊の突撃を統制する。この場合小隊長は絶えず中隊長と緊密な連絡を維持し、適時当面の状況を報告するとともに機に応ずる突撃支援射撃の開始及び延伸等の要求等を行ない、通常突撃支援射撃の延伸と同時に突撃を発起する。

(2) 小隊長に突撃発起の時期の決定を任せられた場合は、小隊長は、砲迫及び自隊の射撃の効果を利用し好機を看破して突撃を行なう。

2. 戦車と協同して突撃する場合における突撃の要領は、攻撃開始前中隊長から示され、これに基づいて小隊長は、同一目標に突入する戦車部隊指揮官と突入時における小隊と戦車との関係位置、戦車の突入経路又は方向等について調整する。

3. 各班の突撃発起位置は、小隊長が突撃支援射撃及び地形等を考慮して、小隊がわが火力による損害を被らないで、目標に一举に前進できるよう極力敵陣地に近く、かつ有利な態勢を保持できるように決定し、現地について示す。当初明確に示すことができない場合は、攻撃の

進展に伴い逐次補足する。

4. 敵陣地に掩蓋等が少なく、わが砲迫の曳火射撃等によって敵を制圧できる場合、敵の対戦車火器の配備が比較的薄弱な場合、あるいはこれを制圧又は撲滅した場合等において乗車突撃を行なう場合は、特に突撃支援射撃の要求の時期、射撃の要領、射程延伸の時期について、戦車部隊及び火器部隊と十分調整する。この場合においても、状況により随時下車戦闘に転移できるよう徒歩による突撃要領についても、あらかじめ計画する。

第325. 目標奪取後の行動

1. 小隊長は、小隊の目標奪取後の陣地確保のため、小隊の配置、配属火器の陣地変換、弾薬補給及びその後の行動等に関し、あらかじめ計画する。目標の状態により当初班の確保する地域を示すことができれば攻撃命令に含ませる。当初示すことができない場合は、攻撃の進展に伴ってすみやかに示す必要がある。

中間目標奪取後の行動についてもこれに準ずるが、奪取目標の確保及び再編成は必要最小限にとどめる。

2. 装甲輸送車化された場合は、上記のほか、目標奪取後における各装甲輸送車の概略の位置並びに追及の時期及び要領をあらかじめ計画する。

第2編 小銃小隊等

第326. 固有火器の運用

1. ロケット発射筒 小隊長は、必要に応じロケット発射筒を一組とするか、あるいは所要の人員を増加して二組として運用する。ロケット発射筒は、通常小隊長が直接指揮し対戦車射撃に使用する。対戦車射撃の必要のない場合には、敵の側防火器、対戦車火器等の制圧に使用する。
2. 軽機分隊（普通科群） 小隊長は、通常軽機分隊を直轄して使用し、つとめて第一線分隊と同行させる。状況により分隊を分割して小銃分隊に配属することがある。
3. 迫撃砲分隊（普通科群） 小隊長は、通常迫撃砲分隊を全般支援として使用し、小隊の前進を妨害する敵特に不意現出する敵の自動火器等を制圧する。また敵の監視・観測所の一時的な煙覆に使用する。
4. 火器分隊（第7師団） 小隊長は、60mm迫撃砲をつとめて第一線分隊に近く進出させこれを支援させる。迫撃砲は、適時2脚架又は把操迫撃砲として使用する。ロケット発射筒は、通常小隊長が直接指揮し、対戦車射撃に使用する。対戦車射撃の必要のない場合には、敵の側防火器、対戦車火器等の制圧に使用することがある。
5. 機関銃の直接指揮 小隊長は、班の機関銃の全部あるいは一部を一時直接指揮する場合には、小隊陸曹ある

いは適任者を長に指名し、長を通じて指揮するか、あるいは直接指揮して戦闘の機微に応じた射撃を実施させる。

第327. 配属火器の運用

60mm迫撃砲、81mm迫撃砲、106mm無反動砲が小隊に配属された場合には、小隊長は、配属部隊指揮官に対し、射撃目標又は射撃区域、射撃陣地地域とこれへの移動、射撃開始及び中止の時期又は条件射撃実施の細部要領、陣地変換、警戒、通信、弾薬補給等に関して示す。配属部隊指揮官との通信は、通常無線通信によるが必要に応じ伝令通信及び視覚通信等を用いる。

第328. 火力の要求及び調整

1. 小隊長は、小隊の攻撃方法の決定にあたっては、中隊長の火力運用を承知するとともに、必要な火力を中隊長に要求する。
2. 小隊長は、火力運用計画を現地についてよく承知し火力要求に支障のないようにする。また火器部隊と射撃陣地地域（陣地変換予定地を含む。）、射撃目標等について調整し、かつ小隊の攻撃方法について細部打合わせを行なう。
3. 小隊長は、直協任務の81mm迫撃砲に早期に小隊の攻撃目標、攻撃方向、班の運用等を示して射撃目標等に関する希望を述べ小隊の行動と密接に調整する。

第329. 攻撃命令

1. 小隊長は、班長等に攻撃に直接関係のある敵及び味方部隊の状況、小隊長の企図、各班の任務、弾薬使用の統制、兵站、指揮・通信に関する事項を簡潔に示す。
2. 小隊長は、行動地域の敵情及び地形が観察できる地点において命令を下達する。状況によっては写景図、要図、砂盤等により下達し、さらに攻撃直前に現地において重要事項を確認させ必要な事項を補足する。

第330. 攻撃準備の完了

1. 小隊の攻撃発起位置は、中隊長から示され、小隊は、中隊の統制下で集結地から攻撃発起位置へ移動する。

攻撃発起位置に到着後、小隊長は、各班の攻撃発起位置を示してこれを占領させ、所要の警戒及び監視を行なう。小隊長が機関銃を直接指揮する場合には、必要に応じて機関銃に陣地占領を命ずる。

小隊長は、攻撃発起位置において命令を補足し、各班の攻撃準備を確認し、火器部隊、掩護部隊等と最終の調整を行ない、小隊の準備完了を中隊長に報告する。この間小隊は、できるかぎり隠・掩蔽の処置を講ずるとともに所要の工事を行なう。

2. 装甲輸送車化された場合は、できるかぎり集結地において、行進に引き続き攻撃を開始する場合は、小休止

等あらゆる機会を求めて攻撃準備を完了し、攻撃発起位置における準備を最小限にする。

第3款 攻撃実施

第331. 攻撃開始

1. 小隊は、中隊長から示された時期に、状況に適合した隊形（中隊長から示されることがある。）をもって攻撃発起位置から攻撃を開始する。
2. 装甲輸送車化された場合は、攻撃発起位置にはつとめて長く停止しないようにする。

第332. 攻撃前進の要領

攻撃を開始した小隊は、射撃の効果及び地形を利用し、極力敵火による損害を避けつつすみやかに突撃発起位置へ前進する。小隊の前進を阻止する敵の直接照準火器の射撃を受けた場合は、小隊長は、班に射撃開始を命ずる。小隊長が班の機関銃を直接指揮している場合には、通常まず機関銃に射撃を開始させ、次いで班に射撃を開始させる。状況により両者同時に射撃を開始させることがある。

1. 長距離射撃下の前進 小隊は、前進中敵の機関銃及び砲迫の射撃を受け、協力火器及び小隊自隊の射撃によって完全に制圧できない場合は、通常次のいずれかの行動をとる。

- (1) 迂回 地形又は被弾地域の大きさが迂回を許すならば、この方法が最良である。
- (2) 強行通過 集中射撃の規模が小さい場合は、小隊長はちゅうちょすることなくすみやかに小隊を前進させる。
- (3) 前進停止 前進すればさらに大きな損害を受ける場合にだけ停止させる。この場合には、小隊長はただちに中隊長にその位置、停止の理由等を報告し、敵の射撃の中断に乗ずる等好機を看破して機を失せず前進を再開する。
2. 近距離射撃下の前進 小隊火器の有効射距離内で、敵の小火器の射撃を受けた場合は、小隊は必要に応じ、これらの敵火器を制圧するとともに地形・地物を利用し、射撃と運動により前進を継続する。また前進を阻止する敵に対しては、同行する前進観測班あるいは中隊長に火力を要求しその効果を利用するとともに、みずからも小隊の一部で敵を射撃させて拘束して残部を前進させる等、あらゆる手段を尽くして前進を継続する。
3. 小隊又はその一部が隣接小隊等の行動地帯を通過する必要がある場合は、小隊長は隣接小隊長等と調整する。

第333. 装甲輸送車化小隊の攻撃前進の要領

1. 装甲輸送車化された小隊は、通常戦車部隊と相互に

支援する一体化した隊形によって戦闘し、装甲輸送車化小隊は、戦車部隊に対して最大の支援を与えらるとともに戦車部隊によって最大の防護が与えられるよう緊密な相互支援を確保する。また地形及び状況の変化に応ずる隊形の変更あるいは軽快な乗・下車戦闘の組合わせ等により敵火による損害を避けつつ小隊が一体となって迅速に目標に向かい前進する。この間小隊長は、車載機関銃等の射撃開始、火力の配分等について適時命令して小隊の行動を統制する。

2. 戦車部隊と同軸で攻撃する場合の前進要領には、次の要領がある。

- (1) 状況が浮動している場合、あるいは敵の対戦車火器が少ないか又は制圧できる場合等においては、戦車部隊が先頭に立って十分に火力を発揮しつつ前進し、装甲輸送車化小隊は、不必要に敵に暴露することなく戦車部隊の後方を敵の対戦車接近戦闘から戦車を防護しつつ両者が一体となって前進する。この際装甲輸送車化小隊は、つとめて戦車部隊に接近して前進するが、戦車部隊と混交しないようにする。
- (2) 地形、敵情等により、目標に向かって一挙に前進できない場合等においては、戦車部隊と装甲輸送車化小隊は、射撃と運動を適切に隣進によって前進する。

躍進は、前進と停止とを適宜反復して一地から一地へ移動する方法であり、その要領には、一斉躍進、逐次躍進及び交互躍進がある。逐次躍進及び交互躍進は、通常2両単位で行なう。

小隊長は、躍進にあたっては戦車部隊の躍進に密接に吻合させ、緊密な相互支援を確保することが重要である。

ア、一斉躍進においては、小隊はいっせいに次の躍進地点まで前進する。

イ、逐次躍進においては、小隊を二つの組に区分し、後方の装甲輸送車は、先行の装甲輸送車の位置まで前進して停止し、次いで先行の装甲輸送車は次の躍進地点に前進する。以下この要領を繰り返して前進する。

ウ、交互躍進においては、小隊を二つの組に区分し、後方の装甲輸送車は、先行の装甲輸送車の位置よりさらに前方の躍進地点に前進する。以下この要領を繰り返して前進する。

3. 前進間、敵の戦車及び対戦車火器の射撃を受けた場合において、前方近くに遮蔽地域があれば、通常迅速にそこに前進する。稜(りょう)線上において射撃を受けた場合には通常後退して遮蔽する。開闊地において射撃

を受けた場合あるいは地雷等の障害のため前進を続行することができない場合には、すみやかに下車する必要がある。いずれの場合においても、煙によって敵の射撃を回避し、わが行動を秘匿できれば有利である。

4. 下車した場合は、装甲輸送車を遮蔽した地域にとどめ、小隊は迅速に攻撃を続行する。下車後の攻撃は、徒歩の場合の攻撃要領に準ずるが、装甲輸送車をもって車体遮蔽陣地から射撃を行なわせる場合は、残置装甲輸送車の指揮官、残置する人員、射撃任務、その後の行動等について示す。

5. 森林、錯雑地等においては、乗員の全部あるいは一部を下車させて戦車及び装甲輸送車の防護を行ないつつ前進する。

第334. 隣接部隊との連絡

中隊長から命ぜられた場合は、小隊は連絡班を派遣して隣接部隊との連絡を確保するとともに側面を警戒する。連絡班の勢力は、通常1個小銃班以下とする。自己小隊と隣接小隊との間隔が開いた場合は、小隊長は、連絡班を増強し、直ちにその状況を中隊長に報告する。

第335. 予備小銃班の使用

小隊長は、予備小銃班を設けた場合には、戦況の進展に伴い、戦況・地形等を考慮して小隊の戦闘力を攻撃目標に

第2編 小銃小隊等

集中發揮して決定的成果を得るよう予備小銃班の使用の時期・方法・方向等を決定する。

予備小銃班の使用にあたっては、地形、敵配備の間隙等を利用するか、あるいはわが火力、煙の掩蔽等により敵を背後から攻撃するよう努める。

第336. 突撃準備

1. 小隊長は、攻撃準備の時期から逐次突撃を準備する。戦闘の進展に伴い計画にしたがって逐次準備を行ない、状況に応じて補足・修正して突撃準備を完成する。突撃にあたっては、まず敵陣地の状況特に突撃を妨害する敵の位置及び状態、障害の種類及び程度、敵陣地の弱点等を把握して部隊を配置し、火力の要求を行なうとともに小隊の火力を最高度に發揚して突入点付近の敵を制圧し、軽易な障害はみずから処理し、側防火器を撲滅する。

小隊長は、敵陣地の抵抗の度、目標の広狭、制圧の程度、地形、障害の状態等を考慮して各班に突撃発起位置、突撃方向、突入要領及び支援要領を示す。状況により突撃に任ずる班を指定して他の班を支援に使用することがある。

小隊長が、機関銃を直接指揮する場合には、陣地を占領させて、小銃班の突撃に協力させるか、不意に現出する側防火器を射撃させる。

ロケット発射筒に対しては、射撃目標と射撃陣地地域を示し、敵陣地内の戦車を射撃させるか、又は側防火器を射撃させる。

小隊長は、突撃準備の完成を確認し、状況を中隊長に報告する。

2. 乗車突撃においては、敵に近迫するにしたがい要すれば小隊長は、突入隊形、各小銃班の装甲輸送車の突入方向、下車及びその後の行動等について補足・修正し、これを確認して突撃準備を完了する。

第337. 突撃

1. 突撃を成功させるためには、小隊長以下の積極果敢な攻撃精神及び好機に乗ずる突撃発起が重要である。特に小隊長は、卒先陣頭にたつて勇猛果敢に行動することが重要である。小隊長は、常に敵情に注意し、味方部隊の火力の効果を適切に利用するとともに自隊の火力を最高度に發揮し、機に応じた積極的な突撃の実行に努める。

2. 突撃を發起した小隊は、突撃支援射撃の効果をみずからの火力をもってこれを持続し、迅速に敵陣地に近迫し突入する。

3. 突撃には基本的に次の要領がある。

(1) 突撃発起後、突撃射撃を実施しつつ突入距離まで近迫し突入する。

(2) 突撃発起後、突撃射撃を実施せず早駆けにより一挙に突入距離まで近迫し突入する。

4. 小隊長は前項の要領によるかあるいはこれらを組み合わせ各班の突撃要領を決定する。

状況によりその決定を班長に任ずことがある。

突撃要領の決定にあたっては敵情、地形、味方部隊の協力・支援、戦車部隊との協同要領、障害の状態等を考慮する。

5. 状況が有利で可能な場合は、突撃発起位置を突入距離に近接させ一挙に突撃することが望ましい。

6. 小隊長は、突撃要領を決定したならば、すみやかに小隊に徹底する。また突入に際して、かん声を発しないことが有利な場合は、小隊にその旨を徹底する。

7. 障害を通過して突撃を行なう場合は、小隊長は、通路の状況を確認し、開設された通路の状況により所要の変更を行ない、かつ補修のための処置を講ずる。通路の通過にあたっては、小隊長は、弱点を呈することなく迅速に整齊と実施できるよう班を指導する。このため通路の割当て、通過順序及び通過後の隊形を適切に選定する。また通過後隊形を整えるため停止するか、あるいは停止することなく突撃を行なうかを明確に示す。突撃発起位置は、通常中隊長から障害の手前にするか、敵方にする

か示されるが、小隊長は、突撃発起の細部位置を決定するにあたっては、火力協力の要領を考慮し、つとめてその効果を最大に利用するように着意する。

8. 戦車部隊と協同して突撃する場合は、戦車部隊の衝撃的效果を利用して突入するとともに、敵の対戦車接近戦闘に対して戦車を防護する。

9. 突撃に際し、煙等が用いられる場合は、その隠蔽を利用して敵に近迫し突入する。

10. 敵陣地に突入してもなお抵抗を継続する敵に対しては、手榴弾等の投擲あるいは小火器の射撃を行なって引き続き突撃を継続する。この際地形・地物の利用に努めるとともに敵の機関銃等を早期に撲滅し、敵戦車に対しては、対戦車火器をもって撃破する。

小隊長は、所在の敵を撃破して目標の遠端に進出し、同地を確保したならば、すみやかに小隊の態勢を整え、機を失せず固有及び配属火器を陣地につける。

11. 乗車突撃を行なう場合においては、車載機関銃等により判明あるいは疑わしい敵陣地に対して射撃を行なうとともに、戦車の周辺に濃密な射撃を行なって、これを防護しつつ突入する。

砲迫の曳火射撃下に突撃する場合においては、装甲輸送車が目標に到達と同時に射程延伸できるようにその要

求時期を適切にする。突入したならばすみやかに下車して目標上の残敵を掃討する。状況により下車することなく引き続き攻撃を続行することがある。

第338. 目標奪取後の行動

1. 小隊目標を奪取したならば、小隊長は、すみやかに各班を予定の位置につかせ、偵察を行ない、敵の逆襲に対処する。

また各班の人員及び火器を点検し、弾薬の再補給及び再配分を行ない、敵情及び小隊の状況を中隊長に報告する。

2. 小隊がその中間目標を奪取した場合の行動は前記に準ずるが、必要最小限にとどめ、すみやかに攻撃続行の準備を行なう。

第4款 予備小銃小隊

第339. 予備小銃小隊

1. 予備小銃小隊は、次の目的に使用される。

- (1) 第一線小隊を阻止している敵の側面を攻撃する。
- (2) 第一線小隊と交代し攻撃を続行する。
- (3) 第一線小隊の攻撃に火力により協力する。
- (4) 障害を処理する。
- (5) 斥候を派遣して側面を警戒する。

- (6) 連絡班により隣接部隊との連絡を維持する。
- (7) 第一線小隊の奪取した敵陣地を掃討する。
- (8) 敵の逆襲に対処する。

2. 予備小隊は、中隊長の命令により行動する。移動間の隊形は、損害を避けることができかつ掌握の容易なものにする。また戦闘間、小隊が第一線小隊と混交しないように注意する。

前進間は、小隊長は第一線小隊の行動及び側方の状況を絶えず観察するとともに、状況の進展に伴い中隊長の企図に基づき小隊の行動について腹案をたてる。

小隊長は、通常小隊と行動をとともにするが、絶えず中隊長と密接な連絡手段を講ずる。必要に応じ中隊長と同行する。

第4節 防 御

第340. 要 旨

1. 防御における小隊は、通常第一線小隊又は縦深に配置する小隊として、中隊占領地域内に陣地を占領する。小隊は、与えられた占領地域内に地形を利用して陣地を編成し、与えられた射撃区域に組織的な火力を構成し、築城によって陣地を強化する。

2. 第一線小隊は、敵を陣地の前方で射撃によって撃破し、敵が陣地に侵入したならば近接戦闘によりこれを撃退して陣地を確保する。

縦深に配置する小隊は、主として射撃により前方の陣地の間隙及び第一線小隊占領地域を火制し、中隊占領地域の縦深を増加するとともに側背の防護を担当する。また必要に応じ隣接部隊との間隙の閉塞、第一線部隊の補填、警戒部隊の差出し、敵の駆逐等の任務を付与されることがある。

3. 小隊は、中隊命令により通常概略の占領地域必要により補足陣地、射撃区域、射撃開始の条件、突撃破砕線、構成する機関銃の概略の陣地地域及びその突撃破砕線、火力急襲点の位置及び参加する火器、要すれば隣接部隊との相互の火力協力要領等について示される。

第341. 指揮手順

小隊長は、中隊防御命令を受領したならば、適切な指揮手順によって、つとめて班に防御準備のために利用できる時間を与えるよう行動する。指揮手順は、状況特に敵との接触の程度、準備のために利用できる時間等により異なるので、一定の形式に陥ることなく状況に適応させることが必要である。中隊命令受領後の指揮手順の一例は、次のとおりである。

1. 偵察出発前の処置 小隊長は、偵察のため出発するに先立ち、通常次の事項に関して処置する。

(1) 示された占領地域に小隊が適時に到着できるように部隊の移動について定め、これに関する命令を下達する。命令には、移動の時間、場所、経路、行進順序等を示す。

(2) 偵察のための経路、偵察事項、偵察に使用する時間等を定める。

(3) 小隊命令を下達する位置、時刻、集合者等を決定し、これを関係者に示す。

(4) 隣接及び火器部隊等の指揮官（前進観測者も含む）との調整を確実に実施する。またその後の調整に関する打合わせを行なう。

2. 偵察の実施

(1) 小隊長は、所要の人員とともに時間の許すかぎり詳細に偵察を行なう。

(2) 小隊長は、まず中隊長から示された小隊占領地域、射撃区域、機関銃の概略の陣地地域及び突撃破砕線、火力急襲点並びに小隊に関係のある砲迫の弾幕の位置を確認する。

(3) 小隊陣地の直前を偵察し、敵が隠蔽して近接できる地域、敵が行動するのに困難な自然の障害及び暴露

した地形、敵が監視所として占領すると予想される地形・地物、小隊占領地域内で敵眼に暴露している地域等を明らかにする。

(4) 小隊占領地域内の地形を研究して、次の事項を判断する。

ア. 隣接部隊及び小隊占領地域内の協力火器と調整を必要とする事項

イ. 機関銃の陣地及び突撃破砕線の正確な照準点又は主射撃方向

ウ. ロケット発射筒の位置及び任務

エ. 各班陣地の左右の限界、概略の経始、及び射撃区域(補足陣地を含む)

オ. 各班の一部の小銃の概略の位置及び主射撃方向

カ. 配属火器がある場合は、陣地地域とその任務

キ. 通信・補給経路、及び監視所

ク. 築城作業にあたって特に考慮すべき事項

3. 命令の下达

4. 命令実行の監督・指導

第342. 陣地の編成

1. 小隊は、独立性を保持し、頑強な抵抗により敵の攻撃を破砕するように陣地を編成する。小隊は、通常同一地域に陣地を編成する。この場合小隊占領地域には、通

常約260~360mの正面幅が与えられる。

2. 小隊長は、占領地域内に位置する協力火器の火力發揮及びその防護、小隊の火力の編成、地形、敵火による損害の防止、班の掌握等を考慮して、各班の主陣地(必要な場合は補足陣地を含む)の左右の限界及び前縁の概略の経始を決定する。

班陣地の正面幅は、掩体間の間隔5~20mを基準として定める。

小隊占領地域に位置する部隊装備火器は、1銃(門)につき約25mの間隔を与えることが必要である。

各班は、地形を利用しておおむね1線に配置するか、又は縦深(鱗(りん)状又は梯次)に配置する。両翼の班は、隣接小隊との間隙を射撃するため、通常その外翼を内側に入れて配置する。

3. 主陣地から小隊占領地域の側面及び後方に対して射撃ができない場合は、小隊長は補足陣地を編成する。

補足陣地は、小隊占領地域の側方及び後方を防護して小隊占領地域の強度を増加し、敵の隣接地域への侵入を阻止し、全周の防御並びに隣接又は後方の小隊との相互支援を可能にするように、通常主陣地の前縁から200m以内に設ける。各班の陣地は、おおむね1線に並べるか、又は各班ごとに設けるか、あるいは小隊の円陣防御

が可能なように編成する。主陣地からの移動経路は、自然の地形を利用できるようにする。状況により中隊長から補足陣地の編成要領に関して統制される場合がある。

4. 小隊長は、小隊占領地域の前面に対して良好な視界が得られるとともに、小隊を最もよく掌握できる場所に監視所を選定する。小隊監視所の位置は、中隊指揮所への掩蔽経路を利用できることが望ましい。

小隊長は、小隊陸曹を小隊の指揮に関し最もよく補佐できる所に位置させる。小隊陸曹は、小隊占領地域内で小隊長の掌握が困難な部分に対する指揮を補佐する。

小隊長は、小隊占領地域内に位置する前進観測者及び火器部隊の指揮官等と容易に連絡できるように、それらの位置に関して調整する。

第343. 火力の編成

1. 小隊長は、上級部隊の火力と調整し、示された射撃区域内に最も濃密な火力を指向するとともに、全周に対しても火力を指向できるように火力を編成する。

小隊長は、中隊長から示された火力運用の要領に基づき、各班の射撃区域、一部の小銃・ロケット発射筒及び配属火器の射撃陣地、射撃区域、主射撃方向並びに中隊長から突撃破砕線を指定された機関銃の陣地（予備陣地、補足陣地を含む。）の正確な位置、突撃破砕線の正確な

照準点及び射撃区域、その他の機関銃については、中隊長の設定した突撃破砕線の間隙を補足するように射撃陣地、突撃破砕線、射撃区域等を決定する。

2. 小隊長は、与えられた小隊の射撃区域を各班に配分する。各班の射撃区域は必要な範囲を互いに重複させ、特に重要な敵の接近経路には濃密な火力を指向できるようにする。また相互支援及び側方の防護等のために、主陣地から射撃区域外に対しても所要の射撃ができるように準備を命ずる。

補足陣地の火力の編成は、主陣地に準ずるが、特に背面及び側面の防護を重視して射撃区域を与える。

3. 小隊長は、各班の一部の小銃に対し、陣地前面の重要地形又は機関銃の死角特に突撃破砕線上の間隙を火制するようにその概略の陣地と主射撃方向を示す。

また小隊長は、必要に応じ所要の狙撃手を直接指揮し、小隊監視所の近くに配置して使用する。狙撃手には狙撃目標、射撃開始の時期等を示す。

時として相互支援のため中隊長から一部の小銃の射撃方向を指定されることがある。

4. 有効な突撃破砕線を構成するため、機関銃を他の小銃班の占領地域あるいはその近傍に配置する場合は、小隊長は、当該機関銃の指揮をその占領地域の班長に命ず

るか又は直接指揮する。

小隊長は、機関銃の位置の選定にあたっては、その防護に留意するとともに敵火により破壊された場合を考慮し、対使用の小銃により突撃破砕射撃の組織を維持するようあらかじめ準備する。

5. 中隊長から火力急襲点及びこれに参加する機関銃等が示された場合は、小隊長は、火力急襲点に対する射撃陣地の正確な位置を決定する。この陣地は、主陣地以外の場所に選定することが望ましい。

6. 小隊長は、対戦車接近戦闘のためロケット発射筒を直接指揮し、その陣地、射撃区域、主射撃方向を示す。ロケット発射筒の陣地は、小隊占領地域内に対し最もよく対戦車防衛ができるように、地形、対戦車障害を利用するとともに他の対戦車火器と調整して掩蔽された位置に選定する。必要に応じ爆薬等による攻撃班を編成して秘匿した陣地に配置する。対戦車接近戦闘のためには、歩戦分離について他の火力と十分調整する。

7. 60 mm迫撃砲（第7師団、普通科群）には、射撃陣地、射撃区域、弾幕、試射・修正射の実施に関する統制、射撃開始時期、補足陣地への移動に関する事項等を示す。射撃陣地は、通常小隊占領地域内に設けるが、状況により後方の遮蔽地域に設けることがある。弾幕は、

機関銃の突撃破砕線上の死角又は上級部隊の弾幕の間隙を閉塞するように配置する。

8. 小隊に装甲輸送車が配属され、これを一般火力の増加に使用する場合は、小隊長は、装甲輸送車の陣地（予備陣地、補足陣地を含む）の正確な位置、射撃区域、主射撃方向を決定する。

陣地の選定にあたって着意すべき事項は、次のとおりである。

(1) 敵の接近経路を火制するに適した地形で、障害と関連して火力を発揮することができ、かつつとめて斜射、側射により陣前を火制できる。

(2) 射撃位置は、隠・掩蔽が可能で、著明な地形・地物を避け、かつ進入進出が容易である。

装甲輸送車を陣地に配置するには、当初から陣地に配置させるか、又は後方で待機させ必要な時期にあらかじめ準備した陣地につかせる。

9. 小隊長は、小隊占領地域内に配置される戦車、無反動砲、対戦車誘導弾、前進観測者等と相互の陣地（予備陣地・観測所を含む。）の関係及び防護に関し必要な調整を行なう。

10. 小隊の射撃開始については、中隊長から条件が示される。射撃開始は、与えられた射撃区域の前端（約400

m以内)に敵が近接した場合に開始するか、又は敵を十分引きつけて急襲的に射撃を開始する。

小隊長は、必要に応じて、前地に標識(標点)を設け、射撃の統制を容易にする。

小隊長は、小隊の射撃開始、突撃破砕射撃及び火力急襲等に関する射撃の要求の信号並びに弾薬の使用等について示す。

11. 小隊長は、中隊長の指示に基づいて、必要な火器の点検射、射撃諸元の決定、標定設備等を実施する。この場合前地にある局地警戒部隊等の安全について特に注意する。

12. 小隊長は、中隊の火力運用計画を承知したならば、できるかぎり小隊陸曹及び各班長にこれを現地について理解させ、前進観測者が死傷した場合でも射撃の要求ができるようにする。

13. 縦深に配置する小隊は、第一線小隊に準じて火力を編成する。

第344. 築城の編成

1. 小隊長は、各班にそれぞれの主陣地のほか、小隊補足陣地及び所要の掩蔽部(又は掩壕)等の構築を命ずる。火器の掩体にはつとめて掩蓋を設ける。陣地には、通常交通壕を構築し、時間、労力、及び資材の許すかぎりこ

れに掩蓋を設ける。

2. 小隊長は、築城作業を命ずるにあたっては、構築物の種類、程度、概(完)成時期、作業人員、資材の交付等について明確に示す。

陣地構築間、小隊長は、小隊の作業規律、地形の利用、偽装の適否等について監督する。また作業の進行状況について、絶えず留意し、必要に応じ作業の担任を変更する。

第345. 防衛命令

1. 小隊の防衛命令は、各班の陣地及び射撃区域、一部の小銃の概略の位置及び主射撃方向、機関銃・ロケット発射筒・配属火器等の任務、射撃統制事項、弾薬の使用、築城編成に関する事項、防衛準備の概(完)成の時期、小隊占領地域に配置された火器の射撃要領及び隣接小隊との相互支援要領等のうち、班長等が任務達成のために必要な事項を簡潔に示す。

2. 小隊長は、小隊命令を占領地域及び与えられた射撃区域の全部、又は少なくとも緊要な部分を観察できる地点で現地について必要な事項を下達し、以後逐次補備・修正する。機関銃、ロケット発射筒、配属火器等だけに必要な事項は、これらの陣地で現地についての的確に示す命令下達は、つとめて簡潔にし、班等の陣地構築等に十

分の時間の余裕を与えることが望ましい。また小隊占領地域に位置する火器部隊の指揮官(前進観測者等を含む。)等が立会できるようにする。

第346. 陣地の占領

1. 小隊は陣地占領のための移動間は、中隊の統制下で行動する。小隊長が先行した場合は、小隊陸曹が小隊を指揮し、小隊長に示された場所に小隊を誘導し、所要の準備を行なう。小隊長は、要すれば班長に先行を命じ命令を下達する。
2. 小隊が占領地域に到着後、小隊長は、必要に応じ機関銃等を射撃できるように陣地の近くに配置し、又は警戒員を配置し、陣地の構築を始める。陣地の構築にあたっては、時間の許すかぎり掩蓋、予備陣地、補足陣地、交通壕、障害等を設け、補給及び後送のための隠・掩蔽された経路等を整備するとともに、空地からの監視・観測に隠蔽することに努める。陣地は戦闘間においても、時間の許すかぎり補備・増強に努める。

第347. 防御戦闘の実施

1. 小隊の防御の成否は、全般の防御の成否に重大な影響を与える。小隊は、いかなる犠牲を払ってもその陣地を固守する。
2. 射撃を開始するまでは、わが配備を秘匿し、損害を

避けるため、監視員のほかはつとめて隠・掩蔽させるとともに、いつでも射撃を開始できるように準備する。

しかし中隊長から命ぜられた場合は、小隊の射撃開始前においても、火力急襲点に対する射撃あるいは狙撃手に有利な目標の射撃を実施させることがある。

3. 小隊長は、中隊長の命令に基づき、好機をとらえて射撃開始を命ずる。射撃開始後は、敵の近接に伴います火力を発揚し、陣前で敵を撃滅することに努める。また要すれば班の射撃区域を変更し、あるいは障害の破壊された箇所を火力を指向する。

4. 敵が陣地に近迫し、突撃の開始が予期される場合は、適時に突撃破碎射撃が開始されるようにその状況を逐次中隊長に報告する。小隊長に突撃破碎射撃の要求権限が委任された場合の要求に関しては、第230条参照。

小隊長は、突撃破碎射撃とともに小隊の火力を最大限に発揮させ、頑強な近接戦闘と相まって敵の突撃を破碎する。

5. 敵が陣地に侵入した場合においても、小隊は、築城を利用し、守備隊員の強固な戦闘意欲を堅持し、自隊の射撃と隣接する小隊陣地間との密接な相互支援特に対戦車火力の発揚と砲火により敵を阻止し、好機に乗じて対戦車接近戦闘により敵戦車を撃破し、あるいは小隊

陣地内に砲迫の火力を誘導して、掩蓋上に敵を破砕する等鞏強な陣内戦闘を遂行してあくまで陣地を確保する。

第348. 警戒

1. 小隊長は、絶えず直接警戒の処置を構ずる。その要領は、状況によって異なるが、小隊で1名の歩哨をたてる場合から、各班ごとに1名の歩哨をたてる場合、又は全員陣地に配備する場合まで種々ある。

2. 小隊は、局地警戒部隊の差出しを命ぜられることがある。この場合小隊長は、特定の班に差出しを命じ、中隊長の定める交代法によって歩哨を交代させる。

局地警戒部隊の撤収は、中隊長の命令によって実施する。

第349. 夜間の防御

1. 小隊長は、夜間の防御のため昼間詳細に偵察を実施し、夜間の敵の接近経路を近距離から射撃できるように一部修正を加える。

このため要すれば班の射撃区域、機関銃・小銃の陣地及び主射撃方向を変更するとともに標定設備を行なう。その他中隊長の命令に基づいて間隙の閉塞あるいは小隊陣地外にある火器の防護のための配備の変更、直接警戒の歩哨の増強、照明の使用の統制、候敵器材・障害物の設置等を行なう。

夜間の直接警戒の歩哨は、敵の接近を警戒するのに便利な位置に配置し、要すれば陣地前の障害の警戒もあわせて行なわせることがある。

2. 敵の夜間攻撃（煙務中も含む。）を受けた場合、小隊長は沈着・果敢に戦闘を指揮し、近距離から火力を指向して敵を撃退する。敵が陣地に進入した場合においても、小隊長は、よく班を掌握して、鞏強な戦闘を継続する。

第2章 小銃班・分隊

第1節 概 説

第350. 要 旨

1. 小銃班(分隊)の編制

(1) 小銃班は、機関銃、小銃(うち1銃は狙撃眼鏡付、4銃は小銃擲弾器付)を装備した11名から成る。

(2) 第7師団の小銃分隊は、機関銃、小銃(うち1銃は狙撃眼鏡付、3銃は小銃擲弾器付)を装備した7名から成る。

(3) 普通科群の小銃分隊は、小銃(うち1銃は狙撃眼鏡付、2銃は小銃擲弾器付)を装備した7名から成る。

本章においては、主として小銃班について記述する。

小銃分隊については、小銃班を準用する。

2. 班は、攻撃においては小隊の主要な攻撃部隊となり、^①射撃、^②運動、^③突撃により小隊攻撃目標の重要な一部を占領し、防衛においては、小隊占領地域の一部の陣地を占領する。また偵察、警戒等の任務を遂行することがある。

第351. 班長の職責

1. 班長は、班を指揮し、班の行動について責任を負う。

班長は、戦闘間、通常班を適宜の組に区分し、組長を通じて班を指揮するが、班長の1号令又は信号等により指揮できる状況においては、班員を直接指揮する。班長は班の戦闘力を発揮するため、班員に自己の火器・装具の使用法に習熟させ、これを適時適切に運用し、いかなる状況においても班が一致団結して、戦闘行動が遂行できるようにする。

2. 班が装甲輸送車化された場合は、班長は、通常車長となり乗車間装甲輸送車を指揮する。

第352. 副班長の職責

班長は、班員の先任者を副班長に指定する。副班長は、班長を補佐し通常命ぜられた組の組長として行動する。また班長の不在間は班の指揮を代行する。

第353. 班員の職責

1. 機関銃手(8番、第7師団においては2、5番)は、所命の目標及び臨機の目標に適時適切な火力を指向し、班火力の骨幹を形成する。

2. 副機関銃手(9番)は、戦闘間機関銃手を援助するほか、必要に応じ小銃手としての任務を遂行する。

3. 小銃手(1~7番、第7師団においては1、3、4番、普通科群においては1~5番)は、運動と射撃をもって行動し、特に突入にあたっては班の主体となって戦

第2編 小銃小隊等

関する。2番(小銃分隊においては1番)はまた狙撃手としての任務を遂行する。

第354. 組の区分

1. 班長は、組を区分するにあたっては、任務、班員の状態、敵情、地形等を考慮し、班長の指揮統制が容易でかつ班の戦闘力を最高度に発揮できるようにする。

班長は、組区分した場合には、組長を指名する。

2. 攻撃における組区分の一例は、次のとおりである。

(1) 行動地域が平たん開闊で、かつ敵火が激しい場合等において、損害を避け組ごとの相互支援によって前進するのが有利な場合等には、2個の小銃組と、機関銃を基幹とする組の三つの組に区分する。

(2) 敵を火力で制圧してその掩護下に主力を突撃させるのが有利な場合等には、小銃による突撃組と機関銃を主体とする射撃組の二つの組に区分する。

(3) 第7師団及び普通科群の分隊においては、上記に準ずるほか、均衡のとれた二組に区分することがある。

第355. 火力の発揮

1. 班長は、敵情、地形等を考慮して、上級部隊の火力と班の火力を調整し適時適所にこれを発揮できるように各組の射撃を指揮する。1号令又は信号により指揮できる状況においては、班員の射撃を直接指揮する。

2. 戦場の射撃目標は、通常不明りょうである。このため班長は標点の利用、曳光弾射撃等の手により正確かつ軽易に目標を指示し、班員が目標を確認して正確な射撃を行なうよう適切に指揮する。状況により個々の目標が不明りょうな地域に対し、一時射撃を行なう必要のある場合は班長は目標地域の限界、射撃の方法を適切に示して射撃させる。

3. 班長は、通常組長に所要の事項を示し射撃を命ずる。

組長(班長)は、通常射撃号令をもって射撃を命ずる。この際つとめて射距離を示し、また小銃手に対しては、射撃効果の期待度、目標制圧の持続あるいは弾薬使用の統制の必要度等を考慮し、必要に応じ単射・短連射の区分を示す。

組長(班長)の最初の射撃号令の一例は、次のとおりである。

「第2組(班)」、「右前方1本松の方向」、
「1本松から左堆(たい)土までの散兵」、「300」、
(「1弾倉」、「短連射」)、「射(う)て」

組員(班員)は、通常組長(班長)の射撃号令により射撃を行なうか、射撃の細部について示されなかった場合は、みずから射撃目標、射距離、単射・短連射の区分等を決定して射撃を行なう。また組員(班員)は、小銃

第2編 小銃小隊等

の脚使用にあたっては、敵情、地形、状況の緩急、脚使用に適する地形・地物の有無、射距離等を考慮してみずから決定し射撃する。

4. 狙撃手には、熟練した小銃手をもってあてる。班長は、狙撃手を敵の重要な人員の狙撃、目標の指示、敵情の監視等に使用する。狙撃手は、暗視装置を所持する場合は夜暗においても任務を継続できる。

狙撃手は、通常班長が直接指揮するか、必要に応じて中・小隊長が直接指揮することがある。班長は、狙撃手の射撃位置の選定にあたっては、特に視界、隠・掩蔽に留意する。

第356. 運動

班は、気象・地形のいかにかわらず、敵に近接してその戦闘力を発揮する。班長は、前進にあたっては、敵情、明暗の度等を考慮し、適切に地形・地物を利用して進路を選定し、かつ上級部隊の火力と班の火力とを調整して、適切な隊形をもって有利な位置に迅速に班を移動させる。この際敵の移動を制限し、その火力を制圧することが必要である。

第357. 弾薬補給

各班員は、自己の火器の定数弾薬のうち個人携行弾薬を携行するほか、通常所要の手榴弾を携行する。小銃擲弾及

び増加の弾薬は必要により交付される。状況により弾薬の使用に関する制限が示されることがある。班長は、班員の携行弾の状況を絶えず承知し、消費の状況を小隊長に報告（請求）して受領し、各班員に交付する。

第2節 行進及び宿営

第358. 要旨

1. 徒步行進間班は、通常道路の両側に各1列縦隊の行進隊形で行進する（付録第4参照）。また行進間班は、路上斥候、側衛又は後衛路上斥候となって警戒に任じ、あるいは部隊間の連絡維持のため、連絡員の差出しを命ぜられることがある。
2. 宿営にあたっては、小隊長から示された地域で宿営する。また宿営間班（又はその一部）は、外哨、歩哨、巡察又は斥候となり警戒に任ずることがある。この場合の行動に関しては、訓練資料「外哨及び斥候」参照。
3. 本節においては、主として行進間の警戒部隊としての行動について記述する。

第359. 路上斥候

路上斥候は、尖兵から前方（通常約屋間200m）に出された警戒部隊である。

第2編 小銃小隊等

1. 路上斥候の任務及び編組 路上斥候は、示された進路上を警戒しつつ前進し、積極的に行動して尖兵主力の行動を容易にしあるいは掩護する。路上斥候は、所要の器材等を付与された小銃1個班であり、協力・支援部隊の偵察要員が同行することがある。

2. 路上斥候の隊形 路上斥候は、菱(ひし)型又は道路の両側に各1列の伸長した行進縦隊で行進する。各人間の距離は最小限10歩とする。ただし先頭の2〜3名の小銃手の各距離は約20歩とする。

路上斥候長は、通常先頭の2〜3名の小銃手の直後を前進するが、必要な場合は現地をよく視察でき、かつ部隊の指揮が容易な所に位置する。また1名の組長(通常副班長)を路上斥候の後尾を行進させ、指揮・掌握を補助させる。

3. 路上斥候の行動 路上斥候は、前進間主として前方あわせて側方を視察により警戒する。路上斥候長は、隊形及び前進要領を地形及び敵情に適応させ、命ぜられた行進経路を前進する。また展望点における視察を適切にし、地形上敵の現出が予想される地点に対しては特に注意する。

射撃を行なう場合、あるいは一時停止して視察する場合のほか、絶えず前進を継続し、尖兵長から命ぜられた

場合のみ停止する。尖兵長から停止の命令があった場合には、付近の要点に監視員を配置し、尖兵主力に対する敵の奇襲を防護する。

4. 路上斥候の対敵行動 路上斥候は、有効な射距離内のすべての敵部隊を射撃する。小銃の有効な射距離外に敵を発見した場合は、「敵発見」と直ちに報告し、有効な射距離内にすみやかに近迫して射撃を開始し、果敢な射撃及び運動により敵を撃破するか、あるいはその位置を暴露させ、尖兵主力の行動を容易にする。

敵を撃退できない場合は、その位置を確保して、尖兵主力の行動を掩護し、じ後尖兵長の命令にしたがって行動する。

第360. 側 衛

1. 班は、尖兵中隊から尖兵中隊の側衛(以下「側衛」という。)として派遣されることがある。この場合は、行進経路又は行動の準拠、行進目標、通信手段等が示され、状況によっては車両化される。

2. 側衛は、主として尖兵中隊の側方を警戒しつつ前進し、側方から現出する敵に関し早期に警報を発するとともに、尖兵中隊の行進を掩護し、必要がある場合は尖兵中隊が戦闘配置をとるまで地域を確保する。

3. 側衛は、敵が有効な直接照準射撃を尖兵中隊に与え

32編 小銃小隊等

ることができないような位置(通常400~600m)を、尖兵中隊におおむね平行して並進又は躍進し、敵の現出が予想される地点を警戒する。状況によっては、尖兵中隊の進路側方の要点を躍進し、尖兵中隊の通過を掩護しつつ前進することがある。

4. 前進間の隊形は、路上斥候に準じ、かつ1名を尖兵中隊本隊からの信号に注意するように専念させる。一時停止して警戒に任ずる場合は、通常全周警戒を実施する。尖兵中隊本隊との連絡の処置は、側衛から実施する。

5. 敵が有効な射距離内に現出したならば直ちに射撃を開始する。尖兵中隊を掩護するために必要な場合は要点を奪取する。

第361. 後衛路上斥候

1. 後衛路上斥候は、後衛尖兵の後方に出された警戒部隊であり、後衛尖兵との距離、隊形、及び勢力は前衛路上斥候の場合に準ずるが、隊形が逆となる。

2. 後衛路上斥候は、後方からの敵の攻撃又は擾乱から後衛尖兵を掩護する。

3. 後衛路上斥候は、敵を発見した場合は直ちに報告し、敵の行動が行進を妨害するような脅威を与える場合は、停止して射撃し、要すれば要点において敵を阻止する。後衛尖兵長から離脱を命ぜられた場合は、その掩護下に

離脱する。この際後衛尖兵主力の射撃を妨害しないような経路を選定する。

第362. 連絡員

1. 行進間班は、連絡員を配置するように命ぜられることがある。班長には連絡を維持すべき部隊、連絡員を配置する間隔等が示される。連絡員は、通常2名一組として、上級部隊から下級部隊に向かって配置する。ただし尖兵及び側衛は出された主力部隊に対して行なう。

連絡員の差出しを命ぜられた班は、通常部隊の先頭又は後尾近くに位置する。

班長は、連絡員をもって示された部隊との連絡を確保するとともに、部隊間の距離の現況を把握して報告する。また班長は、部隊間の距離が増大した場合は、連絡員を増加し、差出しを命じた指揮官の命令により連絡員の間隔を変更する。

2. 連絡員は、前方の部隊又は連絡員を基準として示された距離を絶えず保って前進し、命令、伝達事項、及び信号を前後に伝送する。前方の部隊又は連絡員が停止したときは停止する。連絡員の2名は互いに連絡可能距離内に前後して位置し、1名は前方を、他の1名は後方を注意して連絡に任ずる。

連絡員は互いに協力し、必要に応じて前後に移動して

連絡の確実を期するように行動する。

第3節 攻 撃

第363. 要 旨

1. 攻撃における班は、通常小隊の一部として戦闘を行ない、突撃により敵を撃破し小隊攻撃目標の重要な一部を占領する。

2. 班は、小隊命令により、奪取すべき攻撃目標、攻撃方向、目標奪取後の行動、必要に応じ射撃目標及び統制事項が示される。統制事項には、通常攻撃発起位置、攻撃開始時期、下車地域（装甲輸送車化された場合）、突撃発起位置、突撃の要領、障害の処理及び通過要領、戦車部隊との協同、火力運用、弾薬使用等の事項が含まれる。

第364. 指揮手順

班が集結地にある間又は攻撃発起位置に移動する間に、班長は小隊長の攻撃命令を受領するために通常先行する。命令受領後班長は、隣接する班の班長及び火器部隊の指揮官と調整し、みずから偵察を実施する。偵察にあたっては、隠・掩蔽に留意するとともに、攻撃目標への経路、隊形、射撃のための陣地、前進要領、目標奪取後の行動等の攻撃

方法を決定する。じ後これに基づいて命令を下達し、その実行を監督し、必要な場合はこれを補備・修正する。

第365. 集結地における戦闘準備

1. 班は、通常小隊の集結地において戦闘準備を行なう。
2. 集結地においては、班長は直接警戒の処置を講じ、班員を分散させ、地形・地物を利用して隠・掩蔽させ、要すれば工事を実施させる。戦闘準備のため行なう事項は、次のとおりである。

- (1) 彼我の状況及び命令等を徹底する。
- (2) 火器やその他の装備品等の機能を点検する。
- (3) 示された装備品等を残置する。
- (4) 弾薬、糧食、及び特殊装備品等を受領し配分する。
この際、機関銃用弾薬は多くの場合、機関銃手、副機関銃手のほか、各小銃手が分担して携行する。
- (5) できるかぎり攻撃予行を実施する。

3. 班長は、班員の状態及び戦闘準備の状況を点検し、小隊長に報告する。また戦闘準備及び警戒に支障のない範囲でつとめて班員を休養させる。

4. 装甲輸送車を配当された場合は、その車載火器、無線機、弾薬、燃料等を点検し、班員の定位を定め、車載火器の操作、乗・下車の訓練等所要の予行を行なう。

第366. 攻撃命令

1. 班の攻撃命令は、攻撃に直接関係ある敵及び味方部隊の状況、班長の企図、組の区分及び任務(組を区分する場合)、班員に対する特別な任務、弾薬補給に関する事項、連隊収容所の位置、患者集合点、その他必要な兵站事項、信号、班・小隊長の位置等のうち、必要な事項を簡潔明確に示す。

装甲輸送車化された場合は、上記のほか乗車時の戦闘要領及び隊形、下車地域、下車後の戦闘要領、車載機関銃の銃手の指定等について示す。

2. 命令下達にあたっては、班の全員に対しなるべく班の行動地域を展望できる地点で現地につき明確に口達する。現地について下達できない場合は、写景図・要図又は砂盤等を利用して下達し、その後必要な事項を現地について補足する。

第367. 攻撃準備の完了

1. 班は、小隊の統制下で集結地から攻撃発起位置へ通常行進縦隊で移動する。班は、攻撃発起位置へ到着後直ちに示された攻撃開始の隊形に展開し、敵の砲爆撃による損害を避けるためつとめて工事を実施する。

この間班長は、通常小隊長のもとに至り最終的な命令を受け、これに基づき班攻撃命令を補足する。じ後班長

は攻撃準備の状況を点検し、その完了を確認して小隊長に報告する。

2. 装甲輸送車化された場合には、できるかぎり集結地において、行進に引き続き攻撃を開始する場合は、小休止等あらゆる機会を求めて攻撃準備を完了し、攻撃発起位置における準備を最小限にする。

第368. 小銃班長の戦闘指揮

1. 班長は、旺盛な士気をもって班員の模範となり、部下の掌握を確実にし、適時自己の企図を明示し、強固な意志をもって任務に邁進する。

戦闘間班長は、敵情、地形、隣接部隊の行動、弾着等を観察して班を的確に指揮するとともに、所要の事項を適時小隊長に報告する。

2. 班長が、組長を通じて班を指揮する場合は、通常組長に組相互の支援要領及び前進の要領を的確に示し各組の前進を指導する。班長は、緊要な時期及び射撃目標を示す場合はみずから射撃する。

3. 班長は、各組(班員)の指揮が容易で、かつ射撃効果をよく観察できるとともに、小隊長との連絡が確保できる所に位置する。

第369. 攻撃前進

1. 班は、小隊長の命令又は信号に基づき班長の号令又

は信号により攻撃発起位置から攻撃を開始する。班長は、火力及び地形・地物を適切に利用し、班の隊形を状況及び地形に応ずるよう適宜変更して、できるかぎり迅速に前進する。

攻撃間の基本的な班の隊形については、付録第4参照。

2. 班が敵の機関銃又は砲兵の長距離からの火制地帯を通過するには、小迂回するか又は一挙に通過する。いずれの方法を採用するかは、小隊長の命令か班長の判断による。状況によっては、小隊長の命令により一時停止し、味方部隊の射撃又は隣接部隊の行動による効果を利用して前進を再開することがある。

3. 班が敵に近接し、敵の有効な直射火器の射撃を受け、わが射撃の効果を期待できるようになれば、通常小隊長の命令により射撃を開始する。班長は、組長に所要の事項を示し、通常班同時に射撃を開始するが、状況により各組ごとに行なわせることがある。班長は、班の火力を全目標に有効に指向させるよう射撃を指導するが、新目標が現出したならば必要に応じ火力の配分を変更する。

4. 班は、敵の射撃により無益に停止することなく、火力の効果及び地形・地物を利用し、あるいは班の射撃と運動を併用して一意突撃発起位置に前進する。この間、敵を制圧した瞬時あるいは敵の射撃の中断に乗ずる等、

好機を看破して各組(班員)を前進させる。

5. 班が敵により前進を阻止された場合は、阻止する敵に対し班の全火力を集中するとともに、小隊長に火力を要求し、要すれば班員を交互に工事させ戦闘を継続する。

6. 班長は、常に側方の部隊の状況に注意し、間隙が広がった場合は、直ちに小隊長に報告する。班が小隊から離れた場合には、すみやかにその掌握下に復帰する手段を講ずる。

7. 装甲輸送車化された場合の乗車攻撃においては、所命の小隊隊形を維持し、地形を利用して一意目標に向かい前進する。射撃開始は通常小隊長から示される。この場合、的確な射撃ができるように装甲輸送車を操縦させることが重要であるが、過度に小隊の隊形を乱したり、あるいは速度を低下させてはならない。

森林、錯雑地等を通過する場合には、班長は小隊長の命令あるいはみずからの判断により乗員の一部又は主力を下車させ、車上射撃と徒歩部隊の射撃により相互に支援しつつ前進する。

下車後の戦闘は、徒歩による攻撃に準ずるが、突入にあたってはつとめて装甲輸送車の火力を活用する。

攻撃間、装甲輸送車が敵弾等により損傷し、あるいは故障により行動が不能になった場合は、すみやかに小隊

第2編 小銃小隊等

長に報告するとともに射撃により戦闘を継続するか、小隊長の命により下車して戦闘に参加する。

第370. 戦車との協同

1. 班は付近を行動する戦車と常に密接に協同する。このため攻撃前に戦車の戦闘要領を承知するとともに予想される状況下の相互支援及び連絡の要領について調整する。戦車との連絡は班長みずから行なうか、あるいは特定の隊員に命じて実施させる。連絡は、無線通信、車外電話、視覚通信等を併用し、必要な場合は戦車に跨乗して直接実施する。

2. 班が戦車と協同して攻撃する場合は、次の事項を命令に含ませる。

- (1) 普戦の協同による突撃要領
- (2) 戦車の障害通過要領
- (3) 戦車の誘導要領
- (4) 戦車に対する目標指示の要領
- (5) 普戦相互の信号及び標識
- (6) 目標奪取後の普戦の相互支援要領

3. 戦車部隊が先導して突撃する場合には、班はその成果を利用して突入する。この際戦車の衝撃力を持続させるとともに、戦車と分離しないように努める。

戦車部隊と同時に突撃する場合には、両者の衝撃効果

第2章 小銃班・分隊

を最大限に発揮できるように班は戦車部隊と一体となって突入する。この際、戦車部隊を防護することに着意する。

第371. 突撃準備

1. 突撃の機が近づいたならば、班長はますます火力を発揚し、火力の効果及び地形を利用して、突撃発起位置に逐次班を近迫させる。この間各組の突撃発起位置又は各隊員の位置、機関銃の陣地・射撃要領・追及の時期(機関銃に突撃間射撃を行なわせる場合)、組(班員)の突撃目標、突撃方向、突撃要領、必要に応じ小銃擲弾・手榴弾の使用等を的確に示すとともに、敵情特に側防火器、障害、地形等を確かめ、班の突撃準備の状況を点検し、この状況を小隊長に報告する。必要な場合は、班はみずから軽易な障害を処理する。

2. 乗車突撃においては、敵に近迫するにしがたい要すれば、突入方向、下車及びその後の行動等について補足修正し、これを確認して突撃準備を完了する。

第372. 突撃

1. 突撃にあたっては、班長以下の積極果敢な攻撃精神、特に班長が率先先頭に立って勇猛果敢に行動することが重要である。

班長は、小隊長の企図に基づき、すみやかに突撃発起

の態勢を整え、小隊長の号令又は命令により、あるいはみずから好機をとらえて突撃を發起し、敵に近迫し突入する。班が独立的に突撃を行なう場合には、班長はみずから突撃を準備し好機に乗じて突撃する。

2. 班長は、突撃支援射撃及び地形の状況により、小隊長から示された突撃發起位置よりさらに前進することができる場合には、班をできるかぎり砲弾の濃密部あるいは敵に近迫させ、突撃目標に対する突撃支援射撃の最終弾あるいは好機を看破して、号令又は信号により突撃を發起させる。班員は、班長の「突撃に進め」の号令又は信号によって突撃を發起し、示された要領により急速に突入距離に近迫する。

3. 突入距離に到達したならば、班長は「突込め」の号令を下して率先先頭に立って突入する。この際手榴弾等を有効に活用するとともに敵の手榴弾の投擲の機会を与えないよう猛烈果敢かつ機敏に行動することが必要である。班員は特に示されないかぎりかん声を発し、一挙に敵陣地に突入し、敵を撃滅する。

4. 班長は、機関銃組に射撃陣地を占領させて、突撃を妨害する敵の制圧、又は不意現出する側防火器の制圧に使用し、突入と同時に直ちに追及させるか、あるいは小銃組とともに突撃射撃を行ないつつ突撃させる。

5. 敵の陣地に突入した班員は、射撃、手榴弾、格闘等により機先を制して所在の敵を撃破しつつ目標の遠端に急速に突進する。

6. 乗車突撃を行なう場合は、班長は車載機関銃等の火力を最大限に発揮し目標に迅速に突入する。この際先行する戦車を敵の対戦車接近戦闘から防護するとともに、敵の対戦車火器に対し戦車により防護が得られるようにする。目標上に到達したならば通常迅速に下車し、残敵を掃討して目標の遠端に進出する。

第373. 小銃班単独の攻撃

班が単独で攻撃を行なう場合は、射撃と運動を組み合わせ、最も有利な方向から攻撃する。地形が許す場合は、班は一部を正面から攻撃させ、主力は掩蔽された経路から敵の側面又は背後から包囲するよう攻撃する。攻撃前進間、特に翼側に対して十分に警戒する着意が必要である。班は、射撃により敵を制圧しつつ敵に近迫し、みずから突撃の動機を作為して一挙に突入する。手榴弾を使用して突撃する場合は、通常所要の隊員を敵に近迫させて不意に投擲させ、班主力は、爆発の効果を利用して一挙に突入する。

装甲輸送車化された班が、下車して攻撃する場合においては、装甲輸送車のじ後の行動についての的確に示す。

第374. 目標奪取後の行動

1. 班が攻撃目標の遠端に進出したならば、小隊長に報告し敵情・地形を偵察するとともに各組(班員)を配置してすみやかに工事を行ない、占領した位置を確保し再編成を行なう。

班長は、班員及び火器・弾薬・燃料(装甲輸送車化された場合)の状態等を点検し、弾薬を再配分し、必要な場合は人員の再編成を実施する。

引き続き攻撃を続行する場合は、班員を掌握して態勢を整え、必要な場合は再編成を行ない、小隊長の命令に基づき所要の偵察を行なって攻撃方法を決定し攻撃を開始する。

2. 装甲輸送車化されている場合は、装甲輸送車は車体遮蔽陣地を占領し、車載機関銃をもって目標確保を妨害する敵を射撃する。乗車突撃を実施した場合には、状況により下車することなく攻撃を続行することがある。

第375. 攻撃間の連絡及び警戒任務

班は、攻撃間連絡班又は側方警戒部隊として使用されることがある。

1. 連絡班の主任務は、示された部隊との連絡及び警戒を担当する。連絡班は、通常両部隊の中間で行動し、連絡を維持する部隊の位置及び状況を報告する。必要によ

り連絡する部隊へ親部隊の状況を通報する。また隣接部隊の前進が遅れた場合あるいは連絡が失われた場合等には直ちに報告する。連絡班が広い間隔を閉塞して連絡を維持する場合には、数個の組に区分することがある。また敵の攻撃の警告あるいは自隊を防護する場合等には射撃を行なう。

2. 側方警戒の主任務は、親部隊の側方に位置(行動)して敵情・地形を偵察し敵の攻撃に際して警告を発し、かつ親部隊を掩護する。

第4節 防 御

第376. 要 旨

1. 防御における班は、通常小隊の一部として小隊占領地域内の陣地を占領し、与えられた射撃区域内に濃密な火力を構成し、堅固に陣地を構築する。

班は、敵を陣地の前方で射撃によって撃破し、敵が陣地に侵入したならば近接戦闘によりこれを撃退して陣地を固守する。

2. 班は、小隊命令により、班陣地の左右の限界必要な場合は占領地域、陣地前縁の概略の経始、射撃区域、一部の小銃の概略の位置及び主射撃方向、並びに機関銃の

正確な位置・射撃区域・突撃破砕線又は主射撃方向等が示される。

第377. 指揮手順

班が集結地にある間、又は占領地域に移動する間に班長は、小隊長の防御命令を受領するため通常先行する。防御命令受領後班長は、隣接班及び協力・支援部隊の指揮官と所要の事項を調整し、みずから偵察を行なう。偵察は、陣地及び陣地の前方について状況の許すかぎり綿密に実施する。偵察間班長は、地形を研究し、陣地の編成を決定し、要すれば表示を行なう。以後それに基づいて命令を下達し、その実行を監督し、必要な場合は、命令の補足・修正を行なう。

第378. 陣地の編成

1. 班は、通常小隊占領地域の一部の陣地を編成する。班長は、小隊長から示された地域に、与えられた射撃区域を濃密に火制できるように班員を不規則に前後して配置する。状況により班は、独立して陣地を編成することがある。
2. 防御においては、通常まず火力の編成を重視し、これに最も適した装備の班員を必要な位置に配置し、次いで相互に連絡が可能な数名をもって組を作り、組長を指名する。

3. 班長は、組（班員）の掌握及び小隊長との連絡に便利かつ良好な視界が得られる所に位置する。
4. 班長は、射界、視界、陣地の広さ、築城の程度、士気等を考慮して個々の掩体を1人用とするか、2人用とするかを決定する。2人用は警戒が交互にでき、ひとりの事故により陣地間に間隙を生ずることがなく、心理的及び管理的に有利であるが、地形によっては小銃による火力の編成が困難な場合があり、かつ敵火に対して同時に損害を受けやすい欠点がある。1人用の利害はおおむねこれと相反する。掩体間の間隔は、通常5mから20mまでが適当である。開闊地においては1人用は10m、2人用は20mの間隔とすることができ、錯雑地においては、1人用は5m、2人用は10mの間隔まで縮小することがある。
5. 班陣地内に部隊装備火器を同線に配置する場合は、1銃（門）につき約25mの間隔をあげ、かつこれを防護できるように班員を配置する。
6. 班は、人員の掩護等のため状況の許す範囲において、掩蔽部又は掩壕を構築する。これは通常数人用の大きさとし、小隊占領地域内で班陣地から適宜離隔させ、地形を利用して防護の容易な位置に選定する。
7. 班は、小隊長から示された位置に補足陣地を準備す

る。補足陣地は、小隊占領地域の両側及び後方が主陣地又は予備陣地から防護できない場合に設けられる。補足陣地の編成の要領は、主陣地に準ずる。

第379. 火力の編成

1. 班長は、示された射撃区域内に最も有効な火力が指向できるように班の火力を編成する。

小隊占領地域の翼側に位置する班は、状況の変化に応じて翼側にも火力を指向できるようにする。また小隊長から示された場合は、射撃区域外に対しても所命の射撃を準備する。各火器の射撃区域は必要な範囲を互いに重ね、死角の消滅を図り、かつ重要な敵の接近経路には多くの火力を指向する。各掩体は、その射撃区域内を射撃できる範囲なるべく敵火の損害を避けられるような位置に選定する。

機関銃及び所要の小銃には予備陣地を設け、弾薬等は、射撃位置に近く適宜分散して配置する。

班長は、射撃指揮を容易かつ有効に行なうため、射距離及び重要な地形・地物等を記入した班射撃図(写景図又は要図)を2部作成し、1部を小隊長に提出し、1部をみずから所持する。

2. 班の射撃開始に関する条件、機関銃の陣地(予備陣地、補足陣地を含む。)・射撃区域・突撃破砕線又は主

射撃方向、突撃破砕射撃の開始の条件・射撃速度・射撃継続時間、並びに火力急襲点及び火力急襲の参加火器・射撃時期・要領等は小隊長から示される。特に突撃破砕線は正確な銃位置と明りょうな照準点によりの確に示される。

3. 班の射撃開始の条件は、射撃区域内(約400m以内)に敵が接近した場合に開始するか、あるいは敵を十分引きつけて急襲的に射撃を開始するように、射撃開始の時期又は地点(線)を示される。班長は、射撃開始の条件を各隊員に徹底し、射撃開始の規律を維持する。射撃開始の規律を維持することは不意急襲の効果を大にし、かつ戦闘陣地を過早に暴露するのを避けるため重要である。

4. 班長は、小隊長の命令に基づき、機関銃を配置し、突撃破砕線の点検を実員を用いて綿密に実施する。また班長は、他の班の機関銃が班の陣地内又は近くに配置された場合は、その指揮を命ぜられることがある。

5. 小銃手の陣地は、隣接する隊員の射撃区域が互いに重複し、かつ最もよい射界を持つように選定する。地形によっては斜射により小銃手の射向を交叉(さ)させることが有利な場合がある。

また小隊長から一部の小銃について概略の位置と主射

撃方向が示された場合には、これに対し最もよい射界を持つように選定する。

小銃手の射撃区域は30～60度が適当である。状況により、翼側に配置する小銃手等には異なった射撃区域の二つの陣地を与えることがある。2人用掩体は、各人ごとに射撃区域を与える。

6. 班の狙撃手は、通常班の一員として行動するが、状況により中・小隊長の統制のもとに行動することがある。班内で行動する場合、班長は狙撃手にできるかぎり広い射撃区域を与え、必要な場合は2個の陣地を準備させる。また陣地は班長の近くに位置させることが望ましい。

7. 対戦車接近戦闘のために小銃擲弾を使用する。また必要に応じ爆薬等をもって戦車を攻撃することがある。このため地形及び対戦車障害を利用し、他の対戦車火器と調整して秘匿した対戦車接近戦闘用の陣地を選定し、つとめてこれを交通壕をもって接続する。攻撃は、敵戦車の背面又は側面に対し、射撃を集中できるように準備する。

8. 小銃擲弾は、また陣地直前の直接照準火器の死角の消滅に使用する。

班長は、小銃擲弾を装備する小銃手の掩体の位置を選定するにあたっては、小銃の射撃区域とともに所望の地

域を小銃擲弾によって射撃できるかを考慮する。

9. 班長は、陣前の著明な地形・地物及び目標の現出が予想される地点までの射距離を測定し、必要な場合は標識を設ける。

また班長は、自己の小銃班に関係のある機関銃の突撃破碎線、火力急襲点、弾幕等の位置を現地について承知するとともに班員に徹底する。

第380. 築城の編成

1. 班は、まず各班員の掩体を構築し、時間の余裕を得るにしがたい予備の掩体、数人用の掩蔽部（又は掩壕）、交通壕、補足陣地等を構築する。この間必要な射界を清掃し偽装を実施する。築城に関しては、通常小隊長から各班の任務、構築物の種類・程度・優先順位・完成時期資材の交付等について示される。状況により単に作業の優先順位と完成時期のみが示されることがある。班長は、これに基づいて班員に任務を与え、作業を実施する。

2. 班長は、陣地構築作業を始めるにあたり、各班員を掩体を掘る予定の場所に伏せさせ、与えた射撃区域を確認させるとともに、みずからもその掩体の位置が十分な射界が得られるか、射撃区域が相互に重複しているか等を確認する。

掩体の主線はおおむね与えられた射撃区域の中央又は

主射撃方向に向くようにする。掩体及び交通壕には、できるかぎり掩蓋を設ける。掩蓋陣地には近傍に露天掩体を構築する。

3. 掩体（予備及び補足陣地を含む。）は、その掩体を占領する各人が偽装する。

班長は陣地の秘匿を確実にするために、常時厳格な偽装規律を維持するとともに、班員の不用意な移動又は音響等のため陣地を暴露しないように監督する。

偽装規律を維持するためには、次の事項に注意する。

(1) 示された経路を使用し、交通跡の除去又は隠蔽に留意する。

(2) 新しい土や廃物は埋めるかあるいは隠蔽し、また糧食や弾薬の容器等の廃物により陣地の位置を暴露しないようにする。

(3) 土地の全般の外観は変化させないようにする。

4. 築城作業間班長は、班員を指揮・監督し、構築物が示されたように構築されているか否か、偽装の適否、作業規律の状態等について絶えず注意するとともに、適時作業の進行状況を小隊長に報告する。

第381. 防衛命令

1. 班の防衛命令には、各小銃手には主陣地・補足陣地、必要に応じ予備陣地及び射撃区域、主射撃方向（小隊長

から示された一部の小銃）、機関銃には主陣地・予備陣地・補足陣地、射撃区域、突撃破砕線又は主射撃方向を示すほか、全般には射撃開始、突撃破砕射撃及び火力急襲点の射撃等に関する射撃の統制事項、弾薬の使用、並びに掩体その他の構築物の型式・作業順序・完成の時期等のうち必要な事項を示す。

2. 班長は、班陣地及び前方地域を観察できる地点で、まずとりあえず必要な班命令を下達する。班員全般に必要な事項は全員に下達し、命令のうち班員個人に必要なものは、班員を陣地予定地につかせたのち、その場所に行き現地について正確に下達する。じ後必要事項を逐次補足・修正する。

第382. 陣地の占領

1. 班は、小隊の統制下で小隊占領地域付近の隠蔽された待機位置に移動し、陣地占領の準備を行なう。班長は、命令下達の準備が整ったならば前記の要領で命令を下達し、陣地を占領させる。

班長は、小隊長の命令にしたがって警戒員を配置し、次の事項を実施する。

(1) 陣地構築作業の監督

(2) 弾薬の配分及び補給経路の選定

(3) 自己の掩体の構築

(4) 人員及び火器の隠蔽と偽装の点検

(5) 班射撃図の作成及び提出

2. 状況急を要しすみやかに陣地の占領を命ぜられた場合には、班を直ちに防御配置につけ、歩哨を立て、戦闘準備を整えつつ陣地の構築を行なう。じ後時間の余裕をうるにしたがい綿密な偵察を行ない、陣地及び射撃区域等の修正を行なう。

第383. 防御戦闘の実施

1. 班は、防御戦闘において、たとえ最後の一員になっても断固として陣地を固守する。

2. 班は、小隊長の命令により陣地につき戦闘準備を完了する。射撃をしない間は、班長は班員を掩護下に入れ企図を秘匿する。ただし、敵の近接に伴い機を失せず射撃位置につけることができるように準備する。この間班長は、みずから敵情を監視するとともに所要の班員に監視を命ずる。

3. 防御戦闘間班長は、敵情に注意し、班の火力發揮を適切に指揮し、敵を火力により撃破することに努める。班長は小隊長の命令に基づき、射撃開始を命じ、班員特に機関銃手及び狙撃手に新たな任務を与え、所要に応じ予備陣地への移動を命じ、また陣地の補修増強に努めさせる。敵の突撃にあたっては、班の火力を最大限に發揮

しかつ頑(がん)強な近接戦闘によって敵を撃破することに努める。敵が陣地に侵入しても好機に乗ずる対戦車接近戦闘により敵戦車等を撃破し、またわが砲迫の火力を掩蓋上に誘導して徒歩部隊を破砕する等靱強な戦闘を継続する。また適時小隊長に状況を報告するとともに、必要な場合は、敵情について協力・支援・隣接部隊に通報する。小隊長から命ぜられた場合は示された補足陣地に迅速に班を誘導し、あらかじめ準備した陣地に班員を配置して戦闘を継続する。

4. 組長は、組を指揮し、敵が陣地に侵入して組が孤立するような状態になっても、強力に組員相互の協力を維持して靱強な戦闘を継続する。

5. 機関銃手は、組長(班長)の号令又は信号により射撃を開始し、射撃区域内の有利な目標を射撃する。突撃破砕射撃の要求があった場合には、その部隊の正面に突撃破砕線を有する射手は、自動的に他の射撃に優先して突撃破砕射撃を行なう。射撃要求及び中止の確実な連絡のためにはあらゆる通信手段が利用されるが、特に信号に注意する。

視度不良時における突撃破砕射撃は、あらかじめ定められた照準点に対し標定設備を利用して固定射を行ない、また地形により縦射を行なう。この際の射撃継続時間、

射撃速度は、あらかじめ小隊長から示されるが、特に射撃速度について指示されない場合は、射手は最初の2分間は速射、じ後は並射で射撃する。

視度良好時における突撃破碎射撃は、観測・修正射撃を行なう。機関銃手は、突撃破碎線上の敵を確実に照準し、その状況に応じた確な射撃速度で射撃を行なう。

火力急襲点に対する射撃は、小隊長の命令により実施する。

6. 班員は、組長(班長)の号令又は信号により射撃を開始する。班員は、自己の射撃区域内の明りょうに確認できる敵を、あらかじめ示された射距離で正確に射撃する。

敵が陣地に近接するにしたがい、わが威力を信じ、自若としてますます効果ある多量の射撃を加える。

敵が陣地にさらに近接し突撃準備のために強力な砲撃を行なう場合にも、つとめて射撃を継続するが、暴露した掩体内の人員は、掩蔽して無益の損害の減少を図る。この間監視を行なう者はこれを続行し、敵の突撃に機を失せず対応できるように敵情に注意する。敵が突撃を開始すれば、最高度に火力を発揮し、敵の突撃を破碎する。

敵が陣地に侵入しても、射撃、手榴弾及び銃剣によって奮闘し、あくまで陣地を固守する。

7. 戦車に歩兵が随伴している場合は、班の全火器は、主として敵の徒歩兵又は他の暴露した人員を射撃し極力徒歩部隊と戦車部隊との分離を図る。敵の徒歩兵あるいは暴露した敵がない場合は、小火器は攻撃中の戦車の開いている砲塔、砲口、眼鏡等に指向する。

班員は、敵戦車のじゅうりんから自己及びその火器を防護するため掩蔽することを余儀なくされるまで射撃を継続し、戦車が通過するや再び射撃を開始し、戦車の後部あるいは接近してくる徒歩部隊又は他の戦車に跨乗したり、その直後を前進する敵を射撃する。対戦車接近戦闘は、好機に乘じ、小銃擲弾をもって敵戦車の側面又は背面に対し、必中の射撃を加え、あるいは爆薬等をもって敵戦車の死角内に近迫し、車体に装着し、又は履帯下にそう入する等により敵戦車を撃破する。

第384. 警戒

班長は、小隊長の統制に基づき警戒の処置を講ずる。警戒に任ずる勢力は、敵情によって変化するが小隊占領地域に1名の歩哨を立てる場合から、班に1名の歩哨を立てる場合、又は全員陣地に配備する場合まで種々の要領がある。

戦闘間、陣地についた班員は、自己の射撃区域内を絶えず警戒し、敵情の変化について適時班長に報告する。

第2編 小銃小隊等

第385. 夜間の防衛

夜間の防衛のための警戒、配備の変更、射撃、照明の統制等については小隊長から示される。班長は、昼間偵察を実施し、必要な命令を下達し準備を行なう。この際夜間の敵の接近経路は昼間と異なることに注意し、敵を引きつけて火力を発揮できるように準備し、夜間射撃の標定設備を設け、示された統制事項を班員に徹底する。また要すれば敵の接近を偵知し、妨害する手段を講ずる。

敵の攻撃を受けた場合班長は、沈着・果敢よく班員を掌握し、敵を引きつけて火力を指向して敵を撃破する。敵が陣地に侵入した場合においても、敵の不利に乘じ靱強な戦闘を継続し、敵を撃退する。この際味方の識別に注意し相撃を防止する。

第3章 火器分隊、軽機分隊、迫撃砲分隊

第1節 火器分隊

第386. 要 旨

火器分隊（第7師団）は、分隊長、迫撃砲手、副砲手、弾薬手、ロケット射手、ロケット副射手から成り、60mm迫撃砲及びロケット発射筒を装備する。火器分隊は、小銃小隊の戦闘に密接かつ継続的に協力する。

第387. 分隊長以下の職責

1. 分隊長は、戦闘間主として、迫撃砲を指揮し、みずからの確な射撃陣地を選定して砲を布置させ、目標をすみやかに発見し、正確に射撃号令を下し、射撃を実施し、射弾を観測する。
2. 迫撃砲手（1番）、副砲手（2番）、弾薬手（3番）は、60mm迫撃砲により所命の目標及び臨機の目標の射撃を行なう。
3. ロケット射手（4・6番）、ロケット副射手（5・7番）は、ロケット発射筒により主として対戦車射撃を行なう。

第388. 組の区分

分隊長は、小隊長の命令により分隊を適宜の組に区分する。通常1個の迫撃砲組と2個のロケット組に編成する。

第389. 火力の運用

1. 60mm迫撃砲は、小隊行動地域全般にわたり密接かつ継続的に小隊の攻撃に協力する。

通常榴弾により、主として点目標又は小密集部隊等に対し射撃する。状況により黄燐弾による小規模な煙幕の構成あるいは照明弾による夜間照明又は信号等に使用する。

60mm迫撃砲は、通常砲列観測射撃を実施するが、状況が急を要する場合は、直接照準により射撃を実施することがある。この場合は、2脚架を使用することなくM2底板による把操迫撃砲により射撃を実施することが多い。

2. ロケット発射筒は、通常小隊長が直接指揮し、主として敵戦車に対し近距離から不意急襲的に射撃する。

3. 本節においては主として60mm迫撃砲の運用について記述する。ロケット発射筒の運用の細部については第1節小銃小隊参照。

第390. 攻撃における火器分隊

攻撃における60mm迫撃砲は、軽快な指揮により、つ

とめて第一線に近く進出し、戦闘の機微に応じて火力を発揚し、小隊の前進を容易にする。特に突撃前後における密接な射撃が重要である。

60mm迫撃砲は、小隊命令により、射撃陣地地域、射撃目標又は射撃区域、射撃開始の時期、射撃の統制、陣地変換の要領、弾薬補給及び装甲輸送車が配属になった場合は、装甲輸送車の運用、下車後の装甲輸送車の処置等のうち必要な事項について示される。

1. 60mm迫撃砲は、小銃分隊の前進を直接妨害する敵、特に不意に現出する自動火器及び対戦車火器等の撲滅、わが砲迫等の射撃からまぬがれて抵抗を続ける敵陣地の制圧、監視・観測所の一時的煙覆等の任務を遂行する。

分隊長は、絶えず小銃分隊の前進及び敵情に注意し、目標をすみやかに確認して射撃号令を与え、正確に射弾を目標に誘導して、これに有効な射撃を浴びせる。

2. 小銃分隊が突撃発起位置に近づき、砲迫等による突撃支援射撃が行なわれている間、60mm迫撃砲は、これらの火力を補足するため突撃目標上の要部を制圧し、突撃を容易にする。

小銃分隊が突撃を発起した後も、これに危害を及ぼさない範囲において極力射撃を続ける。すなわち、突入点

第2編 小銃小隊等

又はその後方及び側方の目標を制圧して突撃目標を孤立させ、不意に現出した側防火器等を迅速に制圧又は煙覆する等の射撃を行なう。

3. 最終目標を奪取したならば、敵の逆襲に備え小銃分隊の前方及び側方を防護するために直ちに陣地を占領する。陣地は、特に敵逆襲部隊の接近経路に対する火制が可能なように選定する。

第391. 防御における火器分隊

防御における60mm迫撃砲は、中隊の火力運用計画により調整され、小隊長により運用される。時として、中隊長により統一運用されることがある。

60mm迫撃砲は、小隊命令により射撃陣地地域、射撃区域、弾幕、試射・修正射の実施に関する統制、射撃開始時期、補足陣地への移動に関する事項等について示される。

1. 60mm迫撃砲は、戦闘陣地の前方及び陣内において、特に遮蔽地域の目標に対して有効に火力を指向し、小隊の防御火力を増強する。

2. 60mm迫撃砲の弾幕の大きさは50m平方で、突撃破砕線及び上級部隊の計画した弾幕を強化するよう配置する。火力集中点は、上級部隊の計画と調整して、特に敵の接近が予想される遮蔽地域、火器陣地や観測所の予想位置等に重点的に指向する。このため、必要により

第3章 火器分隊、軽機分隊、迫撃砲分隊

射撃計画を作成し、弾幕及び火力集中点に対し、事前に試射・修正射を行なう。

3. 60mm迫撃砲の陣地地域は、小隊長により示されるが、通常小銃小隊占領地域内に設けられる。状況により後方の遮蔽地域に設けられることがある。

分隊長は、射撃指揮に便利な所に観測所を選定し、通常ここに位置する。観測所は、つとめて砲位置から100m以内に設けることが望ましい。

第2節 軽機分隊

第392. 要 旨

軽機分隊(普通科群)は、分隊長、機関銃手、副機関銃手、弾薬手等から成り、機関銃を装備する。

軽機分隊は、小銃分隊の戦闘に密接かつ継続的に協力する。

第393. 分隊長以下の職責

1. 分隊長は分隊を指揮し、分隊の行動について責任を負う。

2. 機関銃手(1・2番)は、分隊長の命ずるところにしたがって射撃を行なう。

3. 副機関銃手(3・4番)は、機関銃手を援助する。

第2編 小銃小隊等

4. 弾薬手(5・6番)は、弾薬の搬送、警戒、連絡、その他特に命ぜられた任務を行なう。

第394. 組区分

軽機分隊は、小隊長の命により、通常2個の組に区分し、機関銃手が組長となる。

第395. 火力の発揮

1. 軽機分隊は、小隊長から射撃目標、射撃陣地地域等を示される。分隊長は、小隊長から命ぜられた射撃任務を遂行するため適切に分隊を指揮し、有効な火力を敵に集中して小銃分隊を支援する。

2. 機関銃は、同一目標に対し、2銃で射撃することが望ましい。これにより目標に多量の射撃を指向し、目標をすみやかに補足して火制することができる。また1銃が射撃不能となった場合でも他の1銃で射撃を継続することができる。

第396. 攻撃における軽機分隊

1. 攻撃における軽機分隊は、第一線において小銃分隊のために戦闘間の機微に応ずる射撃を行なう。

攻撃間分隊長は、各組を直接指揮するが、一時的に組が分離して行動する場合は、みずから重要正面の組を指揮し、他は組長に指揮させる。

2. 攻撃間の行動の細部については、本編第2章第3節

第3章 火器分隊、軽機分隊、迫撃砲分隊

小銃班・分隊の攻撃参照。

第397. 防御における軽機分隊

1. 防御における軽機分隊は、小隊の防御火力を強化するために使用される。機関銃は、中隊の火力運用計画に基づき、小隊長から細部の任務が与えられ、敵の接近経路を火制するとともに突撃破砕線に対する射撃を実施する。

2. 防御間の行動の細部については、本編第2章第4節小銃班・分隊の防御参照。

第3節 迫撃砲分隊

第398. 要旨

1. 迫撃砲分隊(普通科群)は、分隊長、砲手、副砲手、弾薬手から成り、60mm迫撃砲を装備する。

迫撃砲分隊は、小銃小隊の戦闘に密接かつ継続的に協力する。

状況により中隊長に直轄されて、各小銃小隊の迫撃砲分隊を集成して使用される場合がある。

2. 迫撃砲分隊の行動の細部については、第1節「火器分隊」を準用する。

第4章 無反動砲小・分隊

第1節 概 説

第399. 要 旨

1. 無反動砲小隊は、小隊長、小隊陸曹とから成る小隊本部と4個の無反動砲分隊とから成る。

無反動砲分隊は、分隊長、副砲手、弾薬手から成り、106 mm無反動砲を装備する。

2. 無反動砲小隊は、中隊固有の対戦車火力の骨幹となり対戦車戦闘を実施する。

無反動砲分隊は、無反動砲小隊内の射撃単位分隊として戦闘する。

第400. 小隊各員の職責

1. 小隊長の職責

(1) 小隊長は、小隊を指揮して対戦車戦闘を実施し、小隊の状況及び知り得た情報等を適時中隊長に報告し、かつ小隊の運用に関し意見を具申する。

(2) 小隊長は、対戦車戦闘を有効に遂行するため、各分隊に適切な任務を与えて、その陣地の選定、陣地への移動、陣地の占領及び構築、射撃指揮、通信の維持

等4章 無反動砲小・分隊

等を実施させるとともに、弾薬の補給、再編成を適時に行ない戦闘力の維持に努める。

2. 小隊陸曹の職責 小隊陸曹は、小隊長の指揮を補佐する。戦闘間、主として中隊指揮系の携帯無線機1号を操作して中隊との通信を確保し、小隊本部の車両を操縦するとともに弾薬補給の補佐、その他小隊長から命ぜられた事項を遂行する。小隊長不在の場合は、小隊を指揮し、また状況により小隊の一部の指揮を命ぜられることがある。

3. 分隊長の職責 分隊長は、自己分隊の行動について責任を負う。分隊長は、小隊長あるいは被配属指揮官の命令に基づいて分隊を指揮し、対戦車戦闘を実施する。分隊長は、砲手及び通信手の業務を兼ね、戦闘間、主として射撃位置の決定、射撃の実施、弾薬補給等を行なう。

第401. 射撃の実施

1. 無反動砲の射撃は、不意急襲的に初弾必中を期して行なう。射撃は、地形、敵戦車の勢力及び行動、わが対戦車火器の勢力等を考慮して分隊ごとに行なうか、あるいは所要の分隊を統一して行なう。この際2個分隊以上を同一接近経路に集中できれば有利である。

2. 分隊は、通常車上射撃を実施するが敵情、地形等の状況によっては、ちゅうちゅうすることなく却下射撃を実

施する。

第402. 弾薬補給

1. 106 mm 無反動砲の定数弾薬は、連隊の弾薬段列、中隊の弾薬車、及び各分隊に分割して携行する。

弾薬補給にあたり小隊長は、各分隊の保有する弾薬数に応じ、小隊本部の車両又は所要の分隊に命じて中隊の弾薬交付所から弾薬を受領させて、これを各分隊に交付する。この際小隊長は、小隊陸曹に弾薬の補給について補佐させる。車両が使用できない場合には、小隊長は、中隊長に弾薬補給のための支援を要求する。

2. 小隊長(分隊長)は、射撃の計画及び実施にあたって常に弾薬補給について考慮する。また戦闘間、弾薬の現況を明らかにして適時中隊長(小隊長)に報告し、再補給の必要性を認めた場合は、すみやかに要求して補給を受ける。

3. 分隊が小銃小隊に配属された場合は、被配属小銃小隊長が無反動砲の弾薬及び分隊の個人装備火器の弾薬補給について責任を負う。この際無反動砲小隊長は、弾薬補給についてできるかぎり援助する。

第2節 行進及び宿営

第403. 行 進

1. 中隊が本隊内の一部として行進する場合の小隊の行進要領は、敵戦車との接触のおそれの程度によって異なる。

敵戦車との接触のおそれの少ない場合は、中隊長から示された位置を通常小隊がまとまって行進する。

敵戦車との接触のおそれの大きい場合には、通常中隊の対戦車戦闘に適した位置に分置されて行進する。

2. 中隊が尖兵中隊となって行進する場合における小隊は、中隊長から示された位置を前進する。この際中隊長の命令により一部を尖兵に配属するか、又は同行させることがある。

第404. 宿 営

1. 中隊が本隊内の一部として宿営する場合には、通常中隊集結地の一部を小隊地域として割り当てられる。小隊長は、小隊地域内で各分隊の地域を決定して、これを各分隊に割り当てるとともに直接警戒の処置を講ずる。

2. 中隊が前哨となった場合には、小隊は中隊命令に基づき敵戦車の重要な接近経路を火制できるように通常前

哨抵抗線に陣地を占領する。また特定の小銃小隊が前哨となる場合には、通常小隊の一部又は全部がこれに配属される。いずれの場合においても小隊長(分隊長)は防衛に準じて行動する。

第3節 攻 撃

第405. 要 旨

1. 攻撃における小隊は、主として中隊の攻撃を妨害する敵戦車、装甲車両を破壊する。時として、敵の対戦車火器及び掩蓋内の火器等を射撃することがある。

2. 無反動砲小隊は、通常中隊長直轄として運用される。

小銃小隊が中隊主力から離れて行動し、かつこれに対戦車戦闘力を付与する必要がある場合、あるいは中隊が広正面又は錯雑した地域で行動する場合等中隊長が直轄しては効果的な戦闘ができない場合は、小隊の一部が小銃小隊に配属されることがある。また時として小隊の全分隊が各小銃小隊にそれぞれ配属されることがある。

第406. 集結地における攻撃準備

1. 小隊は、通常中隊の一部として集結地を占領する。集結地に到着したならば、小隊長は、すみやかに分隊を隠蔽、分散させるとともに直接警戒の処置を講じ攻撃準備

備を行なう。敵戦車の攻撃のおそれがある場合には、中隊長の命令により集結地掩護のための陣地を占領することがある。この際要すれば掩体を構築させる。

2. 集結地における重要な行動は攻撃準備である。小隊長は、集結地到着後の各分隊の攻撃準備を指導する。

集結地における攻撃準備の具体的事項は、次のとおりである。

- (1) 彼我の状況、小隊及び各分隊の任務を徹底し、これに基づいて各分隊に偵察及び調整を行なわせる。
- (2) 火器及びその他の装備品等の機能を点検する。
- (3) 示された装備品等を残置する。
- (4) 弾薬、糧食、特殊装備品等を受領し配分する。
- (5) 当初の射撃陣地への移動及び射撃陣地の占領のための準備を完了する。
- (6) 必要に応じ手搬送のための編成替えを行なう。

第407. 小隊長の偵察

1. 小隊長は、集結間あるいは行進途中から先行して中隊長の行なう攻撃計画特に小隊の運用を決定するための偵察を補佐するとともに、みずからも中隊長の企図に基づき効果的な対戦車戦闘を遂行するために必要な偵察を実施する。

偵察にあたり小隊長は、関係部隊指揮官等と所要の調

整を行なったのち、与えられた偵察時間で効果的な偵察ができるよう偵察計画をたて、これにしたがって偵察し、指定された時刻と地点において偵察の結果を報告するとともに、所要の意見を述べる。

2. 小隊長の偵察する事項は、通常次のとおりである。

- (1) 確認できる敵戦車の数及び位置
- (2) 敵戦車の出現が予想される地点及び予想接近経路
- (3) 射撃陣地への移動経路と車両移動の可能性
- (4) 射撃陣地地域とその射界
- (5) 良好な観測点

第408. 中隊攻撃命令の受領

1. 小隊長は通常、集結間又は行進途中から中隊長のもとに招致され中隊攻撃命令を受領する。

小隊長は、所要の隊員を無線通信手及び伝令として同行する。攻撃準備のための時間に余裕が少ない場合には必要により各分隊長を同行して、命令受領後の小隊長の偵察を補佐させ、小隊攻撃命令の傳達を迅速にできるようにする。

2. 中隊長直轄として運用される場合には、中隊命令において、次の事項のうち必要な事項が示される。

- (1) 概略の陣地地域（交換予定地域を含む）
- (2) 当初の射撃目標又は射撃区域

- (3) 特に射撃を準備すべき地域
- (4) 陣地変換に関する事項
- (5) 当初の陣地地域への進入
- (6) 射撃開始の時期・条件
- (7) 警戒等

第409. 中隊命令受領後の行動

1. 中隊命令を受領した小隊長は、時間を効果的に使用し、最大限の準備を行なう。

小隊長の一般的な指揮手順については、第7条第3項参照。

2. 小隊が中隊長の直轄として運用される場合には、小隊長は、中隊攻撃命令に基づいてできるかぎりすみやかに必要な偵察及び調整を行ない、戦闘計画を定める。

戦闘計画は、通常射撃計画を主体とし、情報資料の収集、陣地占領、陣地変換、通信、弾薬補給、警戒、中隊目標奪取後の行動、その他必要な事項を含む。

3. 分隊が小銃小隊に配属される場合には、小隊長は、分隊長に小銃小隊長の指揮下にはいる時期及び地点をすみやかに示す。

小隊の全分隊が各小銃小隊にそれぞれ配属される場合には、小隊長及び小隊陸曹は、各分隊の運用に関して小銃小隊長の指揮を援助する。

4. 攻撃の当初は、中隊直轄として運用され、攻撃の進展に伴い分隊を小銃小隊に配属することがあらかじめ中隊長から指示された場合には、小隊長は、分隊長にその旨を示すとともに、できるかぎり攻撃開始前に配属予定の小銃小隊長と所要の調整を行なう。

第410. 射撃陣地

1. 小隊が中隊長の直轄として運用される場合には、小隊長は、中隊長の命令に基づいて、射撃陣地地域（主陣地、予備陣地を含む。）を選定する。

分隊長は、示された射撃目標又は付与された射撃区域内の射撃目標（現出を予想する射撃目標を含む。）に対し、できるかぎり目標ごとの射撃位置を決定する。

2. 射撃陣地の選定にあたっては、射撃任務を達成することを主眼として、次の諸条件を考慮する。

- (1) 第一線小隊の前進状況を絶えず観察できる。
- (2) 射撃する目標以外の敵に対し、隠・掩蔽している。
- (3) 主陣地の近傍に予備陣地に適する地域がある。
- (4) 射撃陣地の側方は、小銃小隊の配置により防護されているか、又は奇襲防止のため必要な監視ができる。
- (5) 自然又は人工の対戦車障害物を有効に利用できる。
- (6) 後方爆風により味方部隊に危害を及ぼさない。またこれにより過早に砲の位置を暴露しない。

(7) 射撃陣地へ隠・掩蔽され、かつ車両の通過可能な移動経路があるか、簡単な補修作業で車両通路に改修できる移動経路がある。

(8) 射撃陣地占領に利用できる時間に適合している。

第411. 射撃計画

小隊長は、中隊の攻撃を妨害する敵の戦車、時として装甲車両を迅速に射撃し、中隊の攻撃に密接に吻合した対戦車戦闘ができるように、現認あるいは現出を予想される敵戦車に対する周到な射撃計画を定める。この計画は逐次判明する状況に基づいて補備・修正する。

射撃計画には、次の事項等を含ませる。

1. 射撃区域、現認あるいは現出を予想される戦車の位置及び標点の位置
 2. 各分隊の射撃陣地地域（陣地交換の予定地域を含む）
 3. 射撃開始の時期又は条件
 4. 射撃の優先順位
 5. 弾薬の使用見積
 6. 関係ある他の対戦車火器部隊等の陣地地域等
- 射撃計画は、通常オーバーレイ、要図あるいは写真図等を利用して作成する。

第412. 攻撃命令

1. 小隊長は、戦闘計画のうち決定した事項を逐次必要

なものから小隊命令として下達する。小隊命令には、攻撃に直接関係ある敵及び味方部隊の状況特に敵戦車の状況、小隊長の企图及び主要な統制・調整事項、射撃計画中の必要事項、射撃陣地地域への移動、陣地変換に関する事項、弾薬補給及びその他必要な兵站事項、指揮・通信に関する事項等のうち各分隊長が任務を達成するために必要な事項を簡潔に示す。

2. 小隊長は、小隊命令を各分隊長になるべく分隊の陣地地域及び当初の射撃目標又は射撃区域を観察できる地点において現地についての的確に口達する。
3. 分隊が小銃小隊に配属される場合には、小隊長は、当該分隊長に、小銃小隊長の指揮に入る時期、地点及び第1項のうち必要な事項を明確に示す。

第413. 陣地地域への移動

1. 小隊は、通常中隊が攻撃発起位置への移動に伴い、次の要領により当初の陣地地域へ移動する。

昼間の移動にあたっては、隠蔽された経路を利用して行動の秘匿に努め、夜間の移動にあたっては、進路の表示及び誘導員の配置等により整齊と移動することに努める。小隊は、車両による移動を容易にするため必要に応じ、じ前に経路を整備するが、車両が使用できない場合にはあらかじめ計画したところにより卸下位置から砲及

び弾薬を手搬送する。

2. 小隊が中隊長の直轄として運用される場合には、小隊は小隊長の統制下に集結地から分隊分進点まで移動する。分進点から分隊は独自で陣地地域に移動する。

小隊長は移動の隊形、経路、出発時刻、分隊分進点、移動の方法等を明確に示す。

3. 小隊長が偵察あるいは命令下達等のため先行する場合には、小隊陸曹又は先任の分隊長等にその後の行動についての的確に示すことが必要である。
4. 分隊が小銃小隊に配属された場合は、分隊は、小銃小隊長の統制下に移動する。

第414. 射撃陣地の占領

1. 小隊長は、各分隊の射撃陣地の占領を指導し、かつこれを確認して中隊長に報告する。
2. 分隊長は、陣地占領にあたり射撃位置を決定し、要すれば車両（卸下射撃の場合は砲架）の安定及び掩蔽のため簡単に地形を改修するか、あるいは掩体を構築する。また砲の進入を容易にし、かつ秘匿するため隠蔽された良好な進入路を選定し、要すれば改修する。

各分隊は、迅速な不意急襲射撃を実施するため、射撃位置への進入は、待機位置から一挙に行なう。このため分隊長は、じ前に目標に対する射撃諸元を決定する。

第415. 攻撃前進間の戦闘

小隊長は、中隊の攻撃開始に伴いあらかじめ計画したところにしたがって、適時分隊に射撃開始を命ずる。じ後みずからの観察及び各分隊からの報告に基づき状況を適時中隊長に報告するとともに、中隊長の命令あるいは意図に基づき、他の対戦車火器の火力の分布とその効果、自隊の射撃の予想効果、弾薬補給の状態等を考慮して各分隊の射撃を指導する。

分隊長は、小隊長の命令又は示された条件にしたがい射撃を開始し、じ後与えられた目標又は射撃区域内に現出する戦車を射撃するとともに、当面の状況を適時小隊長に報告する。

第416. 陣地の小移動

無反動砲は、不意急襲射撃の実施及び敵火による損害を減少するため、戦闘間しばしば陣地の小移動を行なう。

分隊長は、緊要な時期の射撃を中絶しないように予備陣地への移動の時期をみずから決定して移動する。この際小隊長は、継続的な戦闘を考慮して移動を統制することができる。

第417. 陣地変換

1. 小隊は、第一線小銃小隊の機動に適合し、効果的な対戦車戦闘が実施できるよう陣地変換を行なう。この際

敵情、地形等の状況により必要に応じ手搬送を行なう。

小隊長は、第一線小銃小隊の機動、敵戦車の可能行動、地形、敵火の状況、他の対戦車火器との連携等を考慮して陣地変換のための経路、変換の順序、搬送の方法等を決定する。陣地変換実施の権限が委任されている場合には、その他変換の時期又は条件を決定する。

手搬送を行なう場合には、小隊長は、あらかじめ所要の人員の増援を中隊長に要求するか、あるいは小隊の編成替えを行なう。手搬送の場合においても、状況が許せば直ちに車載できるようにする。

2. 陣地変換は、通常中隊長の命令によって行なうが、小隊長は、常に第一線小銃小隊の戦闘の進展状況を観察し、機を失せず陣地変換を行なうことができるように適時中隊長に意見を述べる。このためつとめて先行して移動経路、陣地変換予定地域を偵察する必要がある。

小隊長は、中隊長の命令に基づき、分隊長に変換の経路、新射撃陣地地域及び射撃目標又は射撃区域、搬送の方法等を示して陣地変換を命ずる。陣地変換は、通常各分隊梯次に行なわせるが、小隊の射撃任務が他の対戦車火器によって引き継がれる場合等には各分隊を同時に変換させることがある。

3. 分隊長は、小隊長の命令に基づき陣地変換を行なう。

小銃小隊に配属され、被配属小銃小隊長からあらかじめ陣地変換に関して分隊長に委任された場合は被配属小銃小隊長の企図に基づいて、陣地変換予定地域、時期、経路、搬送の方法等を決定し、被配属小銃小隊長に報告し陣地を変換する。

第418. 突撃時の戦闘

第一線小銃小隊の突撃の時期が近づいたならば、小隊長は、中隊長の企図に基づき、第一線小隊の突撃準備間及び突撃間に現出する敵戦車を機を失せず射撃できるようにできるかぎり各分隊を第一線に進出させる。この際射撃すべき目標あるいは射撃を準備すべき位置を決定するとともに、突撃部隊の突撃方向を考慮して超過射撃、あるいは間隙射撃に便利な射撃位置を占領させる。時として対側防火器として使用されることがある。

第419. 陣内の戦闘

1. 小隊長は、第一線小隊の突撃後、機を失せず各分隊を第一線に追及させ、第一線小隊の戦闘に密接した対戦車戦闘を実施する。この時期における小隊長以下各級指揮官の積極果敢な行動及び戦機に投ずる射撃は特に重要である。

第一線小隊の突入直後、敵戦車の出撃が予想される場合には、所要の分隊を第一線小隊の直後を続行させるこ

とがある。

2. 第一線小隊の目標確保にあたっては、敵戦車の重要な接近経路に対する射撃を準備させる。このため小隊長は、戦車を伴う逆襲の場所と時期を判断し、常にこれに対する警戒を厳にし、急襲的な射撃を行なうことができるようにする。

3. 小隊長は、陣内の戦闘にあたり各分隊を直接指揮できないか、あるいは第一線小銃小隊長の企図のままに戦闘を行なわせることが有利であると判断した場合には、中隊長に小隊の一部を第一線小銃小隊に、あるいは各分隊をそれぞれの小銃小隊に配属するように意見を述べる。

4. 戦況の推移に伴って中隊長から小隊の新たな運用について示された場合には、小隊長は、これに基づいて所要の偵察及び関係指揮官との調整を行ないすみやかに準備を完了する。

5. 小隊長は、再編成にあたっては弾薬を補給し、死傷した主要な人員は他の隊員で充当するか、あるいは小隊の編成替えを実施する等戦闘力の充実を図るとともに中隊長に報告する。

第420. 小隊長の位置

戦闘間小隊長は、中隊長と同行するか、あるいは射撃区域及び味方部隊の前進が継続して観測できる地点等小隊の

第2編 小銃小隊等

指揮に最も便利な地点に位置する。

第421. 警戒

小隊単位で運用される場合小隊長は、できるかぎり小銃小隊の配置により掩護されるように留意して小隊の配置を決定する。小銃小隊の配置により掩護されない場合には、もよりの小銃小隊と調整する。対空・対遊撃及び対潜入対特殊武器警戒に関しては、第1編第1章第6節参照。

第4節 防 御

第422. 要 旨

1. 防御における小隊は、他の対戦車火器の射撃及び対戦車障害物特に地雷等と密接に調整して敵戦車の接近経路を斜射・側射できるように中隊占領地域に縦深横広に配置され、敵戦車を戦闘陣地の前方又は陣内で撃破する。また戦闘前哨に小隊の一部が配属されることがある。
2. 無反動砲小隊は、通常中隊長直轄として運用される。敵と接触中に防御する場合等で火力の編成を行なうため時間の余裕がない場合には、分隊を当初第一線小隊に配属されることがある。この場合においても射撃計画が概成し、通信手段が確立したならば、できるかぎりすみやかに各分隊を小隊長の指揮下に復帰させる。

第4章 無反動砲小・分隊

第423. 小隊長の偵察

小隊長は、鞏強な対戦車戦闘の遂行に留意して綿密に偵察を行なう。

小隊長の偵察する事項は、通常次のとおりである。

1. 敵戦車の接近経路を射撃するに適した射撃陣地（主陣地、予備陣地、補足陣地及び各陣地間の移動経路を含む。）
2. 各射撃陣地における主射撃方向及び射撃区域とその死角
3. 対戦車障害及び他の対戦車火器との関係
4. 小隊長の位置
5. 有線通信構成経路

第424. 中隊防御命令の受領

1. 中隊防御命令の受領にあたり小隊長は、必要に応じ所要の隊員を無線通信手及び伝令として同行する。防御準備のための時間に余裕が少ない場合には、各分隊長を同行し、命令受領後の小隊長の偵察を補佐させ、小隊防御命令の傳達を迅速にできるようにする。
2. 小隊は、通常中隊長から陣地地域、射撃区域、主射撃方向、射撃開始の時期又は条件及びその他必要事項が示される。

第425. 中隊防御命令受領後の行動

小隊長は、中隊防御命令に基づきなるべくすみやかに必要な偵察及び調整を行ない戦闘計画を定める。

戦闘計画は、射撃計画を主体とし、情報資料の収集、陣地占領、築城、通信、弾薬補給、警戒等に関する事項を含む。

第426. 射撃計画

小隊長は、中隊長の対戦車防御の企図に基づき、中隊防御地域内に配置される戦車部隊及び対戦車部隊の射撃並びに自然及び人工の対戦車障害物等と自隊の射撃を密接に吻合させ敵戦車を戦闘陣地の前方又は陣内で撃破するように綿密な射撃計画を作成する。

この計画は、逐次判明する状況によりこれを適宜補備・修正する。

射撃計画には、通常次の事項等を含ませる。

1. 各分隊の射撃区域内の敵戦車の出現を予想される地域及び標点の位置
2. 各分隊の射撃陣地（予備陣地を含む。）、射撃区域、及び主射撃方向
3. 各分隊の補足陣地及びその射撃区域、主射撃方向
4. 射撃開始の時期又は条件
5. 弾薬の使用見積

6. 関係ある他の対戦車部隊等の陣地地域及びその主射撃方向

射撃計画は、通常オーバーレイ、要図あるいは写景図等を利用して作成する。

第427. 主射撃方向と射撃区域

1. 中隊長は、中隊防御区域の敵戦車の接近経路を斜射・側射・背射できるように無反動砲の概略の主射撃方向を示す。この際陣前において敵戦車を撃破するとともに、陣内においても各小隊陣地間の対戦車戦闘の相互支援に留意する。

2. 小隊長は、示された主射撃方向に基づき、射撃区域を決定し、分隊長に明りょうな地形・地物及び表示材料等をもって主射撃方向、射撃区域を明確にするとともに、同区域内で射撃諸元を準備する地点を的確に示す。

第428. 防御命令

1. 小隊命令には、敵情特に敵戦車の種類及び特性、味方部隊の状況、小隊長の企図及び主要な統制・調整事項各分隊の射撃陣地、主射撃方向、射撃区域等射撃計画中の必要事項並びに陣地の小移動、築城、兵站、指揮・通信に関する事項等のうち各分隊長が任務を達成するために必要な事項を簡潔に示す。

2. 小隊長は、小隊命令を陣前及び陣内が観察できる地

第2編 小銃小隊等

点において、各分隊長に現地について全般に必要な事項を下達し、各分隊に対する細部事項は、射撃陣地においての確に下達する。以後逐次補足・修正して完全なものとする。

第429. 陣地の占領及び築城

1. 小隊長は、偵察間、通常小隊を小隊陸曹あるいは先任の分隊長の指揮下に陣地占領に便利な隠蔽地域に移動させ、次いで分隊ごとに経路、陣地要すれば卸下地点を示して陣地に移動させ、陣地を構築させ、所要の射撃準備を行なわせる。

2. 小隊長は、中隊の築城計画に基づき、各種掩体の構築、射界の清掃、掩蔽部（待機位置）及び移動経路の構築、偽装、交通作業、作業の優先順位等に関して示し、陣地を構築させる。

陣地構築間は、小隊の作業実施を現地について指導・監督し、作業の進捗状況の中隊長に報告するとともに、構築物と地形の適合、偽装の適否、資材の補給及び交付の状況、部隊の士気及び作業規律等に留意する。

3. 小隊長は、射撃指揮を容易にするため、重要な地点までの距離を測定し、前地に必要な標識を設ける。

また分隊長との間に有線通信を構成する等各種の手段を尽くして指揮連絡の処置を講ずる。

第4章 無反動砲小・分隊

4. 小隊長は、あらかじめ示された弾薬を、陣地付近の掩蔽された位置に集積し、状況に応じ所要の弾薬を砲側又は待機位置に分置させる。弾薬の補給については、小隊陸曹に補佐させる。

5. 小隊長は、各種の状況に応じてとるべき処置について徹底し、時間に余裕があれば、陣地進入、陣地変換等の予行を実施して不備な箇所を補備・修正する。

6. 分隊長は、分隊が自己の陣地到着後、命令中の必要事項を、現地の地形・地物又は表示材料を用いて分隊員に示す。随時対戦車射撃を必要とする状況下で陣地を構築する場合には、行動の秘匿に留意するとともに、砲を示された主射撃方向と射撃区域が火制できるように仮の陣地に布置し、小隊長から示されたところにしたがって陣地を構築する。

分隊長は、陣地の構築間しばしば砲を布置して点検するとともに、陣地の形状及び砲眼部の偽装の良否に注意する。やぶ・疎林等の射界の清掃は、下ばえ、下枝を不規則に切り払い、敵の地上及び空中観測に対して暴露したり、空中写真で探知されないように留意する。切り払った枝等は、適宜陣地の後方へ運搬して埋めるか、又はその他の方法で処置する。

7. 分隊長は、射撃区域内に現出する敵戦車に対する正

確な射撃を期するため、各陣地の位置及び各陣地から射撃区域内の敵戦車の予想現出地点に対する諸元等を記入した諸元図を2部作成して、1部を砲側におき、1部を小隊長に提出する。

8. 陣地の構築間分隊長は、進んで小隊長の掌握下にはいり、射撃の準備、作業の進ちょく状況等について報告するとともに、隊員の作業を現地につき指導し、かつ作業規律、偽装規律を厳守させる。

第430. 小隊長の位置

小隊長は戦闘間、戦闘陣地の前面がよく観察できる地点か、やむをえない場合においても敵戦車の重要な接近経路を観察できる地点等小隊の指揮に最も便利な場所に位置する。

第431. 防御戦闘の実施

1. 小隊長は、敵の近接に先立ち戦闘準備を整え、監視を継続し、必要な情報を各分隊に伝達し、適時射撃を開始できるように準備させる。陣地の諸施設がすでに完成している場合は、所要の監視等の処置を講じ、残余のものは休養と敵砲爆撃による損害を減少するため、掩蔽された地域又は掩壕に分散待機させる。

2. 敵戦車が戦闘陣地に近接するに伴い、小隊長は、各分隊を陣地につけて射撃の準備をさせ、その完了を確認

する。この際、不用意な行動により位置を暴露し敵戦車等の先制射撃を被らないことが重要である。

敵戦車が射撃区域内に入ったならば、小隊長は中隊長の命令又は射撃開始の条件に基づき、各分隊に直ちに射撃の開始を命ずる。小隊長は、敵戦車の前進状況、わが射撃効果、小隊の現況等を明らかにし、適時中隊長に報告するとともに、中隊長の企図を承知し、分隊の戦闘を指導する。

中隊長あるいは分隊長との連絡がと絶した場合には、あらゆる手段を尽くして連絡の回復に努める。中隊長との連絡が回復できない場合にはあらかじめ承知した中隊長の企図に基づいて戦闘を指導する。

分隊は、小隊長の命令に基づき射撃を開始し、じ後自己の射撃区域内の敵戦車を求めて射撃する。分隊長は、小隊長との連絡を密接にし、分隊当面の状況及び分隊の現況を適時小隊長に報告する。

分隊は、敵火による損害を減少し、かつ不意急襲射撃を行なうため、しばしば予備陣地に移動する。この際分隊長は、緊急な時期の射撃を中絶しないようにする。

3. 敵戦車が主陣地又は予備陣地から射撃できない方向から近接した場合

(1) 小隊長は、敵戦車の状況を明らかにして中隊長に

報告し、その命令により必要な分隊を補足陣地に移動させ射撃させる。

中隊長の命令を受けるいとまのない場合には、小隊長は与えられた戦闘任務の遂行を妨げないかぎり、必要な分隊を補足陣地へ移動させて射撃させ、じ後すみやかに中隊長に報告する。

(2) 分隊長は、小隊長に報告し、小隊長の命令により補足陣地に移動する。

小隊長の命令を受ける余裕がない場合は、みずから移動して戦闘し、じ後すみやかに小隊長に報告する。

分隊はいかなる不利な状況に遭遇しても、小隊長の命令がないかぎり陣地を固守して戦闘を継続する。

第432. 警 戒

小隊長は、各分隊が小銃小隊の配置により防護されるように分隊の配置を決定するとともに、その掩護に関して、関係小銃小隊長と調整する。

対空・対遊撃及び対潜入・対特殊武器警戒に関しては、第1編第1章第6節参照。

第433. 夜間の防衛

1. 夜間における敵戦車の接近経路は昼間と異なることが多い。このため小隊長は、中隊長の企図に基づき、必要に応じ分隊の射撃陣地、主射撃方向及び射撃区域の小

修正、砲の標定設備、照明と連携する射撃の準備等を行ない、これらについて、関係指揮官と緊密に調整する。また掩護の不十分な分隊に対しては、所要の小銃手の援助を受けるように処置する。

2. 夜間のための配備の変更は、昼間から計画及び準備を周到にするとともに、薄暮等視界の制限される時期及び地形・地物等を利用し敵に乗ぜられないようにする。

第5章 迫撃砲小・分隊

第1節 概 説

第434. 要 旨

1. 迫撃砲小隊は、小隊長、小隊陸曹、射撃陸曹、前進観測陸曹、無線通信手、車両操縦手とから成る小隊本部と4個の迫撃砲分隊とから成る。

迫撃砲分隊は、分隊長、砲手、副砲手、弾薬手から成り、81mm迫撃砲を装備する。

2. 第7師団の迫撃砲小隊は、小隊長、小隊陸曹、射撃陸曹、射撃係、無線通信手とから成る小隊本部と4個の迫撃砲分隊とから成る。

迫撃砲分隊は、分隊長、迫撃砲手、弾薬手から成り、81mm迫撃砲を装備する。

3. 迫撃砲小隊は、通常小隊単位で運用され、81mm迫撃砲の射撃によって小銃小隊の戦闘に密接かつ継続的に協力する。

迫撃砲分隊は、通常迫撃砲小隊内の一部として運用される。分隊はいかなる状況の下においても分隊長以下一体となって戦闘する。

第435. 小隊各員の職責

1. 小隊長の職責 小隊長は、小隊を指揮し、その行動について責任を負う。小隊長は、小隊陣地の占領、射撃の実施、陣地の移動、弾薬補給、通信の維持、直接警戒等を指揮監督するとともに小隊の状況及び知り得た情報等を中隊長に報告し、かつ小隊の運用に関し適時意見を述べる。

2. 小隊本部各員の職責

(1) 小隊陸曹 小隊陸曹は、小隊長の指揮を補佐する。

戦闘間、小隊陣地にある隊員の監督及び弾薬補給について補佐し、小隊長不在の際は小隊長の指揮を代行する。また状況により特定の分隊等の指揮及び射撃指揮所が2個設置される場合そのうち1個の運営を命ぜられることがある。

(2) 射撃陸曹 先任の射撃陸曹は、小隊陣地、射撃目標等の偵察に関し小隊長を補佐するとともに、通常射撃指揮班長を命ぜられて射撃指揮班を指揮し、小隊長の企図に基づき、射撃基礎諸元を決定し、射撃命令を伝達して小隊長を補佐する。射撃指揮所が2個設置される場合には、そのうち1個を運営する。

他の射撃陸曹は、射撃指揮班長の指揮を受け射撃諸元を算定し、射撃号令を作成し、そのうち1名は、

第2編 小銃小隊等

射撃指揮所の交換機を操作する。射撃指揮所を2個設置する場合、あるいは陣地変換の場合は、2分されそれぞれの射撃指揮所で射撃諸元を算定し、射撃号令を作成する。

(3) 前進観測陸曹 前進観測陸曹は、1名の無線通信手とともに、前進観測班を構成する。

前進観測班は、射撃の要求、射弾の観測を実施し、敵情、味方部隊の位置及びその行動等を報告するとともに第一線部隊との連絡に任ずる。

前進観測陸曹は、小隊長から小隊観測所の勤務を命ぜられることがある。

(4) 無線通信手 無線通信手のうち1名は、小隊長のもとに位置し、中隊指揮系に加入する小隊の携帯無線機1号を操作する。また1名は射撃指揮所の携帯無線機1号を操作する。残りの3名は、前進観測班の携帯無線機1号を操作する。

(5) 車両操縦手(兼伝令) 小隊本部の車両操縦手は、小隊本部の車両を操縦し、また伝令として行動する。

3. 分隊長の職責 分隊長は、自己分隊の行動について責任を負う。

分隊が小隊内で運用される場合には、分隊長は、陣地の占領及び移動、砲側における分隊の射撃の実施を指揮

する。

分隊単位で運用される場合には、上記のほか分隊長は、砲列観測射撃を指揮するとともに弾薬の補給を行なう。

第436. 射撃の実施

迫撃砲小隊は、通常1単位として射撃する。状況により小隊を分割して使用することがある。

1. 小隊単位で射撃する場合には、通常小隊射撃指揮所による射撃を行ない、前進観測班を第一線小銃小隊に派遣する。

状況急を要し、かつ地形的に可能な場合には砲列観測射撃を行なうことがある。

2. 小隊を分割して運用する場合において、それぞれに射撃指揮所を設けて射撃を実施させるか、又は1個の射撃指揮所による射撃を実施させるかは状況による。

3. 分隊単位で射撃を行なう場合には、通常砲列観測射撃を行なう。

第437. 射撃目標

81mm迫撃砲に適した目標は、開潤地又は露天掩体にある敵部隊及び重火器等である。また直接照準火器の射撃から隠・掩蔽されているものに対しても有効に射撃することができる。

射撃に際しては、通常観測できる目標を射撃し、状況に

より反斜面上あるいは森林内等の目標を射撃する。また重榴弾（短延期信管）を用いて、簡易掩蓋を有する敵の監視所、観測所、指揮所、その他の施設等を射撃する。

第438. 射撃効果

1. 1門による射撃 1門の砲が同一の方向・射角で3発以上射撃すれば、射弾の散布と弾丸の破片飛散によって約50m平方の地域を火制できる。また1門の横射（縦射）で4発以上射撃するときは、正面幅（縦深）約100mの地域を火制できる。

2. 小隊による射撃 小隊が100m正面の砲列陣地において、平行射向東により、同一の方向・射角で各砲が4発以上射撃すれば、射弾の散布と弾丸の破片飛散によって、おおむね幅約150m、縦深約50mの地域を火制できる。

3. 黄燐発煙弾による煙幕の構成 横風の場合、1門の横射により正面幅200mまでを煙覆できる。また小隊の最大煙覆能力は、正面幅約800mである。

4. 照明弾による照明 M301A1型照明弾は、50万カンデラであり、おおむね1分間、半径約300～1,000mの地域を照明できる。

第439. 小隊陣地

1. 小隊陣地は、任務及び目的により主陣地、予備陣地

及び補足陣地に区分され、それぞれの陣地は砲列陣地、小隊指揮所、弾薬集積所、駐車場等から成り、通常小隊長は、中隊長から示された小隊陣地地域を偵察し、これらの細部位置を選定する。

2. 小隊陣地の選定にあたっては、小隊の射撃任務を達成することを主眼として、次の諸条件を考慮する。

(1) 隠・掩蔽が良好で、砲列布置のために十分な地積があり、かつ陣地の秘匿及び車両の分散に適する。

(2) 陣地の占領、移動、弾薬補給等のため、車両の進入、進出が便利でかつ隠蔽経路を使用できる。

(3) 敵の攻撃特に戦車の攻撃に対し、自然の障害がある。また小銃小隊の配置による警戒及び防護が得られるとともに他の部隊の妨害にならない。

(4) 中隊指揮所との通信連絡が容易である。

(5) 陣地構築のための工事が少なく、迫撃砲の底板を支えるために地盤が堅固であり、要すれば近くに適当な陣地構築材料が得られる。

3. 小隊陣地における各砲は、地形を利用して適宜分散配置するが、射撃特に平行射向東による射撃の実施を容易にするため、通常小隊陣地は主線の方向に対しておおむね直角で、かつ正面がおおむね100mとなるように配置する。

4. 予備陣地 小隊は、たとえ敵火により主陣地における射撃の実施が困難となった場合においても遅滞なく射撃任務を継続するため、あらかじめ少なくとも1個の予備陣地を選定しておくことが必要である。

予備陣地は、通常中隊長から示された小隊陣地地域内に選定するが、時として小隊陣地外に選定することが必要な場合がある。このような場合には中隊長に報告し、警戒、掩護等について小銃小隊長等と調整を行なう。

予備陣地は、主陣地又はその他の施設から少なくとも150m以上離隔しており、主陣地と同じ考慮に基づいて選定し、夜間においても容易かつ迅速に進入できることが必要である。

5. 補足陣地 小隊は、主陣地又は予備陣地からでは遂行できない射撃任務を実施するため、補足陣地を準備する。

6. 偽陣地 小隊は、敵を欺騙し、敵火を分散させるため、必要に応じ中隊長から命ぜられて偽陣地を準備することがある。

偽陣地は、真陣地と近似させ、敵が当然陣地があると誤認するような位置に設け、要すれば一時砲を布置して射撃することがある。またこの位置は、これに指向された敵の火力により他に損害を及ぼさないように、真陣地

及び他の施設から少なくとも150m以上離隔して設けることが必要である。

7. 射撃指揮所は、砲列にある分隊を直接音声によって指揮できる位置に選定する。

弾薬は、通常所要の数量を車両から卸下して砲位置付近に分散配置するが、特に陣地に弾薬を積載する必要がある場合にはその位置の選定を適切にする。

駐車場、弾薬集積所は、砲列陣地に対する敵火によって同時に損害を受けないように砲列陣地から離隔した掩蔽位置に選定する。

第440. 通 信

小隊が火力を発揚するためには、適切な通信網を構成し、これを維持・確保することが必要である。

小隊の通信は無線通信によることが多い。しかし有線通信は、射撃指揮のためには、きわめて有利な手段であるので、できるかぎりこれを使用することが望ましい。

1. 無線通信は、通常射撃指揮所を中枢として各前進観測班を結んで観測系を構成する。

小隊が梯次に陣地を交換する場合には、一時一組の前進観測班の無線機か、又は中隊指揮系に加入している小隊長用無線機を使用して、射撃指揮のための通信を確保する。後者の場合には、小隊長は中隊長との連絡に遺憾

のないようにする。

小隊が2個の射撃指揮所を運営する場合には、通常前進観測班のうち1組の無線機を一方の射撃指揮所の無線機として使用し、前進観測班と射撃指揮所の間にそれぞれ2所1系の通信網を構成する。

小隊長以下は無線通信による迅速確実な射撃指揮の講話法に慣熟することが必要である。

2. 有線通信は、射撃指揮所から各前進観測班、状況により各砲側に構成する。

攻撃の場合には、前進観測班は、みずからデスペンサ等により有線通信を構成しつつ前進し、移動間の通信を継続する。

小隊が2個の射撃指揮所を運営する場合には、これら間に無線通信を構成し維持する。

3. 算定手は、口唇送話器とたい頭受話機の併用及びダブルタブラグの利用により、前進観測班と射撃指揮所及び砲側との間の射撃要求、射撃号令等を迅速に分離し、あるいは併列して通話を行なう。

射撃指揮所における有線通信接続の一例は、付録第2参照。

第441. 弾薬補給

1. 81mm迫撃砲の定数弾薬は、中隊の弾薬車及び各

迫撃砲分隊の武器運搬車にそれぞれ分割して携行する。各分隊の武器運搬車に積載された弾薬は、通常砲とともに小隊陣地まで車両で運搬する。

武器運搬車が小隊の統制下で使用できる場合は、小隊長は、少なくとも1台の武器運搬車を統制下におき、弾薬の消費に伴いこれを中隊弾薬交付所に派遣して弾薬を受領する。

小隊がみずから弾薬補給ができない場合、小隊長は、中隊長に支援を要求する。

2. 小隊長(分隊長)は、常に弾薬補給について留意するとともに弾薬の節用に努めなければならない。このため試射・修正射に弾薬を浪費することなく、すみやかに効力射に導くことができるように平素から訓練するとともに、戦闘間は、砲の特性、戦術上の要求等を考慮して目標の選定を適切にする。特に弾薬補給のための武器運搬車の使用が制限される場合は、弾薬の消費に関し慎重な規制を必要とする。また弾薬の現況を常に明らかにし、適時中隊長(小隊長)に報告し、再補給の必要性を認められた場合は、すみやかに要求して補給を受ける。

3. 分隊が小銃小隊に配属された場合は、被配属小銃小隊長が、迫撃砲の弾薬及び分隊の個人装備火器の弾薬補給について責任を負う。この際迫撃砲小隊長は、弾薬補

給についてできるかぎり援助する。

第2節 行進及び宿営

第442. 行 進

1. 中隊が本隊内の一部として徒歩で行進する場合には、小隊本部は、小隊長の指揮下で中隊の徒歩人員とともに行進し、分隊の車両及び分隊員は、小隊陸曹の指揮下で中隊長から示された位置を車両で行進する。また車両で行進する場合には、小隊は中隊長から示された位置を行進する。

2. 中隊が尖兵中隊となって行進する場合には、前進観測班を尖兵及び所要の小銃小隊に派遣するほか前項に準じて行進する。

敵との接触のおそれが大となった状況においては、中隊長の命令に基づき、小隊の一部に陣地を占領させ、射撃の準備を整えつつ躍進することがある。敵と遭遇し射撃を実施する場合には、小隊長は迅速に効力射が実施できるよう、とりあえず必要な命令を簡潔に与えてすみやかに射撃を開始させる。この際射向付とは最も迅速・簡単な方法で行ない、初期火力の発揚に努め、敵を制圧して尖兵中隊の攻撃を容易にする。また砲列陣地付近にお

いて目標地域の観測ができれば当初砲列観測射撃を実施するのを有利とすることがある。

第443. 宿 営

1. 中隊が本隊の一部として宿営する場合には、通常中隊集結地の一部を小隊地域として割り当てられる。

小隊長は、小隊地域内で各分隊の地域を決定してこれを各分隊に割り当てるとともに、直接警戒の処置を講ずる。

2. 中隊が前哨となった場合には、小隊は射撃任務が与えられる。また特定の小銃小隊が前哨となった場合には、小隊の一部がこれに配属され、あるいは小隊に対し射撃任務が与えられることがある。いずれの場合においても小隊長（分隊長）は、防御に準じて行動する。

第3節 攻 撃

第444. 要 旨

1. 攻撃における小隊は、特科、重迫撃砲及びその他の火器部隊の射撃並びに第一線小銃小隊の機動と密接に調整して射撃を行ない、第一線小隊の攻撃に継続的に協力する。

2. 迫撃砲小隊は、通常中隊長に直轄され、中隊の全般

第2編 小銃小隊等

任務として運用される。状況により小隊又はその一部が、小銃小隊の直協任務に任ぜられることがある。また小銃小隊が中隊主力から離れて行動し、かつこれに迫撃砲が必要な場合、あるいは中隊が広正面又は錯雑地等で行動する場合等には、小隊の一部がその小銃小隊に配属されることがある。

第445. 集結地における攻撃準備

集結地における攻撃準備については、第317条参照。

第446. 小隊長の偵察

1. 小隊長は、集結間あるいは行進途中から先行して中隊長の行なう攻撃計画、特に小隊の運用を決定するための偵察を補佐するとともに、みずからも小銃小隊に密接かつ継続的に協力するために必要な事項を偵察する。

偵察にあたり小隊長は、関係部隊指揮官等と所要の調整を行なったのち、与えられた偵察時間で効果的な偵察ができるよう偵察計画をたて、これにしたがって偵察し指定された時刻と地点において偵察結果を報告するとともに、所要の意見を述べる。

2. 偵察事項は、偵察のために使用できる時間の長短によって異なるが、通常主要な射撃目標（基点・検点を含む）、小隊陣地地域、小隊陣地地域への移動経路、観測点等である。

第447. 中隊攻撃命令の受領

1. 小隊長は、通常集結間又は行進途中から、中隊長のもとに招致され、中隊攻撃命令を受領する。

小隊長は、通常所要の前進観測班、射撃陸曹、無線通信手、伝令等を同行する。攻撃準備の時間に余裕がない場合には、さらに各分隊長を同行して、命令受領後の小隊長の偵察を補佐させ、小隊命令の到達を迅速にできるようにする。

分隊単位で運用される場合には、小隊長は通常当該分隊長を同行する。

2. 中隊攻撃命令において、戦術任務、陣地地域、主線の方向、射撃区域、射撃目標、陣地進入及び陣地変換に関する事項、試射の実施に関する統制、射撃開始の時期等が示される。

第448. 中隊命令受領後の行動

1. 中隊命令受領後の小隊長の指揮手順については、第7条第3項参照。

2. 小隊が全般任務として運用される場合には、小隊長は、中隊攻撃命令に基づいてできるかぎりすみやかに必要な偵察及び調整を行ない、前進観測班を派遣し、戦闘計画を作成する。

戦闘計画は、通常射撃計画を主体とし、情報の収集特

第2編 小銃小隊等

に観測、陣地占領及び陣地変換、通信、兵站特に弾薬補給、警戒その他必要な事項を含む。戦闘計画は、常に補備・修正し、絶えず最新なものとする。

3. 小隊が第一線小隊の直協任務に任ずる場合は、小隊長は、すみやかに被協力小銃小隊長と調整し、前進観測班を派遣するとともに、被協力小銃小隊の攻撃計画及び迫撃砲小隊に対する要求特に射撃実施に関する細部要求等をし承知する。小隊長は、中隊命令及び被協力小銃小隊長の要求に基づき、同小隊の行動地域及びその外側に対し所要の偵察を行ない、かつ小銃小隊長と調整しつつ戦闘計画を作成する。計画のうち射撃陣地地域（陣地変換予定地域を含む）、弾薬補給に関する事項は、すみやかに中隊長に報告する。

4. 小隊が特定の第一線小銃小隊に配属された場合は、迫撃砲小隊長は、被配属小銃小隊長から命令を受領し、これに基づき前項に準じて行動する。

5. 特定の分隊が第一線小銃小隊に配属された場合には、小隊長は、分隊長に小銃小隊長の指揮下にはいる時期及び地点をすみやかに示す。小隊の全分隊がそれぞれ小銃小隊に配属される場合には、小隊長は中隊長の指示するところにしたがい各分隊の行動を指導する。

6. 小隊長は、中隊攻撃命令受領後、同行した前進観測

第5章 迫撃砲小・分隊

班をすみやかに第一線小銃小隊長のもとに派遣する。前進観測班の細部については、本章第5節参照。

第449. 小隊陣地

小隊陣地はつとめて第一線に近く、できれば中隊の目標奪取まで陣地変換を必要としないことが望ましい。この際射撃任務を続行するための予備陣地及び企図秘匿のための試射陣地を選定することが必要である。

陣地選定の細部要領については、第439条参照。

第450. 射撃計画

1. 小隊長は、攻撃準備間、射撃陸曹、前進観測陸曹、算定手等の補佐を受け、周到な射撃計画を作成する。この計画は、逐次判明する状況に基づいて補備・修正する。
2. 射撃計画の内容は、状況により精粗を異にするが、通常次のものから成る。

(1) 方針及び実施要領 方針及び実施要領は、戦術任務、主線の方向、射撃区域、試射の実施に関する事項、射撃開始の時期又は条件、火力を指向する時期及び場所、弾薬の使用見積から成る。

(2) 火力集中点等オーバーレイ 火力集中点等オーバーレイは、射撃区域、火力集中点・基点・検点の位置、小隊陣地、陣地変換の予定位置から成る。

(3) 射撃計画表 射撃計画表は、射撃時期（指定され

た時期あるいは第一線小銃小隊の要求による。)射撃目標、射撃部隊、使用弾数・種類等から成る。

(4) 目標一覧表 目標一覧表は、火力集中点番号、目標の種類、座標、標高、精度、水平/垂直、資料源等から成る。

第451. 小隊観測所

1. 小隊長は、必要に応じて小隊観測所を設け、小隊長が位置する。また前進観測班のうち1個班を必要に応じて位置させることがある。

2. 小隊観測所は、第一線部隊の行動及び他の火力戦闘部隊等の射撃の景況を観察して、小隊の射撃をより効果的にするほか、所要に応じて射弾の観測を行なう。また前進観測班の前方推進時あるいは前進観測班と射撃指揮所との間の通信がと絶した場合等には、前進観測班の任務を一時的に受け継ぐことがある。

3. 小隊観測所に前進観測班が位置しない場合は、射撃指揮所との固有の通信手段がないので、小隊観測所を射撃指揮所の近くに選定するか、又は中隊指揮所に近く選定して射撃指揮所との通信を確保することが必要である。

第452. 攻撃命令

1. 小隊長は、戦闘計画のうち決定した事項を逐次必要なものから小隊攻撃命令として小隊陸曹、射撃陸曹、前

進観測陸曹、分隊長、無線通信手等に対し下達する。この際小隊陣地地域及び中隊(被協力小銃小隊)の行動地帯を展望できる地点において現地について下達することに努める。

2. 小隊命令には、敵情及び味方部隊の状況、小隊長の企図及び主要な統制・調整事項、小隊陣地及びその内部配置、前進観測班の行動、陣地進入及び射撃準備完了の時期、陣地交換に関する事項、射撃計画に必要な事項、警戒に関する事項、弾薬の消費・補給及びその他必要な兵站事項、指揮・通信に関する事項等を含める。

3. 特定の第一線小銃小隊の直協任務に任ずるか、あるいは配属される分隊等に対しては、前項の必要な事項のほか、小銃小隊長と会同あるいは指揮下にはいる時期及び地点に関し明確に示す。

第453. 小隊陣地への移動及び占領

1. 小隊長は、中隊長の命令に基づき、小隊を集結地から小隊陣地へ移動させ、所命の時期に射撃準備を完了する。

試射を早期に実施する場合、又は小隊陣地をじ前に準備する場合には、所要の要員を先行させることがある。

昼間の移動にあたっては、隠蔽された経路を利用し行動の秘匿に努め、夜間の移動にあたっては、進路の表示

及び誘導員の配置等により整齐と移動することに努める。いずれの場合においても、できるかぎり武器運搬車の利用に努めるとともに、要すれば前に通路を整備する。武器運搬車が使用できない場合には、卸下位置から砲及び弾薬を手搬送する。

2. 陣地占領にあたって小隊長は、あらかじめ砲の掩体及び砲床の構築、射撃指揮所の掩体及び設備の構築並びにこれらの偽装、通信網の構成等の諸準備を行なうことができれば有利である。

第454. 攻撃開始前の射撃

迫撃砲小隊は、攻撃開始前、通常効力射準備のために試射を行なう。小隊長は、中隊長から試射について射撃時期、試射点、使用弾数を明示される。試射は、秘匿のため攻撃準備射撃間実施するか、又は主陣地以外の試射陣地を使用する。小隊長は、試射を実施するにあたっては、準備を周到にし、短時間に完了するように着意する。

れい明攻撃等においては、前日に試射を行なうことが望ましい。

第455. 攻撃前進間の射撃

1. 小隊が全般任務に使用される場合には、小隊は第一線小銃小隊の攻撃開始に伴い、計画に基づき射撃し、その後戦闘の進展につれて中隊長の企図に基づき第一線部隊

の状況に即応するように射撃する。小隊長は、前進観測班の報告及びみずからの観察並びに第一線小銃小隊の要求等を総合して、新たな射撃目標、第一線小銃小隊の状況等を明らかにし適時中隊長に報告するとともに、中隊長の命令に基づき射撃を実施する。

第一線小銃小隊からの緊急な射撃要求に対しては、機を失せず射撃させるとともに、すみやかに中隊長に報告する。中隊長から細部の射撃の統制に関し委任されているか、あるいは中隊長との連絡がと絶した場合等は、中隊長の企図に基づき、第一線小銃小隊からの射撃要求、又はみずからの観測によって、第一線小銃小隊の前進を妨害する有利な目標を射撃する。

2. 小隊が特定の第一線小銃小隊の直協任務に任ずる場合は、被協力小銃小隊の前進を妨害する有利な目標を射撃する。小隊長は、被協力小銃小隊の攻撃開始に伴い、計画に基づいて射撃する。戦闘の進展に伴う被協力小銃小隊長の新たな要求に対しては、迅速、的確に射撃させるとともに、被協力小銃小隊長の要求がなくても敵情、被協力小銃小隊の前進状況、他の火器の火力分布及びその射撃効果等を観察し、かつ自隊の射撃効果及び弾薬の補給の状態等を考慮して、被協力小銃小隊長の企図にそように積極的に射撃し、その前進を容易にすることに

努める。

第456. 陣地の小移動

迫撃砲は、戦闘間敵火による損害を減少するため、必要に応じ予備陣地へ移動する。

小隊単位で運用されている場合には、小隊長は、通常2個単位に区分して梯次に移動させるが、状況により小隊を同時に移動させることがある。移動後はすみやかに関係指揮官に報告・通報する。

第457. 突撃時の射撃

1. 突撃時の射撃にあたっては、特科及び重迫撃砲部隊等の突撃支援射撃の制圧をまぬがれている敵陣地及び自動火器等第一線小銃小隊の突撃を妨害する既知あるいは疑わしい目標をすみやかに射撃するとともに、突撃発起後、不意に現出を予想される側防火器に対してあらかじめ制圧又は煙覆を準備し、小銃小隊の突撃に密接に協力することが重要である。

このため小隊長は、前進観測班を通じて第一線小銃小隊との連絡を緊密にするとともに、みずからも第一線小銃小隊の戦闘の機微に投ずる迅速的確な射撃指揮に最も便利な位置に進出する。

2. 第一線小銃小隊に対する特科及び重迫撃砲部隊の突撃支援射撃が不十分な場合には、小隊は、中隊長から射

撃すべき目標、射撃開始の条件、射撃継続時間又は発射弾数、射程延伸又は射撃中止、目標交換等に関して示され、限定された地域に至短時間の激烈な射撃を行なうことがある。

第458. 陣地変換

1. 小隊が全般任務に使用される場合は、小隊は、変換の時期、新射撃陣地地域、これへの経路等について中隊長から示され、命令により陣地変換を行なう。小隊長は、常に第一線小銃小隊の戦闘の進展状況を承知し、機を失せず陣地変換を行なうことができるように適時中隊長に意見を述べる。

小隊長に陣地変換に関する権限が委任された場合には、前記事項を決定し、かつ陣地変換の実施に関し中隊長に報告する。

2. 小隊が特定の第一線小銃小隊の直協任務に任ずる場合は、小隊長は、みずから被協力小銃小隊の戦闘の進展状況を予測し、かつ小銃小隊長の企図に基づいて陣地変換の予定地域、時期及び要領を決定して陣地変換を行ない、関係指揮官にすみやかに報告・通報する。

3. 小隊の陣地変換の要領は、第一線小銃小隊に継続的に協力するため、2個単位に区分して梯次に行なうか、小隊の射撃が他の火力戦闘部隊等によって引き継がれる

場合等には小隊同時に陣地を交換する。小隊長は、小銃小隊の機動、地形、敵火の状況、他の火器の射撃との運携等を考慮して、変換の時期・場所・経路・方法を決定する。この際つとめて武器運搬車を利用する。

2個単位に区分して梯次に行なう場合には、小隊長は先行する分隊とともに射撃指揮所の要員及び無線機をまづ新陣地地域に移動させ、射撃準備を完了した後、残置した他の分隊及び射撃指揮所要員を新陣地地域に追及させる。

第459. 陣内戦における射撃

1. 小隊長は、状況の許すかぎり第一線に進出し、前進観測班との通信連絡がと絶した場合においても、第一線小銃小隊の前進状況をみずから観察して、的確な射撃が実施できるようにする。特に敵の逆襲に対しては、早期発見に努め、機を失せずこれを射撃できるようにする。また必要な場合には、戦闘の間断、他の火器による射撃の継続間等を利用して、迅速に陣地変換を行ない、密接かつ継続的な射撃を行なう。

第一線小銃小隊の攻撃が予期したとおりに進展せず、やむをえず現位置を確保しなければならない場合には、第一線小銃小隊の陣地確保を妨害する敵に対し射撃するとともに、第一線小銃小隊の攻撃再興のため射撃すべき

目標に対し、すみやかに射撃準備を完了する。

2. 予備隊が新たに第一線に使用される場合には、小隊長はすみやかにその小銃小隊等に派遣する前進観測班に対し、小銃小隊長等のもとに到着する時期及び地点に關し的確に示す。

3. 中隊目標の奪取に伴い、小隊長は、当初の計画に基づき又はそれに所要の修正を加えて、第一線小銃小隊の陣地確保及び再編成を妨害する敵を射撃するとともに、敵逆襲部隊の予想接近経路に対して射撃を準備する。また所要に応じ、すみやかに陣地変換を行ない、その後の射撃を準備する。

小隊長は、再編成にあたっては十分に弾薬を補給し、死傷した主要な人員は他の隊員で充当し、かつ各分隊の人員を均等にす等の処置を行ない、小隊の状況を中隊長に報告する。

第460. 小隊長の戦闘間における位置

戦闘間、小隊長は、通常中隊長の位置又はその近傍に、小隊観測所を設けた場合には、小隊観測所に必要に応じ砲列陣地、射撃指揮所等に位置する。

第4節 防 御

第461. 要 旨

1. 防御における小隊は、小隊の射撃を他の火力戦闘部隊等の射撃と密接に調整して、戦闘陣地の陣前及び陣内に対する火力戦闘を行なう。また当初戦闘前哨の戦闘に協力するために、小隊の一部が戦闘前哨に配属されるか、あるいは指定された陣地又は主陣地から射撃することがある。
2. 迫撃砲小隊は、通常全般任務として運用され小隊単位で陣地を占領する。地形、防御区域の正面幅、戦況等の状況により小隊を分割して陣地を占領することがある。

第462. 小隊長の偵察

1. 小隊長は、陣前及び陣内の火力戦闘を効果的に実施することに留意して偵察を行なう。
2. 小隊長の偵察する事項は、通常次のとおりである。
 - (1) 主陣地、予備陣地、補足陣地及び戦闘前哨を支援するための陣地の位置
 - (2) 敵の予想接近経路中特に射撃を準備すべき場所
 - (3) 弾幕及び陣内の突撃破碎の射撃に準じた火力集中点の位置

(4) 小隊観測所、前進観測所の位置及びその観測区域

第463. 中隊防御命令の受領

1. 中隊防御命令の受領にあたり小隊長は、通常所要の前進観測班、射撃陸曹、伝令等を同行する。準備の時間に余裕がない場合は、さらに各分隊長を同行して、小隊長の偵察を補佐させ、小隊命令の下達を迅速にするように着意する。
2. 中隊防御命令において、戦術任務、陣地地域、主線の方向、射撃区域、弾幕、試射・修正射の実施に関する統制、射撃開始時期、補足陣地への移動に関する事項等が示される。

第464. 中隊防御命令受領後の行動

1. 中隊防御命令受領後の小隊長の指揮手順については、攻撃の場合に準ずる。
2. 小隊長は、中隊占領地域内に配置される特科及び迫撃砲の前進観測者と調整し、小隊の前進観測班の位置、観測区域等を決定する。

第一線小銃小隊長とは、前進観測班の派遣及び同小隊の占領地域内あるいはその近くに設ける戦闘前哨協力するための小隊陣地等に関し調整する。また縦深に配置された小隊及び予備隊の小隊長とは、同地域内あるいはその近くに設ける小隊陣地の配置、築城、警戒、掩護等に

関して調整する。

試射・修正射に関しては、中隊長から細部を示されるが、小隊長はこれに基づいて関係指揮官と綿密に調整する。

3. 小隊長は、中隊防御命令、関係指揮官との調整、偵察の結果等に基づいて戦闘計画を定める。

戦闘計画は、通常射撃計画を主体とし、情報収集特観測、陣地占領及び陣地構築、通信、兵站、警戒、その他必要事項を含む。

第465. 前進観測班の派遣

1. 小隊長は、前進観測班を通常中隊防御命令を受領する際同行し、できるかぎりすみやかに第一線小銃小隊長のもとに派遣する。

前進観測班の細部については、本章第5節参照。

2. 小隊長は、戦闘前哨の戦闘に協力するため、前進観測班を当初戦闘前哨に派遣する場合は、前項に準ずるほか、時間に余裕があれば前進観測班が戦闘陣地に復帰後派遣される第一線小銃小隊長とじ前に所要の調整が実施できるようにする。

第466. 小隊陣地

1. 小隊陣地は、敵の縦深にわたる侵入に対しても射撃を継続できることがきわめて重要である。このため小銃

小隊占領地域内又はその近傍で地形を利用し、掩護良好でかつ隠蔽された場所に陣地を選定し、つとめて掩蓋を設けあるいは多くの予備陣地を準備して、敵戦車又は敵の小規模の侵入に際しても陣地を移動することなく射撃を継続できるようにする。またこの際指揮所及び補給施設等に損害を与えないようにこれから適宜隔離させる。

2. 敵が側面あるいは正面から大規模に侵入した場合においても射撃が継続できるように、中隊占領地域の側面及び後方に補足陣地が示される。

3. 戦闘前哨部隊の戦闘に協力するためには、第一線小銃小隊占領地域あるいはその近くに射撃陣地地域が示されることがある。

4. 陣地の選定要領等の細部については、第439条参照。

第467. 射撃計画

1. 小隊長は、射撃計画の作成にあたっては、防御準備間、射撃陸曹、前進観測陸曹等の補佐を受け、周到に計画する。この計画は、逐次判明する状況に基づいて補備・修正する。

2. 射撃計画の内容は、弾幕及び陣内の突撃破砕射撃に準じた射撃を計画するほか、第450条に準ずる。

第468. 弾幕

1. 小隊は、戦闘陣地の前面において敵の突撃を破碎するため、中隊長から分隊ごと又は小隊の弾幕の位置、射撃速度、継続時間が示される。小隊長は、その正確な位置を決定し、射撃すべき分隊及び射撃の要領を示す。

迫撃砲の弾幕は、戦闘陣地の前線の直前で、機関銃の突撃破碎線の死界、特科及び重迫撃砲の弾幕の補足あるいは間隙を有効に火制できるように陣地前100～200mのところのところに設ける。

弾幕の大きさは、中隊防御区域の正面に割り当てられた特科及び重迫撃砲の弾幕の数及び迫撃砲小隊の弾幕に対する期待度により適宜伸縮する。その大きさは、小隊弾薬は、正面200～400m、深さ100m、分隊弾幕は、正面50～100m、深さ100mである。

2. 陣内に突撃破碎射撃に準じた射撃が準備される場合は、小隊長は、陣内の火力集中点のうち特定のものに対し、できるかぎり精密な射撃諸元を準備し、また状況が許せばなるべく修正射を実施しておき、要求により機を失せず正確かつ激烈な火力を集中発揮できるように準備する。

第469. 小隊観測所

小隊長は、戦闘間小隊観測所に位置して中隊長の射撃の

統制を補佐し、小隊の射撃を指揮する。

小隊観測所は、小隊の射撃区域をよく観察できる地点に設けて、戦闘陣地の前面及び陣内の重要地点に対する良好な監視・観測を確保し、前進観測班の観測を補足するとともに、前進観測班との通信がと絶した場合においても効果的に射撃を継続できるようにする。なお地形の関係上1個の観測所により十分な観測が得られない場合は、補足の観測所を設け観測を補う。また予備・補足の観測所を中隊占領地域内あるいは隣接部隊の了解を得て隣接部隊地域内に縦深横広にあらかじめ選定し、いかなる状況の変化にも観測を継続できるように準備する。

第470. 防御命令

小隊防御命令に含める事項は、戦闘前哨に協力する部隊の統制・調整に関する事項、築城に関する事項、弾薬の集積に関する事項のほか、第452条に準ずる。

第471. 射撃諸元の準備

小隊は、火力集中点及び弾幕に対し、迅速かつ的確な射撃を行なうため、火力集中点のうち必要なもの及び弾幕には修正射を行ない、射撃諸元表に記入する(教範「81mm迫撃砲」参照)。修正射の実施にあたり小隊長は、味方部隊に危害を及ぼさないため、関係指揮官と綿密に調整するとともに所要の処置を講ずる。また修正射の実施は、通常

陣前の障害物の構築に先だつて行なわれ、その要領に関しては、中隊長からの的確に示される。

第472. 陣地占領及び築城

1. 小隊長は、偵察間、通常小隊を小隊陸曹の指揮下に陣地占領に便利な隠蔽地域に移動させてその準備をさせ、次いで経路、陣地、要すれば卸下地点を示して陣地占領をさせ、陣地を構築させるとともに所要の射撃準備を実施する。

随時の射撃を要する状況下に陣地を構築するにあたっては、与えられた射撃地域を火制できるように砲を仮の陣地に布置し、敵情監視のため所要の人員を配置する。

2. 小隊長は、中隊の作業の計画に基づき、各種掩体の構築、射界の清掃、偽装、交通作業、作業の優先順位等について示し、陣地を構築させる。

陣地構築間小隊長は、小隊の作業実施を現地につき監督・指導し、作業の進捗よく状況を適時中隊長に報告するとともに、構築物と地形の適合、偽装の適否、資材の補給・交付の状況、部隊士気及び作業規律、偽装規律等に留意する。

3. 小隊長は、射撃指揮を容易にするため、主要な地点までの距離を測定し、前地に必要な標識を設けるとともに、射撃指揮のための有線通信を、敵の砲爆撃下におい

ても切斷されないように地形・地物を利用して構成し、かつできるかぎり埋設する。

4. 小隊長は、あらかじめ示された弾薬を、各迫撃砲陣地の近くに弾薬集積所を構築して分置する。弾薬集積所の構築が完了しない間は、弾薬を迫撃砲掩体の近くに少量ずつ分置させる。

なお、武器運搬車による弾薬補給を容易にするため、通路を整備する。

5. 小隊長は、できるかぎり防御戦闘特に各種射撃の実施要領、陣地変換、通信連絡等について反復訓練し、不備な箇所を補足・修正し、かつ陣地の補備・増強に努める。

第473. 防御戦闘の実施

1. 小隊長は、敵の近接に先だち戦闘準備を整え、監視を継続し、必要な情報を砲側、射撃指揮所、前進観測班等に伝達し、適時射撃が開始できるように準備させる。陣地の諸施設がすでに完成している場合は、観測要員及びその他の必要最小限の要員を陣地に残置させ、残余のものは砲爆撃による損害を減少するため、掩蔽された地域又は掩壕に分散待機させる。

2. 敵が近接すれば小隊長は、小隊を配置につけ射撃準備を命じ、完了を確認して中隊長に報告する。

敵が前進し、迫撃砲の有効射距離内に有利な目標となるようになれば、小隊長は、中隊長の射撃開始の命令にしたがい、あらかじめ計画した火力集中点に対し、又は目標に近い火力集中点の射撃諸元に所要の修正を加えて射撃させ、敵の前進を遅滞させる。

3. 戦闘前哨の撤退に伴い小隊長は、これの協力を任じていた分隊等をすみやかに主陣地に進入させるとともに、派遣していた前進観測班に新任務を付与する。

4. 敵がさらに近接した状況においては、小隊長は前進観測班及び中隊長との連絡をますます密接にし、みずからの観察及び前進観測班の報告等により、有利な目標、敵の前進状況、他の火器の状態等を明らかにして、適時中隊長に報告するとともに、中隊長の命令に基づき、敵の攻撃発起位置、現出する敵の密集部隊、自動火器、監視所等有利な目標をとらえ、有効適切な射撃を行ない敵の戦闘力を破砕する。この際他の火器の射撃の状態、自隊の射撃の予想効果、弾薬の消費状況等を考慮して射撃に関し積極的に中隊長を補佐する。

小隊長は、中隊長の命令により、あるいは猶予できない場合にはみずからの判断により、小隊同時又は梯次に予備陣地へ移動させ中隊長に報告する。

5. 敵が戦闘陣地直前に近迫し、敵の突撃開始時期が切

迫したならば、小隊長は第一線小銃小隊長、前進観測班、中隊長等との連絡を密接にするとともに、みずからも観察して敵情を明らかにし、弹幕に対する射撃準備を完了させる。

小隊長は、突撃破砕射撃の要求があった場合は、その正面に弹幕を有する小隊又は分隊に、自動的にあらかじめ示した要領により射撃させる。この際弹幕射撃に参加しない分隊がある場合には、できるかぎりその分隊に弹幕を増強する射撃を実施させる。

煙幕あるいは濃霧等により、視界が不良で敵の前進状況が視察できない場合は、各分隊は直ちに弹幕射撃ができるように準備させる。

6. 敵が陣地を突破して侵入した場合には、小隊長は中隊長の命令に基づき、侵入した敵部隊を射撃させ、その拡大を防止して敵をその場で撃破するように努める。陣内における敵の突撃に対しては、突撃破砕射撃に準じた射撃を行ない、敵の突撃を破砕する。また味方部隊の逆襲等に際しては、逆襲等に協力する射撃を行なわせる。敵の侵入状況により、主陣地から射撃が困難となった場合には、中隊長の命令によるか、猶予できないときはみずから補足陣地に小隊を移動させて射撃を継続し、直ちに中隊長に報告する。

第474. 警戒

小隊長は、陣地が小銃部隊の配置により防護されるように陣地の位置を決定し、その掩護に関して関係小銃小隊長と調整する。また射撃に支障のない人員等をもって直接警戒の処置を講ずる。対空・対遊撃及び対潜入・対特殊武器警戒に関しては、第1編第1章第6節参照。

第475. 夜間の配置

迫撃砲小隊は、昼間の射撃により主陣地の位置が暴露した場合、あるいは夜間実施する射撃により主陣地の位置が暴露するおそれがある場合等には、予備陣地に移動することがある。前記の状況により夜間の配備変更を要する場合、小隊長は昼間から準備を周到にして射撃準備を整え、薄暮あるいは払暁等敵の視界を制限する時期を利用して迅速に移動する。

夜間においては、小隊は常に砲側に一部の人員を配置して直ちに射撃できるように準備する。

第5節 前進観測班

第476. 編制及び任務

1. 前進観測班は、前進観測陸曹と無線通信手から成る。
2. 前進観測班の任務は、次のとおりである。

- (1) 中隊特に第一線小銃小隊の行動を妨害する敵に対する射撃の要求及び射撃の観測
- (2) 敵情及び味方部隊の位置並びに行動の報告
- (3) 第一線部隊との連絡

第477. 観測班の行動

1. 前進観測班は、中隊の第一線小隊及び迫撃砲小隊の運用が決定したならば、通常第一線小銃小隊長のもとへすみやかに派遣される。出発に際し、小隊長から次の事項について示される。

- (1) 中隊攻撃（防御）計画の概要
- (2) 任務に基づく小隊長の企図
- (3) 派遣される第一線小銃小隊長の位置及び連絡事項
- (4) 射撃計画中の必要事項
- (5) 観測所の位置及び築城に関する事項（特に防御）
- (6) 通信に関する事項
- (7) その他必要な事項

2. 前線へ行く途中、前進観測陸曹は観測所に適した地点及び有線通信の構成に適した経路等を偵察する。

3. 第一線小銃小隊のもとに到着し、小銃小隊長との調整あるいは指示を受ける事項は、次のとおりである。

- (1) 迫撃砲小隊の状況
- (2) 小銃小隊の攻撃（防御）計画及びこれに基づく迫

撃砲小隊に対する射撃要求

- (3) 観測所(予備・補足観測所を含む。)の位置
- (4) 特科、重迫撃砲部隊等の前進観測者との調整
- (5) 小銃小隊長との通信手段

4. 射撃指揮所から命令された場合は、前進観測班は基点及び検点の試射を観測する。

第478. 観測所占領の手順

1. 地図を標定し、観測所の位置を決定する。
2. 地図と現地を対照して観測区域内の基点、検点、又は予想される目標あるいは重要な地形・地物を確認する。
3. 夜間標定のため、所要方向へ標識を設ける。
4. 観測可能な限界を判定し、観測所の位置と視界図をオーバーレイにより小隊長に報告する。
5. 写景図を作成する。
6. 観測用の掩体(防御の場合は掩蓋を設ける)を構築し、時間の許すかぎり有線を埋設する。
7. 予備、補足観測所を設定する。

第479. 観測者の報告

1. 情報報告に含むべき要素
 - (1) 誰が(何が)
 - (2) どこで
 - (3) いつ

(4) 何をしていたか

(5) 誰が見たか

2. 見たまま報告し、推測や推定はしない。
3. 何も観測されない場合は、定期的に“異状なし”を報告する。

第480. 攻撃戦闘間における前進観測班

1. 攻撃前進間の行動

(1) 前進観測班は、第一線小銃小隊の攻撃を最も妨害する敵をすみやかに発見し、射撃指揮所に射撃を要求するか、小銃小隊長の射撃の要求をすみやかに射撃指揮所に報告する。また観測により効力射の効果を判定して射撃指揮所に報告するとともに、敵情、第一線小銃小隊の先頭位置、及び戦況を絶えず観測して適宜報告する。

前進観測班は、第一線小銃小隊長との連絡を緊密にするため、つとめて第一線小銃小隊長とともに前進する。

(2) 前進観測班は、射撃指揮所との通信に絶えず注意する。通信は無線通信のみに依存することなく、緊急な時期に無線通信が錯綜しても適切な射撃ができるようにできるかぎり有線通信を敷設してこれを併用する。

2. 突撃間の行動

第2編 小銃小隊等

(1) 前進観測班は、第一線小銃小隊の行動を正確に把握し、かつ連絡を緊密にし、特に味方部隊に危害を及ぼさないよう注意する。

(2) あらかじめ小隊長から射撃の計画を示されている場合は、計画に基づいて射撃を観測する。

(3) 第一線小銃小隊の突撃発起後、不意に現出を予想する側防火器に対しては突撃に先だつてあらかじめ射撃を要求する。

3. 陣内の戦闘における行動

(1) 陣内戦においては前進観測班はつとめて第一線に進出し、小銃小隊長の射撃要求を機を失せず報告する。なお敵の逆襲の徴候の発見に努め、直ちに報告する。

(2) 予備隊が新たに第一線に使用される場合は、前進観測班は、小隊長の命令により、その小銃小隊等に派遣される。この際小銃小隊長等のもとに至る時期、地点等に関し詳細に示される。

第481. 防御戦闘における前進観測班

1. 敵が防御障地に接近するに伴い、前進観測班は射撃指揮所及び小銃小隊長との連絡を密にして監視をますます厳重にし迫撃砲の有効射距離内に敵の有利な目標が現出すれば計画に基づき射撃を要求する。

2. 戦闘前哨に位置する前進観測班は、戦闘前哨とともに

第5章 迫撃砲小・分隊

に後退して所命の観測所へ移動する。

3. 敵が近迫するに伴い前進観測班は、敵の攻撃発起位置、密集部隊、自動火器、監視所等有利な目標をとらえ適時適切に射撃を要求する。

4. 敵の突撃が近ずいたならば、前進観測班は第一線小銃小隊長からの通報に基づいて弹幕に対する射撃準備を予告するとともに、要求のあり次第機を失せず射撃を要求する。

5. 敵が戦闘障地に侵入した場合には、前進観測班は指揮所及び小銃小隊長と密接な連絡を保ち、侵入部隊に対する的確な射撃を要求し、また味方部隊の逆襲に密接に協力する。

第6章 火器小隊

第1節 概 説

第482. 要 旨

1. 火器小隊（普通科群）は、小隊長、小隊陸曹、通信係、伝令とから成る小隊本部と、機関銃班、無反動砲班、及び迫撃砲班から成る。
2. 火器小隊は、小銃小隊の戦闘に密接かつ継続的に協力するとともに、対戦車戦闘を実施する。

第483. 小隊長以下の職責

1. 小隊長は、小隊を指揮し、小隊の行動について責任を負う。

小隊長は、中隊の火力運用計画の作成、火力運用及び調整について中隊長を補佐する。

2. 小隊陸曹、通信係、伝令の職責については、小銃小隊に準ずる。

第484. 各班の運用

1. 火器小隊は、通常中隊長の直轄として運用される。各班の運用については、中隊長から示される。状況により各班（分隊）を第一線小隊等に配属されることがある。

2. 防御においては、迫撃砲班は、上級指揮官によって統一運用されることがある。また各小銃小隊の迫撃砲分隊は、火器小隊長の指揮下に集成して運用されることがある。

第485. 弾薬補給

各火器の定数弾薬は、空挺団の弾薬段列、中隊の弾薬班、及び各分隊に分割して携行する。

戦闘間は、直接中隊の弾薬交付所から弾薬を受領する。

第2節 機関銃班・分隊

第486. 要 旨

1. 機関銃班は、班長と伝令とから成る班本部と、2個の機関銃分隊から成る。

機関銃分隊は、分隊長、機関銃手、副機関銃手、弾薬手から成り機関銃を装備する。

2. 機関銃班（分隊）は、第一線小隊に対し密接かつ継続的に協力する。

第487. 班長以下の職責

1. 班長は、班を指揮し、その行動について責任を負う。
2. 班長は、戦闘間、各分隊の陣地の選定、陣地への移動、陣地の占領及び構築、射撃指揮、陣地変換、通信連

絡等を指揮するとともに弾薬の補給、再編成を適時に行なう。

3. 伝令は、本来の業務のほか、無線通信手を兼務する。
4. 分隊長、機関銃手、副機関銃手、弾薬手の職責は、軽機分隊に準ずる。

第488. 指揮及び射撃の統制

1. 攻撃においては、通常班単位に射撃任務を遂行するが、特に必要な場合は、分隊ごと別個の射撃任務を遂行することがある。防御においては、通常分隊ごとに射撃任務を遂行するが、必要に応じ各銃ごと別個の射撃任務を遂行する。
2. 班が特定の小銃小隊の協力に任ずる場合は、班長はみずから射撃を統制する。

この際班長は、常に被協力小隊長と連絡を確保し、その射撃に関する要求が火器小隊長の命に反しないかぎり積極的に被協力小隊の行動に協同する。

3. 班が特定の小銃小隊に配属された場合は、班は小銃小隊長の指揮下にその射撃の統制により任務を遂行する。

第489. 攻撃における機関銃班

1. 攻撃における班は、第一線小隊の前進を妨害する目標を射撃し、第一線小隊の機動に密接かつ継続的に協力する。

2. 機関銃班は、中隊全般の射撃に任ずる場合と、特定小隊の協力に任ずる場合とがある。状況により特定の小隊に配属されることがある。

第490. 防御における機関銃班

防御における班は、主として戦闘陣地の前縁及び陣内の要部に対する突撃破碎射撃に任ずる。

また火力急襲のため射撃を実施する場合がある。これらの場合、概略の射撃陣地、突撃破碎線及び火力急襲点、射撃開始の時期、条件、射撃速度及び継続時間等は中隊長から示される。

第3節 無反動砲班・分隊

第491. 要 旨

1. 無反動砲班は、班長、伝令とから成る班本部と2個の無反動砲分隊とから成る。

無反動砲分隊は、分隊長、無反動砲手、副無反動砲手、弾薬手から成り106 mm 無反動砲を装備する。

2. 無反動砲班は、中隊固有の対戦車火力の骨幹として対戦車戦闘を実施する。

無反動班分隊は、無反動砲班内の射撃単位部隊として戦闘する。

第492. 班長の職責

班長は、無反動砲小隊長に準ずる職責を負う。

第493. 無反動砲班の運用

無反動砲班の運用に関しては、本篇第4章（無反動砲小分隊）参照。

第4節 迫撃砲班・分隊

第494. 要旨

1. 迫撃砲班は、班長、観測陸曹、測量手、無線通信手、装輪車整備手とから成る班本部と2個の迫撃砲分隊から成る。

迫撃砲分隊は、分隊長、迫撃砲手、副迫撃砲手、弾薬手から成り81mm迫撃砲を装備する。

2. 迫撃砲班は、通常班単位で運用され、81mm迫撃砲の射撃によって第一線小隊の戦闘に密接かつ継続的に協力する。

第495. 班長以下の職責

1. 班長は、迫撃砲小隊長及び射撃陸曹に準ずる職責を負う。
2. 測量手は、迫撃砲小隊の算定手に準ずる職責を負う。

第496. 迫撃砲の運用

迫撃砲班は、通常中隊の全般任務として運用され、状況により小銃小隊に配属されることがある。また上級部隊指揮官に直轄され、他の中隊の迫撃砲班と集成運用されることがある。細部の運用については、本篇第1章（迫撃砲小分隊）参照。

第7章 弾薬班

第497. 要 旨

弾薬班（普通科群）は、班長、弾薬手及び車両操縦手から成る。

弾薬班は、弾薬運搬車を利用して中隊の弾薬の収集作業、中隊弾薬交付所の開設・運営を実施し、弾薬の補給業務を実施する。

第498. 班長以下の職責

1. 班長は、部隊補給陸曹と調整し、中隊弾薬交付所の細部位置の決定、弾薬交付所の開設・運営、弾薬交付所の推進、必要に応じ弾薬の部隊補給等を実施する。
2. 班員は、弾薬交付所における諸業務、投下した弾薬の収集作業を実施する。

第499. 弾薬班の運用

1. 弾薬班は、通常中隊長に直轄して運用される。状況により上級指揮官の統一指揮下に運用されることがある。
2. 弾薬交付所においては、弾薬は通常車載した状態におき、第一線の戦況に迅速に応じうるように準備する。また緊急の弾薬補給が必要な状況においては、部隊補給を行なうことがある。

3. 弾薬補給の要領については、第1篇、第1章、第8節、第2款参照。

付 録

付録第1 先任陸曹以下の主要な業務

第1. 先任陸曹

先任陸曹は、人事業務、庶務に関する業務及び中隊指揮所に関する細部業務等を実施して中隊長を補佐する。

その主要な業務は、次のとおりである。

1. 人事業務については、人員の把握、人事手続、規律、表彰、給与等
2. 庶務に関する業務については、文書の複製、送達、授受、保管等
3. 指揮所に関する細部業務については、指揮所の内部配置、移転、警戒等
4. 中隊本部の伝令及び文書陸曹（係）の業務の監督並びに中隊本部に属する陸曹等の人員の掌握及び服務の監督
5. その他中隊長の命ずる業務

第2. 文書陸曹（係）・人事記録報告陸曹

文書陸曹（普通科群）、文書係（第7師団）及び人事記録報告陸曹（普通科群）は、先任陸曹の業務を補佐し、また中隊記録の保管に任ずる。

第3. 運用訓練陸曹

運用訓練陸曹（第7師団、普通科群を除く。）は、運用訓練幹部の業務を補佐する。

第4. 伝 令

伝令は、先任陸曹の監督を受け、主として通信・連絡に任ずる。

第5. 通信陸曹

通信陸曹は、通信に関し中隊長を補佐する。

通信陸曹の業務は、次のとおりである。

1. 中隊の通信組織の構成・維持・運営
2. 中隊の通信要員及び中隊長の指定する隊員の訓練
3. 通信装備品等の整備
4. 通信に関する規定の実行の確認、通信規律の維持、

通信保全

第6. 無線通信手

無線通信手は、通信陸曹の監督を受け、車両無線機又は携帯無線機1号を操作する。

第7. 交換手

交換手（第7師団、普通科群を除く。）は、通信陸曹の監督を受け、中隊の交換機を操作する。また必要に応じ中隊有線通信網の構成・維持を行なう。

第8. 部隊補給陸曹

部隊補給陸曹（化学係兼務）は、第1種補給品及び水以外の補給関係事項に関して中隊長を補佐する。

部隊補給陸曹は、中隊段列地域を運営し、第1種補給品及び水以外のすべての補給品を請求し、受領し、点検し、交付するとともに補給記録の整備・保管等の業務を行なう。また火器陸曹（係）の業務及び車両操縦手の補給に関する業務を監督する。

第9. 火器陸曹

火器陸曹及び火器係（普通科群）は、部隊補給陸曹の監督を受け、主として火器及び装備品の小修理を行なう。また化学係を兼務する。

第10. 車両操縦手

車両操縦手（普通科群を除く。）は、弾薬庫、多用車等を操縦するとともに、部隊補給陸曹の監督を受け、補給業務を行なう。

第11. 装輪車整備手

装輪車整備手（第7師団を除く。）は、車両操縦手兼務の整備手の協力を受け、かつ車両操縦手の援助のもとに中隊の全車両についての第2段階整備（c整備）を行なう。

第12. 給養陸曹

給養陸曹は、中隊長が指令した炊事要員を指揮し、連隊

付 録

第1種交付所から糧食を受領し、各食事（朝・昼・夕ごと）を調理して、水とともに中隊の全員に交付する。

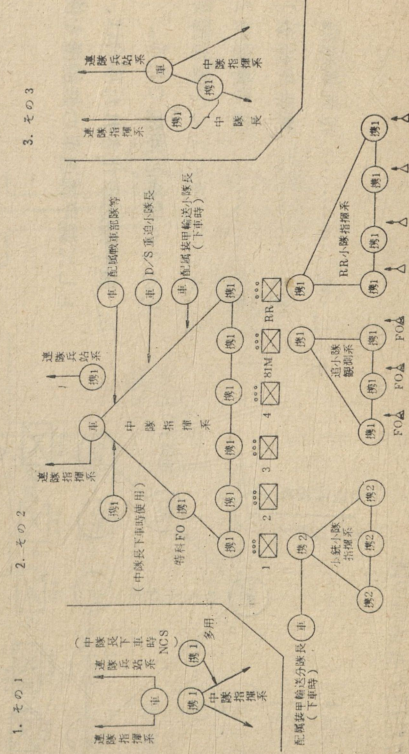
第13. 調理手

調理手（第7師団）は、給養陸曹の監督を受け、各食事を調理する。

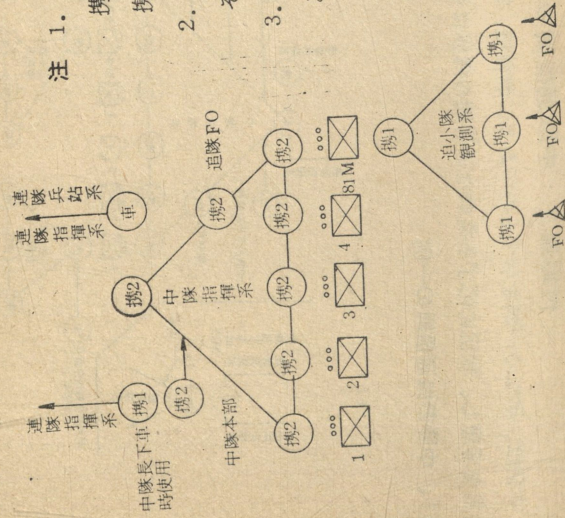
付録第2 中隊通信網の一例

本例は、単なる一例を示すものであり、無線機、電話機等の充足状況あるいは戦闘上の要求を考慮し、状況に応ずる柔軟な通信網の構成に留意することが重要である。

第1. 中隊無線通信網の一例

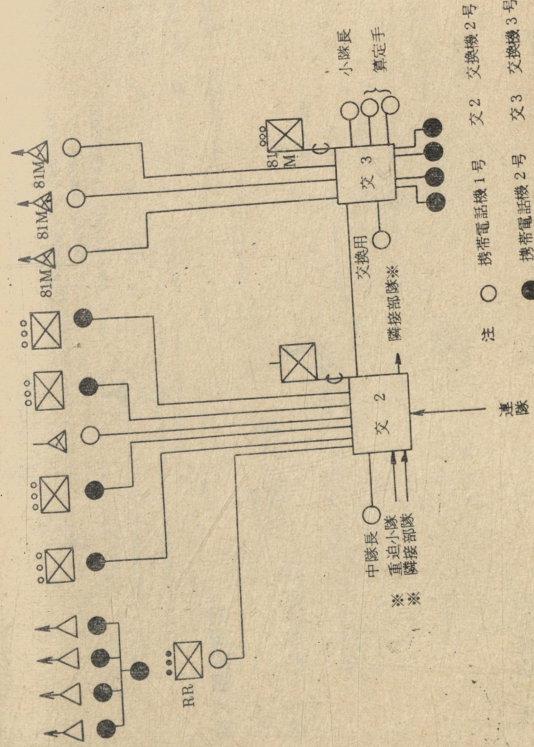


4. 第7師団の普通科中隊



- 注 1. 車 …………… 車両無線機
 携1 …………… 携帯無線機 1号
 携2 …………… 携帯無線機 2号
2. その1、その3の中隊指揮系の細部は、その2の場合と同様である。
3. 装甲輸送車化された場合は、乗車間主として装甲輸送車の無線機を使用する。

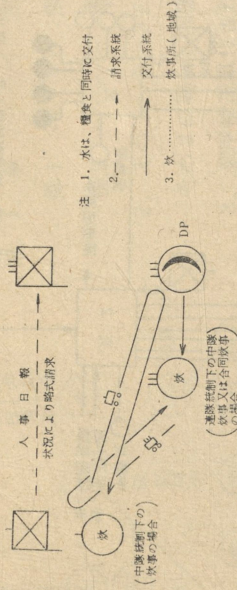
第2. 中隊有線通信網の一例



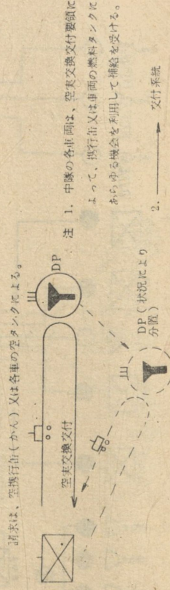
- 注 ○ 携帯電話機 1号 交2 交換機 2号
 ● 携帯電話機 2号 交3 交換機 3号
 ※ 構成される場合を示す。

付録第3 各種補給品の取得及び配分のための手続

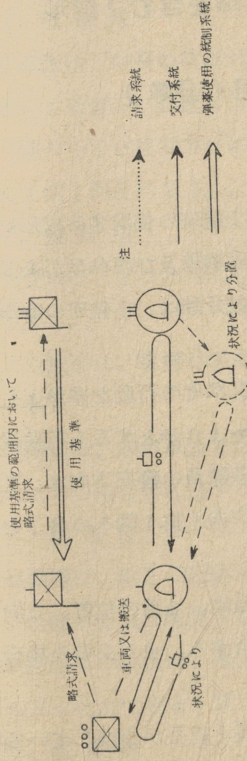
第1. 第1種補給品



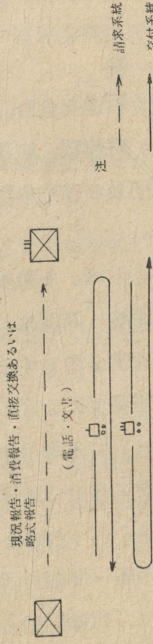
第2. 第3種補給品



第3. 第5種補給品



第4. 第2・4種補給品



付録第4 戦闘（行進を含む）隊形

第1節 小銃班（分隊）

第1. 要 旨

1. 戦闘（行進を含む）間、小銃班の使用する隊形には、行進縦隊、班縦隊、班菱形、班横隊及び班傘型がある。

第7師団及び普通科群の小銃分隊は、小銃班の隊形を準用する。

2. 班の隊形は、1番の位置又はその行動を基準とし、各隊員の距離・間隔は、約5～10歩とする（行進縦隊の距離は通常2歩とする）。各隊員の警戒方向は、別命なければ班菱形における警戒方向（第1図その3）を他の隊形においても準用する。

3. 隊形をとらせるには、班長は、1番の位置、方向及び隊形を示し、「作れ」と号令する。また必要な場合には隊員の距離・間隔を示す。

4. 班員は、行動間絶えず班長（組長が指揮している場合は組長）に注意する。

第2. 班の行進縦隊

班の行進縦隊は、敵部隊と接触のおそれが少ない場合に

使用する（第1図その1）。

第3. 班縦隊

班縦隊は、班長の掌握が容易で、各方向に対して監視ができ、また側方へ迅速に行動できる。班縦隊は、通常森林煙・霧の中及び夜間並びに小径・隘路を前進する場合に適する（第1図その2）。

第4. 班菱形

班菱形は、どの方向にも戦闘準備を要する状況において使用する。

この隊形は、掌握が容易で、よく全周警戒ができ、融通性がある。

班菱形は、班が単独で行動する場合又は班が小隊の先頭部隊である場合等に適する（第1図その3）。

第5. 班傘型

班傘型は、敵との距離がやや遠く、機関銃組が射撃を行ない、他の班員は展開する必要のない場合に使用する。機関銃組以外の班員は、機関銃組の右又は左へ輕易に展開して火力を増加できる（第1図その4）。

第6. 班横隊

班横隊は、班が火力を発揮する場合又は突撃を行なう場合に使用する。またこの隊形は、開濶地特に敵の射撃に暴露した地域を通過する場合にも適する（第1図その5）。

第7. 運動(機動)

1. 戦闘間、発進のための号令には、次の五つの基礎的な要素があり、このうち必要な事項を号令に含ませる。

(1) 注意喚起 この要素では、これから指示しようとする事項に関し班員の注意を喚起して、受令の態勢をとらせる。

たとえば「第1班」、「第1組」等であり、また特定の隊員を指名してもよい。班長(組長)が班(組)を前進させる場合はこの要素を省くことができる。

(2) 統制 この要素では、前進にあたって統制すべき事項を示す。たとえば「あの稜線まで」又は「経路」あるいは現在地から以後各個に前進をさせる場合等は、「じ後」等である。

(3) 区分 この要素では、前進の区分を示す。たとえば「組ごとに」、「各個に」等である。班長(組長)が班(組)を同時に前進させるときは示さない。

(4) 速度 この要素では、前進の速度を示す。たとえば「早駆け」、「駆け足」、「はふく」等である。

「速足」で前進する場合は示さない。

(5) 動令 この要素では、「前へ」の動令を下す。

2. 停止させるには、「止まれ」の号令又は信号をする。

3. 展開した班を集めるには、班長は「集まれ」の号令

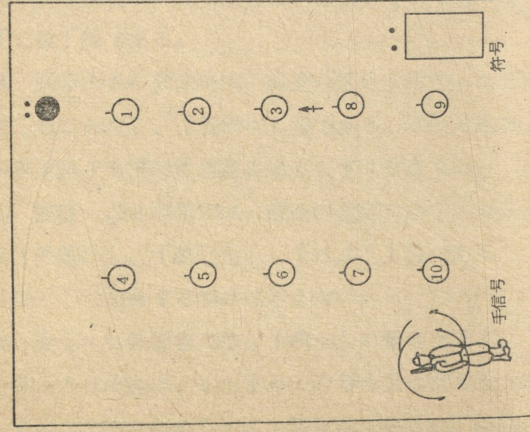
又は信号をする。隊員は、駆け足で行動し、班長に面し
行進縦隊を作る。

第2節 迫撃砲分隊、無反動砲分隊、
火器分隊及び軽機分隊

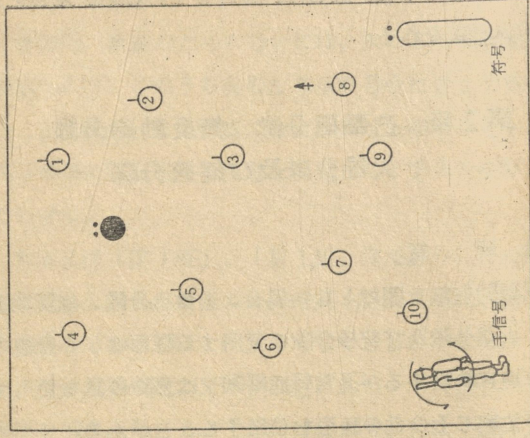
第8. 要 旨

戦闘間射撃を開始しない場合、迫撃砲分隊、無反動砲分隊、火器分隊及び軽機分隊の使用する隊形は、小銃班の隊形を適宜準用するが通常行進縦隊又は分隊縦隊を使用する。必要に応じその他の隊形を使用することがある。

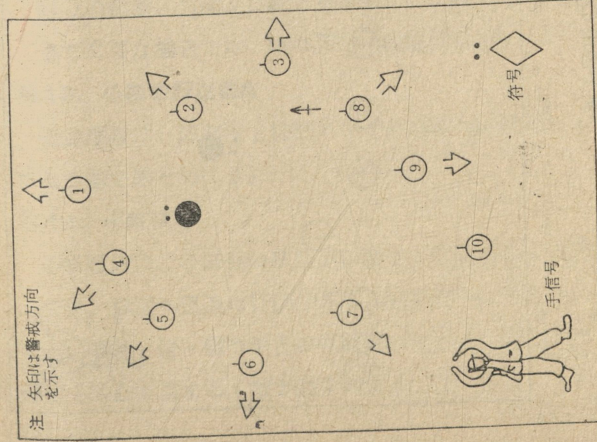
第1図その1 班の行進縦隊



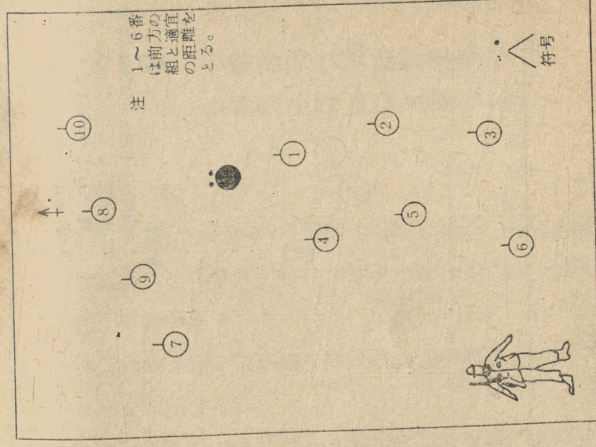
第1図その2 班縦隊



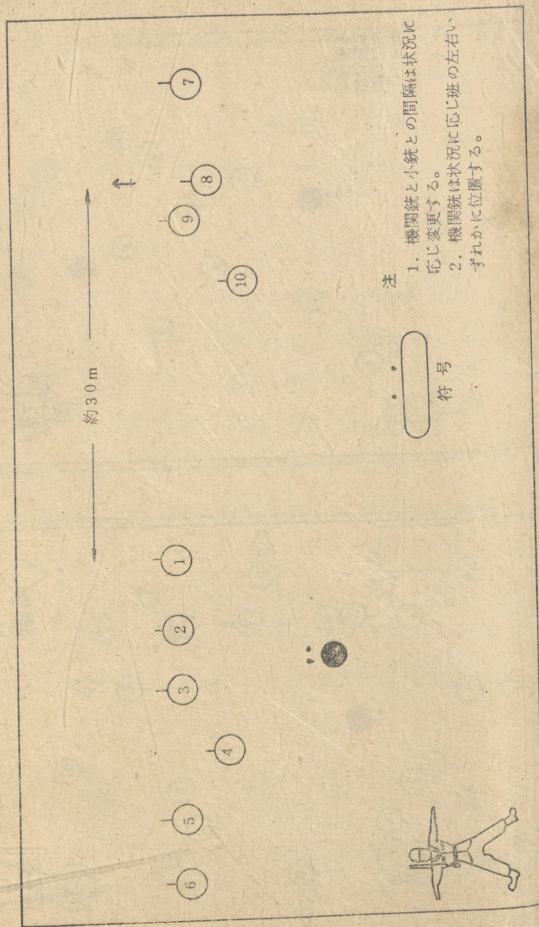
第1図その3 班菱形



第1図その4 班菱形



第1図その5 班・横隊



第3節 小銃小隊、無反動砲小隊 迫撃砲小隊及び火器小隊

第9. 要 旨

1. 戦闘間、小銃小隊の使用する隊形には、行進縦隊、小隊縦隊、小隊横隊、小隊V型、小隊傘型及び小隊右(左)梯隊がある。

無反動砲小隊、迫撃砲小隊及び火器小隊は、小銃小隊の隊形を準用する。

2. 隊形をとらせるには、小隊長は、基準班(通常頭号班)の位置、方向及び隊形を示し、「作れ」と号令する。また必要な場合には、班の距離・間隔を示す。

第10. 小隊の行進縦隊

行進縦隊は、敵部隊と接触のおそれが少ない場合に使用する(第2図その1)。

第11. 小隊縦隊

小隊縦隊は、小隊長の掌握が容易で、おおむね全周警戒ができ、側面へ迅速に行動できる。敵が正面に予想される場合、森林・煙・霧の中及び夜間並びに小径・隘路等を前進する場合に適する(第2図その1)。

第 12. 小隊横隊

小隊縦隊は、至短時間に正面に対して最大火力が発揮でき、主として突撃段階に使用する。また砲迫、機関銃の長距離射撃に暴露した地域を迅速に通過する場合に適する（第 2 図その 2）。

第 13. 小隊 V 型

小隊 V 型は、小隊の火力の大部分を迅速に正面に指向することができ、正面及び側面双方に対する警戒ができ、行動及び掌握に便利である（第 2 図その 3）。

第 14. 小隊傘型

小隊傘型は、敵の兵力及び配置等が不明な場合、又は小隊が単独で行動する場合に使用する。この隊形は、融通性があり、全周警戒ができ、かつ掌握が容易である（第 2 図その 4）。

第 15. 小隊菱型

小隊菱型は、装甲輸送車化小隊が、開濶地等において使用する。この隊形は、指揮が容易で、柔軟性があり、かつ隊形内の相互支援が良好である。また四周に対する警戒及び射撃が容易である（第 2 図その 5）。

第 16. 小隊右（左）梯隊

小隊右（左）梯隊は、開放又は暴露した側面を防護する場合に使用する。この隊形は、正面及び梯隊の方向に迅速

に全勢力をもって射撃を行なうことができる（第 2 図その 6）。

第 17. 警戒及び指揮

1. 小隊内の各班（分隊）は、四周に対して警戒する。小隊長は、必要な場合は班（分隊）に特に警戒すべき方向を示す。班（分隊）長は、小隊長との間に目視連絡を維持する。小隊長は、小隊を最もよく指揮できる所に位置する。小隊陸曹は、小隊長の指揮を補佐する。その位置は一定していない。

2. 手信号により小隊を指揮する場合は、「小隊」を表わす信号を示す必要はない。

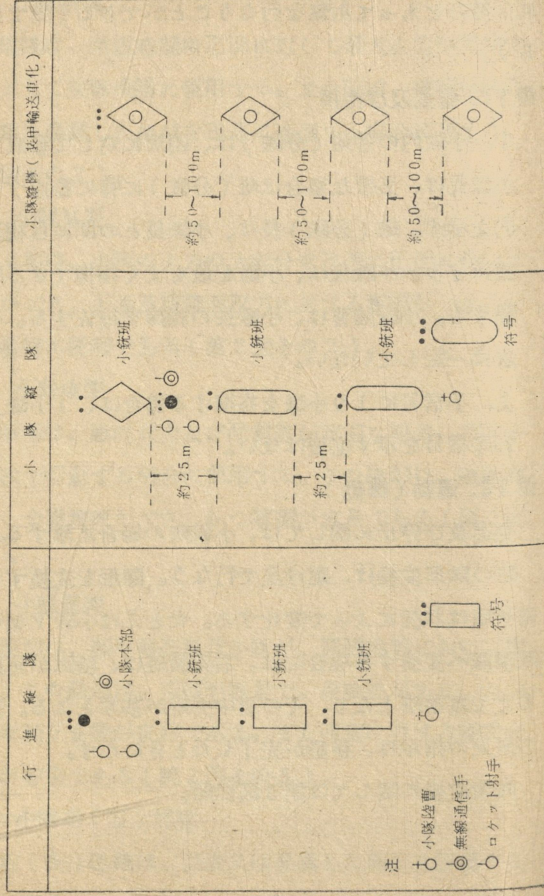
第 18. 運動（機動）

発進及び停止に関しては、小銃班の場合に準ずる。

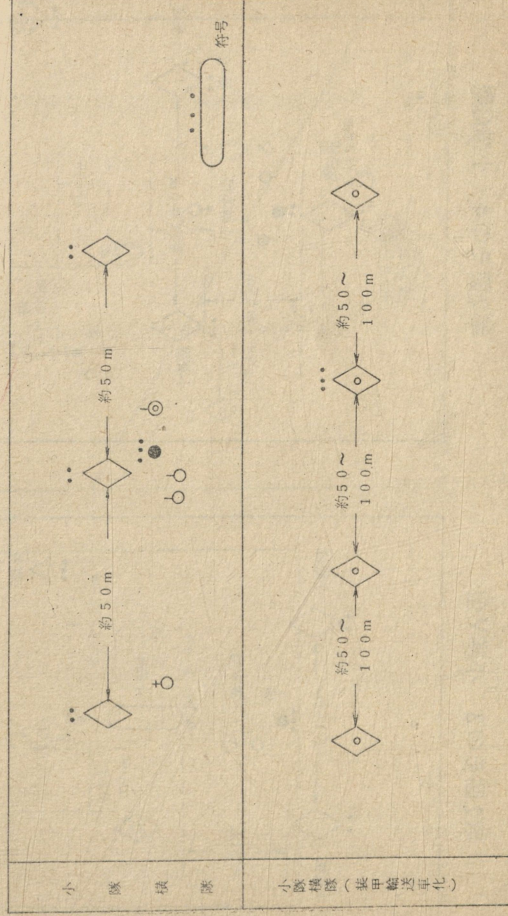
班の隊形変換は、駆け足で行なう。隊形を変換する場合、基準班は状況によって変化する。たとえば小隊 V 型から小隊横隊へ変換する場合には、右先頭班は、横隊が完成されるまで基準班となり、その後中央班が基準となる。基準班の変更の指示は、移動が完了したときに示す。

隊形変換に関しては第 3 図参照。

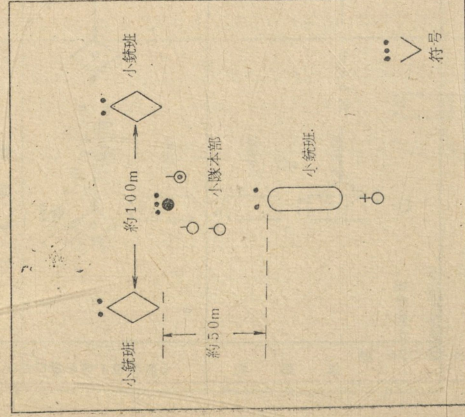
第2図 その1



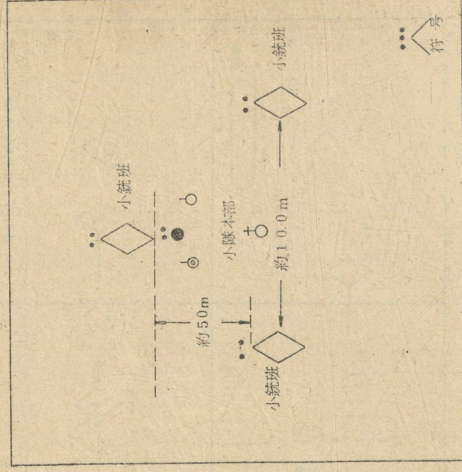
第2図 その2



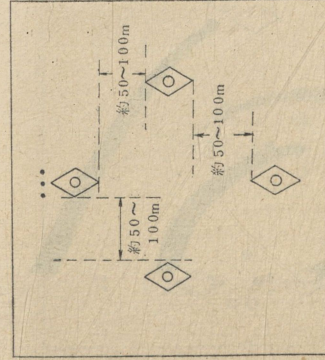
第2図その3 小隊V型



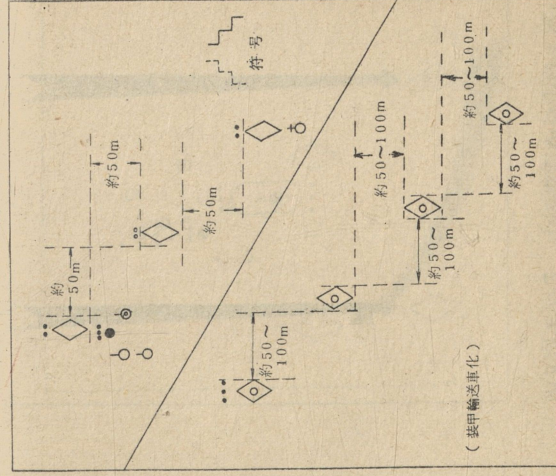
第2図その4 小隊傘型



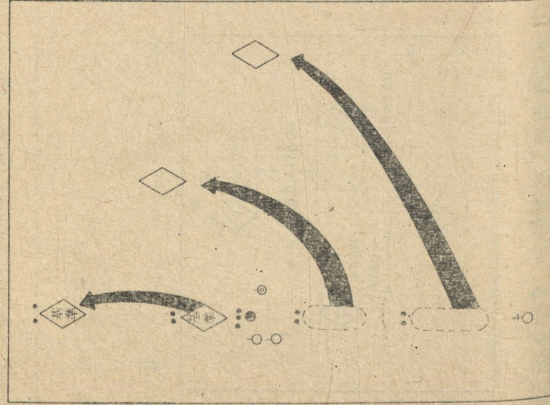
第2図その5 小隊菱形(装甲輸送車化)



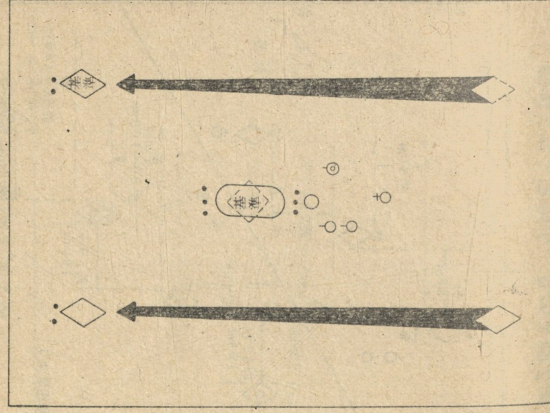
第2図その6 小隊右(左)梯隊



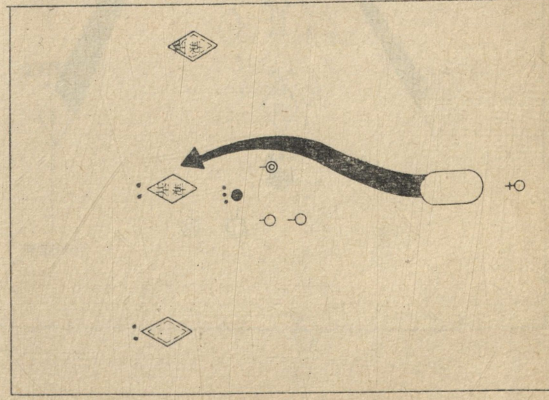
第3図その1 小隊縦隊から小隊右梯隊へ



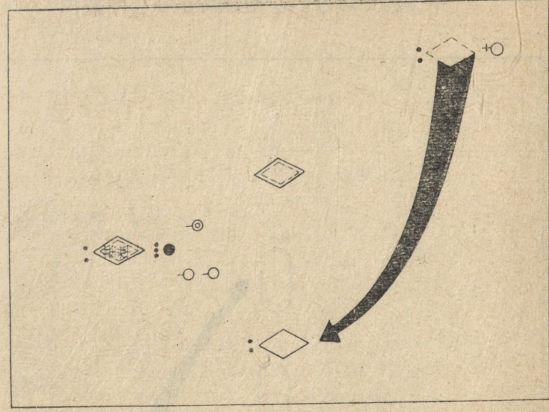
第3図その2 小隊傘型から小隊V型へ



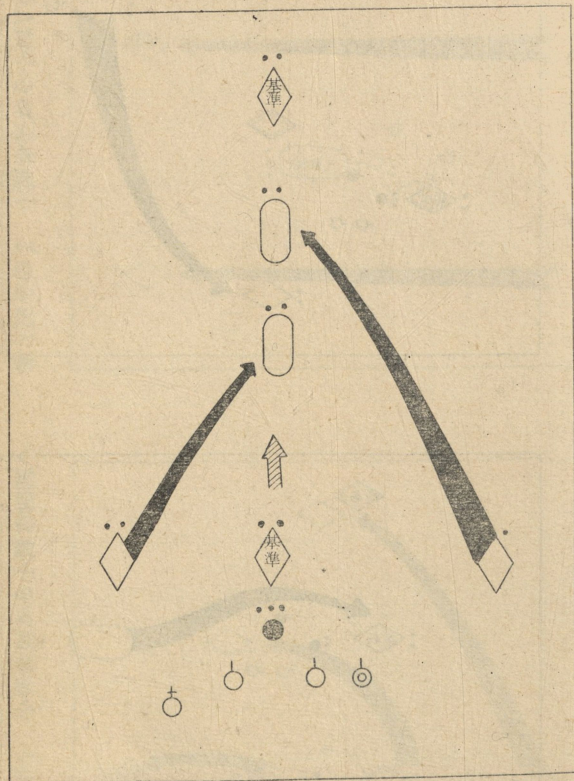
第3図その3 小隊V型から小隊横隊へ



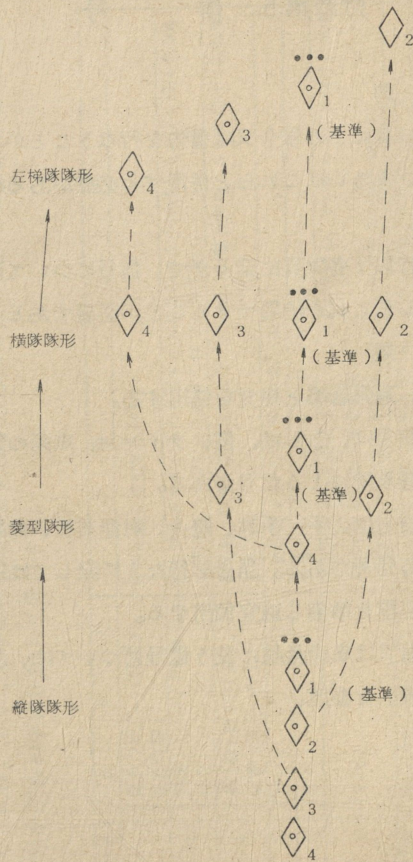
第3図その4 小隊梯隊から小隊傘型へ



第3図その5 小隊横隊から小隊縦隊



第3図その6 装甲輸送車化小隊の隊形変換の一例



付録第5 信 号

第1. 目 的

信号は、口頭により号令又は警告を行なうことが不適当である場合、あるいはこれらと併用する必要がある場合等に使用する。

各級指揮官以下各隊員に至るまで、信号について習熟し、心手期せずしてこれを使用できることが必要である。

第2. 種 類

信号には、通常音響と視覚を使用する。

1. 音響信号は、らっぱ、笛、サイレン、車両の警笛、その他音響装置による信号である。
2. 視覚信号は、手、手旗、燈火、対空布板、発射信号弾等による信号である。信号を行なうに際しては通常予備の信号手段を準備し適宜使用する。

車両行進又は車両教練に使う信号については、教範「基本教練」を参照。

第3. 手 信 号

ここには、主として中隊の指揮に必要な手信号について記述する。通常信号の発信者は、信号を送る相手に正対して発信する。

番号	信 号 名	説 明
1	「気をつけ」、「注目」、「注意喚起」 「準備よいか」、「準備よし」	片手を高く垂直に上げる。 腕を水平よりやや高く信号を送る相手のほうへ伸ばして上げ、指はそろえて伸ばし、手のひらを相手のほうに向ける。
2	「指令」	銃(砲)位置、射撃位置を示したのち、射撃方向にこぶしを向けて数回突き出す。
3	「銃(砲)据(す)え」、「射撃位置につけ」	銃(砲)位置、射撃位置を示したのち、射撃方向にこぶしを向けて数回突き出す。
4	「前へ」	片腕を高く上げ次に前方に数回振る。
5	「撤去」	片手の手のひらで他の手の手のひらを短切に数回たたたく。
6	「射て」	腕を体の前面の腹の高さにまっすぐに伸ばし、手のひらを下に向け、水平に大きく数回振って弧を描く。 迫撃砲の場合は腕を垂直に上げ次に一歩に前方へ振りおろす。
7	「射ち方待て」	手のひらを作って腕を顔の前の上に上げ、垂直方向に数回上下する。
8	「射距離」	右腕を前方に伸ばし相手の手のひらを修正すべき方向に向けて、次の要領で所望の方向に数回振る。
9	「方向」	受信者を基準にして、左のときは左に右のときは右に振る。

番号	信 号 名	説 明
10	「修正(主として直接照準射撃火器に用いる。)」	右腕を前方に伸ばし、手のひらを修正する方向に向けて、次の要領で数回振る。次に修正する数字を示す。 (1) 左右の場台は、受信者を基準にして、左のときは左に、右のときは右に振る。 (2) 増せ(上げ)のときは上に、ひけ(下げ)のときは下に振る。
11	「数字」	手のひらを受信者の方に向け、アラビア数字を受信者に読めるように裏返して書く。
12	「リード(未来修正量)」	両こぶしを肩幅の間隔に前に出し、次に数字信号を送る。
13	「射撃準備」	片方の手でこぶしを作り、胸にあてる。
14	「発砲」	片方の手のひらで目をかくす。
15	「短延期信管」	両方の手を用以ンチャペルで土を掘るまねをする。
16	「号令不明」又は「再送要求」	両腕を頭上上げ数回交叉させる。
17	「移動用意」	顔の前で両方の手のひらを前に向けて、別々に左右に振る。
18	「変換用意」	顔の前で両方の手のひらを前に向けて、交互に前後に振る。
19	「前進用意」	顔の前で両方の手のひらを前に向けて、数回同時に前方に突き出す。
20	「乗車」、「上れ」	片腕を手のひらを上にして水平に横に伸ばし、数回垂直に上げる。
21	「降車」、「降りよ」、「艦載せよ」	片腕を手のひらを下にして水平に横に伸ばし、数回垂直に下げる。

22	「中止」、「停止」	片腕を水平に上げ次に斜め下まで下げる。
23	「駆け足」、「速度増せ」	片手を肩に上げ、こぶしを握り、垂直に腕を上下する。
24	「速足」、「速度落とせ」	片腕を水平に横に伸ばし数回斜め下まで動かす。 新方向に向いている側の手を身体を横切って、反対側の肩にもってゆき、手のひらを変換させる方向に向け、前腕で水平の弧を描くように新方向に回す。
25	「射向変換」、「方向変換」	目ざす隊員や車両等の方に向かって、腕を水平にし手のひらを上にして指を伸ばしてそろえ、手と前腕を握って手まねきをする。
26	「こちらへ来い」 「我に続け」	片腕を伸ばして体の側方で大きく円を描く。
27	「隊隊作れ」	両腕を伸ばして体の両側で大きく円を描く。
28	「行進縦隊作れ」	両腕を横に水平に上げ、腕と手を伸ばし、手のひらを下にする。
29	「隊隊作れ」	両腕を上45°に開く。
30	「V型作れ」	両腕を下45°に開く。
31	「傘型作れ」	両腕を頭上上げ、ひじを少し曲げて指の先をつけ菱形を作る。
32	「菱形作れ」	片腕を十分伸ばして垂直に上げ、腕と手で頭上に大きな水平の円を描く。
33	「集合」	両腕を伸ばし、銃を水平にして頭上に上げる。
34	「敵発見」	右手で銃剣を握り銃につけるまねをする。
35	「着剣」	

印刷 44. 5. 株式会社 九段社

